

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会会期日程表

平成24年 3 月 6 日開会～ 3 月19日閉会 会期14日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	6	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告	
〃	7	水	休会		
〃	8	木	休会		
〃	9	金	休会		
〃	10	⊕			
〃	11	⊕			
〃	12	月	本会議	○議長の辞職の件 ○議長の選挙 ○諸報告 行政報告 ○報告第 1 号 伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画 ○平成24年度施政方針 ○請願第 1 号の委員会への付託 (1 件) ○発議第 1 号～ 2 号 (趣旨説明～質疑～討論～採決) 同意第 1 号～第21号議案上程 (19件) (提案理由説明～ 質疑～討論～採決) 議案第22号～議案第28号議案上程 (7 件) (提案理由 の説明まで)	住 民 議 員 (町長提出) (町長提出)

				○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明	議 長
〃	13	火	休会	(中学校卒業式)	
〃	14	水	本会議	○一般質問 (杉並議員、上木議員、明石議員、佐藤議員、 琉議員)	
〃	15	木	委員会	○当初予算審査特別委員会	
〃	16	金	委員会	○当初予算審査特別委員会	
〃	17	⊕			
〃	18	⊕			
〃	19	月	委員会 本会議	○常任委員会 ○議案審議 (質疑～討論～採決) ○閉会	

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成24年 3 月 6 日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年3月6日（火曜日） 午後2時57分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

（1）諸般の報告

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	8 番	清 水 喜 玖 男 君
9 番	伊 藤 一 弘 君	10 番	杉 並 廣 規 君
11 番	琉 理 人 君	12 番	上 木 勲 君
13 番	美 島 盛 秀 君	14 番	常 隆 之 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 樺 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	中 野 幸 次 君
総 務 課 長	稲 隆 仁 君	企 画 課 長	牧 徳 久 君
税 務 課 長	池 田 俊 博 君	町民生活課長	鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長	松 田 一 郎 君	経 済 課 長	樺 山 誠 君
建 設 課 長	中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長	大 山 秀 光 君
環 境 課 長	益 一 男 君	水 道 課 長	芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長	佐 平 浩 則 君	農 委 事 務 局 長	仲 武 美 君
教 育 長	茂 岡 勲 君	教 委 総 務 課 長	窪 田 良 治 君
社会教育課長	當 吉 郎 君	学給センター所長	平 山 栄 文 君
ほーらい館長	四 本 延 宏 君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（午前）穂 浩一君・福司銀二郎君・中富譲治君

（午後）喜納栄樹君・福司銀二郎君・中富譲治君

△開 会（開議） 午後 2時57分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第1回伊仙町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、明石秀雄君、樺山 一君、予備署名議員を永岡良一君、清水喜玖男君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月6日から3月21日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月6日から3月21日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成23年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

1月24日、養護学校分教室に関する勉強会に議員が出席、2月14日、第63回鹿児島県町村議会議長会定期総会に議長、事務局長が出席、奄美群島振興開発事業の予算確保など2項目にわたり決議しました。

2月20日、徳之島3カ町議会議員連絡協議会大会及び研修会が徳之島町で開催され、第55回奄美群島市町村議会議員大会への提出議題が、「県単事業の予算枠の拡大について」に決定となりました。

た。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

2月20日に常任委員会を開催し、総務文教厚生常任委員会委員長に琉 理人君、副委員長に前 徹志君、経済建設常任委員会委員長に清水喜玖男君、副委員長に永岡良一君、議会運営委員会委員長に琉 理人君、副委員長に清水喜玖男君が互選されました。

伊仙町監査委員より、平成24年2月分までの例月出納検査の結果、伝票記載や細かな指摘事項はありますが、大方適正に処理されているとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

自然散会 午後 5時00分

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成24年 3 月12日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年3月12日（月曜日） 午前11時24分開議

1. 議事日程（第2号）

○追加日程第1 議長の辞職の件

○追加日程第2 議長の選挙

○日程第1 諸報告

行政報告

○日程第2 報告第1号 伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画

○日程第3 平成24年度の施政方針説明

○日程第4 請願第1号 伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書

（経済建設常任委員会へ審査付託）

紹介議員上木議員、杉並議員

○日程第5 発議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議について（趣旨説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 発議第2号 「安心・安全の町」実現に関する決議について（趣旨説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 同意第1号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 同意第2号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 同意第3号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第6号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第7号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第8号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第9号 伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第10号 伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第11号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第12号 伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第13号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～

討論～採決)

- 日程第18 議案第14号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第19 議案第15号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第20 議案第16号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第21 議案第17号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第22 議案第18号 伊仙町堆肥センターの管理運営業務委託契約（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第23 議案第19号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第24 議案第20号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第25 議案第21号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第26 議案第22号 平成24年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第27 議案第23号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第28 議案第24号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第29 議案第25号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第30 議案第26号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第31 議案第27号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第32 議案第28号 平成24年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明まで)
- 日程第33 平成24年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会の設置について

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	9 番	伊 藤 一 弘 君
10 番	杉 並 廣 規 君	11 番	琉 理 人 君
12 番	上 木 勲 君	13 番	美 島 盛 秀 君
14 番	常 隆 之 君		

1. 欠席議員（1名）

8 番 清 水 喜玖男 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柊 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	中 野 幸 次 君
総 務 課 長	稲 隆 仁 君	企 画 課 長	牧 徳 久 君
税 務 課 長	池 田 俊 博 君	町民生活課長	鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長	松 田 一 郎 君	経 済 課 長	樺 山 誠 君
建 設 課 長	中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長	大 山 秀 光 君
環 境 課 長	益 一 男 君	水 道 課 長	芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長	佐 平 浩 則 君	農委事務局長	仲 武 美 君
教 育 長	茂 岡 勲 君	教委総務課長	窪 田 良 治 君
社会教育課長	當 吉 郎 君	学給センター所長	平 山 栄 文 君
ほーらい館長	四 本 延 宏 君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

総務課長補佐（財務） 田 島 輝 久 君

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（終日）関 政樹君・稲田大輝君・田中勝也君

△開 会（開議） 午前 1 1 時 2 4 分

○議長（常 隆之君）

本日は全員協議会の日ではありますが、議事の都合により、ただいまから会議を開きます。

皆さんにお諮り申し上げます。きょうで議長の職を辞したいと思いますのでよろしくお願いします。

ここで副議長と交代します。副議長お願いします。

〔議長交代〕

○副議長（伊藤一弘君）

おはようございます。議長常 隆之君より、議長の辞職願が提出されています。

△ 追加日程第 1 議長の辞職の件

○副議長（伊藤一弘君）

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 号として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤一弘君）

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とします。

そこで、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、常 隆之君の除斥を求めます。

〔議長 常 隆之君 退場〕

○副議長（伊藤一弘君）

お諮りします。常 隆之議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤一弘君）

異議なしと認めます。したがって、常 隆之議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで常 隆之君の除斥を解きます。

〔議長 常 隆之君 入場〕

○副議長（伊藤一弘君）

ただいま議長が欠員となりました。

△ 追加日程第 2 議長の選挙

○副議長（伊藤一弘君）

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤一弘君）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（伊藤一弘君）

ただいまの出席議員数は13名です。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○副議長（伊藤一弘君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（伊藤一弘君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（伊藤一弘君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	永田	誠議員	2 番	福留	達也議員
3 番	前	徹志議員	4 番	佐藤	隆志議員
5 番	明石	秀雄議員	6 番	樺山	一議員
7 番	永岡	良一議員	9 番	伊藤	一弘議員
1 0 番	杉並	廣規議員	1 1 番	琉	理人議員
1 2 番	上木	勲議員	1 3 番	美島	盛秀議員
1 4 番	常	隆之議員			

○副議長（伊藤一弘君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（伊藤一弘君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（伊藤一弘君）

これより開票を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、永田 誠君、2番、福留達也君を指名いたします。ただいま指名しました2名の方々の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（伊藤一弘君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、常 隆之君9票、杉並廣規君4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、常 隆之君が議長に当選されました。

議長に当選されました常 隆之君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで当選人の常 隆之君が登壇の上、当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○14番（常 隆之君）

皆さん、今回、辞表を出して、再任していただきまして本当にありがとうございます。

身が引き締まる思いであります。これからも14人が一体となって伊仙町政発展のために、執行部の提案、議案等に議会が活性化することをお誓いを申し上げ、そして、今年は町制施行50周年でありますので、ぜひ町政発展のために頑張っていくことを約束して就任あいさつといたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤一弘君）

ここで新議長と交代します。

[議長交代]

△ 日程第1 諸報告

○議長（常 隆之君）

日程第1 諸報告を行います。

町長から行政報告及び報告第1号について、報告の申し出がありましたのでこれを許します。

○町長（大久保明君）

行政報告の前に、常 隆之新議長が誕生したことを心よりお喜び申し上げます。

では、行政報告の前に、今回は小雨が降って、さらに伊仙町が地が固まったと思います。

常議長におかれましては、この2年間、議会改革、議会基本条例、そして議会提案など、そして伊仙町議会を見事にまとめていただいたと思います。去年の全郡議員大会においても闘牛大会を開催するなど、全郡に伊仙町の変った姿を、新しく生まれ変わった姿を示していったと思っております。

これから2年間、さらなる進化を遂げる、全伊仙町民の代表である伊仙町議会であることを期待したいと思います。

それでは、行政報告を行ってまいります。

12月議会以降の主な報告について、お手元に資料を配付してありますけれども、要点だけを説明をしてまいりたいと思います。

12月17日に、議会開会中でありましたが、以前から懸案になっておりました徳之島33カ所名所旧跡めぐりを3町の役員とで1日にわたって回ってまいりました。

それから、12月31日には、ほーらい館前広場において大みそかのカウントダウンを商工会青年部が開催いたしまして、1,000人以上の島内外から若者中心に集まっていたいただき、新しい年をつくり上げていこうということになりました。

1月8日に、徳南会の総会及び新年会に参加いたしまして、今年は伊仙町制施行50周年であるということで、徳南会からも島との交流をさらに深めていきたいということで参加をすることになりました。何回かお会いしますと、その間、この50周年の中でいろんな祭りを集めてパレードをしたいという提案が今、出ているところであります。

1月18日には、J A あまみ、バレイショのトップセールスに大阪、名古屋、横浜、東京を回り、そして鹿児島県のタベに参加をしましてまいりました。この中で、大阪の関西伊仙町連合会が120人ほど集まりまして、その中で今回の徳之島の、伊仙町の町制施行50周年に関西のほうからも多くの方々が参加するということになりました。また、この中でJ A Lの前大西社長とお会いいたしまして、今回の闘牛ツアー50周年に向けてチャーター便を出していくという話などが前進している状況でございます。

1月24日は、徳之島療育研究会の勉強会が、徳之島町合同会館でありまして、療育研究会の方々の事例発表があり、多くの母親、子供たちが今、非常に厳しい状況に置かれてると。

そのためにも農業高校跡地に大島養護学校の分校を設置ということで意見がまとまったところであります。

2月1日の職員全体朝礼において、集落担当職員の、4月1日からの活動についてをお願いをしました。また、今まで課長会を中心にしてきましたけれども、補佐会を今後定期的に行い、課長の役割を補佐がオーバーラップしてやっていくということの説明をいたしました。

サトウキビ春植え出発式においては、史上最悪のサトウキビ状況でありますけれども、380haの春植え推進を行ったところであります。

2月3日には、丹下甲一副知事が来島いたしまして、目手久の情報発信施設、南西糖業、犬田布

岬などを視察して帰られました。

2月10日には、郡の市町村会、また議長等の合同懇談会がありまして、伊仙町長、私が2月23日から2年間、郡の町村会長ということに決定をいたしました。奄振の一括交付金が、そしてまた、地元提案など、また世界自然遺産登録に向けて、今後、郡の会長として各島々の方々と連携をとって推進をしていく覚悟でございます。

2月11日に、お手元にこの前配付いたしました、マスコミの南海日日新聞の中で、南海天地の中で伊仙町が変わったというふうな報道がございました。過去、伊仙町は個が、個性が強い町だったけれども、それが公、みんなでやっていこうということに変わっていったと。

しかし、伊仙町が過去、いろんな戦争とか闘牛で争いが激しかったけれども、伊仙町民の、それはどうしても嫌いになることはなかったという、伊仙町の個の力、そして、それがまとまったら、新しく変わった伊仙町に闘牛を中心とした施設もできると。そのことに期待するようなお褒めの言葉をいただいたところであります。それは、まさに伊仙町議会が変わったからと私は思っています。

2月20日には、徳之島空港愛称選考委員会で「徳之島子宝空港」が決定いたしまして、2月26日に、山田裕章県副知事を招聘いたしまして記念式典がございました。

また、その20日に、三町議員大会がございまして、この中でも療育研究会の方々の要望活動が大変感動的な形で行われました。また、この中で、私はあいさつの中で、今後、徳之島広域連合の果たす役割がますます大きくなってくると。今回の電気バスの事業も広域連合でなし遂げた事業であり、食品加工センターもまさにそうであります。今後、消防組合、介護組合、観光連盟等、また給食センターの問題等を解決するために広域連合が拡大していくということが大変、島の発展には欠かせない状況になると思っております。

3月2日には、徳之島用水土地改良区設立祝賀会がございまして、吉村 馨九州農政局長が来られてまして、この中で過去の土地改良区を検証し、徳之島ダムが完成した後の水管理組合が健全運営をできるようにしていく、というお話がございました。

3月5日の職員全体朝礼の中で、徳之島警察署の藺田署長にお願いいたしまして、飲酒運転の撲滅、それから徳之島において家や車のかぎがなされていないというお話がございました。

また、美山 保、我々の先輩が伊仙町からまず花いっぱい運動をしていこうということを町民に訴えていたところでございます。

以上、行政報告を終わります。

△ 日程第2 報告第1号

○町長（大久保明君）

報告第1号の説明を行います。伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画を報告第1号としてお配りしたとおり策定いたしましたので報告いたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、報告第1号の伊仙町老人福祉計画及び介護保険事業計画について補足説明をいたします。

この計画書は第5期の介護保険計画の事業計画でありまして、第1期が平成12年から14年度まで、初めとして、第4期の計画は21年度から23年度ということで3年間ずつの事業計画の見直しであります。この策定に当たっては12名からなる策定委員会を設け、3回ほど委員会を開催いたしております。2月24日の第3回会議の中で委員から了解をいただき、議会の報告とあわせて条例の改正となりました。

中身については、介護保険事業計画、前もってお配りしてありますけれども、議案の第14号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例に関連する報告であります。議案第14については、また後ほど説明申し上げますけど、ダブって説明するわけですのでご了解をお願いしたいと思っております。期間は先ほど申したとおり、平成24年度から平成26年度分であります。介護保険料は3年ごとに見直すことになっております。

まず、62ページをおあけください。まず介護保険料が、結論から先に申し上げますと、この介護保険料算定となる標準給付費及び地域支援事業費の見込み額ということで、平成24年から平成26年度にかけて標準給付費と地域支援事業費を書いてございます。3年間で合計27億2,490万円が算定となる事業費であります。平成24年度から介護報酬が1.2%増額で、給付費総額が膨らんだものとなっております。各事業年度における給付費金額については割愛します。

標準給付費は平成20年度から23年度実績をもとに、厚生労働省の推計ワークシートで算出しております。地域支援事業は、平成18年4月より介護保険事業の中で保険料算定の対象として実施しております。

この標準給付及び地域支援事業費をもとに推計される保険料額は、第4期段階では保険料額6万9,600円、月額5,800円となるものであります。現行、平成20年度から23年度の保険料との比較及び改正について、これは65ページのほうに保険料の収納必要額ということで書いてあります。

65ページの現行、第4期から比較しますと、第1段階、この第1段階というのは生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、市町村民税の世帯の非課税世帯ということであります。

現行の4万5,200円から、改正後には第1段階として3万4,800円、比較として9,600円の増額と一般になります。第2段階の3万2,760円が3万4,800円、2,040円の増額ということになります。

第3段階が、3万7,800円が第5期の中では5万2,200円、1万4,400円の増となります。第4段階では、5万400円が、5期では6万9,600円、1万9,200円の増額になっております。第5段階では、現行の6万3,000円が8万7,000円ちょうど、2万4,000円になっております。第6段階、7万5,600円が10万4,400円、2万8,800円の増となっております。

ちなみに、この第6段階は、本人が市町村民税の課税で合計所得金額は190万円以上の者というこ

とになっております。平均すると第4段階の現行の5万400円が6万9,600円、1万9,200円増になっておりますけども、これが一応基準の平均ということになっております。

それでは、介護保険事業計画の作成過程を申し上げます。4つのほど項目ということで、契約書の中にはございませんけど、私のほうで総括ということで説明申し上げます。

まず、地域ニーズ調査、4つありますけども、地域ニーズ調査と、2番目の介護サービス料見込み算定、3番目の標準給付費費用の算定、4番目として、第1号被保険者の保険料設定ということで作成過程を進めてきたわけであります。

まず、地域ニーズ調査においては、高齢者要介護認定者ニーズ調査、これは平成22年10月から平成23年2月ということで、これは県の進行状況に合わせてニーズ調査の集計、分析を行っております。

これに基づいて、2番目として介護サービス料の見込み算定ということで、高齢者数の推計、要介護認定者の推計、各介護サービス料の見込みということで、その見込み算定にもっていったわけであります。これが36ページから55ページに書いてる算定見込みの中に書いてあります。

遅れましたけど、地域のニーズ調査については12ページから17ページに書いてあるとおりであります。

4つのうちの3番目、標準給付費の算定ということで、介護サービス見込みから計画年度の3年間の介護サービス費用額を算出するための標準給付費の算定を行っております。

大きな項目の4番として、第1号被保険者の保険料の設定であります。大きなものでありますけども、介護保険給付費の財源割合として国が25%、県が12.5%、町が12.5%、第1号被保険者、これが従来20%だったのが21%、第2号被保険者、これが29%、従来30%でありました。

1%の相殺をされております。3年間の標準給付費から第1号被保険者負担相当額を算出し、さらに調整交付金、準備基金取り崩し額、保険料徴収率、高齢者の所得段階区分人数から基準額を算定してきたということであります。これ、63ページに書いてあるとおりであります。

続いて、要介護認定者の推移ということであります。平成14年度に要支援者が132名いたのが、平成23年度の推計では42%、68%の支援については予防の効果があらわれて減少しております。

要支援2では、平成14年当時はなかったんですけども、現在では、平成23年の推計では66名、要介護1の平成14年度が232名いた方が、平成23年度推計では88名に減っております。

これも62%、これは介護予防事業の効果があらわれてきていると思っております。要介護2においても、99名だったのが93名、それほど変化はありません。これからが一番お金がかかると言いますでしょうか、重度の方の介護の費用なんですけども、要介護3、平成14年度53名だったのが、平成23年度には108名となりまして、約41%の増加であります。要介護4におきましては、平成14年度62名だったのが88名と、これもふえております。一番重い要介護5、平成14年が52名だったのが、平成23年度70名とふえて、介護が上がる度にこの給付費もかかるということであります。

伊仙町の要介護、要支援の認定者数の推移を申しますと、平成14年に630名の認定者がいたのが、

平成22年度では553名に減ってはおります。しかしながら、要介護3以上の重度についてふえてるということは、人数は減っても介護給付費が上がってきているという現状であります。

平成23年度6月末の介護度の認定率を申し上げます。

全国で17.6%の介護別の認定率に対して、伊仙町は断然高く23.6%ということで、徳之島町、天城町の19%、20%を超えて、この認定率が上がっているというデータがあらわれております。

介護のサービスの受給率を申し上げますと、伊仙町も、これも3町の中では断然介護サービスの受給率が高く、伊仙町で20.7%、徳之島町で17.6%、天城町においては14.79%、全国の平均が15.5%の中で伊仙町の介護サービス受給率が高いというのが断然あらわれてきております。

受給者の割合を申し上げますと、施設と地域密着サービスの受給者割合を申し上げますと、伊仙町が6.6%、徳之島町が5.7%、天城町が7.7%、天城町の高いのは愛心園の100床の中で8割方が天城町の方だということで、地域と施設のサービスの受給者割合が高くなっているということであります。

被保険者1人当たりの給付費を申し上げます。

全国が1万9,893円に対して伊仙町は2万5,521円と、全国比に比べて5,628円が給付費として高くなっております。徳之島町と天城町比べるとそう差はありませんけども、全国に比べると1人当たりの給付費が高くなっているということであります。

介護保険事業の推移として、第1期中で初め、月の分に関しますと2,600円で3年間推移していたのが、平成15年から17年の第2期においては4,400円で推移しております。第1期に比べて1,800円の差があります。この5期の計画においても1,600円なんですけれども、第2期のほうでの推移が月別に対しては各欄上がっております。第3期においては、第2期より100円少なくなつて4,300円、第4期もやっぱり4,200円となっております。急激に上がったのが介護率、介護受給者のサービスの受給者が多くなってきたというあらわれでありました。

介護保険事業計画及び実績の推移について申し上げます。

国では高齢者の急激な増加などに伴い、介護、社会的な課題としてとらえて平成12年度に介護保険制度を導入して以来、10年が経過しました。この間、介護サービスの利用を拡大し、介護予防の普及が大きな課題となっています。第1期、事業計画運営期間においては、事業実績が事業計画を大幅に上回り、介護保険料財源が不足する事態となりました。第2期事業計画以降は、前期の事業実績を参考に施設計画などを考慮して計画策定しております。また、サービスの適正化事業に取り組んだ結果、第2期事業運営期間において事業実績が下降しましたが、高齢化が進むにつれ、施設を必要とする受給者がふえ、第3期及び第4期において施設の増設計画をしたところ、再び事業実績が上昇しています。これからの高齢化社会においては、まず介護を必要とする状態にならないよう予防することは重要であり、精神面でも豊かな生活を送ることが認知症などを予防することにつながります。そして、介護はいつになっても住み慣れた地域で、心豊かに暮らしていけることが大切だと思います。

以上で、報告第1号の補足説明を終わります。議員の皆さんの報告としてかえさせていただきま
すけれども、保険条例が後、出てきておりますので、また、その中でもご審議していただきたいと思
っております。

以上です。

○議長（常 隆之君）

報告第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

以上で、諸報告を終わります。

○10番（杉並廣規君）

議長、伊仙町議会会議規則、緊急質問第62条の規定によって、ほーらい館におけるレジオネラ菌
の検出について説明を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

ただいま杉並廣規君からレジオネラ菌の件について緊急の質問をしたいとして動議を求められま
した。したがって、杉並廣規君のレジオネラ菌の件の緊急質問の件を議題として採決をします。

この採決は起立によって行います。杉並廣規君のレジオネラ菌の件の緊急質問に同意の上、日程
に追加し、追加日程第3として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって、杉並廣規君のレジオネラ菌の件の緊急質問に同意の上、日程に追加
し、追加日程第3として発言を許すことは否決されました。

△ 日程第3 平成24年度施政方針説明

○議長（常 隆之君）

日程第3 平成24年度施政方針説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成24年第1回定例会の開催に当たり施政方針を述べていきます。

昭和37年1月1日、伊仙村から伊仙町への町制が変わり、本年は伊仙町町制施行50周年という記
念すべき節目の年に当たります。

半世紀を振り返って、社会情勢の変遷とともに数々の復興・振興事業で社会資本インフラの整備
は目まぐるしい発展を遂げてまいりました。

昨年3月11日に突如、東日本大震災が発生し、東北地方沿岸部では津波による未曾有の大被害を

もたらし、安全と言われた原発事故を引き起こすなど過去に類を見ない劇的な被災状況であります。ここに改めて亡くなられた方々のご冥福と被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

これを教訓として地震津波対策が急務であるため、災害発生危険個所の把握や点検を行い、自主防災組織を編成するなど徳之島3町では一斉に避難訓練を実施いたしました。

奄美地方でも異常気象が続き、昨年11月、徳之島町轟木集落で起きた竜巻など、たび重なる集中豪雨や季節外れの台風襲来で農作物にも深刻な影響を受け、基幹作物のサトウキビは大幅な減収が見込まれています。また、特に今年は日本列島に大寒波が襲来、豪雪被害をもたらすなど自然災害の恐ろしさを実感しています。

一方、国際経済に目を転じますと、T P P（環太平洋経済連携協定）問題が浮上、現政権はこれに参加する意向を表明、賛否両論はありますが、サトウキビや畜産には大打撃を受けるということでT P P参加反対島民総決起大会を開催、一昨年、米軍普天間基地移設徳之島案がマスコミ等を通じて報道され、島民が一致団結し、1万5,000人集会を開くなど一丸となって反対運動を展開したことを思い起こし、徳之島3町が強い意志を持ち、断固反対を貫き未来の子供たちのため、永遠にこの島を守っていくのが我々に課せられた使命でもあります。

「共に創ろう躍進する輝く伊仙町」をスローガンに100項目のマニフェストを政策の目標に掲げ、町民総親和・住民参加型の町政を模索、その着実な実践に向け、全力で取り組んでいきます。

過去に長寿世界一を2人輩出し、子宝日本一の栄誉をあわせ持つ「健康・長寿と子宝の町、人情豊かなもてなしの町」の構築、少子高齢化が進む日本社会の中、モデル地域として全国が注目し、だれもが行ってみたい町・住んでみたい町づくりを目指します。このように、人口の増加する町としてU・Iターン者の定住が可能になるよう、安心して暮らせる環境づくりのため「住宅政策・空家対策」を促進させ整えます。また、子宝の町として次世代を担う子供たちの健やかな成長を願い、児童福祉向上に資するための子育て支援「出産祝い金」の支給や共働き家庭の手助けとして「預かり保育」を継続実施するなど、きめ細やかに進めます。

農高跡地問題については、本年4月、払い下げに向け、手続中であります。これと並行して議会が率先し、大島養護学校分校の誘致に向けて動き出し、全郡議員大会にも提案、決議するなど大きく前進しました。このことは画期的なことであり、活発な要請を受け、県では平成25年度から徳之島高校に設置する大島養護学校高等部訪問教育拡充に伴う校舎改修の予算措置を行うなど現実味を帯びてきました。

農政面においては、「農業生産額50億円達成」を目標に農林水産業に加工・販売を融合させた第6次産業の確立、土づくりの推進、基幹作物であるサトウキビの単収向上、畜産の振興はもちろん、亜熱帯の気象条件を生かした付加価値の高いマンゴーやタンカン、さらには赤土バレイショ、ショウガ、ゴマ、カボチャなど高収益性の作物栽培を推奨します。

また、これらに加え、徳之島コーヒーやボタンボウフウ（別名長命草）の栽培も育苗から実証栽培へと移行し、軌道に乗ってきました。特にボタンボウフウについては試験出荷にこぎつけるとと

もに、昨年、大阪大学であった日本機能性食品医用学会総会で「新規アディポネクチンの促進素材として研究を進め、アンチエイジングの切り札的存在」と発表されました。さらには、産官学連携で商品化を模索、「一粒長命・万咲」のサプリメントを開発するなど健康食材の研究成果が期待されています。

平成20年8月にオープンした「徳之島交流ひろば ほーらい館」も昨年12月には入館者40万人を達成、徳之島全島から多くの方々が来館され、健康増進と交流・憩いや語らいの場、徳之島の新しい南の拠点として盛況になってまいりました。

また、直売所「百菜」も地産地消を基軸に、長寿食や無農薬という付加価値の高い農作物を、昨年、町内全域において敷設整備された光ファイバー網を駆使し、全国に販売発送する魅力あるスペースとして高い評価を受けています。

さらに、平成23年度に実施された「直売所甲子園2011」では、全国から16直売所が選ばれ、決勝戦進出が決定。その中に伊仙町の直売所「百菜」も離島での本格的食の拠点誕生という形で出場するなど、その快挙をなし遂げました。

奄美の食肉文化の振興には欠かせない「徳之島食肉センター」も総工費2億4,000万円を投じて、新設工事を終え、4月の本格オープンが待たれているところであります。昨年3月から実証実験が行われている電気バス導入事業も全国離島では初めての試みで、世界自然遺産登録を目指す奄美群島、エコ・アイランド化に向けて大きく前進するものと期待されています。

昨年度実現の運びとなった徳之島地域文化情報発信施設整備事業は、道の駅事業（効果促進事業）で進行中の駐車場整備事業とあわせ、闘牛関係者や徳之島で活躍する若い青年層の意見を集約し、取り入れた実施設計を終え、4月の本格的着工に向け諸々の準備を進めているところでございます。

10月で開催予定である町制施行50周年記念式典とあわせた形で、この徳之島地域文化情報発信施設のこけら落としも挙行政します。

徳之島の代表的な伝統行事「闘牛」や町指定文化財「目手久八月踊り」「島唄」など特徴的な伝統文化の保存継承を行うとともに、これら今に生きる文化の活用と情報発信を道の駅と一体となって整備することにより徳之島の観光拠点施設として来訪者の地域回遊や体験型観光など、地域住民との交流を図り、魅力ある観光地の形成を目指していきます。

以上の観点を踏まえ、主要施策について述べていきます。

1、徳之島交流ひろば「ほーらい館」及び直売所「百菜」について。

～伊仙町のシンボル、6次産業の中核拠点～

徳之島交流ひろばほーらい館は、健康増進、交流憩いの場として利用促進を図るとともに、各種行事等も開催し、島民のさまざまな需要にこたえるべく努めているところです。開館3年が経過し、厚生労働省から健康増進施設としての認定を受け、昨年12月には、延べ利用者が40万人を超すなど運営面においても充実してきました。これを契機に指定管理者制度の導入も視野に入れ、町民の健康増進に努めてまいります。

さらに、今年度は放課後わくわくクラブを学童保育として位置づけることにより、子育て支援を行い、就労支援及び定住促進につなげていきます。これからもお客様のニーズにこたえるため、施設の運用法改善や職員の資質向上を図り、さらに充実した施設を確立します。

事業としては、需要の高い魅力ある教室の開設を実践するとともに、保健センターとも連携し、福祉施策のマニフェスト実現に取り組みます。コスト削減にも鋭意努力しながら、「健康・長寿と子宝の町」をシンボルとしたほーらい館を目指します。

直売所「百菜」は、オープンから3年目の営業に入り、数々のイベントや徳之島農産物、魚介類や、特産加工品の販売、また仕出しや手づくりパンなどの販売で、島内外多くの方々に認知されつつあります。販売売上額も順調な伸びを見せ、1億円を突破しました。

徳之島産農産物の島内消費を図るために、島内の病院、老人ホーム、給食センターへとれたて野菜や加工品の納品にも熱心に取り組み、地産地消の中核基地を目指します。

島外から来訪するビジネス、観光客にとっての拠点として、また島内の買い物客にとっては安心して買い物ができる場所としての地位を築きつつある。特にふるさと便や光ファイバーのインターネットを駆使した通信販売部門の販売強化を図りつつ、伊仙町が掲げる第6次産業化の中核拠点として、これからも新しい商品開発、販路の開拓に努めます。

2に、福祉行政について。

～福祉サービス、子育て支援の充実～

平成12年度から始まった介護保険制度の導入によって、家族による介護から社会保障制度としての介護へ大きな転換が図られました。

本町においても、制度スタートからの施行状況を見ますと高齢化が突出して進行していることから在宅サービスを中心に利用者が急速に拡大するなど、介護保険制度の老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

地域包括支援センターを中心に、予防重視型サービスへと移行してきたところではありますが、特別養護老人ホーム仙寿の里の16床増床は、地域密着型サービスの施設整備は充実しましたが、後期高齢者の人口割合が高くなるなど介護給付費が増加し、財政も硬直化してきました。

福祉政策は、地域包括施設ケアから在宅ケアへと転換が進められてきており、必要なサービス量と高齢者の保険料負担、介護サービスの適正化を重点目標に掲げ、高齢者や元気で住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護保険財政の健全な運営に努めてまいります。

医療給付費の増加に伴い、今年度は県下全市町村で後期高齢者医療保険料の増額が予想されます。一方、年金給付についても物価スライド制が導入されても給付額が約1%減少します。

このことを踏まえ、県後期高齢者医療広域連合では、財政基盤安定基金の3%以外はすべて繰り入れることで保険料の上昇を抑制する方針を示しました。後期高齢者にとっては厳しい状況となりますが、理解が得られるよう十分説明し、健全な運営に努めます。

町老人クラブ連合会、ゲートボール協会等に補助を行い、高齢者の生きがい対策事業やスポーツ

大会などに多くの高齢者が参加できるよう支援します。昨年度は、国の補助事業、地域支え合い体制づくり事業を導入し、要援護者マップ作成と日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

今後、さらに地域の見回り体制や災害時の自助・共助・公助による安心安全な地域づくりを進めていきます。

次に、障害者福祉サービスについては、ノーマライゼーションの理論に基づき、障害がない人と同様に自立し、充実した社会生活が営めるよう各支援について質的、量的充実を図りながら、平成24年度から26年度を第3期とする障害者計画及び障害福祉計画を策定中です。

平成23年4月からは、腎機能障害を持つ方の腎臓移植手術及び腎臓移植後の免疫抑制療法等の治療を受けるため、島外の医療機関に入院または通院する患者及び家族に対して経費の一部を助成してきましたが、引き続き実施します。

国民健康保険の運営は、本来保険料と国庫負担とで賄えるべきものでありますが、保険料負担が限界に達しているため、やむを得ず一般会計から繰り入れを行い、運営がなされているところであります。自主財源確保のため徴収体制の確立を図るとともに、より積極的な徴収活動に全力で取り組み、適正な賦課徴収に努め、国民健康保険財政の安定化を図ります。

また、保健センターを中心に、医療・福祉・保健・介護を一体的にとらえて健康保持・増進を啓発できる特別対策事業等を導入し、中長期的な医療費抑制につながる事業を展開していきます。

敬老祝い金の支給については、100歳以上を対象とします。新生児の増加による子育て支援金が増加傾向にあり、敬老祝い金を減額する一方、祝い金の一部を子育て支援金へ充て、将来を担う子供たちに託すという方策があります。

子育て支援については、出産児を祝福し、次世代を担う子供の健やかな成長を願い、児童福祉の向上に資することを目的とした子育て支援金制度を引き続き進めます。鹿児島子育て支援パスポート事業は、協力企業の参加を進め、子育て世帯の利用促進を図っていきます。

昨年度は「離島医療サミット in 徳之島」が国、県を含め、多くの医療関係者が出席し、盛大に開催されました。徳之島の将来の医療・福祉を考える会では、離島での現状を踏まえ、離島の持つ特殊性や課題解決に向けた取り組み等を訴えるこのサミットを次年度も計画し、島根県隠岐の島町での開催を視野に検討されています。

3、保健センターの運営について

～地域力を生かした子育て支援から健康づくりの町へ～

今年度は、平成15年度から推進してきた健康増進計画「健康長寿いせん21」計画の最終年度であり、また平成20年度から始まった第1期特定健診、特定保健指導の強化年度に当たります。

町民各位の深甚なるご理解と各関係機関のご協力で、平成23年度において特定健診率が65%を達成、健診による疾病の予防体制が確立されました。

次のステップとして、健康づくりを実践できる町を目指し、ほーらい館を拠点として各集落公民館の職員が出向き、健康運動や栄養指導等を実施、メタボリックシンドロームや脳卒中予防などそ

の効果実現に向け努力します。

さらには、食の健康づくりとして、直売所「百菜」や各小中学校と連携を図りながら食育を推進するなど、子供から大人までの基本的な食習慣の定着に努めるとともに、地産地消を推進し、安心安全な島食材の利用を促します。

子育て支援につきましても、ほーらい館の放課後わくわくクラブ運営支援や障害を持ったお子さんや子供の支援、不妊治療の助成など母子保健事業の充実を図り、地域力を生かした子宝町づくりを推進します。

最後に、心の健康づくり支援として、不眠や不安に悩む方々の相談を随時行えるよう専用電話を設置し、心身ともに健やかな日々の営みができる町づくりを推進します。

4、建設公共土木事業・町営住宅の整備について

～町道整備の推進、環境に優しい本格木造住宅の建設～

道路は、産業振興、地域間交流には不可欠な社会基盤であり、特に本町は集落が散在しているため道路網の整備は極めて重要な施策の一つです。これまで日常生活に直結する道路整備を重点的に進めてきましたが、いまだに多くの未整備区間があるため、今後も計画的に整備していかなければなりません。

地域活力基盤創造交付金事業を導入し、平成18年度から進めている伊仙・馬根線について、今年度は役場から農協間を整備します。また、昨年度から始めた徳之島愛ランドクリーンセンターへのアクセス道路、第二西下線の整備を引き続き行います。

慢性的な住宅不足の対策として、伊仙町住宅マスタープランに基づき、平成15年度から東部、中部地区を中心に46戸の町営住宅を整備しました。今度は、新しい住宅建設計画として策定した伊仙町公営住宅等長寿命化計画を具現化し、人口増を図っていきます。平成23年度は、犬田布・亀戸団地に2棟14戸の木造2階建て住宅を新設しました。引き続き、河地地区に6戸の住宅を建設します。今後も同プランに基づき、慢性的な住宅不足の解消に向け取り組んでいきます。

5、保育行政・国民年金行政について

～新たな保育環境の充実～

政府は、新たな子育て支援制度案として、働く世代向けの支援策、待機児童の解消を図る目玉となる幼稚園と保育園を一体化させた規模をあわせ持つ施設、認定こども園制度を平成27年度を目途に創設する案をまとめました。

本町の保育行政は、保育所の民営化に伴い、さらなる保育環境の充実を目指し、延長保育等を実施していますが、今後も保護者の利便性を考慮した運営を確立するとともに、安心して子供を育てることができるような体制、整備に努めてまいります。

国民年金業務につきましては、平成23年8月に、年金確保支援法が公布され、納付できる期間が2年から10年に延長されることを踏まえ、老後の安心と支えを求め、引き続き年金事務所による年金相談会や役場窓口相談を充実させ、受給権確保の推進と年金保険料納付が難しい方への免除申請

勸奨に努めてまいります。

6、環境行政について

～世界自然遺産登録に向けて～

徳之島の山林は、奄美特有の希少動植物を多く、生息、育成する亜熱帯照葉樹林を中心に形成され、太古の昔から生態系が相互に関係しながら温存しています。美しい海岸景観やサンゴ礁に熱帯魚が群がる青い海など自然資源は極めて価値あるものです。

これを踏まえ、奄美・琉球諸島、北部（やんばる地域）、西表島を含めた形で、世界自然遺産の推薦地域として検討、選定されました。この世界自然遺産登録に向けた取り組みとして、奄美地域が持つ地域資源や特色ある美しい景観の保全に努めながら、まず山林などに不法投棄されたごみ等の撤去を実施します。また、平成22年9月に制定したごみのポイ捨て及び小動物等のふん害防止に関する条例を住民に広く周知し、気運を醸成させ、ポイ捨てのない町を目指します。これからは世界自然遺産登録を目指す上で最も大事なアマミノクロウサギの保護に向けた取り組みとして、ノイヌ・ノネコ対策を重視し、飼い猫の適正な使用及び管理に関する条例制定も視野に入れた取り組みが急務であります。

循環型社会形成事業においては、引き続き生活排水による環境汚染をなくすため、合併浄化槽の普及・推進に努めてまいります。

7、農林水産業の振興について

～障害者と長寿者が参画できる農業の確立に向けて～

先般、国においては、環太平洋経済連携協定交渉参加国との間で事前協議が開始され、T P P交渉参加については不透明な状況であります。このような状況のもと、伊仙町農業生産額50億円の目標達成に向け、平成24年度は、次に掲げる事項を関係機関と連携し、着実に実施いたします。

1、糖業振興については、作付面積の確保と病虫害対策を、並びに水利用による単収向上で農家所得の向上を図ります。

2、園芸振興については、赤土新バレイショ「春一番」の鹿児島ブランド産地指定を受け、消費者ニーズに対応した安心安全なバレイショを供給できる産地育成を図ります。また、土壌分析の徹底による適正施肥と防腐対策の徹底による単収の向上を図ります。

3、畜産振興については、堆肥舎の有効活用で地域資源の循環を促し、飼料畑の単収向上と飼養管理の徹底並びに優良素牛の保留により商品性の向上を図ります。

4、新たな作物、ボタンボウフウ、コーヒー、ゴマ、大豆の導入で、輪作体系を確立し、多品目栽培を推し進めるとともに、障害者や長寿者が生きがいを持って参画できる栽培体系の確立を目指します。

5、水産振興については、直売所の百菜における地場産魚介類の販売と、離島漁業再生支援事業による魚食普及や加工品の開発を行い、持続可能で収益性の高い漁業振興を図ります。

6、林務振興については、カラス、イノシシによる農作物への被害が増加傾向にあるため、町猟

友会と連携を密にし、有害鳥獣捕獲駆除の年間計画を樹立、農作物への被害防止対策に取り組みます。特に、カラスについては国の補助事業で捕獲枠を2基設置し、順調な捕獲率を上げています。

7、最後に、第1次産業として農林水産業の取り組みを、加工販売に力を入れた6次産業化へステップアップさせ、収益性の高い生産地となることを目指します。

8、土地基盤整備について

～計画的かつ総合的な農業農村整備事業の推進～

農業農村基盤整備事業の推進については、計画的、総合的な農業農村整備を推進し、農業生産性の向上、農業経営の安定、そして地域農業の発展を目指します。

農業振興の根幹である基盤整備事業については、平成24年度も引き続き県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）による区画整理、道路、排水路整備、土層改良、畑地かんがい施設整備等の事業を計画的に推進します。

今年度は、目手久地区、第一面縄1期地区、第一面縄2期地区、第二面縄1期地区、第二面縄2期地区、第二阿権地区、上晴地区、小島河地区を計画しています。

農道整備事業の過疎基幹農道整備事業「五ラン大原地区」が、今年度も農道改良事業、舗装事業を実施予定であります。

国営徳之島用水事業については、平成27年度にその水源である徳之島ダムが完成予定です。

待望である水を早期に農地へ送水できるよう、現在急ピッチで工事が進められています。

本年度は放流設備、揚水機場、附帯道路工事等が予定されており、本町工事分としては、幹線水路工事を計画しています。つけかえ道路ですね。

また、徳之島用水事業が始まる前に、その運営母体となる徳之島用水土地改良区が平成24年1月に設立され、今後、土地改良施設の維持管理など運営を行います。

9、徴収対策について

～税の公正公平負担～

町政運営の根幹であり、貴重な一般財源である町税の収入確保が充実した行政サービスを行う上で重要な課題となっています。町税の滞納をそのまま放置していくことは町民の納税義務及び行政事務に対し不公平感を生じさせています。一般財源の安定確保を図るために引き続き法に則した滞納処分を厳正に実施し、滞納処理に尽力します。

納税の促進及び滞納の防止を図るため、滞納のある町民に対しては、町の行う行政サービスを一部制限する条例を定め、あわせて税徴収事務を迅速、確実、効果的に効率的に行えるよう徴収部門の一元化を行い、さらに町民へ税の公正公平な負担、納期限内納付の啓発、金融機関納付、口座振替の推進等、周知徹底することにより、新たな滞納を発生させないように、現年度分徴収率の向上を図り、全体としての徴収率の向上、底上げを目指します。

10、商工・観光の振興策について

～新たな金融機関の誘致進出で、町中心街の発展の模索～

商工業の振興策については、商工会組織の育成強化や運用をさらに充実させるための運営補助や購買者の町外流出を抑制するプレミアムつき商品券発行事業を昨年に引き続き実施し、地元商店街の活性化を図ります。

国が推進する景気浮揚を目指した雇用の確保、経済対策のため、重点分野雇用創造事業、外来種撲滅、不法投棄撲滅検討増加事業の補助事業を導入し、失業者やU・Iターン者の移住支援体制構築や雇用の確保に努めます。

また、企業誘致を進めていく中で、新たな金融機関奄美大島信用金庫伊仙支店の開設が決定し、本年度中にオープンいたします。昨年、平成20年12月に鹿児島銀行伊仙支店が県道拡幅工事に伴い撤退し、金融面に至っては地域住民、関係者一同、非常に支障を来していましたが、町中心街の発展はもとより、地域経済の活性化に貢献できるものと期待しています。

観光の振興については、徳之島地域文化情報発信施設を最大限に有効活用し、例えば、従来1月末、10月に開催されてる闘牛大会を、徳之島の昔から受け継がれ、各地区に根差した島唄、踊り等の伝統文化を融合させた形で毎月定期的に開催します。これを全面に掲げ、情報を発信し、大手旅行会社や航空会社、マスコミ等と連携し、本土から観光客が団体旅行ツアー客を呼び込み、外貨を地元還元させる、地域の振興、発展を図ります。

11、水道事業について

～安心・安全な水の供給～

平成24年度の水道事業は、西部地区の老朽管更新事業を主体とし、簡易水道事業における統合計画を推進し、経営の効率化を図りながら水道事業運営に努めてまいります。

現在、実施中の西部地区老朽管更新事業も、残すところ崎原地区と木之香地区となり、西部地区全体の約8割が新管に更新されたこととなります。これらにより漏水等が改善され、有収率が上がることで動力費、電気料金や薬品費が抑えられます。

また、中部・東部地区においても、排水管の老朽化が進行、進んでいるため漏水率が高く、漏水箇所の早期修繕が求められる状況です。

水道事業は、水道料金においてその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算性が原則とされてる中で、水道料金の徴収率は、過年度分も含めると極めて低く、事業の運営が困難な状況にあります。上水道と簡易水道の統合までには徴収率を上げ、水の重要性や水道事業の体質、意識改革を進め、町民へのサービス向上と将来にわたり安心安全な水を供給できるよう努めてまいります。

12、教育行政について

～子どもたちの未来を育む教育の実践～

学校教育では、子供たちが明るく輝き、希望に満ちた未来に向かって成長する教育を目標として、学力向上はもとより、保護者が仕事と子育てを両立できるような環境づくりのため、幼稚園における預かり保育の充実に取り組みます。

幼稚園及び各学校において、基礎基本の定着に向けた個別指導・反復学習の徹底による学力向上を図るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた特別支援教育にも積極的に取り組んでいきます。

幼稚園・小学校・中学校の連携を強化し、長期的視野に立った学習面・生活面の指導を充実させ、教員の資質向上と児童・生徒の学力向上に努めます。

各学校での「島唄・島口・美ら島運動」も継続して実施し、郷土の歴史・文化への関心を高めさせ、郷土意識の醸成を図ります。

また、総合的な学習の時間においては、校区住民を講師に迎えてのサトウキビやバレイショの栽培、黒糖づくりなどの体験活動によって、土に触れ、みずから生産する喜びと先人に学ぶ姿勢の育成を図り、故郷に自信と誇りが持てるようにするとともに、みずから考え、みずから学習することを通して「生きる力」の醸成を図ります。

平成23年度から必修科目となった小学校5、6年生の外国語教育については、昨年、招致した外国青年（ALT）により、各小学校において楽しみながら英語に親しむ授業を実施しています。

また、中学校英語科における授業についてもALTを積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めていきます。

「開かれた学校づくり」については、学校評議員制度と、毎年11月に実施されている「学校を見に行こう週間」を基軸に、地域に根差した学校づくりを推進します。

毎年、恒例となった「子ども議会」においては、将来の子供たちの視点から見た「安心・安全で楽しく豊かな学校づくり・町づくり」など活発な意見が出てきます。これら貴重な意見を踏まえ、行政にも積極的に反映させます。今後とも学校施設整備については、学校教育の整備充実に向け、取り組んでまいります。

教員住宅整備については、各学校教職員の町内居住を推進し、各校区においても常に子供たちとともに地域での活動ができるよう教職員の生活環境の改善を図ってまいります。

さらに、今年度は旧徳之島農業高校跡地の活用を図るため、教育委員会部局の事務局を移転し、委員会全体を統合した教育ゾーンとしての整備を進め、また老朽化し、手狭となってる歴史民俗資料館の移転も検討、さらなる文化施設の充実活用を進めていきます。

学校給食センターは、健全な給食運営に向け、衛生管理、栄養管理にはより一層充実しなければなりません。衛生管理には、常日ごろから職員の衛生知識を高めながら職場研修も含め、事故等が起きないように万全な体制で当たります。特に栄養管理は、食育の観点から保護者の協力を求めるとともに、具体的な方策を示し、各小中学校の取り組みに即しながら教諭を派遣、成長期である子供たちの栄養のとり方など、栄養指導を重視し、強力に進めてまいります。給食指導を進めていく中で、残食量が多く、各小中学校にばらつきがあり、完食できるような給食指導の徹底を努めなければなりません。

また、地産地消を進める上でも、何よりも地場産野菜の利活用ができるように直売所百菜とも連携を図ります。さらに、徳之島産の野菜は、他産地の野菜と比較してカルシウム、マグネシウム等

の含有量が多く、栄養価が高いとの調査結果が出ており、良質な野菜の確保ができるように努めてまいります。

13、社会教育行政について

～生涯学習の推進～

「あしたをひらく心豊かなたくましい人づくり、文化づくり」を推進するため、生涯学習の観点に立って、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成と教育・文化・スポーツの振興を目指すとともに、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図ります。そのため、各関係機関とも連携を密にして、人材の養成と確保に努め、町民が生涯を通じて自主的学習の機会が得られるように配慮し、いつでも、どこでも、だれでも参加できる支援体制づくりに努めます。

成人教育については、各種研修会を開催し、社会教育団体や地域の指導者となる人材育成に努めます。

青少年教育については、伊仙のよさ（自然・歴史・文化・人材）を生かした体験活動、学習の充実に向けて取り組みます。

公民館運営につきましては、町民だれもが気軽に参加できる公民館講座の開設や、利用しやすい図書室の環境づくりに努めます。

文化財関係につきましては、地域の歴史文化財を総合的に整理し有効活用するために、歴史文化基本構想及び保存計画の策定準備を重点的に進めていきます。

社会体育関係につきましては、町民のスポーツ活動の拠点となる総合体育館の増改築に伴う施設の充実を図るとともに、町内各学校等の体育施設を積極的に開放し、町民の健康づくりやスポーツ少年団、各スポーツ団体の活動を支援していきます。

終わりに、以上、主要施策を中心に述べてまいりましたが、健康・長寿と子宝の町、人情豊かなもてなしの町にふさわしいまちづくりを目指し、町民と議会、執行部が太いきずなで結ばれ、輪になり一丸となって全力投球、果敢に挑戦することが施策の実現につながります。町議会並びに町民の皆様方の温かいご理解とご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。平成24年3月12日、伊仙町長大久保明。

○議長（常 隆之君）

これで施政方針説明を終わります。

次に、請願書等については、昨年12月の定例会からこれまで受理した請願書はお手元にお配りしたとおり1件であります。

△ 日程第4 請願第1号 伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書

○議長（常 隆之君）

日程第4 請願第1号、伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書については、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第 5 発議第 1 号 飲酒運転撲滅に関する決議について

○議長（常 隆之君）

日程第 5 発議第 1 号、飲酒運転撲滅に関する決議についてを、会議規則第92条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議ないものと認めます。したがって、発議第 1 号、飲酒運転撲滅に関する決議についてを議題とすることに決定しました。

趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

発議第 1 号、飲酒運転撲滅に関する決議について、伊仙町議会議長常 隆之殿、提案者、伊仙町議会議員琉 理人、賛成者他13名全員でございます。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14号の規定により提出をいたします。

趣旨説明につきましては、事務局のほうから朗読をさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議会事務局長（柊山正二君）

飲酒運転撲滅に関する決議、飲酒運転撲滅については、改正道路交通法が成立し、罰則の強化等に関する規定が施行されるなど厳罰化が図られてきたものの、いまだ飲酒運転は後を絶たない状況にある。

飲酒運転は、重大事故につながる極めて悪質で危険な犯罪であることが幾度となく叫ばれている中、伊仙町においては、今年になって飲酒運転による交通事故の発生や、役場臨時職員が飲酒運転で逮捕された他、昨年中、飲酒運転で検挙された人員が 7 人に上っており、極めて憂慮すべき事態である。

飲酒運転は、交通犯罪において最も悪質な行為であり、飲酒運転撲滅のためには運転手一人一人の交通安全意識の高揚はもちろんのこと、家庭や職場のみならず、地域社会が一体となって、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという機運を地域全体で高めていくことが必要である。

よって、伊仙町議会は、交通安全意識の徹底を強く呼びかけ、関係機関及び団体との連携を強化し、行政を初め町民一体となって飲酒運転の撲滅に全力で取り組むことを宣言する。

以上、決議する。平成24年 3 月12日、伊仙町議会。

○議長（常 隆之君）

これから発議第 1 号についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号、飲酒運転撲滅に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 発議第2号 「安心・安全の町」実現に関する決議について

○議長（常 隆之君）

日程第6 発議第2号、「安心・安全の町」実現に関する決議についてを、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、「安心・安全の町」実現に関する決議についてを議題とすることに決定しました。

趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

発議第2号、「安心・安全の町」実現に関する決議について伊仙町議会議長常 隆之殿、提出者、伊仙町議会議員琉 理人、賛成者他13名全員でございます。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14号の規定により提出をいたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願いをいたします。

趣旨説明におきましては、事務局のほうで朗読をさせていただきます。

○議会事務局長（花山正二君）

「安心・安全の町」実現に関する決議。

県内における平成23年中の刑法犯認知件数は1万609件で、一昨年と比較して783件減少し、戦後最少を記録したが、徳之島3町においては増加している状況にある。刑法犯の約8割が窃盗事件であり、そのうちの4割が空き巣などの住宅をねらった侵入窃盗事件、自動車・オートバイ・自転車という乗り物をねらった窃盗事件で、被害のほとんどが家に戸締りをしていなかったり車にかぎをしていなかったものである。

このような状況の中、犯罪の発生を抑止し、犯罪が起きにくい社会を実現していくためには、一人一人が防犯意識を高めるとともに、行政・地域・事業者・警察等が連携を一層強化し、社会の規範意識の向上とさすなの再生を図るため、社会が一丸となって地域社会の安全の確保に取り組んでいくことが重要である。

よって、伊仙町議会は、町民と行政・警察等の関係機関が互いに連携し、さらなる安心・安全の町の実現に向け、町民総ぐるみでこれに取り組むことをここに宣言する。

以上、決議する。平成24年3月12日、伊仙町議会。

○議長（常 隆之君）

これから発議第2号についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、「安心・安全の町」実現に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 同意第1号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

△ 日程第8 同意第2号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

△ 日程第9 同意第3号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

○議長（常 隆之君）

日程第7 同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についてから日程第9 同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任までの3件を一括して議題とします。

説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成24年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました同意第1号から同意第3号の3件について提案理由の説明をいたします。

同意の3件については、伊仙町固定資産評価審査委員の任期満了に伴い提案してありますので、

議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

同意第1号から第3号までは、伊仙町固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、新たな委員の選任についてご提案申し上げてあります。

同意第1号につきましては、鹿児島県大島郡伊仙町大字面縄685番地の20、稲村忠彦氏、同第2号につきましては、鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙2330番地の2、松田清蔵氏、同じく同意第3号につきましては、鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布1632番地、壽 俊雄氏を選任、ご推薦申し上げております。

なお、3氏の略歴につきましては、別添資料に添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

同意第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第2号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

同意第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

- △ 日程第10 議案第6号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第11 議案第7号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定
- △ 日程第12 議案第8号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の制定
- △ 日程第13 議案第9号 伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定
- △ 日程第14 議案第10号 伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- △ 日程第15 議案第11号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第16 議案第12号 伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- △ 日程第17 議案第13号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例
- △ 日程第18 議案第14号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例
- △ 日程第19 議案第15号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- △ 日程第20 議案第16号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更
- △ 日程第21 議案第17号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更
- △ 日程第22 議案第18号 伊仙町堆肥センターの管理運営業務委託契約
- △ 日程第23 議案第19号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
- △ 日程第24 議案第20号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第25 議案第21号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（常 隆之君）

日程第10 議案第6号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第25 議案第21号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）までの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第6号から議案第21号までの提案理由を説明いたします。

議案第6号は、町の行財政の健全化に寄与するため、平成24年度の町長の給与を10%減額する条例改正。

議案第7号及び議案第8号は、一般職員並びに技能・労務職員の給料5%を減額する特例条例の制定であります。

議案第9号は、町税等の滞納している者に対し、行政サービスの制限措置等を講ずることにより、納税の促進及び滞納防止を図るとともに、納税等の公平性に対する町民の信頼を確保することを目的に、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例を制定するものであります。

議案第10号は、スポーツ基本法の改正による、伊仙町スポーツ振興審議会条例の字句の変更等に伴う一部改正であります。

議案第11号は、議案第10号の改正に伴う字句の変更及び外国語指導助手の報酬を市町村の負担軽減と所得税等の関係により、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の改正であります。

議案第12号は、文部科学省関連省令の公民館運営審議会の委員委嘱基準の変更により、伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の改正です。

議案第13号は、伊仙町敬老年金支給条例の字句及び支給年齢等の変更に伴う条例改正であります。

議案第14号は、介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の条例改正であります。

議案第15号は、地域主権改革に伴う法改正により、公営住宅の入居者資格等の改正及び老朽化した住宅の廃止並びに犬田布団地の設置による伊仙町町営住宅設置及び管理に関する条例を改正いた

したく提案してあります。

議案第16号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、議案第17号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について提案しております。

議案第18号は、伊仙町堆肥センターの管理運営業務を委託したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号から議案第21号は、既定の平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の既定の予算に変更が生じたので、提案してあります。

以上、議案第6号から議案第21号までの提案理由を説明いたしました。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

まず、議案第6号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、現在、町長の給与100分の95を支給する5%カットという形で特例がなっておりますけれども、これを100分の90に改めるものでございます。つまり10%のカットを実施するという条例でございます。

続きまして、議案第7号につきましては、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございますけれども、職員の給与基礎額に100分の5を減じた額を支給する。つまり5%カットするという特例の条例制定でございます。

議案第8号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございますけれども、一般職員給与と同等に5%の給与カットをするというものでございます。

議案第9号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定についてでございますけど、この条例は、課税等の滞納を放置しておくことが町民の納税義務及び行政事務に対する公平感の阻害することを考慮し、町税等を滞納している者に対し、町からサービスを受ける特別な措置を講ずることにより、納税の促進及び滞納の防止等を図ることを目的としております。納税等の公平性と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的としております。

なお、制限する項目につきましては、入札契約等に関すること、許認可等に関すること、補助金及び交付金・助成金の交付に関すること、福祉サービス等に関すること、資金貸付利子補給に関すること、任用等に関すること、その他行政サービス等に関することの制限をするというものでございます。

○教委総務課長（窪田良治君）

補足説明をいたします。

議案第10号、伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。

平成23年6月24日に、スポーツ基本法が改正されまして、それに伴って伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部の改正をするものでございます。

正誤表をお願いいたします。従来、伊仙町スポーツ振興審議会条例という名称でございましたが、改正後は伊仙町スポーツ推進審議会設置条例に改正となりました。

スポーツ基本法の改正に伴って字句の訂正がございます。

第1条、従来「スポーツ振興法」と言われていたものが改正後「スポーツ基本法」になります。今まで、また、「スポーツ振興審議会」という名称が「スポーツ推進審議会」という名称に改められます。

第2条、同じく「振興審議会」が「推進審議会」に改められます。

第3条におきましては、「項第4条第4項及び第23条に規定するものの他」というものを削除されることになりました。

以上がスポーツ振興審議会条例の改正でございます。

続きまして、議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

これにつきましては、先ほどの議案第10号でありましたように、「伊仙町スポーツ振興審議会委員」というものが、「伊仙町スポーツ推進審議会委員」という形に字句の改正でございます。

続きまして、同じく今まで外国語関係でジェットプログラムという形でALTの報酬を一律に定められていましたが、これが先ほど言いましたようにジェットプログラムの運用改善に伴って契約年数的に報酬が改正されるという形になりました。今まで外国語の助手につきましては明確な報酬条例がございませんでしたので、これが改められて報酬条例が制定されるという形になりました。

続きまして、議案第12号、伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

平成23年12月1日、文部科学省令第42号により、社会教育法第30条第2項に定められる伊仙町公民館の審議委員の定数、あと、学校教育及び社会教育の関係者等並びに学識経験者という文言中の間に、関係者等並びにの間に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という文言が追加になります。

以上の3点について補足説明をいたしました。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第13号の補足説明を申し上げます。伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由といたしまして、今回の敬老祝い金の減額は、従来支給しておりました80歳から99歳までの支給基準を見直して、一律100歳以上の方へ支給方法を変えるものであります。

新旧対照表をお開きください。1 ページです。

字句の修正等であります。従来、年金という言葉は似つかわしくないということで、「敬老年金」を「敬老祝い金」に改める語句の修正であります。

第2条、従来、年齢が80歳以上の者としていたものを、毎年度末において年齢が100歳以上の者とするということであります。

第3条、これは先ほど申したとおり80歳から99歳までの分を削除いたしまして、順次4と5が繰り上げるということであります。

あとはもう年金が祝い金に変わったということでありまして、次の2ページをお開きください。

第5条は、句読点の挿入ということであります。

第6条ということで、年金から祝い金、同条を入れたものであります。

第7条は、これも年金と係る言葉の文言を祝い金に変えての一部改正であります。

第8条においても、語句の修正と字句の訂正であります。

以上、ご審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第14号、補足説明を申し上げます。

先ほどの報告の第1号、伊仙町老人福祉計画及び第5期の介護保険事業計画に基づく保険条例の一部を改正する条例についてということであります。

新旧対照表をお開きください。次の次です。

改正前、改正後と書いてありますけども、改正後については、平成24年度から平成26年度までという年度の修正であります。3年間の計画に基づく条例であります。

第2条の第1号です。これが3万4,800円に変わるということと、第2項に掲げるものについては3万4,800円、2,040円の増加ということで、介護保険の計画の中でも申し上げたとおりであります。

第6号に掲げるものまでの改正ということであります。介護保険に基づく改正分で、ちょっと高額の方に増額されているのも、先ほどの給付費の増額に伴う改正であります。

介護保険の運営上、苦しいものがございまして、介護給付費を受けるためには皆さんで支え合う介護保険の保険ということになりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

議案第15号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、耐用年数の経過した老朽化の著しい町営住宅、伊仙大久保団地の1棟4戸を廃止し、また、犬田布に建設中の犬田布団地2棟14戸を新設することと、また、公営住宅法の改正による用途の廃止に伴う改正であります。

この用途と申しますのは、公営住宅に入るのは60歳以上とか障害者、生活保護者、あと、法律で定められている者以外は単独で入居できなかったんですが、それが入居できるようになったという

法律の改正であります。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について補足説明をいたします。

過疎計画書の新規分として、徳之島地区消防組合無線施設整備事業、10ページにありますが、消防署の小型指令台でございまして、これは3,237万6,000円、平成24年度単年度で設置するものでございます。

また、新しく総合事業が取り入れられるようになりましたので、これは11ページですが、生活交通路線バス維持管理事業、これは徳之島3町か総合陸運に対しまして赤字分を補てんしているわけでございますが、この24年度から27年度分に対しまして、3,727万2,000円、これを上げました。

あと、子育て支援事業、これは保健福祉課のほうで出産祝い金という形で支給している分でございますが、これが15ページ、これも24年度から27年度分の2,120万円でございます。

この3件が計画変更をする必要が生じたので、よろしくご審議をお願いいたします。

あと、議案第17号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について補足説明をいたします。

23年度計画の変更分でございますが、道路、橋梁の4事業の幅員、距離、用地補償費の増減に伴う変更でございます。

あと、農道、林道においては、県がこれは未採択となったため取り下げておられます。

あと、畑総事業においては、国の第4次補正により予算が増額となったため追加してございます。

あと、観光レクリエーション施設においても、新規事業として、徳之島島地域文化情報発信整備事業、東目手久闊牛場の整備等の計画変更を生ずる必要が出ましたので、載せてございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

議案第18号、伊仙町堆肥センターの管理運営業務委託契約について補足説明をいたします。

財産等の表示、番地、伊仙町大字古里字野須賀744の1番地、構造、鉄骨スレート造り1,250m²、備品等、大型運搬車、ホイールローダー、（マニアスプレッター）、契約の相手方、鹿児島県大島郡伊仙町大字阿三2261番地、有限会社大竹興産、代表取締役大竹恵美子でございます。

契約書等、詳細につきましては、全員協議会のほうでご説明申し上げたとおりでございます。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（常 隆之君）

ここで休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時09分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第19号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明をいたします。

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額51億9,899万4,000円に、歳入歳出それぞれ3,600万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を52億3,499万5,000円とするものであります。

7ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入をご説明いたします。

6款地方消費税交付金、補正前の額4,328万9,000円に473万5,000円を増額補正し、4,802万4,000円とするものです。

8款地方特例交付金1,264万4,000円に141万8,000円を増額補正し、1,406万2,000円とするものです。

9款地方交付税29億3,443万円に203万1,000円を増額補正し、29億3,646万1,000円とするものです。

11款分担金及び負担金6,684万7,000円に幼稚園及び預かり保育の保護者負担金が131万9,000円減額となり、6,552万8,000円とするものです。

13款国庫支出金6億8,437万1,000円に障害者自立支援給付費として102万6,000円を増額補正し、6億8,539万7,000円とするものです。

14款県支出金3億7,176万1,000円に、同じく障害者自立支援給付費の県負担分として59万6,000円を増額補正し、3億7,235万7,000円とするものです。

16款寄附金348万6,000円に、きばらでえ伊仙応援寄附金3件ございました。38万4,000円を増額補正し、387万円とするものです。

19款諸収入7,254万9,000円に、畑総の阿権地区耕作物補償費として13万円増額補正し、7,267万9,000円とするものです。

20款町債4億9,464万2,000円に、県営農業体質強化基盤整備促進事業負担金とし、2,700万円を増額補正し、5億2,164万2,000円とするものです。

歳入合計51億9,899万4,000円に、3,600万1,000円を増額補正し、52億3,499万5,000円とするものです。

11ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

2款総務費の目1一般管理費でございますが、3億5,801万6,000円に、186万6,000円を減額補正し、3億5,615万円とするものでありますけれども、給料、節3の職員手当、4節共済費、人件費を減額し、19節の負担金・補助及び交付金の職員派遣負担金という616万円増額補正してございますけど、これは広域連合のほうへの派遣職員分の給与ということで負担をする関係上、組み替えをしてございます。

5目のきばらでえ伊仙応援基金事業費は、先ほど説明申し上げました3件38万4,000円を増額をし、398万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

3 款民生費、目 6 障害者福祉費 1 億1,664万5,000円に239万4,000円を増額補正し、1 億1,903万9,000円とするものでありますけれども、賃金、委託料等の減と、20節の扶助費、障害者自立支援給付等事業費300万円並びに心身障害児施設入所訪問旅費一部扶助費20万円の増額補正等によるものでございます。

項 2 の児童福祉費、同じくですけど、1 目児童福祉総務費 1 億5,216万5,000円に39万5,000円を増額補正し、1 億5,256万円とするものでありますけれども、システム改修委託料でございます。

4 款衛生費、目の 4 美しい村づくり総合整備事業費22万5,000円の増額となっておりますけれども、先ほどご説明申し上げました阿権地区の畑総に伴う耕作物補償費でございますけれども、ごみ収集施設の移転費でございます。

5 款農林水産業費、目の 6 糖業振興費1,155万1,000円に430万4,000円の増額補正してございますけれども、これにつきましては負担金・補助及び交付金といたしまして、サトウキビ産地活性化推進事業補助金並びに伊仙町鳥獣被害防止対策協議会補助金、主なものとしましてはメイチュウ対策補助金355万円等の増額補正してございます。

13ページをお願いいたします。

目の12畜産振興費1,811万2,000円に775万2,000円の増額補正をしてありますけれども、これは伊仙肉用牛特別導入事業基金繰り出し金として775万2,000円を補正してございます。

款 5 農林水産業費の目の 1 1 農業体質強化基盤整備促進事業費3,000万円を増額補正してございますけれども、これは国の第 4 次補正分の 1 割強の持ち出し分でございます。

内訳につきましては、上晴地区1,200万円、小島・河内地区900万円、第 2 阿権地区900万円等の増額によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

7 款土木費 1 土木総務費254万4,000円の増額補正をしてございますけれども、これは給料等実績によるものでございます。

同じく 7 款土木費の目 1 住宅管理費32万5,000円の増額補正してございますけれども、これは消火器の購入費として増額補正してございます。

9 款教育費、目の 9 学校管理費3,977万7,000円に 7 万2,000円を減額してございますけれども、備品購入費を実績の減額になりまして、需用費の18万5,000円、A E D のバッテリー代として組み替え計上してございます。

同じく目の10教育振興費75万6,000円の減額につきましては、要保護及び準要保護児童援助費及び高度へき地修学旅行費実績による減額でございます。

15ページをお願いいたします。

同じく教育費の目 5 教育振興費790万7,000円から203万8,000円を減額補正し、586万9,000円とするものでありますけれども、これは先ほどと同じく実績による減額でございます。

目の7中学校武道等地域連携推進事業費につきましても実績による減額でございます。

9款の幼稚園費につきましても、財源の組み替えでございます。

16ページをお願いいたします。

11款の公債費2目利子1億4,135万4,000円に65万円を増額補正し、1億4,200万4,000円とするものでありますけれども、繰越分に係る利子の増額でございます。

最度、6ページをお願いいたします。第3表としまして繰越明許費の説明をいたします。

7款土木費の項2道路橋梁費、事業名、地域活力基盤創造交付金事業、伊仙・馬根線9,883万7,000円等の繰り越しでございます。

同じく、効果促進事業費1億2,980万円につきましても、目手久の闘牛文化施設等の繰り越しでございます。

同じく、5項公園費、都市公園等統合事業費8,600万、これは義名山体育館の事業の繰り越しでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第20号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出の総額9億2,676万8,000円に歳入歳出それぞれ45万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億2,722万円とするものであります。

5ページをお開きください。歳入であります。給付費の増額に伴う歳入であります。

大きな項目について申し上げます。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目介護保険事業費補助金でありますけれども、介護システムの改修補助金に伴うものであります。平成24年度以降の規定のシステムの更新に伴うものであります。

3款支払基金交付金1目介護給付費交付金、0.45%の減で介護給付費の交付金の現年度分の減であります。

4款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金、居宅介護サービスの99万4,000円の増額と施設の介護サービスの減に伴うものであります。

続きまして6ページ、歳出をお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費とありますけれども、地域包括支援センターのシステム改修負担金、介護保険の全判定に伴うシステム改修であります。介護保険のシステムの改修負担金ということであります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費であります。個々に結構補正してありますけれども、平成22年度まではひとくくりの予算であったものを、個々のサービスが複雑になってきたということで項目をふやしたということで、内部的に補完したものであります。

1目の居宅介護サービス費800万円の減でありますけれども、これも中のほうで5目の施設の介護

サービス費とあわせて、これが地域密着型介護サービスの給付費、3目でありますけども、10.2%ということで1,530万円を補正するものであります。1月分の補正分にかかわる増額であります。

実績給付費に伴うものであります。

次のページの2款保険給付費、2項の介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス費、7%のアップであります。

2款保険給費の5項の高額医療合算介護サービス等費、1目の同じく高額医療合算介護サービスの減があります。

次のページの8ページ、3款地域支援事業費3項任意事業費1目家族介護継続支援事業、これと3目の生活指導型ショートステイ費を減額して、地域技術支援事業費、2目のほうに充てるというものであります。これは食の自立支援事業委託料ということで、介護に伴う食の弁当です。

弁当の増加が多くなっていると、要望が多くなって1,000食を超えつつあります。食のサービスの伴うものであります。

以上で介護保険の補足説明を終わります。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第21号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額2億4,009万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,009万6,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

第1款使用料及び手数料1項使用料及び手数料1目水道使用料、補正前の額4,740万4,000円に1,000円を増額補正し、4,740万5,000円とするものであります。

続きまして、6ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

第1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,374万1,000円に7万円を増額補正し、3,381万1,000円とするものであります。この7万円の補正増額分は量水器の検針の委託料でございます。

続きまして、第1款水道事業費2項原水上水費1目原水上水費、補正前の額3,286万8,000円に11万6,000円を減額補正し、3,275万2,000円とするものであります。これは、ろ過装置委託費の減額でございます。

続きまして、第1款水道事業費第3項配水給水費1目配水給水費、補正前の額373万円に4万7,000円、これは公用車の手数料でございますが、増額補正し、377万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、採決のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で補足説明を終わります。

議案第6号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○5 番（明石秀雄君）

この条例でありますけれども、特例条例をつくって減額する理由は何なのか。

それと、報酬審議会を開いてないという話を聞いたんですが、これは額が改定でないということでもあります。話を聞いておるんですが、これは報酬審議会を逃げる一つの手段でないか、こう思っておるんですが。できれば報酬審議会を開いて正式に本条例で、特例でなくて本条例で額を定めるのが正しいやり方じゃないでしょうか。お伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

町長の給与の減額に対する特例法の改正ということでもありますけど、審議会等を開いて報酬額を決定するのが筋ではないかというご指摘でありますけど、確かにそのとおりだと思います。

それでは、なぜ開かなかったかということになりますけれども、郡内の全市町村長の給与を見比べた段階で、特別に高いとかあるいは低いとかいうふうな形での審議を経るのではなく、ちなみに申しますと、ちょうど12市町村の市町村長の給与額でございますけど、72万2,000円が平均でございますけれども、私たち伊仙町におきましては72万1,000円と、ちょうど平均ということで、増減についての審議はこの際必要であろうかという思いでありました。しかし、その流れでも現在厳しい財源ということで1割カットの特例を設けてやっているということで、この基本額自体を変える変えないという審議までは至らないというところの判断で審議会を開いてないということでもあります。

○5 番（明石秀雄君）

財政が厳しいという理由であるならば、やはり正式に審議会等を開いて、こういう状況であるということを説明申し上げて改定する、私は必要があるのではなかろうかと思っているんですが、今後極力年1回の審議会は開くというのが原則でありますので、そこで十分に説明すれば理解も得られるし、町民へ説明責任も果たせると私は思います。ぜひ今後のことについてであります。そういったことで努力していただきたいと思っていますところです。

続けて全部、それとも1件ずついいですか、どちらですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

今後財政が非常に悪化するものと思われる現状の中で、議員のご指摘のとおり、審議委員会等を開き、そして、諮問委員会等を開いて、今後ご意見等を賜りながら運用してまいりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第6号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありましたので、起立によって採決をします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第6号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、可決されました。

議案第7号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

先ほどの町長も職員も給与カットの、財政が厳しいということ、これは重々承知しているところでありますけれども、伊仙町の職員の給与は他の大島郡内なりの町村と比べてそれほど高くありません。これは22年度の団体のラスパイレスを見ているんですが、22年度で85.7、一番低いところが与論町の83.3であります。お隣の天城町が90、徳之島町が87.2、もろもろの後、龍郷町、瀬戸内、宇検、大和など、屋久島、南種子等それぞれを見てもすべてが90以上であります。

そういったことを勘案しますと、職員に、この5%減額という負担を与えていいのか。

なぜ、このように職員給与までも特例条例をつくって減額しなければならないのか。その原因をつくったのは今の執行部、町長である。財政運営の行き詰まりから、失敗からこうなったのではないのかな、そうと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○町長（大久保明君）

ただ、伊仙町のラスパイレス指数が低いというのは、まずずっと85%前後だったと思います。

財政悪化したら下げるというのではなくて、伊仙町の職員の総数、それと人口割の職員数なども勘案してみますと、人口割にしますと伊仙町職員の定数はまだまだ多い状況であります。

これは天城町と徳之島町に比べても多い状況であります。

総人件費をこうした場合、これは詳しく計算してませんが、ほぼ同じだと思っております。国家公務員の給与も縮減ということでもあります。職員組合とも話をし、組合の方々とも交渉の結果、理解をしていただいた上での提案でございます。

今、町の財政が圧迫したことによる縮減という、今回の5%削減というふうな考えですけども、決してそうではないと思います。前まで過去何回も説明してきたとおり、伊仙町のこれからの発展、そういうものを考えてみた場合に、今までのような、ある意味ではインフラ整備も進んでなかったと。町の活性化も進んでなかったということを考えれば、私は政策そのものが失政だったとは思ひ

ません。人口減少にも何とか歯どめをかけると。また、町、ほーらい館、百菜などで過疎化を食い止めると、また、住宅政策もやっていくという、どうしてもしなければならぬ政策を断行した結果が現在のところの財政が厳しくなったと。しかし、それをしなかったとしたら、前提とした場合の伊仙町の姿を予測してみた場合、私は今回のこのいろんなインフラ整備等は決して間違っていなかったというふうに思っております。

今後の財政健全化に対しましては、財政健全化委員会等の意見をも我々もしっかりと、財政、予算編成の中で長期的な形で考えておりますので、今後は大きな学校の建築等も一段落いたしました。そういったもろもろの事業を推進してきたと。土地改良事業におきましても、県道建設におきましても、伊仙町は他自治体に比べて大変おくれていたことなどは改善していかなければならない事業であり、これからも絶対に必要であります。そういうことも考慮した政策を実現した結果がそうであるということは、このことは職員も十分に理解した結果であります。

また、職員自らが身を切るということは、単に公務員を比較しただけの話ではなくて、町民全体との、この一般の方々との給与格差などはまだまだ町職員は甘いんじゃないかという意見のほうが圧倒的に多いわけです。私、議員の今の質問は、町職員としてやってきて組合活動もしてきた中では常にそういうふうな、職員とその家族を守るという原則での質問だと思いますけれども、町全体、町民全体のことを考えていった場合は、私は職員が5%カットをみずから認めたということは正しい判断だと思っております。決してこのことは失政、町政の失敗によってこうせざるを得なかったということではないというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

財政が厳しい、厳しくない、これはどっちなんですか。今の話、財政は厳しくない、そのためのものではないとも聞こえるし、また一方では厳しいから町長も自ら身を削った、職員も削ってほしいと。どちらなんですか、本当は。財政が厳しいのか、厳しくないのか、お答えください。

○町長（大久保明君）

先ほど申したとおり、いろんな事業を必要な、絶対に必要な事業を推進した結果、以前よりは財政が厳しくなっておる状況です。そして、そういうことを職員も理解をしているということでもありますので、絶対的に財政が厳しいから職員給与をしなければ財政が破綻するという意味ではないわけです。

○5番（明石秀雄君）

財政が厳しくないですね。

○町長（大久保明君）

厳しいと思ってます。

○5番（明石秀雄君）

厳しいですか。

○町長（大久保明君）

はい。

○5番（明石秀雄君）

それを厳しくしたのは町長じゃないですか。もう失政とかそういう考え方でなくしても、要するにあるもので、運営は1年間やっていかなきゃならない。それを長期的にこうします。ビジョンを示していくのが当然の話です。財政が厳しくなかったら、それは確かに職員が地元の伊仙町の平均的給与からすれば、さすがに恵まれていることは私もわかります。本当に厳しくなければそこまでする必要もないだろうし、また時期が来ればそういうこともあり得るでしょう。今は厳しいでしょ。それをつくったのはだれなのかということ。

もう一つ、職員組合とも同意を得た。自ら言ってきたのか、それともこちらからこうしますよと言ってきたのか、どちらなんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

職員組合との協議につきましては課内会議、日ごろ課長会等を行っておりますけれども、その中で財政の厳しさは一応説明しているところであります。その流れの中で職員の給与カットもやむなしというふうな状況も出てきたわけでありましてけれども、これにつきましてはどこからというあれじゃなくて、一応呼びかけたのは執行部のほうからの説明という形で職員組合とやったわけでありまして。

それで今、現在非常に厳しいことは厳しいです。財政は皆さんが予算書見られても、決算書を見られてもおわかりだと思いますけれども、そういう流れの中で去年の12月に町の行財政調査特別委員会委員長報告の中にもありますけれども、厳しくなってどうにも首が回らなくなってからやったら遅いだろうとご指摘がございます。確かにそのとおりだと。今の段階で26年度をめどにどのような態勢がとれるのか、これを今24年度からとっていかないと、対応していかないと、25年、26年度になって首が回らなくてどうしようもなくなったというところでは遅かろうということでありまして。

そして、もう1点につきましては、やはり町民に対する行財政サービス等の制限条例等も今度制定をするわけでありましてけれども、もろもろ町民の皆様方にも補助金等のある程度のカットとか、いろいろ制限等の処置等も課すわけでありましてけれども、課す以上は我々がやはり職員一人一人も身を切る覚悟で対応していかなければいけないのじゃないかなということでの今回の5%カットに踏み切ったわけでありまして。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

私がここで何ぼ言っても。ぜひ、やはり私は、この条例は撤回してほしいと思うし、そしてどうしてもしなければならぬと思うんだったら、特例でなくて本条例は考えられませんか。

○総務課長（稲 隆仁君）

その点につきましてはいろいろ考えました。例えば定期昇給の昇給の停止ということも考えまし

たけど、これにつきましては将来的に、そこでストップするわけでありますので、将来的には退職金と後々もつての影響が非常に大きいのではないかとということで、定昇は一つの年度年度、また、好転するやもしれませんので、ということで今年度、とりあえずは1年間において5%カットという方法をとった次第であります。行財政にのっかってどうか我々職員一同対応をしまいたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。明石さん、3回を超えて4回目を許可しましたが、5回目の質問は他の人にさせていただきますよう、よろしくお願いします。

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

なぜ今このように特例の条例を制定しなければならないのか、その理由をお伺いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

なぜ今かというご質問でございますけども、先ほども申しましたとおり、行財政調査特別委員会委員長報告ということもありますけど、今の段階から対応していかなければ間に合わないのではないかとご指摘を受けたとおりであります。過去も財政について議会のほうでもいろいろと説明をいたしましたけれども、平成26年度に国営のダムの償還金が始まります。26年、27年、これをめどに今まで基金等も積み立ててきたわけでありますけれども、どうしても今回の予算編成におきまして基金の中からの繰り入れをしなければ予算編成ができないという状況になりましたので、そこでやはり26年度のこのダムの返還金、これを目標にして、この金額を積み立て、そして返済できるような形の態勢をとるために今回24年度からということで対応した次第であります。

○10番（杉並廣規君）

今、行財政委員会と言いましたけれども、今の段階からするということですが、この5%は積み立てをするんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

直接的には積み立てというわけではございません。今の段階で5%だと2,216万7,000円を見込んでいるわけでありますけれども、この金額がもし5%をカットしなければ基金からこれだけ切り崩すというふうな形にならざるを得ませんので、形は違うかもしれませんが、取り崩し額を少なくするという意味でありますので、とらえ方を変えれば積み立てと同じような形になるのではないかなと思います。

○10番（杉並廣規君）

今の段階からするということで、積立金をするならまだしも、横着な答弁をするな。さっきも町長が職員が多いというような話をしておりましたが、定員管理等しっかりするべきじゃないですか。どうですか。

○町長（大久保明君）

今の168名から140名まで減らした中で、職員の定数が県のほうの指導でしたけれども、これ以上減らすということは、町の職員は大きな雇用もあります。ですから、職員が、議員の方々が視察した姫島ほどではありませんけれども、ラスパイレスが62%ですか、そうしながらも職員を減らすまいという考え方が一つの目標でもあるわけですから、そういったまちづくりを今後推進していくというふうにならざるを得ないというような考えが基本にあります。

○議長（常 隆之君）

質疑ありませんか。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの執行部の、明石議員、杉並議員の両名に対する答弁の内容ですけれども、私は職員の給与をカットしてまで財源を補っていかねばいけないというこの現状について伺いたいと思います。

24年度の事業計画、辺地対策事業、いろいろ出ていますが、23年度においても無駄な事業が非常に多かった。行財政改革の提案もしてありますが、その中身を熟慮しないで、ただ単に簡単にできる職員給与をカットするということは、私は絶対あってはならないことだと思っております。先ほどの答弁で2,416万円ということですが、2,000万、3,000万の無駄な事業というのは、私は何力所かあると思っています。道路事業にしても、今伊仙町には人の通れない、車の通れない道路は一つもないとは思っております。これも公共工事の雇用、いろんな条件等はあるとは思いますが、こういう事業を一つ二つ減らせば職員の給料までカットしなくてもいいとは思っております。そこらあたり、事業の見直し等をやったのかどうか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの質問でございますけれども、確かに過去何度か議会でもご説明申し上げましたが、より効率の上がる、より有利な借入という形でというふうに行っているわけですが、確かに無駄が全くなかったかと言われたら、無駄があった事業もあるのではないかなという思いがあります。それに平成22年度におきましては、やはりそういう事務事業の見直し等を徹底していかねばいけないということで評価制度の導入、内部評価、外部評価、この仕組みを導入し、PDCAサイクルも含めてですが、やはり事業の見直しをきちっとやっていかねばいけないのではないかなという思いがあります。確かにご指摘のとおり、必要と言えれば必要かもしれません。

しかし、今までは前例踏襲で必要だということですからずっと継続的にしていた事業もあったかもしれません。だから、そういうところを改めて見直す。そしてその後の事業の仕訳までいかねばならないという状況ですが、その点を24年度においては徹底してやっていく計画でございます。

○13番（美島盛秀君）

これは議案として提案されてるわけです。また、これだけの予算をカットしなければいけない。

24年12月に、今年に入っている24年度予算のヒアリングがあったと思いますけれども、去年の12月に行財政改革の提案をしてるわけです。そういうことがあって、その中で見直し等もやらないで、23年度の見直し等をやれば、24年度にはどういう事業があって、どういうことをやればいいのかということは見通しがたつたはずですよ。前年度と比較してやるわけだから。私は、これは執行部の怠慢、職員の怠慢であって、もう既に24年度の予算が計上されているわけですから。

12月から今日まで2カ月、3カ月あるわけです。そういうようなやるべきことをやらないで職員の給与までカットしなければならない事態をつくり上げた執行部の責任は私は重大だと思っておりますけれども。

今の答弁では24年度にこういうことを考えながらやっていくということなんですけれども、24年度にやったら25年度の計画に入ってくるわけです、見直しは。そこで24年4月1日から25年3月31日までの特例なんですけれども、もしこの予算でうまく事業の計画が進まなかったら。

来年度、それ以降もやる計画はあるわけですか、伺います。

○町長（大久保明君）

先ほどの総務課長が、ちょっと事業の無駄があったかどうかというところで、これは非常に難しい議論であると思います。これはいろんな過疎債とかいろんな辺地債と補助事業でやる、その2,400万円を減らすわけなんですけれども、2,400万円の無駄な事業、それ以上の無駄な事業があったんじゃないかというふうな考えだと思いますけれども、私は少し考えが違います。これは例えば公共事業をするとき、これは補助事業です。そしたら、その公共事業に携わっている人たち、そしてその仕事を従業員の家族などの雇用に大きく作用しているわけです。公共事業がどんどん減ってきました、そうすればやはり農業も非常に移行していくということも厳しい状況の中で、仕事がないから島から出ていかざるを得なくなってきたというのが今までの現状です。

ですから、考え方を変えて、公務員の給与をカットするということは、これはあつてはならないことだと先ほど申し上げたと思います。そうではなくて、やはり島がだんだん厳しくなってきた、人も減ってきたと、産業もないと、企業立地も非常に厳しい状況の中で、どうしたら全町民が生活していけるかと、そしてこれ以上人が減らなくするためにはどうしたらいいかということを基本的に考えていった末の政策であります。

無駄な公共事業と何かおっしゃいましたけれども、やっぱりあっちこっち行きますと危険な箇所とかでこぼこが多いとか、何十年かすれば更新しなければならないわけです。学校も鹿浦小学校校舎の崩落が始まったと、そのまま放置していくわけにいきませんから、その場合は優先順位をつけて年次ごとに改修していくという、これからも必ず継続していかなければならない状況だと思います。

いろんなヒアリングの中において各課とも本当に真剣に考えて予算計上して、交渉しているわけでありまして。その予算編成が間違っていたんじゃないかということだと思いますけど、今我々がや

っているそのヒアリングの中では最大限やっぱり町のためどうしたらいいかと、ここまでしないと町民にやっぱり迷惑をかけるんじゃないかという前提での各ヒアリングであったわけです。

その結果として、じゃあこういう時代だから国も、国家公務員もみんな身を削る時代になったと。

国会議員も身を削らなければならない、日本全体の状況の中で、伊仙町職員もそこまで覚悟して、みんなでやっていこうというふうな現段階での状況を理解していただきたいし、来年度以降これを継続するかどうかについては、この1年間やっぱり熟慮して決定をしていかなければいけないと思います。

○13番（美島盛秀君）

今の答弁については私も十分理解をしているつもりです。その中で私が、23年度のいろんな事業を実施した実績から比較をしながら24年度の計画を立てたと思うんですけども、我々、私、議会から見たときに、あるいは島民の声を聞いたときに見直すべき事業がいっぱいある。

だけどその見直すべき事業を、やるべき事業はしないで無駄なものが多いというのが一般論です。

それは私がある課長に聞いたら、集落座談会等で説明をすると。だけど集落座談会のときに人が来ないから説明を聞いてないからそう言った人がいるんだと。だったらもっと説明ができるような、そういう職員を集落担当ですか、置いてるわけですから、徹底してそういうような職員の活動もしてほしい。そういうような公僕の気持ちを持って、今後取り組んでほしいということを私はお願いをしたいわけです。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

今の論議なんですけど、財政がやっぱりその場になって慌てて行なわず、長期にずっと、長期財政計画、財政計画をちゃんと立てて計画的にやっていかなければどうにもならない、その中のこれは一つだと思うんです。

それで、今この問題についてはあれですけども、何かそういう全般的な町の財政計画ですか、あるいは12月にもそういうことを、財政計画がでて10年計画をよく短期特別認定期間を定めてそういうことをやらなければ大変なことになるかということを描したわけですけども、そういうような計画等にのっとなって、本当に計画的にやっているのか、行き当たりばったりでやっているのかといったような。行き当たりばったりでやっているような気がするんですけど。

やっぱり事業を、この件に関して言えば、とにかく職員の給料という、削減ということなんですけど、やっぱこれはいろんな全体的なそういう町の財政計画の中で本当にその事業の後見直したり、執行部が本当に必死に計画的にもうちゃんとやって、そういう中でやるべきことであって、これから先に持ってくると、もう人員削減というのは、人員削減じゃない。今言うたように、削減というのは、これは、一番最後に私はやるべきものだと思っておりますが本当に、町長そう思いませんか。

○総務課長（稲 隆仁君）

従業員についての給与カット、最後の手段と、確かにそのとおりだと思いますけども、先ほどから申しますとおり、最後の覚悟をいうふうな形な対応していかなければ、この1年、2年ですぐよくなるというところではないわけですので、そういう気構えで対応していることであります。

そのところをご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど無駄な事業と言いますが、事業というのは、町民の要望に応えるのが私たちの執行部の仕事でありますけれど、事業というとならえ方が、我々とちょっと今若干変わります。私たちから事業というものを含めては事務事業もそうであります。無駄というのは、今まで2人で行っていた出張とか、あるいは消耗品等、需用費、事細かなものについても、これをやっていくところで無駄があるかないかというところの洗い直しをしなければいけないということでありまして、事業そのものの自体は無駄な事業が大いにあったということではないとは思いますが。

町民の要望に応えるのが私たちの仕事でありますので、その中でも、より効果があったのかどうか、そういうところも、見直しを今後、今後と申しますか、24年度集中的に行っていかなければならないと思っております。

なお、町民への、先ほど言いました、サービス等の制限をしていかなければならないという以上、私たち職員も身を削らなければならないという意気込みで対応しているということでもあります。

○12番（上木 勲君）

この24年度の、これは補正ですけど、24年度のあれも、予算書を見ても、やっぱり今の新町の体力、財政状況で、本当に物すごい公共工事を今計上しているようなんですけども、そういうようなことを見直し、今の財政状況と町の体力とかを見直した後で、どうしてもという、これはもうとにかく最後の手段で、今給与カットから持ってくるということは、もうすべきなことではないと、こういうふうに思っております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第7号について、討論を行います。

○10番（杉並廣規君）

議案第7号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

先般、伊仙町行財政調査特別委員長報告のとおり、大久保町長の無計画な財政運営がもたらした結果である。平成22年度の普通建設事業費は、類似団体の約3倍の事業料にあります。削れるところはすべて削る荒治療が必要と考えます。さらに職員は生活圏を脅かされ、塗炭の苦しみに耐える

ことになる。また、職務に対する意欲さえもそがれることになりかねない。

以上の理由から本案について反対するものであります。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

○11番（琉 理人君）

それでは、執行部の先ほどの説明を聞き、財政難の折に職員が自ら削って、また町のためにという姿勢を町民にも示して、これから行政を取り組んでいくという考えには賛同を受けましたので、執行部の案に賛成の討論をいたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第7号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の制定は可決されました。

議案第8号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第8号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第8号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の制定は可決されました。

議案第9号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第9号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号、伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第10号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、伊仙町スポーツ振興審議会条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第11号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号、伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第12号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12、伊仙町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。今まで支給されておった方たちは本当に残念がるとおもいますけども、これ

は、町長、この高齢者、80歳以上の方への説明等はされないのかどうか。高齢者の本当に切り捨てだろうと私は思います。町長として、このことについて、どのような認識を持たれているのか伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

伊仙町は長寿の町であります。今まで、高齢者年金に関しましては、他自治体に比較して、かなり豊かな形の報酬でありました。町でいろんな数年前からまちづくり座談会等で、これからはやっぱり若い人たちの子供たちを育てるためにそのお金を回したほうがいいんじゃないかという意見を具体的に高齢者の方からお聞きしております。

急速な少子高齢化の中で、伊仙町は出産祝い金等もあります。そして、そういった子育て支援というほうにやっぱりお金を移していくことがこれからは重要ではないかと思えます。

具体的に、高齢者の方々に説明会等は開いてない状況だと思いますけれども、100歳以上の方々に関しましては以後も継続をしていきます。急にやるということですが、その点に関しまして高齢者の方々はびっくりしたり、戸惑うかもしれませんが、今後、町の政策をしっかりと説明をしていくと。4月の第2週から集落説明会をしていきますので、その中で理解を得ていけるんじゃないかと思っております。

○10番（杉並廣規君）

残念ですが、町長の施政方針、行ってみたい町、住んでみたい町、それにふさわしい町になるのか今後が楽しみです。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

80歳以上が、今どおり全額支給したとしても248万円、ことは、今までどおり支給したとしたら1,000万円ぐらいの額が必要なんですけど、当初予算では248万計上されている。

それと、施政方針の中でも、敬老祝い金が減額される部分、その分、子育て支援にいたしますよということでもありますけれども、その陰が見えませんが、当初予算見たら。去年、23年度は675万ぐらいだと思います。ことが530万ぐらい。何ら敬老年金部分が子育て部分に加算されたという形跡は全く見えませんが、これはどういうことですか、ご説明をお願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

子育て祝い金につきましては、一応予想という形で産まれてくるその年度年度で金額の方じゃなくてあるかと思えますけれども、今単純に従来どおりの支給された場合は1,000万、そして、100歳以上の方で248万、約750万ぐらいの予算がどうかということでもありますけれども、これは特定財源ではなく一般財源ということで、もろもろの事業の財源になっているわけでありまして、そして、さらに事業の切り捨てというふうな形、やえもすれば見えますけれども、しかし、景気がいい段階

で、右肩上がりでなされてた事業が今の段階で果たしていいのかということを含めての改革という状況であります。

というのが、この金額等をもって、今、国民健康保険事業、介護保険事業、地域支援事業、それから、老人措置、後期高齢者、それに、障害者自立支援事業、子育て支援事業と、福祉に関してはもろもろ数多くの事業があるわけであります。

今財政が厳しい、これは、特に国保等におきまして、日本全国的な財政難ということでもあります。そういうところの制度の充実を図っていかなければ、今後将来的において、町の福祉事業には多大な影響が出るのではないかなという思いであります。

現金で祝い金としての配布といいますか、支給事業は果たしていいのかどうかと。

やはり、制度そのものが揺らいでいけば、今後長い目で見たときに、町の将来的においてどうなるものかなという思いがあります。

それと、もう一点、その子育て支援につきましては、出産祝い金を含めて、それから、保育に関しては民間委託等始めて整備しているところであります。幼稚園につきましては、延長保育をし、そして、働く若い夫婦の方々が共働きできるような体制づくり、そして、今年度からは、わくわくクラブということで、週に3回、月・水・金で子供を低学年をお預かりしてたところでありますけれども、それではやはり仕事に行けないという町民からの要望等がありまして、月曜日から金曜日まで低学年の子供たちを5時まで安心安全で預けられるような体制をつくって、若い夫婦、定住促進ができるような体制づくりに一応事業費としても運営しているところであります。

○5番（明石秀雄君）

近年、今年から特になんですが、今回の条例にも高齢者に対する介護保険料が上がると思うんです。すべて上がるだけなんです。せっかくお年寄りが楽しみしているこの祝い金、年金というものを、どうにかしてこれ700万、1,000万ぐらいを捻出できないものだろうかと思っているんです。事業を何か一つ削減しなくても、1年送りでもすれば、これはできると思うんです。

今年、消費税は上がる、今年は上がらないんだ、法律改正されます。

それに伴って、地方公務員も給与カットされるはずですよ。年寄りには特にもらうものはない。年金、国民年金で平均したら、私は月3万円ぐらいじゃないかなと思っている。その中から介護保険料、健康保険それぞれ、しかも、それは、介護保険などは通帳からそのまま引き落としでしょう。滞納さえできないような仕組みになっている。その人たちは何をとって、子や孫にお菓子を買ってあげようとか、じいちゃんが、これは今日もらったんだよと楽しみしていると思うんです。

こういった高齢者福祉の切り捨てと言われるような、こういうのはぜひ撤回をしていただいて、また町民の皆さんにももう少し周知をして、来年あたり、また再来年あたりになったら、消費税とか介護保険が上がらない、そういったときにでも見計らって、財政が厳しいので、職員も町長も給与減額している。だから、皆さんにも少しずつ負担をしていただきたい。

そういうお願いをすれば、高齢者も納得するだろうし、また、ああ、そうだなと。

孫にお菓子100円あげるのを50円でいいのかな、そういう気持ちになるんです。これは、本当に簡単にいえば、高齢者福祉の切り捨てです。ぜひこれは撤回していただきたいと思います。町長のご意見伺います。

○町長（大久保明君）

説明を十分したら納得していただけるだろうという、1年間かけて説明をして、25年度に提案したら納得していただけるだろうという言葉でした。ですから、決して高齢者切り捨てではないということです。説明をしなくて、この中止、来る事業をやめるということですが、物事は、説明をして理解していただける場合と全く理解していただけない場合があるわけだと思います。ですから、私は4月から説明会でしっかりと町の状況、これから少子化の問題などを説明したら、高齢者の方々は理解していただけると思っておりますので、物事を決めたら、それは撤回をするということとはなかなか、予算書を今撤回するということは、我々としてはできない状況にあります。

ですから、今回、その決断を先延ばしして来年にするか、来年よりも再来年にするかということになりますけども、今回はあえて決断をしたということでご理解をしていただきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

説明をしたら理解を得られる、それから、納得していただけると、それは逆なんです。

その前に、こういうふうにしたいからこういうお願いします。こういうふうにしたいというのがさきに出てくるべきだって、やって、つくって、このようにしてくれというのは、半分命令です、これは。

納得してない。半分押しつけです。それぐらい、町長、これ書いてあるけどたい、この施行日を、24年、25年4月1日に訂正すれば、いかがですか。

○町長（大久保明君）

決して強制とか命令ということではなくて、今やらなければいけないときだというふうに考えての決断でありますので、これは、撤回するよりはしっかりと説明をして、何回も説明をして説得するというふうな形をとりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○11番（琉 理人君）

伊仙町敬老年金支給条例の一部改正する議案で、今何名かの方々が質疑をされまして、やはり敬老年金のカットというのは、老人福祉の切り捨てだということは見て当然だと思います。

この請求改正表のまず第1条、今まで敬老年金を敬老祝い金、これ非常によろしいと思います。今まで80を超えると敬老年金、年寄り金と言われて遠慮していた方も、まだ自分らは年寄りではないという形で遠慮されてた。まだ、自立をしている敬老者の方々、その方々は、やはり年間5,000円、この第3条の80歳から84歳まで年額5,000円ということで、5,000円ということは、1年間こうして老齢年金ということで今までもあったんですが、今、自立支援法が見直されて、やはり高齢者

の方々も自立をしているという中でのこの80歳から84歳あたりまでは、今執行部の考えている改革を財政的難からカットというのは、これはもう苦渋の決断でいいと思いますが、また、2番の85歳から89歳、ここらへんになってくると、やはり先ほども言われたように、物事を何でも段階的に移行していくという考えが必要だと思います。いきなり90歳、99歳、90歳まで、89歳までカットと、99歳までカットということになってしまいますと、本当に先ほどから言われているように、お年寄りが長生きをしているのに、この第1条のお祝い金までカットするというのは、このお祝い金は何なのかと。言葉だけお祝いにかえてお金は渡さないということになってしまいますので、いろんな財政的提案をして、段階的に、先ほども言われたように、ことしは80歳から89歳までは、やはり自立支援法の見直しで、お年寄りにも一生懸命頑張ってください、年間5,000円、8,000円、この増減で町が潤って、また子ども手当に回せると言うのであれば喜んで、高齢者も頑張ろうという気になりますが、90歳から99歳、この方々までお祝い金をカットというのは、やはり段階的に見直して二、三年、また説明をして進めていくべきではないかと思いますが、この奪回ではなくて見直しをする必要があると思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

ここで協議の上、5分ぐらい休憩をしたいと思います、よろしいでしょうか。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時40分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長の答弁を求めます。

○町長（大久保明君）

高齢者の方々に対しましては、これは厳しい状況でありますけれども、ただ、これからの伊仙町の状況を見て、高齢者の方々がさらに健康を長寿という町にふさわしいような形にするためには、自立支援法もありますけれども、今までの支援とか、そういうものではなくて、何とか自立していく、自活していくと、そして、地域共同体の中でみんなで支え合っていくということを目指す時代になってまいりました。決して、経済的な力、それだけではなくて、みんなで助け合っていくという仕組みをつくっていく時代になると思います。そういった意味において、形を変えていく一つのきっかけにしていこうということでの、これは本当に我々にとっても苦渋の決断であります。

そのことを町政の中でも、またあらゆる先ほどから出てる事業にしても、集落ができるものは集落でやっていくとかという形を今後つくり上げていくために、地域全体で高齢者も子供たちも見ていこうという時代にしていくための突破口になっていかなければいけないという意味での決算でございますので、確かに段階的にやっていくという考え方もあると思いますが、決断すべきときは決断すべきだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（琉 理人君）

一応今答弁で段階的な考え方もあるんだけど、今回は制度的に提案をするということでございますので、私たちは段階的な改革という形で、これを、ことし、来年、再来年という形で見直してほしいということでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○13番（美島盛秀君）

伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

ただいまの琉議員の質疑の内容に私も全く同感であります。しかし、1年半前に不心得な職員がおって、このお祝い金を使い込んだと。職をやめなければならないというような事件等もありました。そういうときに、お年寄りが、年金があったが、今年は年金がねえもんじゃわと、私も2人に聞かれました。いやあるはずよということを私がそういう話をしているときに、そういう使い込みがあったというような話等があつて、私もこんな罪つくるようなお金であればなくしたほうがいいなと考えたときもありました。

しかし、老人クラブの皆さんといろいろな交流を図りながら何回かやるんですけれども、本当に老人クラブの会費を出せない人がいっぱいいるということもわかりました。500円の会費であつたけれども、500円は出したらもう大変だと。これ前にも私言ったことがあるんですけれども、200円にしたら大勢のお年寄りが出てこれるようになったと。

だから、私はこのお祝い金をなるべくだったら80歳からという気持ちもありますけれども、先ほどの琉議員が言ったように、急に99歳までカットするのじゃなくて、90歳までをカットして、そして、90歳以上は、本当に100円でも200円でも大事という気持ちが大半であります。

ですから、そういうお年寄りをお祝いしてあげるという意味から、ぜひ見直していただきたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど内容に関しましては、琉議員に答弁したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第13号について、討論を行います。

○13番（美島盛秀君）

反対討論をいたします。先ほどから出てきますように、私はこのお祝い金は続けてほしいという考えで、老人の福祉切り捨てにならないようにするために反対をいたしたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決をします。議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって、議案第13号、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例は否決されました。

議案第14号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

議案第14号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

安易に保険料を上がるのが町長の仕事なのか。それゆえに努力すべきことがあると私は思っているわけであります。23年度の執行予算管理表の歳入2月末を見ると、1号保険者の保険料滞納分が調定額3,000万円を超えております。介護保険料は制定されて以来、毎年大体300万ぐらいの滞納が、そんな下がったものはないかと考えております。

滞納分の徴収は2月末で2.4%であります。徴収努力の後が見えない。聞く所によると徴収係もない。町長の悪いところ。徴収を取れるところから取る。取れないところを放置している状況があると言わざるを得ない。これは、立派な町長といえるのか、介護保険料率を上げて、そのまま放置する考えがあるのか、直視をして対処する考えはあるのかお伺いをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

介護保険料の調定については、22年度も過年度分については2.17%、調定額は2,880万5,750円に対して、収入額というのは、まさしく62万3,820円ということで、23年度においても、過年度分3,099万920円の調定に対して、収入額は73万2,230円ということで、23年度も2.36%の徴収率になっております。

おっしゃるとおり、なかなか徴収員が不在ということだけの理由ではありませんけど、なかなかこういった体制はとれなかったというのは現状でありまして、大いに反省すべきということで、職員にも叱咤激励して夜間徴収とか、これからサービス制限条例を踏まえながら、滞納分について解消していかなければならないと思っております。

3,000万余りの徴収の中で、2年間したら法律的に取れないというのがあって、平成12年度から積み上げた額がこの金額に当たっているということで、法的に取れなくて、そのまま置いてあったというのが現状で、これは包み隠さず申し上げます。この22、23、もしくは21で取れるだけ分については、全力を挙げて、夜間徴収とか集合徴収については、現在進めながら、5月末の中において積極的取る計画にしております。一応現状と体制について、主管課の保健福祉課のほうから答弁します。

○議長（常 隆之君）

ここで皆さんにお諮りをします。本日の会議時間を議事進行の都合によって延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○10番（杉並廣規君）

ですから、この介護保険料をあげてそのまんま、今取れるという人からだけ取って、取れない人から、特別徴収は年金から引くわけですか。普通徴収はそのまま残ったわけですか。2.4%ですよ。20%なら話がわかる。努力の後も見えると思うんですが、全くやる気がないわけでしょう。

国保においてもこの分においても、そういうことにならないか。きちっとそのまま行政も努める。

それをどうするのかと。対処する考えはあるかないかと、それを聞いているんです。

○副町長（中野幸次君）

厳しいご指摘をいただいておりますが、現状としてはまさにそのとおりでございます。

それで、特に私たち徴収に対しては、今年度は振り返って幾つかの取り組みをしておりますが、なかなか時期的なものもありまして、効果があらわれていないというのが現状です。

そこで、この健康保険税に対しましては、やはり92%はいかなることがあっても達成をしなきゃならないと、そういう取り組みを今して、それで、保健福祉課を中心に徴収に対する定例会議を月ごとにもって分析等しております。それでも、徴収そのものが、ご指摘のように、実が上がらないというのは、やはり、ことし農作物の不作というのが大きな原因がありまして、それで、各徴収、税務課のほうでも、3月末まで待ってくださいというのが、分担金等でもたくさんあります。

そういうこと等も含めて、必ず約束をしてくるようにという今取り組みをしているところですが、それで、今後につきましては、幸いに今日サービス制限条例が皆さんのほうで可決をいただきまして、大変ありがたく思っておりますが、これもあわせて、各企業を税務課長と一緒に回って、企業主に対しては特別徴収を依頼しようと、これを取り組もうと思っております。

もし、企業主に協力がなければ、我々としては、今後の指令に反映をさせていくということも考慮しなければならないということに考えているんですが、これは、県のほうからまだ待ってくれと、こういうことがありますので、ただ、町内の企業を全部回って、そういう取り組みをしたいと思っ

ております。

それから、今回、コールセンターを設置してということで、その職員にお願いをしまして、この際、全家庭を考えていたんですが、電話等の調整がつかずに、全家庭にはなりませんでしたが、やはり電話戦術をとりましたところ、申告がやはり前年と比べてやっぱりふえてきたと、こういうことでありますので、定期的に今年度の取り組みとして、コールセンターを設置をして、そして、年に4回程度のいわゆる徴収情報の伝達に組み込みをしていこうと、こういうことでやっております。

これは、来年度に向けてではありますが、これから、ただいま杉並議員からご指摘のありましたように、これからの取り組みについては、全職員でも夜間徴収でもしながら、5月までかけてやはり92%達成、実は93%だったんですが、92%達成に向けては全力を挙げて取り組んでいきたいと、このように申し上げたいと思います。

現状としては、決して満足できるような数字じゃないということは我々も認識をしております。どうもご指摘いただきましてありがとうございます。

○議長（常 隆之君）

他に。

○10番（杉並廣規君）

金額がかさばらないうちに月々徴収する。そういう努力があってほしいと思います。

1号保険者の23年度の賦課決定分をみますと、1段階から6段階まで人数が2,491人、特別徴収が2,220人、普通徴収が434人おるわけです。普通徴収も月々変わるでしょうけど、約5分の1が普通徴収者なんです。介護基本法の第1条の目的は、私は町長直視していると思うんですが。約5分の1です。

5分の1は普通徴収なんです。この人たちがおるわけだから、月々にて、徴収の額、これで一緒だと。教えてあげる。そのときの財政状況を見る、そういうことが一番普通だと私は思いますが。

それと、もう一点、24年の1月の介護保険の認定状況をみると、1号保険者数、要支援1が49、要支援2が83、介護1が71人、介護2が105人、介護3が78人、介護4が82人、介護5が66人、532人の方がおるわけです。これもまた、5人に1人が1人を支えている状況。このようなことから保険料を上げないといけないと。これを町民に知らせるべきです、今の現状を。町長は、施政方針でも介護保険財政の健全な運営に努めてまいりますと言っておられるが、実行なり行動を期待いたしますが町長の決意のほどをお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

介護保険の受給者がふえているということでもありますけども、本来設立目的は、要介護度を改正するという目的でございますので、まずはそのことを、いろんな介護サービス、デイケアなどで改善していくということを強化していくと同時に、もちろんその徴収率をアップするために、ただいまご指摘のとおり、いろんな説明なども足りないところは、しっかりと、今までどおり職員の責任能力を、説明責任として、徴収に対する意識を改善していかなければならないと思っております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第14号について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10分休憩します。

休憩 午後 5時02分

再開 午後 5時04分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第15号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第15号について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正

する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

過疎地域自立促進市町村計画参考資料の変更についての5ページ、下から3行目のこのポテトハーベスターの予算なんですけれども、23年度に実施されて、24年度、25年度、27年度まで計画化されているんですけれども、23年度の実績と、それから、24年、25年、毎年、これハーベスター1台ずつの予定なんですけれども、予算的にできるのかどうか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

ポテトハーベスターに対しまして、事業実施主体が現在23年度もないような状況でございます。

ポテトハーベスター事業主体自体がないということでございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○経済課長（樺山 誠君）

この過疎の計画は、要望があるときにできるという状況で、計画とございますけども、やりたいと、結局は営農集団をつくってやりたいという農家が集団で出てくればやれる状況にしてあるということです。ですから、23年度においては、やりたいという方がいらっしゃらなかったからやらなかったということでございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

同じところです。これは、営農団体は、大体最低何名が必要でしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

営農集団、営農組織は、大体農家3戸以上ということになっております。

○5番（明石秀雄君）

これの個人負担は何%ぐらい。

○経済課長（樺山 誠君）

これは、奄美農業創出支援事業で導入するものでございまして、国の負担が10分の5、県の負担が10分の1ということで、自己負担が10分の4ということになってございます。

○5番（明石秀雄君）

これは、国、県はあるけど、町の持ち出しはないということ。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、町の持ち出しを行っておりません。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第16号について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第17号について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号、伊仙町堆肥センターの管理運営業務委託契約について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第18号について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、伊仙町堆肥センターの管理運営業務委託契約については、可決することに決定しました。

議案第19号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第19号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第20号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第

4号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(常 隆之君)

質疑なしと認めます。

議案第21号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(常 隆之君)

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(常 隆之君)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第26 議案第22号 平成24年度伊仙町一般会計予算

△ 日程第27 議案第23号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算

△ 日程第28 議案第24号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算

△ 日程第29 議案第25号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算

△ 日程第30 議案第26号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算

△ 日程第31 議案第27号 平成24年度伊仙町簡易水道事業特別会計予算

△ 日程第32 議案第28号 平成24年度伊仙町上水道事業特別会計予算

○議長(常 隆之君)

日程第26 議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算から日程第32 議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(大久保明君)

平成24年度伊仙町一般会計他各特別会計の当初予算を説明いたします。

議案第22号は、平成24年度伊仙町一般会計予算、歳入歳出それぞれ51億8,159万7,000円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

町制50周年目の節目である平成24年度は、子育て支援の充実、総合体育館の増築、伝統文化発信施設の建設、さらには公営住宅亀戸団地の建設を計画しております。

議案第23号は、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ12億1,543万4,000

円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案しております。

議案第24号は、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ9億5,674万4,000円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

議案第25号は、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出それぞれ1億6,537万4,000円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

議案第26号は、平成24年度伊仙町徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、歳入歳出それぞれ1億1,290万5,000円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。「ほーらい館」においては、平成24年度より始めている放課後わくわくクラブ推進事業を計画し、週3日を週5日間に延長して実施いたします。

議案第27号は、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計の予算、歳入歳出それぞれ2億7,786万9,000円で計上いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

昨年度に引き続き、基幹改良事業として、崎原地区と犬田布地区の予算を計上してあります。

議案第28号は、平成24年度伊仙町上水道事業特別会計予算、収益的収入、支出それぞれ8,706万8,000円及び基本的収入3,315万3,000円と資本的支出4,191万8,000円で計上いたしましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案してあります。

以上、議案第22号から議案第28号までの7件の提案理由を説明いたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算について、補足説明をいたします。

平成21年度伊仙町一般会計補正予算、歳入歳出それぞれ51億8,159万7,000円と定めるものであります。

9ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入についてご説明申し上げます。

第1款町税、2億7,966万8,000円、前年度比381万3,000円の増でありますけども、たばこ税の値上げに伴う増税を見込んでいるものであります。

2款地方譲与税、7,515万9,000円、第3款利子割交付金、60万、4款配当割交付金、10万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金、1,000円を計上しております。

6款地方消費税交付金、4,158万円、7款自動車取得税交付金、874万9,000円、8款地方特例交付金、396万3,000円、前年度比651万5,000円の減額になっておりますけれども、これは税源移譲に伴う子ども手当特例交付金等の減でございます。

9款地方交付税、28億1,159万8,000円、2,389万9,000円の減額でありますけれども、特別交付税前年度対比30%減を見込んでいるところであります。

10款交通安全対策特別交付金、180万、11款分担金及び負担金、7,052万5,000円、412万8,000円を

見込んでおりますけど、増額につきましては、畑総分担金の増を見込んでいるところであります。

12款使用料及び手数料、4,669万2,000円を計上してありますけれども、前年度比294万1,000円の増につきましては、犬田布団地住宅建設に伴う住宅使用料を見込んでおります。

13款国庫支出金、5億6,238万9,000円、前年度比2,838万6,000円の増を見込んでおりますけれども、都市公園等統合整備事業費の増、義名山運動公園の整備事業の増でございます。

14款県支出金、4億169万2,000円、前年度比8,749万円の増でありますけれども、徳之島地域文化情報発信等施設整備事業費の増を見込んでおります。

15款財産収入、790万1,000円、16款寄附金、10万2,000円、17款繰入金、2億739万1,000円、これにつきましては、財政調整基金から1億9,601万6,000円、きばらでえ伊仙応援基金より700万円、光をそそぐ雇用創出基金から437万4,000円を繰り入れてございます。

18款繰越金、1,000円、19款諸収入、4,778万1,000円、町債、6億1,390万円、生活交通路線維持事業、バス路線対策費、子育て支援事業等の増分を見込んでおります。

以上、歳入合計51億8,159万7,000円となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款議会費、9,131万7,000円、前年度比1,564万7,000円の減でございますけれども、議員共済負担金の減額が見込まれる関係でございます。

2款総務費、6億6,709万円、前年度比4,889万円の減を見込んでおります。

これにつきましては、重点分野雇用創造事業等の雇用対策事業費の減によるものでございます。

3款民生費、12億3,538万6,000円、1億3,960万3,000円の増でありますけれども、国保会計繰り出し、介護保険等繰り出し金の増によるものでございます。

第4款衛生費、4億6,120万円、前年度比1,136万1,000円の減額でございますけれども、地域グリーンニューディール基金事業の完了に伴うものでございます。

5款農林水産業費、3億7,701万7,000円、前年度比358万2,000円の減でありますけれども、畜産基盤再編創造整備事業の減によるものであります。

6款商工費、2億3,469万7,000円、2億607万2,000円の増でありますけれども徳之島地域伝統文化情報発信施設整備事業費の増によるものです。

7款土木費、6億3,862万2,000円、前年度比8,037万1,000円の増でありますけれども、都市公園等整備事業、義名山体育館の整備事業費の増でございます。

8款消防費、2億1,752万9,000円、前年度比8,986万2,000円でございますけれども、消防組合無線施設整備事業等の増によるものでございます。

9款教育費、3億5,335万5,000円、3,110万8,000円の減でありますけれども、中学校武道地域連携推進事業600万、幼稚園等の人件費、その他人件費等の減によるものでございます。

10款災害復旧費、173万8,000円、第11款公債費、8億9,864万5,000円、7,142万2,000円の増でありますけれども、過疎対策事業費、まちづくり交付金事業の元金償還分の増でございます。

12款諸支出金、1,000円、13款予備費、500万計上、計51億8,159万7,000円。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、保健福祉課管轄の説明申し上げます。

まず初め、ちょっと国と税の方向性もあったものですから、ちょっと概要だけ述べさせて中に入りたいと思いますけれども、保健福祉課管轄の国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、町長の施政方針にも関連して補足説明いたします。

国の社会保障と税の一体改革の成案が出てきたことにより、未来の投資として、子ども子育て支援と貧困格差対策の強化を行い、現役世代も含めたすべての人がより受益を実感できる社会保障制度の再構築を目指し、国において議論が展開しております。

医療機関に支払われる診療報酬が2年ぶりに4月から改定されることが決まりました。

小幅な引き上げですが、薬価の引き下げにも、在宅医療の充実と病院経営の負担軽減に重点配分とされておるようであります。

医療介護において、市町村国保や介護保険の被保険者の低所得者の保険料負担を軽減し、国民皆保険の最後のとりでである市町村国保への財政の強化と財政運営の都道府県単位化を進め、財政基盤が安定化する方針であり、当町の厳しい国保、介護特別会計の財政運営の健全化を目指していかねばなりません。

保健福祉課の特別会計の補正する前に国の方針の一部を述べさせていただきました。

国保会計ですけれども、同じちょっと前段説明申し上げます。

国保については、国保中央会において、給付費は国に7割求めるのが当然と言われるように、運営自治体に構造的脆弱さがあり、当町においても、毎年一般会計からの繰り入れが行われ、厳しい状況下にあります。経営状況では、一般会計からの繰入額は、平成21年度1億7,811万3,000円、22年度は1億3,653万円、23年度見込みとして1億3,409万6,000円と、当町に限らず、多くの市町村で厳しい状況下にあります。定率負担の引き上げによる公費負担の拡大など、引き続き国保の抜本改革の実施を全国知事会では国に要望しており、この脆弱な構造を変えるのが関係者の思いであります。

それでは、24年度当初予算の補足説明をいたします。

まず、1ページ目、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ12億1,543万4,000円と定めるものであります。

6ページをお開きください。事項別の歳入であります。主な項目について、比較の分についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税、19.78%の減であります。これは、医療費給付費現年度分の課税分の減であります。

4款国庫支出金、13.8%の上昇であります。療養給付費負担金の8,254万5,000円の増額、財政調

整交付金の、これが大きいんですけども、7,944万5,000円の減額とされております。

5 款の県支出金、県調整金の2,333万2,000円の減に、影響によるものであります。

6 款療養給付費交付金、これは退職者医療費交付金の1,200万9,000円の減額であります。

一番大きな7 款の前期高齢者交付金、これが45.45%の減で、この理由は、前期高齢者の交付金については、通常1 億4,000万余りの予算でありますけれども、システム上、2 年前の実績に伴う精算の中で生じて、その誤差がありまして、この精算による負担金が、交付金が来なくなったということであります。20年度からの後期高齢者の制度改正に伴う要望が満額に近い分で要求していた影響によるものかと思っ、この原因が繰り入れの大きなネックになっております。

8 款の共同事業交付金、14.9%のアップなんですけれども、保険財政安定化事業交付金として1,830万7,000の増額が主な原因であります。

10 款の繰入金、93.4%の増で、これが一般会計繰入金から1 億2,526万6,000円の増となっております。ちなみに、前年度当初では5,000万でありましたけれども、こういった前期高齢者の交付金の減額による一般会計からの繰り入れを余儀なくされているということでもあります。

次のページをお願いします。歳出のほうです。1 款総務費、これは普通旅費の減額分が大きいということでもあります。

2 款の保険給付費、約6 %の上昇であります。療養給付費の3,944万1,000円の大幅な増額によるものであります。

3 款後期高齢者支援金、4 %余り上昇で、支援金の増額であります。

あとは小さいんですけども、7 款の共同事業拠出金、保険財政安定化事業拠出金の減額であります。

8 款保健事業費、看護師賃金の108万の減額、国保ヘルスアップ推進事業の160万8,000円の増であります。

歳出合計で3.5%ほどの上昇であります。

続きまして、介護保険のほうをご説明申し上げます。

介護保険についても前段ご説明いたします。施政方針にもありましたとおり、高齢化34.6%、伊仙町は特に高く、在宅サービスを中心に利用者が急速に拡大しておりますが、介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。しかし、反面、制度の定着とともに、一人暮らし、独居世帯の高齢者も増加すると見込まれています。

このような中、介護保険制度を持続可能なものとし、明るく活力ある超高齢化社会を構築するために、介護予防、相談支援に対するさまざまな取り組みが必要となりました。4 月からは、第5 期介護保険計画が策定されたのに伴い、保険料が第4 期において月額4,200円が、第5 期では月額5,800円と改定されることとなります。増額の理由は、介護の現場の報酬が1.2%程度増額されたことや、介護施設の増加、介護サービスの拡大に伴う給付費の増大であります。

それでは、24年度当初予算の補足説明をいたします。

1 ページ目にありますけども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 5,674 万 4,000 円と定めるものであります。

4 ページをお開きください。歳入であります。1 款保険料、15.9%のアップであります。第 1 号被保険者保険料、現年度分 1,483 万 5,000 円ということで、保険料の改定に伴う上昇分であります。

2 款国庫支出金、7.4%のアップであります。施設介護サービスの 826 万 9,000 円の増、調整交付金 940 万 3,000 円の増の分であります。

3 款支払い基金交付金、8.1%の増であります。介護給付費交付金、現年度分 2,089 万 6,000 円の増であります。

4 款県支出金、9.3%のアップで、施設介護サービス費 964 万 7,000 円などの増額によるものであります。

5 款繰入金、3.3%の減で、介護給付費準備基金繰入金マイナス 1,329 万 6,000 円の減などの影響であります。

6 款諸収入、これは食の自立支援事業の利用料個人負担分の金額であります。

次のページ、歳出お開きください。

1 款総務費、これは、13.7%の上昇で、事務賃金 127 万 2,000 円などの増加であります。

2 款保険給付費、8.4%の上昇であります。これの主な 7,000 万余りの比較の分でありますけども、居宅介護サービスに 800 万、地域密着型介護サービスに 1,990 万、1 節介護サービス費等に 1,792 万 3,000 円、介護サービス給付費 246 万 3,000 円、特定入所介護サービス等で 1,600 万の内訳であります。トータルで歳出合計 7.2%の上昇ということであります。

続きまして、後期高齢者、説明する前にまたちょっと概要を申し上げます。

平成 24 年度及び平成 25 年度鹿児島県後期高齢者医療保険料率については、保険料の上昇をできるだけ抑制するため、平成 22 年度及び平成 23 年度の財政収支に係る剰余金及び県に設置してある財政安定化基金を活用して保険料率を決定しました。当町は、不均一保険料として特定市町村にされており、2 年間は軽減措置とされております。均等割額、年額で 4 万 1,800 円が 4 万 6,400 円で、4,800 円の増にはなっております。所得割が 7.8%が 8.65%で 0.97%増であります。特定市町村では低いほうです。

それでは、24 年度当初予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,537 万 4,000 円と定めるものであります。

4 ページをお開きください。まず、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、5.5%のアップであります。特別徴収保険料として 292 万 1,000 円の増であります。これらが、関連しているものであります。

3 款繰入金、5.5%のアップで、保険基盤安定繰入金 465 万 8,000 円の主な増加であります。

4 款繰越金、42.3%の減であります。諸収入、1 万 5,000 円の増であります。

大きな項目の 1 款の保険料関係が上がっております。

次ページ、歳出お願いします。1 款総務費、18.2%のアップであります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5.2%のアップで、保険基盤安定負担金465万8,000円、被保険者保険料特別徴収分として292万4,000円等の増であります。全体で5.2%のアップということであります。

以上、保健福祉課管轄の特別会計について補足説明とします。

以上です。

○ほーらい館長（四本延宏君）

引き続きまして、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の24年度特別会計予算の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,290万5,000円とするものでございます。

6 ページのほうをお願いしたいと思います。歳入のほうをご説明申し上げます。

使用料でございますが、今年度は4,355万3,000円、対前年度比365万5,000円のアップを見込んで予算を計上しております。お客様に獲得に努めたいと思います。

款2の繰入金ですが、ここでは3,500万円の例年繰り入れをしていたわけですが、議会等、また行財政調査特別委員会等でもご指摘がありましており、職員の給与もここに入れるのが筋だというお話等ありましたので、2,547万7,000円を増額して繰入金の中に入れてございます。

あとはほぼ例年どおりの予算でございます。

諸収入の中に、社会保険料の個人負担分が入っております。

続きまして、8 ページのほうをお願いします。歳出でございます。

歳出の中でも、一般管理費の中に給料、職員手当等が入って3,100万円の増額になっているというところです。また、先ほどから町長、総務課長等が言いましたように、今年度は、放課後わくわくクラブというのを立ち上げまして、子育て支援、また就労支援までもやりたいということで、このワクワククラブにつきましては、款をつくりましてやっていくつもりでございます。

今報償費と需用費で賄うことにしております。

あとは、昨年、23年度と大体似たような予算の計上の仕方でございます。また、詳しくは審査特別委員会等でまたお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,786万9,000円と定めるものであります。

5 ページをお開きください。事項別明細書の総括の歳入についてご説明いたします。

第1款使用料及び手数料、前年度と比較いたしまして35万円を増額いたしまして、4,775万5,000円とするものであります。

続きまして、第2款国庫支出金、前年度と同額の7,500万円でございます。

第3款繰入金、前年度と比較いたしまして918万9,000円を増額でございます。これは、償還金の

元金と利子の増額されているものでございます。合計が5,961万1,000円とするものであります。

続きまして、第4款繰越金、また、5款の諸収入につきましては、前年度と同様科目設定でございます。諸収入につきましては、預金利子と雑入を1,000円ずつ計上してございます。

続きまして、第6款町債、前年度と同額の9,550万円で、これは西部地区老朽管更新事業債でございます。

歳入合計が2億7,786万9,000円と定めるものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。総括の歳出のご説明をいたします。

第1款水道事業費、前年度と比較いたしまして157万3,000円を増額いたしまして、2億3,501万3,000円とするものであります。

第2款公債費、前年度と比較いたしまして796万6,000円を増額いたしまして、4,285万6,000円とするものでございます。これは歳入の繰入金でご説明しましたとおり、償還金の元金と利子の支出でございます。で、歳出合計が2億7,786万9,000円と定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算の補足説明をいたします。

1ページをお開きください。本ページの第2条業務の予定量についてご説明いたします。

1、年間給水量戸数といたしまして1万9,913戸、2番、年間総給水量といたしましては39万3,002m³でございます。3、1日平均給水量といたしましては1,077m³でございます。4番、建設改良工事といたしましては1,376万8,000円とするものであります。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の第1項といたしまして、営業収益が8,189万8,000円、第2項営業外収益といたしまして517万円、合計が8,706万8,000円とするものであります。

続きまして、支出の第1款でございます。水道事業費第1項といたしまして、営業費用8,167万9,000円、第2項の営業外費用が538万9,000円、合計が8,706万8,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の実施計画といたしましては、3ページに添付してございます。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。ページは1ページのままでございます。

収入の第1款資本的収入第1項起業債といたしまして2,000円、第2項の他会計への出資金といたしまして3,315万1,000円、合計が3,315万3,000円とするものであります。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出第1項建設改良費といたしまして1,376万8,000円、第2項企業債の償還金といたしまして2,815万円、合計が4,191万8,000円とするものであります。

資本的収入および支出の実施計画としましては、4ページに添付してございます。

この資本的収入と資本的支出の額に対し不足する額876万5,000円は、過年度分の損益勘定留保資金で補てんするものといたします。

以上で上水道事業会一般会計予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由の説明があった7つの案件は、後ほど予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いしたいと思います。よろしくご協力お願いします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（前 徹志君）

平成24年度一般会計予算について質疑を行います。

予算書の19ページ、県支出金、県補助金、目の6 消防費補助金の奄美群島防災施設整備事業補助金の3,600万円についての説明をお願いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

奄美群島防災施設整備事業補助金3,600万円でございますけれども、予算書の66ページをお願いいたします。

歳出の第8款消防費の3目防災まちづくり事業費の工事費5,900万、そして、その上の委託費、設計委託料として100万円組んでございますけれども、この事業は、災害時の避難場所でもあるほーらい館でございますけれども、現在、ほーらい館の施設内は非常用の電源がなく、停電時の対応ができない状態であります。災害時の避難場所としても有効に機能するように、非常用電源としての発電施設を設置する事業費でございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算から議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の委員で構成する平成24年度予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議ないものと認めます。したがって、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算から議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の委員で構成する平成24年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これから平成24年度予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

委員会の場所を議会委員会室に定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 6時06分

再開 午後 6時08分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成24年度予算審査特別委員会の委員長に琉 理人君、同じく副委員長に清水喜玖男君が互選されましたので、報告します。

以上で本日の日程は全部終了します。

会議を閉じます。

本日はこれで散会をします。

次の会議は3月14日午前10時から開きます。

日程は一般質問であります。

散 会 午後 6時10分

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成24年 3 月14日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 一般質問 （杉並廣規議員、上木 勲議員、明石秀雄議員、佐藤隆志議員、琉 理人議員）5名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	9 番	伊 藤 一 弘 君
10 番	杉 並 廣 規 君	11 番	琉 理 人 君
12 番	上 木 勲 君	13 番	美 島 盛 秀 君
14 番	常 隆 之 君		

1. 欠席議員（1名）

8 番 清 水 喜玖男 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柊 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	中 野 幸 次 君
総 務 課 長	稲 隆 仁 君	企 画 課 長	牧 徳 久 君
税 務 課 長	池 田 俊 博 君	町民生活課長	鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長	松 田 一 郎 君	経 済 課 長	樺 山 誠 君
建 設 課 長	中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長	大 山 秀 光 君
環 境 課 長	益 一 男 君	水 道 課 長	芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長	佐 平 浩 則 君	農委事務局長	仲 武 美 君
教 育 長	茂 岡 勲 君	教委総務課長	窪 田 良 治 君
社会教育課長	當 吉 郎 君	学給センター所長	平 山 栄 文 君
ほーらい館長	四 本 延 宏 君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

総務課長補佐（財務） 田 島 輝 久 君

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（終日）関 政樹君・稲田大輝君・田中勝也君

平成24年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質 問 者	質問事項	質 問 の 要 旨	質 問 手 相
1	杉並廣規 (議席番号10)	1. 施政方針について	「共に創ろう躍進する輝く伊仙町」をスローガンに100項目のマニフェストの政策の目標は。 イ) 民泊の年度別受け入れ件数。 ロ) 移住希望者件数。 ハ) HPの開設年月日。 ニ) 空家(即居住可能・不可能物件)の件数、入居者の件数。 ホ) 人口増加する町とあるが、どの位増加しているのか。	町 長
			イ) 第6次産業の確立について詳しい説明。 ロ) 土づくりの推進についての詳しい説明。 ハ) さとうきび単収向上についての詳しい説明。 ニ) たんかん、23年度の実績、24年度の見込み。 ホ) 新規就農希望者数及び支援の実態。 ヘ) プラスチックのエネルギー化技術の実績。 ト) 光ファイバーの実態(悪くなった)、住民調査等実施すべきではないか。	町 長
			イ) ほーらい館の年度別赤字額はいくらか。また対策は。 ロ) 昨年、1～2年以内に指定管理者制度にしていくという計画と答弁があったが、どのような計画で進んでいるのか。 ハ) 上記の件について、運営委員会はどのような考えか。	町 長
			イ) 水道料金の徴収率は、過年度分も含めると極めて低く、事業の運営が困難な状況にあります。他人事のように述べられているが、 「地方公営企業法」 経営の基本原則 第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 とあるが、どのように努力していますか。	町 長

1	杉並廣規 (議席番号10)		ロ) 昨年、白井川水源を復活させることによって、含有石灰濃度が薄まることを見込んで、白井川水源の復活に向けた調査の結果は。	
2	上木 勲 (議席番号12)	1. 行財政調査特別委員会の結果報告に対する具体的な対応について	議長を除く、議員全員で構成した「伊仙町行財政調査特別委員会」の調査結果を平成23年12月定例会で報告したが、これに対して具体的にどう対処したのか、またどう対処するのか。	町 長
		2. 伊仙町中央通り会道路拡幅について	役場前から盛本宅前交差点までの道路整備の現状と今後の見通しについて問います。	町 長
		3. 小学館発行の「不随の病院王 トラオ」における言動について	①町長のコメントの真意について。 ②学校教育と闘牛文化の有様について、教育委員会の所見を尋ねます。	町 長 教育委員長
3	明石秀雄 (議席番号5)	1. 町長の施政方針について (農政)	①農業生産額50億円達成の目標年はいつか。	町 長
			②6次産業化の確立とは、何をいつ商品にして、販売するのか。	町 長
			③新規就農者支援について、その後の状況について。	町 長
			④土づくり推進はどのように推進するのか。	町 長
			⑤タンカン農家に支援策は考えられないのか。	町 長
		2. 保育行政について	待機児童は何人か推移について。 (※過去5年前を参考)	町 長
4	佐藤隆志 (議席番号4)	1. 町営住宅管理について	①各地区に永年住んでいない町営住宅があるが、今後改修して貸す計画は考えられないのか。	町 長
			②一般住民が払い下げを希望しているが、可能なのか。	町 長
			③空き住宅は、ほとんどが手入れしておらず、景観が悪いので、定期的に清掃するか、取り壊す考えはないのか。	町 長

4	佐藤隆志 (議席番号4)	2. 水道関係について	①西部地区の水道水は、中部・東部地区と比較して、石灰分が非常に多く、風呂のボイラーが1年ないし3年で故障・い替えをしている異常な状態です。現状の地下水に頼るだけでなく、原水だけを引き込む考えはないのか。	町	長
			②西部地区の浄水場に軟水機を取り付けて、石灰分除去していく考えはないのか。今後の対策はどうか。	町	長
		3. 地域防災計画の見直しについて	昨年度の東日本大震災・奄美地方を襲った集中豪雨を踏まえ、奄美の他市町村では地域防災計画を見直す動きが広がっているが、わが町では海拔標示板の設置や防災マップの全戸数配置などの計画はあるのか。	町	長
5	琉理人 (議席番号11)	1. 自主財源確保について	①23年度の納税状況と対応策はどのようにされているのか。	町	長
			②自主財源確保には、農家所得向上が原則です。所得向上の指導対策はどのようにしているのか。	町	長
		2. 光通信事業について	22年度に導入した光ネットによるインターネットや、町内、島内の加入電話の無料等便利になりましたが、一方不具合な点も出ています。町民からの意見等、また対策はどのようにしているのか。	町	長
		3. 水道事業について	①年に数回、東部地区、中部地区等にて水道水のにごり、異臭が発生しています。その原因と対策はどうなっているのか。	町	長
			②老朽化した敷設管の取替え工事の計画はどのようになっているのか。	町	長
		4. 学校給食費について	前回の議会にて、平成24年度から学校給食費の無償化についての質問に、財務と協議して熟慮の結果、無償化の方向でとの答弁でしたが、その後どうなったのか。	町	長
		5. インターネット配信について	①町のホームページや議会中継で伊仙町の取組みや議会の内容がわかりやすくなったという声が聞こえますが、番組途中で例えば議会中継が休憩中には画面が砂嵐状況です。この時間の有効活用は考えられないか。また、インターネットにて町内産業のPRはできないものか。	町	長

5	琉 理人 (議席番号11)	6. 障がい者福祉 について	養護学校分校・分教室については、伊仙町も大きく取り組んでいますが、視覚障がい者の対応について以前も質問いたしましたが、視覚障がい者のほーらい館のプール使用については可能か。	
---	--------------------------	---------------------------	---	--

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、杉並廣規君の一般質問を許します。

○10番（杉並廣規君）

町民の皆様、おはようございます。10番、杉並廣規でございます。

平成24年第1回定例会において一般質問を行います。

今、伊仙町では大変なことが起こっております。「悪の栄えたためしが無い」、このことだけは申し上げておきます。

施政方針について、「共に創ろう躍進する輝く伊仙町」をスローガンに、100項目のマニフェストを政策の目標に掲げ、町民総親和・住民参加型の町政を模索、その着実な実践に向け、全力で取り組んでいきますと述べられておりますが、主なものについてお尋ねをいたします。

民泊の受け入れや移住希望者向けのホームページの開設と、空き家情報の提供はどうなっているのか、民泊の年度別受け入れ件数、年度別、増加しているのかどうか、移住希望者の件数、ホームページの開設年月日、空き家の件数、入居者の件数、「人口の増加する町」とあるが、どれぐらい増加をしているのか。

去る2月の29日、奄美新聞に市町村別推計人口記載がされておりましたが、対前年度、龍郷町が9名増加以外、伊仙町は2月1日現在、6,741名、88名減になっている。なぜ住民基本台帳人口と2月末の7,216名、475名差があるが、どうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、農政面においては、農業生産50億円の達成を目標に、農林水産業に加工・販売を融合させる第6次産業の確立、土づくりの推進、基幹作物であるサトウキビの単収向上、畜産の振興はむろん、亜熱帯の気象条件を生かした付加価値の高いマンゴーやタンカン、さらには赤土バレイショ、ショウガ、ゴマ、カボチャなど、高収益の作物栽培を推奨しますと。

1つは、第6次産業の確立について詳しい説明を求めます。それと対策はどうなっているのか。土づくりの推進についての詳しい説明を求めます。

サトウキビ単収向上についての説明を求めます。

そして、22年、23年産の実績、23年、24年度産の見込み、で、タンカンは23年の実績、24年度の見込み、カミキリムシの蔓延状況と現状の対策、今のままでよいのかどうかお尋ねをいたします。

それと、新規就農希望者数、支援の実態。廃プラスチックのエネルギー化技術の実績はどうなっているのか。私たちが行ってみたときには、故障しているような状況でありましたが、どうなのか。

それと、光ファイバーの実態、町民いろいろ、あとここで聞くと、会合等によると、ちょっと利用状況が悪くなったと、住民調査等を実施すべきだと思うがどうなのか、お尋ねをいたします。

次に、ほーらい館について、昨年12月には、延べ利用者が40名を超すなど、運営面においても充実してきましたと。これを契機に指定管理者制度の導入も視野に入れ、町民の健康増進に努めてまいりますとありますが、ほーらい館の年度別赤字額は幾らなのか。

昨年、一、二年以内に指定管理者制度について計画していくと答弁があったわけですが、どのような計画で進んでいるのか。また、伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の指定管理者の公募の告示等は、いつごろされるのか、お尋ねをいたします。

そして、上記の件について、運営審議会はどのような考えを持っているのか。また、他に問題はないのか、会議録等の提出を求めます。

次に、水道事業について、水道料金の徴収率は、過年度分も含めると、極めて低く事業の運営が困難な状況でありますと、他人事のように述べられておりますけれども、経営の基本原則第3条には、地方公営企業は、常に企業の経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと。どのように努力をされておるのか、赤字の問題、カルキの問題、水道行政、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

それと昨年、白井川水源を復活させることによって、含有石灰などが詰まることを見込んで、白井川水源の復活に向けて調査の結果はどうなっているのかお尋ねし、1回目、終わります。

○町長（大久保明君）

杉並廣規議員の質問にお答えいたします。

まず、全体の施政方針についての質問でございます。

マニフェスト政策に対しましては、副町長のほうから答弁をしていただきます。

民泊、移住、ホームページ等、企画課長他課長のほうから答弁をしていただきます。

6次産業以下、また、経済課長他担当課長に答弁をしていただきます。

ほーらい館の指定管理者制度等については、ほーらい館長のほうから答弁をしていただきます。

水道問題に対しましては、水道課長のほうから答弁をしていただきます。

○副町長（中野幸次君）

具体的な項目に入ります前に、マニフェストの管理をいたしておりますので、私のほうから大まかなところをお伝えしたいと思います。

マニフェストに関しましては、住民福祉をより具体的に、町民とともに考えていくという視点から、1つの政策として掲げたものであります。

これについて、検証委員会を過去2回持っております。今年度は、大体5月下旬から6月にかけて検証委員会を持つ予定であります。なぜ5月、6月かという、徴収、そういった類の集計が5月末で出てきますので、その時点で取り組んでいくと、こういう考えで臨んでおります。

かつ、この中で、100項目とうたってありますけれども、中身は99項目、そして重なる部分がありま

して98項目になっておりますが、そのおよそ検証委員会で検討いたしました結果は、多少、見解の相違もあろうかと思うんですけども、達成が79項目、それから推進、今、盛んに取り組んでいるものが8項目、それから取り組みが具体的にさらに一生懸命取り組まなければ達成できないのではないと思われるもの、これが徴収関係でありますけども、そういったことについているのが11項目、計98項目であります。で、考えたときにはそういうぐあいになります。

達成が、より困難さがあると思われるものについては、これからまた、2年間の中で、より具体的にさらに分析をして踏み込んで、達成に向けて取り組んでいきたいと、このように今、取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○企画課長（牧 徳久君）

杉並議員の施政方針についての（イ）の部分、民泊の年度別受け入れ件数から答弁したいと思います。

民泊の年度別受け入れ件数に関しましては、これについては、平成20年12月から厚生労働省が所管します地域雇用創造促進事業、パッケージ事業と申しますが、この一環で伊仙町雇用創造促進協議会を設立しまして、22年4月にグリーンツーリズム研究会が発足しまして、農家民泊受け入れがスタートしたわけではありますが、現在、町内では、3軒の民泊の受け入れが実施されております。22年度には31件、23年度においては123件の受け入れ件数、利用者があったということでございます。

あと、（ロ）の移住希望者件数でございますが、平成23年度の現時点での問い合わせは13件でございます。うち島外からの問い合わせは9件でございますが、奄美12市町村において、これは奄美群島の広域事務組合というところが支援がありまして、ここでやっているわけですが、奄美群島UIOターン支援体制構築事業において協議会が設立されております。

これは群島全体を網羅した形で取り組んでいる状況でございますが、さらには、ホームページにも、移住支援サイト、これは「ネリヤカナヤ」というサイトですが、こういったのを個人で立ち上げまして、UIOターン者の受発信を行っているところでございます。

あと、（ハ）の伊仙町のホームページの開設年月日ですが、平成8年の4月に開設しております。

あと、（ニ）の空き家即居住可能な件数でございますが、町内に479戸ぐらいの空き家がございます。で、即居住可能戸数としましては約95戸、不可能物件、これはもう空き家ですけど、ぼろになったとか、いろいろ手を加えないと住めないというのが約380戸ぐらいございます。

入居者の件数でございますが、実績といたしまして、21年度が6戸、22年度が1戸、23年度が5戸という形になりますが、建設課のほうで、教員住宅の農高跡地の教員住宅を払い下げとしまして、ここにも6棟、11世帯が転入しております。

あと、今年度に建設課が建築、新しく建築しました犬田布の亀戸団地でも14世帯が入るわけございまして、これについても町外から子供さんのいる世帯を優先的にという形でやっている状況でございます。

あと、こういった問い合わせもありまして、20年度が20件の問い合わせ、あと22年度が9件、23年度にきょう時点までで13件の問い合わせがございます。

以上のような状況であります。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

杉並議員の「人口の増加する町」とあるが、どのぐらい増加しているかというご質問にお答えいたします。

まず初めに、2月の29日、奄美新聞の奄美の推計人口についてお尋ねがありましたけど、この人口につきましては、国勢調査をもとにして、毎月、県のほうが推計人口ということで公表、発表をしております。

これによりますと、伊仙町のほうが6,741名となっております。私たち町民生活課では、住民基本台帳に記録されている住民の数を毎月、月末に集計をして、住民基本台帳として人口を集計しているところであります。これによりますと、2月末現在7,216名ということになります。

で、住民基本台帳のほうが475名多いということになります。

杉並議員には、資料で過去5年間分の人口をお示ししてありますが、確かに過去5年間、減少傾向にあります。人口の内訳といたしまして、自然動態が出生と死亡、そして社会動態が転入と転出であります。

自然動態を見てみますと、どうしても死亡率が高くなっておりますが、今年度の2月末の出生数が70名となっております。これ、3月末までには70名を超えるものと思っております。ここ数年では、高い伸び率になると思います。

反面、社会動態の転入、転出の割合を比べますと、今年度2月末現在で45名の増加となっております。これは、あくまでも2月末でございますので、3月は、また転出がふえるものと思われます。

そこらで、ある意味では、ある程度の人口の減少に歯どめがかかり、今後の人口の増加につながればと考えております。

以上でございます。

○経済課長（樺山 誠君）

杉並議員の経済課に対しての質問にお答えいたします。

まず、（イ）の部分でございます。第6次産業化の確立について詳しい説明を求めますということでございますけども、お答えいたします。

平成21年度の直売所「百菜」の開設を足がかりに、従来の第1次産業から第6次産業化を推進し、農業所得のさらなる向上を図るため、種々の講義や講演会、実習などを展開してきました。

特に、平成23年度におきましては、伊仙町第6次産業化塾を開講し、全6回のコースに対して町内外から30人の申し込みがあり、3月20日には最終回を迎える予定でございます。

招聘した講師陣は、国内の6次産業化を具現化したトップレベルの経営陣が主であり、また、表示や法律に関してなど、幅広く深いところまで見聞きできるような内容を展開しました。

また、受講生がただ聞き流して受け身にならないように、講演前、講義前の事前調査と、最終回では今後の事業計画やこれまでの感想など、動態的に身につけてもらうように工夫を凝らしているところでございます。

この結果として、農林水産省による第6次産業化推進整備事業による、新商品開発の販路開拓や、加工所などの設備投資に対する直接支援制度の申し込みを行う予定の加工業者が、現在、数業者上がっており、町内の特産品分野でのさらなる発展が見込まれているところでございます。

(ロ)の土づくりの推進について、詳しい説明というところの答弁をいたします。

限られた耕地面積の中で単収を上げるために、平成21年度に土壌分析器を導入し、平成22年より町独自で分析を行ってまいりました。これまで、313件の形態受け付け、施肥設計などの説明を随時行ってまいりました。

事業といたしましては、環境保全型農業直接支払い制度による12haに対し、農機・資材の補助を行う事業と、環境と調和した農業推進事業による7.2haの堆肥投入などの補助事業を実施しております。

(ハ)のサトウキビ単収向上について答弁をいたします。

サトウキビの単収向上のポイントは、新植においては優良種苗の確保、適期の植えつけ、適期の管理。適期の管理とは、施肥、中耕除草、病虫害防除などの栽培指針に基づき、基本的な作業を確実に行う。また、株出しにおいても新植同様、基本的な作業を確実に行うことが、単収向上のポイントであります。

現在、徳之島さとうきび生産対策本部では、サトウキビ栽培のための講習作業を進めているところでございます。

(ニ)タンカン、23年度の実績、24年度の見込みということでございますが、本年度の結果、花の咲く時期の台風の直撃により、ほとんどのタンカンが実を結ぶことなく、生産量は1.2tと低調で、また、農家戸数12戸、栽培面積5.2haが実績であります。

平成24年度は、23年度の台風被害の影響で、結果が早目に、花の咲く時期が早目に推移しておりまして、予測として例年よりも多くの実をつけることが考えられます。昨シーズンのダメージを受けた上に多くの結実を許しますと、受精が弱まることが考えられ、生産者には例年程度の摘果、あるいは収穫を呼びかける予定で動いております。

(ホ)の新規就農希望者の支援の実態ということでございますが、平成24年度より国のほうで始まる青年就農給付金の給付のことに关しましてですけれども、まずは、給付要件といた、給付の条項、事業の内容といたしまして、1つが準備型というのがございます。これは市町村が実施をしなくて、県のほうで実施をする分でございます。

2つ目の市町村で実施をするものに関しましては、経営開始型ということで、独立・自営就農直後の農家を支援していくということで、まず原則、45歳未満であるということ。あと金額が年間150万円ということ。

あと条件が、独立・自営農業であること。これに関しましては、自らの農地の所有権、もしくは利用権を有していること。主要な機械・施設をみずから所有し、あるいは賃貸をしているということ。本人名義で生産物を出荷、取引していること。本人名義の通帳があり、売り上げや経費の支出などの経常収支をみずからの通帳、帳簿で管理することということが条件でございます。

この条件に適用する農家、現在、県に新規就農者のほうで上げているのが、平成21年度に2名、22年度に2名、23年度に2名、24年度の前期で2名、後期で2名、計10名を県のほうに申請をしてございます。

この新規就農者の給付金を受けるためには、町として地域農業マスタープランというものを作成しなきゃいけないということで、これが、24年の前期の2名まで受けるために、さかのぼりが約半年ほど猶予されるだろうということもございまして、平成24年の8月ごろまで作成を完成して、県・国とのヒアリングに臨んでいきたいと思っております。

この中に、どういう方たちが、どの新規の表記の対象者ですよというので書かなきゃいけないと。でまた、25年度以降、新たに発生した分に関しましては、変更という形で追加をしていくということでございます。

以上、杉並議員の答弁にお答えいたしました。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

杉並議員のご質問に対しまして、プラスチックのエネルギー化、技術の実績ということについてお答えをいたします。

23年度の実績におきましては、2月末現在で、油化装置でのエネルギー化は、混合油で1,320ℓ、エネルギー化されております。

なお、昨年11月より機械の故障のため、現在、点検整備中で、油化装置の運転は停止の状態と聞いております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

（ト）の光ファイバーの実態、悪くなった、住民調査等を実施すべきではないかという件についてお答えします。

現在、IRU契約によりまして、徳之島ビジョン株式会社と保守管理を行っているわけですが、平成24年の2月末日の電話での問い合わせの実情をまとめてありますが、電話でのいろいろの故障とか思われる点についての問い合わせが223件あったように聞いております。

このように、いろいろ機械の操作が非常にがたがたとか、わからない点等もございまして、いろいろ問い合わせが、これぐらいあったということを聞いております。

そして、この実態調査すべきじゃないかという件については、来月から、4月から町内全域で、集落座談会なるものを開催予定となっておりますので、改めて実態調査とかじゃなくて、住民のこ

の場で生の声聞いて、どうだったかというのを聞いて、参考にしてもらいたいと思っております。
以上です。

○ほーらい館長（四本延宏君）

杉並議員のほーらい館の関係のある質問についてお答えします。

その前に、まずは杉並議員には、ほーらい館の会員にもなっていていただきまして、ご利用いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

ほーらい館の年度別赤字額は幾らかということでございますが、20年度、21年度、22年度で申し上げますが、繰り越し、繰入金を入れての歳入が、20年度が7,246万3,000円でした。

その中で、支出が7,240万6,000円ということになっていまして、赤字っていいですか、売り上げだけでは補える部分が3,200万8,000円、同じような計算をしまして21年度は2,509万2,000円、同じような計算で22年度が2,060万8,000円というふうになっております。

以上、赤字であることには変わりはないんですけれども、3年間を見ても、3,200万円から2,500万円、2,500万円から2,000万円と、赤字部分といいですか、その額は縮小はしてきている現状でございます。

その解消の対策ということでございますけれども、月1回のほーらい館の広報紙等を作成して配っております。また、電話帳あたりの文字等を大きくするとか、3町の電話帳に、「ほ」の番をいくと、3町ともほーらい館と「百菜」を載せるとか、そういった取り組み等もしております。

また最近、天城町のA Y Tテレビがございまして、A Y Tテレビのほうにコマーシャルを出しまして、これでも、そうしまして4名ほどはテレビのコマーシャルを見たということで、来ていただいている方が先月からいらっしゃいます。

また、徳之島町の3月号の広報紙にも、ほーらい館のご利用について、ぜひご利用していただきたいというふうな広報を載せているところでございます。

先ほど、牧課長が言いましたように、4月からまた集落説明会、集落座談会等がございまして、その場等もかりて、ご利用、また、ほーらい館の安全面についても十分ご理解いただけるように、説明等も重ねていきたいというふうに考えております。

次でございまして、一、二年以内に指定管理者制度にしていくという計画があるということでございますが、そちらのほうで、25年度には指定管理者制度を導入していきたいというふうに考えているところです。

そのためには、先ほど議員がおっしゃいましたように、公募をいつするかというような話等もあるわけですが、もう少し時間がかかるかなと。でまた、勉強等もしなくちゃいけないかなというふうに考えております。まだ、その公募を実施する段階等が、具体的な計画が決まっているところではございません。

いずれにしても、そういった方針ではございまして、いろいろ勉強を重ねて、指定管理者制度の導入を目指していきたいというふうに考えております。その運営会はどのような考えでいるかと

いうことでございますが、お客様の獲得に努めること、これは言わずもがなですけれども、そういうことでございます。

また、料金改定等についても少しお話をしましたが、その中でも、他施設の料金等を参考にしながら、ほーらい館の適切な料金を歳入歳出の観点から、客観的な数字でお客様に示して、リーズナブルと考えられるような料金設定を行い、十分説明を果たしてから、料金改定は行うべきでないかというようなご指摘がありましたので、一方的にというのは、こちらでこう改定しましたということではなくて、その辺また、協議を重ねていきたいと思います。

また、運営会議において、指定管理者制度の導入については、町長がそういった意向を伝えたところでございまして、その場で、例えば賛成・反対とかいうような議決っていうか、そういった議論はしてはおりません。

指定管理制度については、またメリット、デメリット等も考えられますので、その辺をまた研修して、課題等を解決していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水道課長（芳田勇人君）

杉並議員の水道事業についてお答えいたします。

まず、（イ）の部分の項でございますが、現在、水道課におきましては、町民の皆様に水道事業は水道料金でもって施設の建設、維持・管理、運営を行っていることを町の広報紙等に掲載し、理解を求め、水道料金の納入を呼びかけているところでございます。

また、徴収員5名へ未納者の情報を交換し、年度末の徴収率の向上を目指しているところでございます。

また、水道料金の見直し、改定、運営方法につきましても、4月以降の水道運営審議会等の中で提案し、検討してまいりたいと思います。

また、電気代の節約等に関しましては、今、ネットワークシステムで監視しております機械を使用している施設におきましての、ポンプの停止・運転を水道課の中で操作できるようなシステムを導入いたしました。

徴収率をアップ、かつ向上させるためには、まず、安心な水を安定的に供給するのが最も重要なことだと思っております。この中でも、今は問題になっておりますカルキ、このカルキ対策といたしまして、高度の低い水源の徹底した管理を行っております。

具体的に申しますと、決壊しておりました東部地区の喜念原水も現在は復活いたしております。また、西部の杉原川原水の導水管布設も終えて復活いたしました。そこで、もう一つのヤクタ川水源というのもございますけれども、これも現在、復活いたしております。

水道課といたしまして、今後も町民の皆様のニーズにこたえられるよう、水質等の管理も強化し、おいしい水の供給に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして（ロ）の部分でございます。新たな水源として、平成22年10月から調査を進めてまい

りました白井川水源でございますが、その調査結果といたしまして、この白井川水源の平均水量は、1時間当たり約45 tでございます。

1日当たりに換算いたしますと約1,200 tで、中部地区全体を賄える水量には達しておりません。一番高い水量で、6月の梅雨の時期には1時間当たり90 t、1日当たり2,160 t、記録しておりますが、3月に一番低い水量、3月に関しましては、1時間当たり11 t、1日当たりに換算しますと約290 tの水量しかございませんでした。

しかしながら、目視の判断ではございますが、水質に関しては、かなり上質なものと思われま。ここで断念することなく、今後も長期的な調査を進めて、水源の一つとして認可申請しておく必要があると考えております。

以上でございます。

○10番（杉並廣規君）

タンカンについてですが、カミキリムシの蔓延の状況、現状と対策、今のままでいいのか。

私の家の前なんか、ミカンの成木はみんな枯れてなくなってしまった。このような状態でいいのかどうかお尋ねをいたします。

それとほーらい館ですけれども、毎年2,000万円か3,000万円が赤字だと。25年から指定管理者制度に持っていくと。で、24年度中に広報等を行うのかどうか。いつまでも、町民の税金ですよ、いつも赤字になっとるよ。

○経済課長（樺山 誠君）

タンカンに関してなんですけども、カンキツ類の大敵というんでしょうか、大敵は2つございます。まずは、カンキツグリーニング病という病気と、あと、このカンキツグリーニング病というのは、罹患すれば、5年後には確実に枯れますという病気なんですけども、これに関しては、年間約、23年度は1本の、年間2回調査するんですけども、その中で今年、23年度は1本の罹患があって、伐採をして済ましてございます。

あと、見た目でもすぐわかるような形で、5年前から、ゴマダラカミキリムシというのが、多くのカンキツ類を食害してございます。これに関しましては、現在、有効な農薬がない状況でございます。町としまして、平成21年度から捕獲した個体を買上げることを実施しております。

あと、被害の状況なんですけども、伊仙町内全域に被害は広まっているという状況でございます。

で、徳之島町、天城町やらも、今や広がっていつているということで、徳之島3町それぞれ捕獲した個体を買上げる制度をやって、予算化をしているということでございます。

あと、平成22年度の状況でございます、買上げの状況でございますけども、約600匹、これは単価が30円で買上げましたということで、約30匹。ごめんなさい、約600匹ですね。平成23年度の買上げが、単価50円で買上げたところ、8,000匹というようなことになっております。

あと、24年度も予算化、予算を計上してございまして買上げていつて、カミキリムシの発生密度を抑えていきたいということで、カンキツ類が安心して栽培できる環境づくりに、努めてまいり

たいと思っております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ、しっかりした対策をとっていただきたいと思います。

それと、ほーらい館について、毎年3,000万円前後の赤字だということで、これは町民の税金だと思っておるんですが、昨年も、指定管理者制に持っていくんだというようなことを言っておられましたけども、24年度に公募をされるのかどうか。いつまでも町民の税金を無駄遣いにならないようにしていただきたい。

それと運営審議会、会議録の提出を求めますし、また、他に重要な問題があったのかなかったのか、お尋ねいたします。

○ほーらい館長（四本延宏君）

24年度に公募するかということにつきましては、25年度からやることになりまして、事業に当たって了承しないというふうに、いけないというふうには僕は考えておりますが、また後で町長、今、町長もいらっしゃいますけども、その25年度で、少しもし町長、補足をお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

四本課長、会議録の提示は。

○ほーらい館長（四本延宏君）

会議録は今、ちょっと手元には持っていませんけれども、後で提出します。

○10番（杉並廣規君）

今、町長、どうですか。24年度、すぐに公募する考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

ほーらい館の運営の後押しを、言うなら、いろんな設備投資など、まず会員の数をふやしていくなど、あらゆる努力をしてまいりましたから、徐々に経営も改善していますけれども、指定管理者制度については、25年度当初から指定管理者制度に移していこうという決議をしております。

ということは、24年度中に公募をいたすことになります。そして、町のこの1年間かけて、指定管理者制度の移行をも含めて職員を減らしていくと、町職員を減らしていくと。

そして今、ほーらい館のケースワーカーやら技術者やら全員と話をして、何人かの方々が公募をして入ってきますけれども、皆さん方が中心になって経営をしていくんですよというふうな話をしています。

そして、今のほーらい館のインストラクター以下、ほとんどの方々が、結局、町が直営でしますと、町が権限を持っているということで、思うようなことができないケースもたくさんあります。

で今、その職員以外の方々が、自分たちでいろいろアイデアを練って、計画を立てているところでありますので、これは25年度からは、指定管理者制度という形で町からの繰り入れがない形でやっていきます。

ただし、このいろんな4年間を経過した中で、施設の老朽化した器具に関しては、これまた指定管理者制度の公募したときに、いろいろ協議をしていくということになりますけれども、いずれにしても、さらに民間活力を発揮していけば、私は会員数もふえて、そして経営も安定していくということになると思います。

今、料金に関しましては、先ほど館長が申し上げたとおり、かなり見直していく必要があると思っております。

○10番（杉並廣規君）

ほーらい館の条例の3条、ほーらい館は町長がこの条例、その他関係法令に基づき運営管理しとあるが、関係法令を遵守されているのかどうか、お尋ねいたします。

○ほーらい館長（四本延宏君）

関係法令条例等を遵守しながら運営しているつもりでございます。

○10番（杉並廣規君）

そうだったらいいんですけども、ほーらい館の運営審議会から緊急勧告等があったのかどうか。あったら、その内容についてどういうことだったのかお尋ねします。

○ほーらい館長（四本延宏君）

勧告ということで文書が参りました。それは、内容等につきましては、レジオネラ菌の検査結果を出て、今、こういうような対応をほーらい館はしましたという話を報告をこれ、審議会の中でしましたが、それをもっと町民に広く広報すべきというような話がありましたけれども、話がありました。

○10番（杉並廣規君）

今、レジオネラ菌ですか、検出されたというその勧告あったということですか。

そのさっき館長は、関係法令に遵守されているということを言ったんですが、レジオネラ菌が検出されたことは、法令に遵守されたんですか、町長。これ、町民に知らせべきじゃないんですか、どうなんですか。

○ほーらい館長（四本延宏君）

レジオネラ菌の検査につきましては、法令では年2回、検査をすることになっています。そして、その対応については、保健所等の指導を仰ぎながらしているところでございます。

また、それ以降につきましては、年2回の定期検査義務以上に、その翌週にもすぐやりました。で、その月から毎月検査をしまして、まだ、全員協議会の中でもお話したとおりでありますけれども、そういったことを進めて、事故等がないように最大限の努力をしているつもりでございます。以上です。

○10番（杉並廣規君）

レジオネラ菌ということですから、これは準備かかることだと思いますが、保健所等の指導を受けておるのかどうか、どのような指導があったのか、あったの、それは項目ずつ、その対応をどう

しているのか、説明をいただきます。

○ほーらい館長（四本延宏君）

当日ですぐ、検査結果も文書で来る以前に、電話で検査結果の報告がありました。

で、その時点で、すぐ保健所と対応して、この先だって全協でお話したとおりでございますけれども、保健所等の指導を仰ぎながら、その後の対応、事故等それこそ人命にもかかわる、もし、感染した場合です。感染した場合は、そういったこともありますので、その重大性を認識した上で、使用日等に基づいて、そこも検査、また、徹底等をやっているところでございます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

保健所の指導等を受けているということですが、その内容について、どういうことをどう指導を受けてやっているのか説明をお願いいたします。

○ほーらい館長（四本延宏君）

レジオネラ菌を1カ所と源水しか出ていないことで、全体が汚染されてはいないということでした。

それと、薬品も、塩素に加えて、レジオネラ菌対応の薬品も当館は利用して、使用しているということ。また、塩素濃度をもちろん法定の範囲内ですけれども、少し上げてやるということで、そのような指導に基づいてやっていることで、浴槽のオーバーフロー水ですが、滞留するといけないということで、オーバーフロー水等を足し湯等もふやして、浮遊物が滞留しないように努めることもやっています。

ろ過器がございすけども、ろ過器でその洗浄も毎日している。で、町とのお湯をためる温度等も適当にされているということで、この点がされて。もちろん保健所が来て現地検査をして、その上で、これは指導というのは口頭であったわけですが。

この中でこの間、全員協議会のところの少し保健所のほうからお話がありまして、次の文ですが、浴槽の衛生的な使用について注意を喚起するとともに、体調不良の方には自粛するよう広報することって、「広報」って言葉を使っているんですが、保健所はそういうことを広報しろとは言っていないという、保健師のほうからまた申し出がありまして、体調の悪い方には自粛をするというような、今、館内には書いたんです、体調の悪い方は、ご利用を遠慮くださいというようなことを書くんですが、そういったことを広報することが、広報というか、そういったことをしなさいということで。

これは例えば町じゅうとかそういった話には、保健所の分はいついていないという、また向こうのほうからそういう話がありまして、これはできません。口頭による指導を、僕が文書の指導ではございませんで口頭の指導でございましたので、少しその点を僕が、ちょっと表現の仕方が少しまずかったかなと思っております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

会員の方には、でも、知らせるべきじゃないですか。その町じゅうに広報するんじゃないくて、会員全部に、こういうことがあったんだなということを知らしめくと思うんですが、どうですか。

○ほーらい館長（四本延宏君）

このレジオネラ菌自体が、それと事故等、例えば、それが仮にどなたかなったとか、そういったことをしたなら、しなきゃいけませんけども、少しその辺につきましては、この間、言いましたように、むやみにそこで、他の施設等も検出されたりするわけですけども、そのときに、それを大きくっていいですか、重大な的なところを知らしめっていいのかな、そういったものは少し違うのかなという僕は感じもありまして、そこまで至りませんでした。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

人命にかかわることですから、会員だけは知らせるべきだと私は思いますよ。

それと、ほーらい館の隣には、仙寿の里という体力の弱い方たちが通っている施設がある、そこ等に影響はないんですかね。

○ほーらい館長（四本延宏君）

僕は詳しく、ちょっとわかりかねると思いますけど、本とか勉強した点におきましては、それが、外等に流れ込んでいくと、そういったふうなことはないようでございます。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ会員には知らせていただきたいし、この人命にかかわる問題ですから、私は執行部に、このほーらい館の皆さんだけが知っているのではなくて、この会員だけは知らしていただきたい、そういうまた勉強会でも、議会の皆さんにもこういうことで勉強して、こういうことですよと、そのレジオネラ菌とはどういうことですよという、いや、鹿児島でも、どっかの群馬県ですか、これ多分、死亡例もあるんですよ。

そういう大事なものを人の気持ちどうも軽く思っているのか知らんけれどもね、法令は守っているというんだというんだけれども、犠牲者が出ないと、会員や町民には知らせないつもりなのか、お尋ねして終わります。

○ほーらい館長（四本延宏君）

今、杉並議員がおっしゃったこと等また検討して、安全で、事故等のない管理運営を目指していきます。また、今後ともひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで、杉並廣規君の一般質問を終了します。

次に、上木 勲君の一般質問を許します。

○12番（上木 勲君）

平成24年3月定例議会に当たり、町民を代表しまして質問を行います。

通告してあります質問の順番の変更をいたしまして、通告の3番目から始めまして、2番、1番と、順次、続けることにいたします。

闘牛による町内で事故が発生しておりますので、ドーム闘牛場の議案が出ておりますが、関連づけて緊急質問といたします。

3月3日午後、自宅の庭で、孫と遊び楽しんでいた屋山さんに、逃亡してきた闘牛が襲いかかり、とっさに孫をかばい、そして自ら犠牲になられたと、心からご冥福をお祈りいたします。

私は、町民の安心・安全を守る伊仙町の町議会議員として、闘牛の飼育管理について、今まで私自身何ら問題意識を持っていかなかった責任について、ざんげの気持ちにいっぱいあります。ご遺族の皆様には心からおわびを申し上げ、合掌の祈りをささげます。

これからは、闘牛の飼育管理を初め、町民の安心・安全問題に取り組み、二度とこういう事件・事故が起こらないよう、町民、議会、行政一体となって、安心・安全のまちづくりに努めていただければならないと、本当に痛感をいたしております。

ここで、通告してあります質問に入ります。

まず、こういうことでこの問題について質問するとは思いませんでしたけれども、この今、教科書を発行して由緒ある小学館から発行されて、そして、全国で今、これは物すごい販売されて、各地で販売されておる、これが著者は青木理さんですか、いう単行本なんではありますが、奄美のことについていろいろ、読んだ方もおられるかもわかりませんが、触れております。

私も、これには、この本の中身を書いてあることには関係しておりまして、徳田理事長の言うとおり、随分長い間、イベント所長で携わってきました。

そういうことについては、この青木さんも若いし、まだ、話し合うとを知らないから、だから、私のほうが詳しい、そういうふうに思っておりまして、私はその当時、神戸にいましたけれども、そこで質問に入りますが、この本には、中に、これは週刊ポストという、これに8巻が連載されて、こうしてとってあったんですけれども、まさかこれが単行本になって、ベストセラーになるとは思ってもいなかったんですが、この今度は128ページに、徳田理事長、これ時代背景を書きながら、徳田理事長闘牛が大好きだということ、この何には、全部、読み上げて皆さんはわからないから、それを参考にいたしたいと思うんですけれども、議長はその中身を読むのはどうかと、問題があるとかいうふうな今のあれで聞こえ、まず、その時間、すぐにあるから、では、こちらから、どうこうも本でよんで、今、全国でベストセラーになっておるわけですが、皆さん読んで知ってもらいたいと思います。

じゃあ、中身、ちょっと短くこの本に書いてあるんですね。補足申し上げます。

まず今、町長が今の話で、ギャンブルというのは僕らは小学校のときから、みんなかけておるんですよ。運動会なんかでもかけておるんですと笑ったと。

また、悪いのは、地方の徳之島の治安の最高責任者である徳之島警察署長なんかと話しています。あそこは事業要綱なんですと、警察も制服を着てきたら、管理しながら、それに採用せないかん

から、みんなが来て楽しむと思って、何かおめでたい話であります。

そこで、今は、この町長と徳之島の警察署長との内容について、町民の中から、あるいは各所から、その奄美群島民のこの今の問題について、奄美群島民は名誉と尊厳を守る立場の町長と、徳之島のこの治安を守る最高責任者は徳之島署長、群島としては立場をわきまえない。

不適切発言であると。何がこういうことをこういうふうに載せて、全国で宣伝するかと。

あるいはどねえかならねえかとの苦情が、当然、電話が、本土の、同窓会役員や忘年会か、職場で笑いにされて恥ずかしい思いをしたとの苦情も、どうやらあっちこっちからあったとのことであります。

このことについて、この本の内容は全部読みますと、奄美群島の地域社会が民度が低くて外国だと、ねえ。

唾棄すべきことだというふうに、この何かそういう感じを受けるんですが、強烈な町長、こういうふうなそのあれについて、そういうふうな感じを受けないかどうかについて、まず質問をいたします。

次に入っていきます。学校教育と闘牛文化のありようについてであります。

闘牛賭博の借金で逃げ回る、住まいも借れないという人々は、借金地獄、家庭崩壊、自殺者、闘牛による人身事故等が絶えない。このようなことは、当然、将来を担う子供たちに悪影響を及ぼすと考えます。

行政トップの闘牛奨励もあって、伊仙小学校の落成式、私も行っておったんですけれども、記念学芸会では、闘牛の島おこし劇と、ワイド節で熱狂的な盛り上げでありました。また、高校には、闘牛クラブもあるとのことであります。

ただ、皆さんが学校時代に習った、また、私も何か覚えがあるんですけれども、教科書の教材とされて、だれもが知っているこの鎌倉時代の随筆集、有名な徒然草で、作家の兼好法師は、「生ける物を殺し、傷めつけ、闘わしめて、遊び楽しまん人は、畜生の類あり」と、人間性を育てる道徳意識、道徳教育のあり方について、謹み戒めております。

伊仙町の子供たちがこれから先、世界で活躍され、どこでも尊敬をされ、信頼される人格者となられて、将来、自分が昨日の伊仙中の卒業式でも上野校長先生が「皆さんが、これから卒業して、いろんな人生体験をされるけれども、そういう中で、伊仙町に生まれて、伊仙町で育ち、伊仙町で教育を受けて、本当によかったと感じるときが必ず来ます」というふうに、式で述べておりました。

そこで、伊仙町で、あれも伊仙町で教育を受けてよかったなと思える、この人材育成の教育環境づくりに、今、教育現場で闘牛などで、悪影響は出ていないのか質問をいたします。

次に、闘牛と教育のあり方等について、教育現場で、この学校の先生方と教育委員会教育委員、あるいは保護者と3者で意見交換会のあれをしたことがあるのか、ないのか。あるいはあったとすれば、どのような内容で共通認識をされているか。あるいはまた、教育委員会として、この問題について見解を伺います。

次に、もう1点、今、闘牛は、伝統伝承文化と言われておるようですけども、何か、その伝統・伝承文化に登録されておるんですかな。

今、新潟とかそれから隠岐は、無形文化財の登録がされておると、闘牛の分のことについて。この伊仙町のこの闘牛は、そうされているかどうか、3点ですか、について、教育委員会担当者には説明を求めます。

次に、質問の第2点目の、これは2点目ですよ、伊仙町中央通り会道路拡幅についてであります。きょうの朝、役場前に立って、周りを見回してみますと、何がどうなっておるのか、さっぱり検討もないような何か感じであります。

そこで、この県道改築、伊仙校区、この役場市民というのは、町の中心市街地で、これは風光やら景観、利便性などを特段配慮しなければならない地区であるにもかかわらず、この順調に進んでおる事業は、突如に凍結放置して、過去3年7カ月もないぐらい、事情説明も何もない、そのままになっております。

そこで、①、1点目、この事業の所管権限はどこにあって、今はどういった状況にあるのかと。

次に2点目に、役場前から喫茶茶茶などの道路整備は、いつごろ、完工予定になるのかということと。

3点目に、役場内のこの道路は、当初設計どおりの初め、これ県がしたときには、この路線設定するのについては、この国土交通省とのずっと意見交換をして、そうして設定もちゃんとなされたということでもありますけれども、その当初の設計どおり、16m道路、そのまんまであるのかどうかも質問いたします。

次に、また次に3点目の質問に入っていきます。

行財政調査特別委員会の結果報告に対する具体的対応についてであります。

世界の政治経済状況はますます混迷化を続けており、もう閉塞感が多い、全く明るい展望が開けないような状況であります。

また、その中にあって、私たちの成長においても、この大久保町政誕生が11年間か、毎年、高度成長のような公共投資がありまして、その公共投資に積み上がった起債償還が、今年から十数年間にわたって9億5,000万円、9億円台でずっと続くことになっております。

行政の個人の約束したこの返済日にお金が返せない、支払いできない、決済できないとなれば、もう債務不履行と破産であります。平成26年度、実質公債費比率18%以上となって、起債許可団体になり、経常収支は、もう職員の給料払って、いろいろ義務費を払ったら、もう預貯金も崩壊して何もないと。そして、財政危機に直面している。

このことから、行財政調査特別委員会をこの伊仙町議会に設置して、みんなで論議をして、その調査報告書を12月の定例会で報告をいたしました。

その中で、平成24年から平成33年までの、まず財政健全化10年計画をまず策定をして、そしてその前期、24年から28年までの前期5年間を財政健全化短期5年、もう特別重要期間ということで、

ことしから財政再建に踏み出すべきであると、その後あわてても、どうにもならないのだといったことを提言をいたしております。

そこで、この1の①の10年計画内で5年計画、計画策定はなされているのかとどうかについて質問をいたします。

これで、1回目の質問を終えまして、後はまた、答弁に対しまして、ああ、この前に失礼、ちょっと前後しましたんですけれども、今、ここの中央通りの商店街の皆さんから、この質問者をぜひこのまま読んでくれというような要望がありまして、ちょっと私の時間内ですけれども、ちょっと読まさせていただきます。

まず、質問状、大久保町長には、常日頃伊仙町の活性化、町民の生活安定に日夜、ご尽力されていることは、私ども中央通り会一同として深く感謝申し上げますと。

さて、2月24日、県当局の伊仙校区の道路幅員工事の説明会終了時に、町長から片側歩道という発言がありました。

私ども、中央通り会は、常日ごろから道路拡幅工事について、幾つかの議論となりましたので、以下の3点について質問いたします。

1つ、片側歩道発言について、2つ目に、継続事業を凍結して新規事業に着手している理由、3点目に、周辺住民に話もなく、一方的に役場側と県道の境界線を庁舎敷地内に移動した理由を。

1つ、片側歩道発言について、先日、大島支庁徳之島事務所の県道拡幅工事について、町中央公民館の第2回目の説明会がありました。その説明会終了前に町長の話の中に、片側歩道とそういう発言があり、私ども、大変、一同驚きました。

県職員の方もおられましたので、当然、問い正す事もできず会場に残っていた方々が哑然としておりました。この発言は、町長の一方的な発言なのか、どうなのか真意をお答えください。

場合によっては、今後、対策上、重要と考えるので、ぜひ正直に町長のお考えを明確にお答えくださいと。

それから2点目に、継続事業を凍結して新規事業に着手している理由、県は、20年8月の説明会で、財政が逼迫しているので、当分の間、工事を凍結するとの説明がありました。

しかし、伊藤知事の努力の結果、経費節減により平成22年、23年、24年度の3年間で、収支が黒字になっていると、先日の南日本放送、午後6時過ぎに地方版ニュースの放送を聞きました。

平成13年度6月、推進議長宮岡 猛、岡林博一は、鹿児島県鹿角市に行き、当時、自由民主党鹿児島県幹事長でありました金子万寿夫先生のほうも同伴をお願いをいたし、県土木課、建設課に行きまして、土木課長、建設課長に対し、両名が地元には要望書を持参し、1時間ほど説明したところ、県が3本のルートを図面を出しました。現県道のルートを希望し、要望をお願いしましたが、県の図面には地籍調査の施行時期も決まっていなかった。

金子先生は、2人の話をこの間、黙って聞いておりましたら、最後に地元住民全員の署名の要望書を持参し、熱心に要望をしているのだから、一言、知事の専決処分、現道路の地籍調査はでき

るのではないかと話になり、部長も課長も返答に詰まりましたが、では、地籍調査をやってみましょうって結論になり、2人大喜びで島に帰って現在に至っております。

それが何ら現在、凍結し、なぜそれが現在、凍結したままなのか。私どもと会一同、納得がいきません。継続して事業完了してから新規事業をするのが、一般論です。

なぜ平成16年10月に新規に請願書を出し、提出した地区の事業が進行するとか不思議でなりません。

特に、伊仙町役場周辺の保育園、その他中学校があり、製糖期には大型車輛が通行し、役場、農協、郵便局、信用組合などを通勤時間と通学時間が重なり、いつ重大な人身事故が起こるかわからない状態です。

通学児童の交通安全の面から、1日も早く伊仙のメイン通りである中央通り会の凍結を解除できれば、町当局も私どもと一丸となって県に打診を要望していただきたいと思います。

3点目に地元住民と十分話もなく、一方的に役場と県等の境界線を庁舎敷地内を移動した理由、境界線が、5mから1.5m町の敷地内にと下げてあります。

来庁者の私たちが他の地域に行っても思いますけど、この庁舎の周辺の通りを見て、その町の経済性活性化の現況を推察いたします。

なぜ、中央通り会に連絡・説明、連絡なく、相談もなく、話し合いもなく、一方的に庁舎内に下げたのか、以上3点について質問をいたします。明確な答弁をお願いします。

伊仙町中央通り会会長、宮岡 猛、岡林博一、平成24年、伊仙町長、大久保明ということで、ちょっと陳情に見えてやらさせていただきましたんですけれども、じゃあ、以上で1回目のご質問を終え、また順次、質問の内容について自席で質問をいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木 勲議員の質問にお答えいたします。

3番のほうからでございます。で、1番、2番に関しましては、副町長、総務課長のほうから、財政問題は答弁していただきます。

中央通り会の問題に関しましては、建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

3番は、私、個人的なことでございますので、答弁をいたしたいと思います。

この青木 理さんというノンフィクション作家が、突然、庁舎内にお伺いいたしました。

2回にわたって、このインタビューがありました。その中で、基地問題に関しましては、書いてあるとおりでございます。

2回目に来たときに、以前の平成3年のときのこととか、それから闘牛文化についての質問がありました。

先ほど、上木 勲議員が読んだとおりのことはいたしました。これは、今回、この闘牛文化を確固たる文化にしていかなければいけないと私は思っております。

目手久に今回、伝統文化情報発信施設ということで、闘牛を中心とした施設を私の町長になってから10年来の目標でございました。そのことが完成いたします。

この中で、マスコミの方とも、現徳之島署長とも話をしていることは、今までの闘牛の悪いところは一掃していかなければならないと、これを機に話をしております。

要するに、私が述べたことは、よくない点でありますので、それを改善していく方向性を持っていこうと。闘牛協会長とも話をいたしまして、この県・国の補助を受けた施設の中で、今までのようなことがあってはならないというふうな思いであります。ですから、徳之島警察署の方も、入ってくるときは制服で入っていただきたいことを要望しております。

この闘牛文化は、その前に、今回、事故で亡くなられた屋山英夫さんに対しましては、心よりお悔やみ申し上げます。

教育長のほうにも質問ありますけれども、以前は非常に厳しい、例えば、賭博の温床である、非行の温床であるとか、飲酒喫煙を子供たちがするとかいう文化は改善していかなければならないという、闘牛は動物愛護だと。あれほど、子供たちが熱心に牛の世話をするという、このいい面を伸ばしていくということが大事だと思います。そうすれば、非行とかそういうことは、段々縮小していくのが教育であると思います。

そして、あれほど狂喜乱舞していく姿は、徳之島の人たちの原点でもあろうと思うし、それがエネルギーであると思います。そういうふうな今、考えてありますので、ある発言は現実のありのままの姿を私は述べただけであります。

ですから、これをある意味でよかったと思います。それを上木議員のところに同級生が唾棄すべき発言だということでもあります。それは、その方はそう思ってもいいと思います。

しかし、私は、これは広い意味で人間の行動、いろいろ行動します。善とか悪とかいろいろありますけれども、いいものを伸ばしていくということが、政治の1つの役割じゃないかなと思っております。

以前、闘牛に対して批判があったけれども、今は逆に、その賛美する意見すら出てきております。

徳之島、きょうもいみじくも闘牛協会と観光協会と夜、JALパック、JALツアーの方々と交流会がございます。そして、5月の闘牛大会からは、JALが臨時便を飛ばしたいと、5月ですよ。そのためのパックを組むと。11月のこの施設のこけら落としには、全日空もJALも、あの闘牛文化に対して、多くの全国の方々が強い関心を持って来るだろうと思っております。そしてチャーター便を飛ばしていくと。

徳之島は、長寿も世界一、子宝も日本一と、闘牛文化というものもあると。徳田虎雄という、世界の医療を変えようとした人間のふるさとであると。そういうところに行ってみたいと思わせるようなことを、私は政策の中心に考えていきたいと思います。

そして、長命草をつくり、そして障害のある方々、高齢者を雇用して、そしてこのまあざく、今度、大阪の経済同志会で発表しますけれども、なぜこの島が長寿なのか、出生率が高いのか、あん

なすばらしい闘牛文化あるかということ、全国でないです、対外国にも示していけるだけの宝があると思います。それを示していくことが私の責任だと思っております。

あとはまた教育長ほうから答弁をしていただきます。

以上でございます。

○教育長（茂岡 勲君）

それでは、上木議員のご質問に答弁します。

答弁の前に、屋山さんの突然の事故、本当に心からお悔やみ申し上げます。

自分の孫をかばって、まだまだ若い命をなくした。こちら辺、本当に胸が痛みます。

それでは、教育委員会として、闘牛文化のありようについてどう考えるかということについてお答えします。

闘牛の歴史、闘牛が島民の生活に深く根づいていること、また、観光資源としての活用からも、闘牛は徳之島島民の文化であると思います。伊仙町の文化財保護審議会でも闘牛を町指定の方向で検討し、闘牛連盟や3町とも連携を図っているところです。

しかし、闘牛は賭けごとに走るとか、牛小屋を中心として飲酒、喫煙などの生徒指導上の問題点が指摘されたことも過去にありました。

闘牛を学校教育に取り入れるとしたら、闘牛は島の文化であることのプラスの面と安全や生徒指導上の問題点のマイナスの両面から考える必要があります。新しい教育基本法や新しい学習指導要領においても、伝統と文化を尊重する教育の推進をうたっており、東目手久闘牛場に徳之島地域文化情報発信施設が完成することや世界遺産登録が話題に上がる时期的な問題点を考慮しつつ、徳之島の伝統文化の一つ闘牛を守り育てていくのは、小学生、中学生、高校生の自分たちだと、そういう自覚を持たせる指導が何より必要と思います。

闘牛を教育課程に取り入れるには、今後の研究課題としても、社会教育の一環として、また総合的な学習の時間に取り入れる方法など、検討していきたいと思います。

もちろん教育委員会と各学校の連携をより密にし、安全性、生徒指導上の問題点を一つ一つ解決しながら、徳之島の闘牛文化を全島民で守り育てていきたいと思います。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

上木議員の質問に対してお答えします。

2月の14日に、4年ぶりに関係者を集めまして説明会を役場の中央公民館で開きましたが、そのとき県が説明したとことと変わらないかどうかを、先週、こういう質問が議会から出てますけど、変わらないかどうか確認しましたところ、そのとき説明したとことと全然変化はありませんということで、2月14日説明会に準じて説明していきたいと思います。

まず、今までの役場前から盛本宅前交差点までの道路整備の現状と今後の見通しについて伺いますということですが、現状というのは、今ご存じのように、平成18年度からスタートしまして、

現在、18年、19年度で元田呉服の前まで終わりました、そして今年度、元田呉服からL P ガスのところまでを1工区、その次、L P ガスから、個人的な名前出して申しわけないんですけど、米田さんの前までが2工区、そして3工区といたしまして、先ほど出てました盛本さんの前のほうから役場までを24年度事業をしまして、それでとりあえず完成ということを説明したと思いますけども、その後の計画は一応未定であるというような説明をされてましたが、県としても、これは好ましい状態ではないと思いますので、関係者、伊仙町役場、県の土木ともに要望活動を続けていきたいという話でありました。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

上木 勲議員の行財政調査特別委員会の結果報告に対する具体的対応についてという質問でありますけども、財政問題についてお答え申し上げたいと思います。

平成23年3月議会において行財政調査特別委員会を設置し、これまで財政問題について調書を検討し、12月定例議会で委員長報告ということをお受けしたわけであります。

その中で、今から財政再建団体になったつもりで対応策を実行していかなければいけないのではないかなというご指摘であります。まさにそのとおりで、職員一体となってこれまでも取り組み、また今後とも取り組んでいく所存でございます。

その中で、具体的に今何をしてるかということでもありますけれども、具体的問題といたしましては、地方自治法施行令148条並びに地方自治法の208条、会計年度独立の原則の整合性を考慮しということでもありますけれども、これにつきましては適正に対応してるつもりでございます。

ただし、出納閉鎖期間、4月、5月あるわけでもありますけれども、その間も歳入歳出の執行について、ややもすればちょっと時間がかかり過ぎるというか、歳入については、3月の事業完了を踏まえて、そして補助金申請、そして実績報告、補助金申請、そして受け入れという形であり、4月、5月とずれ込んでまいりますけれども、歳出につきましては3月いっぱい請求、3月を超えては負担行為はできないということになっておりますので、そういうのを含めて、早い段階での出納閉鎖をできるように努力してまいりたいと思っております。

それから、もろもろの予算執行でなし遂げた効果、問題点などを具体的にということでもありますけれども、前もご説明申し上げましたけれども、PDCAサイクルの導入をいたし、そして一つずつ事業をチェックして対応してまいりたいと思っております。

なお、そういう報告ものにつきましても形式統一化をして、成果、そして成果説明と今後の問題点を洗い出さなければいけないということでもあります。まさにそのとおり今後対応してまいりたいと思います。手始めに予算書の予算説明でございますけれども、今回、形式を統一化し、そして明確に説明できるような体制でやったつもりでございます。

それでは、具体的にどうするかということでもありますけれども、5カ年計画、10カ年計画立てるためには、何が問題点にあるかということを再度洗い直さなければいけないと思っております。

そこで、事務事業の評価制度の導入と申しますか、機構の再編等含めて、そこをきちっとしなければいけないのではないかなという思いであります。さらには、自主財源の確保ということも踏まえて、適正な賦課、そして徹底して徴収を今後とも推進してまいりたいと思っております。

さらには、事業の見直しという流れの中で、住民の皆さんにも行政サービスの制限せざるを得ないという状況も出てまいります。もろもろ含めて、町民の方々にだけ処分を課せるということではなく、町長を初め、職員一同、給与カットという対応をとって、そして町民とお互いに理解を図りつつ、今後とも健全な財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

12月の定例会で、非常に格調高い提言をいただきました。そしてまた、その議会におきまして、非常に杉並議員のほうから示唆に富む提言をいただきましたので、早速その検討に入りました。

一般入札をということで強い希望がございましたが、一般競争入札は、私たちが入札に参加する企業の調査等、あるいは範囲が広範囲に及ぶということで、なかなか実施の面で難しいところがある。しかしながら、透明性、公正性をどう確保するかという点におきまして検討いたしました結果、総合評価方式を加味した指名競争入札でいきたいと思います。

これは、ただし、二、三年でこれを終えて、私たちは電子入札への移行というのを考えまして取り組んでおります。地元の業者育成という点から、地元の業者についても、従来のような方式から、いろんな条件等を整備しまして臨んでいきたい。そうすることによって、この委員会等で指摘をいただいたことにこたえることになるのではないかと、こうとらえております。

また、電子入札につきましては、第1回目の県の職員を呼んで学習会等いたしましたし、今後も研修を重ねて、どういう方式にするかということで取り組んでまいりたいと、こう思います。

以上、報告を申し上げます。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。それでは、一つ一つ、今の答弁を踏まえて質問をいたしたいと思えます。

まず、この町長のありのまんまのコメントでなさったということでありますけれども。

それが、先ほど、今町長が申し上げたように、いろんな点で本がたくさん出て、実際職場で今みたいなことで話題になって、徳之島、奄美群島は大変なところだなとか言って、全然知らない都会から、今言われよる、知らない人から、そういうふうな質問等も受けたということであるんですけれども。

そういうことに対して、町長は今ありのままの文化と言うとる。あるいはまた、それでそういうような、今の闘牛文化の負の問題、あるいはそれ等を改善をして、伝統伝承文化として提唱、発展させていくようにしなきゃならないというふうな考えを述べましたんですけども。

しかし、現実には、あることないこといろいろ書きまして、それはあれですけども、そういうこ

とで、一応そういうことも自分で思うたら、なかなかそれ忘れないわけですから、私はいろんな影響もあり、何かそういうこと、私は週刊誌に連載されておった時分、その時分から、町長が目を通されたりして、何らかのあれに対しての訂正とか、あるいは何かのそういうことがあるんじゃないかなと思ったりしとったんですけども、そういうことは全然考えなかったですか。

○町長（大久保明君）

先ほど述べたとおりでございます。取材に来て、発言は責任を持って発言するわけですので、私は責任を持って発言したつもりでございます。

○12番（上木 勲君）

しかし、私は、これは本にありますが、徳之島警察署長あるいは伊仙町長として、そのとおり述べたということですけども、私は立場上は、そういう言動については問題があると思うんですけど、町長はそれはお思いになりませんか。

○町長（大久保明君）

町の責任者として発言してはならないことというのは、もちろんあると思います。

上木議員は、私のあの発言が町全体をおとしめたというふうに考えてるかもしれませんが、それは主観の相違もあるし、発言をすれば、必ず批判もあるし、賛同もあるわけです。

ただ、現実を、個人として、町長という立場を忘れて、私は個人として話したのではないかということだと思いますけれども、町長室でインタビューを受けたわけですから、この闘牛の問題、そしていろんなギャンブルの問題などは、これから改善していかなければ、改善すべき点は改善すべきでありますので、このことが、ベストセラーになったという話も今聞きましたけども、そのことで全国の郷友会の方々が、ある人たちは悲しい思いをしたかもしれないと。また、ある人たちは、島の闘牛のことが広く知れ渡ったと。そして、これからまた徳之島が脚光を浴びてくるということであれば、あの発言は、センセーショナルな発言だったけれども、それだけの意味はあると考える人たちもおるかもしれません。

私は、そういうつもりで、軽率な発言ではなかったかということを、先ほどの町の名誉と尊厳を守らない不適切発言という苦情があったということを、もちろん思う方々もいると思います。

その方々に対しましては、私は、本土でそう思ったことに関しましてはおわびを申し上げたいと思います。

しかし、この闘牛文化というものをどのように発展させていくかということ、今のままでもすばらしい文化であります。それをさらに進化させた文化にしていくことはできるんじゃないかと常に思っておりますので、あの発言に関しましては、撤回しようと思ったことはございません。

○12番（上木 勲君）

町長の認識、考え方が違いますので、しかし、現実には、ああいうふうに関係ないようなショックがあった、それで恥ずかしい思いをしたとか、いろいろと電話が来てる。

同窓会の役員の方々からいろいろ来ていることを考えてみますと、それは私は私なりに、町長は

それは簡単に、余り深く考えないで、こういうふうな発言があつて、それをおもしろおかしく著者が書いていないかと思うんですけども。しかし、現実にはそういうふうなあれが起きているわけですから、私はあの発言は撤回をして、そして今はもう伊仙町長だけでなしに、奄美群島町村会の会長、今でももう重要な立場でもありますから、事はどうあれ、そういうふうな、それはそのときの経緯はわかりませんが、ああいうのは、ただ真意と違って、こういうふうなあれであつたといったことで撤回をして、おわびをするのが私は一応筋じゃないかと思うんですけど、もう一遍。

○町長（大久保明君）

見解の相違と、上木議員自らおっしゃいましたので、見解の相違だということでもあります。

○12番（上木 勲君）

それでは、それは見解の相違ということでもありますので、それは見解の相違でしょう。

そういうことにいたしまして、それから、これは闘牛文化ということもその中に、先ほどもお話ししたように、含めて、いろいろ町長もまた答弁もありましたから、引き続いてあれするんですけども。この闘牛の、確におっしゃるように、その闘牛の迫力は、私も島で生まれて育てておりますから、あの迫力というのは、身震いするような迫力を受けるあれがあるんですけども、その先ほど町長が、あるいは皆さんがいろいろ話されてるように、闘牛のデメリットを抑えて、そしてメリットを生かして闘牛文化をこれからやっていきたいと、進めていきたいというようなことでありますけれども。

まず、町長にお尋ねしますが、デメリット抑えて、いいように伸ばしていくということですが、この伝統伝承という文化は、先ほど皆さんがおっしゃったように、農関係に地域の広がり、それぞれの農耕牛を持ってきて、集い、語りながら、角突き合わせの、牛合わせ感覚で、自然、素朴に楽しんだと、伝統文化であつたといったことなんですけれども。

しかし、現在では、そういうふうな土着の民族的、そういうふうな慣行というか、そういうふうな文化であつたのが、今日では、生まれた雄牛を去勢せず、闘牛牛用を買ってきて、形づくりして、角を研ぎ、とがらせて、闘牛場の囲いの中で決死の真剣勝負をさせて、観客から入場料金を徴収する。こういう営利闘牛というふうになって、今までの伝承伝統文化、そういう素朴、それとはちょっと、その辺のことをある程度規制をしていかないといけないかなという住民の声があるんですけど、この辺のことについてはどんなものでございましょうか。

○町長（大久保明君）

難しい問題ですけども、闘牛はなぜ戦うかと。ひいては、人間はなぜ戦争するのか。同じです。ですから、自分の種を守るため、例えば戦うのはエリアを守るため、縄張りを守るために戦うという本能があらゆる生物にあるわけですね。例えばそしたらプロレスは何ですか、ボクシングは何ですか、野球、サッカー、ああいうのも全部戦いですよね。もちろん動物も戦うわけですね。

それを人間が意識的に闘牛というものを育てて戦わせることが間違いだというのであれば、例えば空手という競技は間違いなのか。最近は女子ボクシングとかいうのまでなってますけども、そう

いった議論まで進んでいかなければいけないと思います。例えばサッカーというのは、戦争の代理戦争と言われることぐらいあったわけですね。殺し合うことがないから、スポーツで決めようとかいうこともあるわけです。

牛を人間がおもしろおかしくやって、人間のエゴでさせてるんじゃないかという話だと思いますけれども、牛が何を考えとるかわかりません。しかし、闘争本能、そして徹底した敢闘精神でやると。あそこに八百長全くないわけですね。その真剣勝負、そういうものに、高校野球に引かれると同じように、闘牛ファンは引かれるんじゃないかと思います。そういった意味では、牛に感謝しなければいけないんじゃないかと思っておりますけれども。

私はこの文化をもっとギャンブルもなくし、そしておっしゃるように、慰み、心をいやされるような闘牛に発展していくと。そのうち無形文化財に国がしたいですよと言ってくるかもしれません。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。午後 1 時から再開します。

休憩 午後 0 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（上木 勲君）

それでは、この3番目の教育委員会に対する質疑ですけれども、教育現場で、今闘牛問題に関連して、いろいろ悪影響ちゅうか、そういうことは出てないんですかな。私が聞いた範囲内では、学校でこういうようなことが影響を受けて、非常に学校が荒れたりして、どうもいろいろ問題がある。それから、本土から来た先生には、そういうことをすぐ忠告すれば、今度はその親がまた今度は文句言ったりして、なかなか本当の正しい指導ができないと。それで、放置しても、3年か何かでほっといたらええわというふうなこともあるやに聞きますが、そのことについては、そういう問題がないかを聞きます。

○教育長（茂岡 勲君）

ただいまの質問にお答えします。

私のところには、校長研修会、そして教頭研修会を年8回持っております。

ですが、その中で今のご指摘のようなことは聞いていません。また、小さいいろんなことは、生徒指導上の問題点は、闘牛だけに限らず、いろんな親子関係とか、あるいは友達関係とか、そういうのはあろうかと思うんですが、闘牛が原因で困った生徒指導上の問題というのは把握していません。

○12番（上木 勲君）

学校の生徒が、それはあれかも知らんけども、親にも、子供がとにかくけんかの強いやる牛を買えとか、そういうことまであるとかいう話が、私はそういうことに聞いとるんですけど、これはこういうとこまで教育長のとこまで行っていないかと思しますので、これはそれでいいですわ。

そこで、このような闘牛問題なんかに関連して、教育委員会で、こういうふうな闘牛文化と学校教育について論議をしたこととか、あるいは保護者を交えて、こういうもろもろな等について何か論議をして、みんなでこういうふうにしようと共通認識をしてることとか、そういうことはありますか。

○教育長（茂岡 勲君）

そのことについては話をしていません。

○12番（上木 勲君）

どういうふうな今教育認識ができていますか。

○教育長（茂岡 勲君）

教育認識と言われましたね。教育認識というのは、先ほど私がお答えしたとおり、闘牛文化を取り入れるとしたら、プラスの面とマイナスの面がありますよということを、もちろん校長先生方、教頭先生方、学校の現場と話し合いをしながらやっていくことは変わりありません。

今、先ほどもお答えしたんですが、伊仙町の文化財保護審議委員会で、町指定の文化財をしようかという話が今出てるところ。そして、これを3町に広げていこうかという話もしているところですから、今こうです、これについてああですという明確な答弁は今のところ私は持ち合わせておりません。今この方向で進みつつありますよということなんです。よろしいでしょうか。

○12番（上木 勲君）

それでは、保護者との共通認識なんですけど、伊仙町教育委員会としても、今の教育長のおっしゃったような内容ということを理解していいですね。

○教育長（茂岡 勲君）

先ほど私が答弁したのは、3月の9日に教育委員会をもって5名で話し合いをした、その内容が先ほど私の教育委員会の考えを申し上げました。

以上です。

○12番（上木 勲君）

それでは、今町長もそうなんですけど、あらゆるところで、伝統伝承文化ということで、この闘牛文化ということが取り上げられてるわけなんですけども、私が聞いた範囲内で、ある人、範囲内では、伝統伝承文化と、文化ということは、学問でもって町民、民衆を正しい人間的な、人間性を追求した正しい人材育成に育てる。それは学問でもってそういうふうにしてやっていくのが、学問で教化する、民衆を教化して教える、すべてそうしていくのが文化だということですね。

この闘牛文化については、これは民族的にずっと続いてきた慣習、習慣ちゅうか、慣習か、その辺の私は線引きが、私もあれですけど、そういうことで、文化とは何か違う面があるんじゃないか

というようなことが、住民の中にも、そういうのは慣習、いわゆる民族的慣習だということと、文化というような2つのとらえ方があって。それで、新潟、隠岐では、これは今、先ほどあれしましたように、無形文化財ということで登録をされておるといったことなんですけども、そのことに、この伊仙町は今あれ、今登録は、もちろんこれからやると言われて、登録はされてないわけですね。

○教育長（茂岡 勲君）

残念ながら、闘牛文化と私たちは言っておりますけど、その今、上木議員がおっしゃる、無形文化財にまだ指定されていないのというふうな言い方もあろうかと思うんですが、一応まだやっと伊仙町文化財保護審議委員会でこういう話を今上げてるわけです。そして、それを3町に広げていく方法なども今話をしてる。だから、今伊仙町では、話をして、これを無形文化財に、あるいは伝統文化財に、その方向でいってるところなんです。おわかりでしょうか。ごめんなさい、今の私の発言でよろしいでしょうか。

○12番（上木 勲君）

それで、私が聞いた範囲内では、沖縄、宇和島あたりの闘牛は、そういった隠岐、新潟の闘牛は、同じ闘牛でも何か違う感覚なんですよね。隠岐、新潟と、それから宇和島、沖縄。沖縄、宇和島は観光で成り立っておって、それぞれ今みたいに入場料を取って、興行で取っておるといったことで、聞くところによると、宇和島でも徳之島のことをまねして、今徳之島のやり方をまねして取り入れたら衰退していったと、そのやり方がですね。というような話も聞いたりしておるし、実は先ほど教育長からお話があったように、私は今朝、県にも聞いたんです。伝統伝承文化のあれだと、それは今、町から上げて、それを後日、県で論議して、いろいろな手順があって、現在はまだ登録はされていないといったような答えでした。

そこで、今の闘牛のあり方、他というか、それぞれ違うらしいんですけど、角をつくって、角を研いで、磨いて、そして真剣勝負をさせると。先ほど町長は、それはそれでそれなりの文化的あれが、価値があるというふうにおっしゃったんですけど、そういうふうな角研いで真剣勝負をさせる。そういうふうないろいろな、それに先ほど話してらっしゃるように、いろんな話、皆さんの耳には入らないか知らんけど、私らの間には、ここにおられる方、皆知つと思うんですけど、闘牛博打がもう伊仙町の諸悪の根源であると、これは昔から言われている。その辺のことをこれから無形文化財、本当の昔の素朴です、伝承でやっていく、伝統伝承文化を、それを申請登録にすると、これから問題にはならないでしょうかというのをお聞きします。

○教育長（茂岡 勲君）

いろいろスポーツでも、例えば闘牛でも、スペインの闘牛は牛を人間が、見たことはありませんが、そういう話も聞いております。今、闘牛を学校教育に取り入れるには、いろいろな問題があるので、これはこれからの検討課題ですと。ただし、社会教育の一環として、あるいは学校には今総合的な学習の時間といって、いろんな人の話を聞いたりするような時間もあるわけです。

そのときに闘牛の話などを聞かせるとか、こういうような牛の飼い方はこうしたほうが良いよと

か、こういうようなことのお話は聞けると思うんですが、学校で牛を、闘牛を育てて、それをどういうふうにするか、そこまではまだ教育委員会としても考えていませんので、その安全性、生徒指導上の問題点、先ほど私も言いましたが、そういうような負の面、マイナスの面と伝統文化を守り育てていくというプラスの面、それをどのようにプラス、マイナス確認しながら、徳之島の子供たちを自信を持っていけるようにしたいと、そのように考えております。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、次の質問に移行してください。

○12番（上木 勲君）

いろいろこの問題について、いろいろまだまだ聞きたいことがあったんですけど、時間切れになってもうたんですけどね。

それやったら、次に、3番目の役場前の道路改築の件でございますが、先ほど建設課長から答弁もありましたが、こっから、役場前から喫茶茶茶あそこのことについて、どういうふうな、いつごろあれ完成の、どういうことになっとるんか聞かせてください。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほど説明しましたように、今度の工事予定に入ってます。24年度の工事予定に入ってます。

その盛本さん前から役場前までは予定に入ってます。

○12番（上木 勲君）

そこで、この今の工事の内容は、前に設計されておるように、もう16m道路、3枠あることには間違いはない、ある。

○建設課長（中熊俊也君）

先週、県へ行っていていろいろ話を聞きながら、図面ももらってきたんですけども、これは当初のとおりに変更されてなくて、農高入り口からは16m道路そのままの状態にあります。

○12番（上木 勲君）

そうすると、この問題は、当初の立ち退き、その辺のことも役場までは、もうそのままということですね。16m道路をあれした。変更はない、もうそのままなのを工事図であるということですね。

○建設課長（中熊俊也君）

今工事を行っていますように、片側、そのままの状態で役場のとこまで24年度行くということですよ。

○12番（上木 勲君）

それは、当初は三島商店までは900mは16m道路ということじゃないの。当初の計画は。両側の。

○建設課長（中熊俊也君）

この計画は、16mのままの計画で持っていきまして、今中断されている、未定になってるとかも、

OKが出ればすぐできるような状態の計画で、図面で変更されてないという話です。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（中熊俊也君）

どうも説明の仕方が悪くて申しわけありません。

道路の幅を16mになっていますが、この工事は片側のままで、役場の終わりまで行くということです。

○12番（上木 勲君）

このいきさつについて、町長どういことですか。これは16mで、横断歩道と両方で、これ役場前ですから、三島商店まで先ほど申しあげたように、一応計画は国土交通省との了解の上で予算設定をして進んでる事業でしょう。それが今になった経緯についてお尋ねします。

○町長（大久保明君）

これは、あくまでも県の事業であります。これは、県の説明では、先ほど建設課長が言ったとおりでございます。

いきさつに関しましては、伊藤知事になってから、鹿児島県が財政が非常に厳しいということで、これは、この移転費用が50%を超した戸数、県道に関しては凍結するということを知事就任直後に何回も打ち出しました。ですから、それを県下ずっと見て回って、そういうところが今33カ所凍結してるわけですね。

しかし、県の考え方は、ほーらい館入り口でするんじゃないくて、これから一たん凍結ですから、凍結ということは再開する可能性あるわけですね。しかし、今の財源の範囲内で、役場の前までは片側歩道だけで当分の間はやっていくというのが県の説明であります。それから、25年度以降の、ここから検福までの間は、今のところ県はまだ何も決められないというのが県の土木、この前も県でいろいろ話をしましたけれども、それは今の県の財源では何とも言えないと。はっきりと申し上げることはできないというのが現状であります。

○12番（上木 勲君）

伊仙町長として、何かそういう話があつて、それは了解をして、認めざるを得なかった、あるいはまた、そういうことであつてると、こういう話があつて、町にもそういう話が打診あつて、それはまた、町長も今のあれは認めたと、こういうことになるわけですね。

○町長（大久保明君）

だから、これは県道でございますので、伊仙町が自主財源で両方拡幅することはできないわけですね。そして、県が、県知事が絶対だめですと言ってるわけです。2回ほどお願いしましたが、

絶対だめですね、現在のところは。

○12番（上木 勲君）

ただ、ずっと国土交通省も了解の上で県でずっとやってきて、順調にやっていて役場の前ですからね。ここは、私はちゃんと町からも強力に申し出て、この前をちゃんとせんと、私も事業執行、もちろんガソリン税もそのまま今やって、それから国土交通省でも重要なところは、閣議決定でもちゃんと道路は、ちゃんとやらなければならん道はちゃんとするということで閣議決定もしてるわけですから、そういうふうなことで、これから、私ら議会でもそうですけれども、何か頑張っていくと、こういうことは考えられませんか。

○町長（大久保明君）

何回もそのことは伊仙町長として、これは、この計画を片側だけするというのはおかしいということで何回も申し上げております。

それと、この前、きょう傍聴に来ていらっしゃる方々が、推進委員会ということで、4年ぶりに推進委員会を開いたということも、この前、参加して、年に二、三回開いて要望書をしない限り、住民が何も言わないんだったら、県は全く動かないということも現実ありますので、ここ等、上木議員も推進委員会の方々と一緒になって、そしてもちろん伊仙町長もこのことに関しては断固これから推進をしていくことは、これは当然のことであります。

○12番（上木 勲君）

それでは、今後また、議会、執行部ともに、早期あれするように努力するということにいたしまして、それ以上今どうにも、県の所管で、方向だということであつたら、何か知らんけど、その辺が余り理解はできないんですけど、そういう努力をこれから政治活動として貫いていくということで、次に移っていきたいと思います。

財政問題、最後になってきますんですけど、これは行財政調査特別委員会でもしてきたことですけども、財政健全化には何もいい方法はない。計画的減量経営以外にどんな秘策はもう、得策も何もないと、たびたび指摘をしてきたわけですけども、相変わらず借金を重ねて、あり金を、今度の予算、24年度のあれでも見てみても、あり金をかき集めて予算措置してある、何かそういうふうな感じがするわけです。

そうすると、来年度以降、もう予算編成がどんどん難しくなるような異常事態にもなってきたつあるということで、今の財政状況でここまでして、今の町制50周年ですか、50周年のこの記念祝賀会を闘牛場で、こけら落とし出まして、盛大に盛りあげて、今の財政状況と今、日本あるいは世界の不景気とかあって、そういうふうな理由があるのかと。

だから、他町村がやったように質素にして、これから50年に向かって持続できる、企業の成長づくりの出発元年に、もうこれしなければ、なかなかこれ大変じゃないかと思うんですけども、まずその辺のことについて一応質問してみます。

○総務課長（稲 隆仁君）

町の行政というのは、事業執行というのは、町民の要望にこたえるのが我々の仕事であろうと思いついて、何もしないでそのまま過ごすというのも、じゃあ町民からの要望にこたえられないというのが現実的にあるわけでありまして、それでは町が衰退してしまうと。

町民の要望にいかに応えていくか、それをまた効率的にどう対応していけるかということが我々の仕事だと思っております。

特にお金がないないで何もしなければ、町は衰退していくだろうと。しかし、そこに必要なものは必要としてやっていかなければならないと。しかし、やっていく上にでも、効率のいいような、効果の上がるような事業執行、そしてさらには事務的な、私、事業と言いますが、事務的な事業につきましても、事業の見直し、そしてまた、無駄といいますか、より効率の上がるような対応をしていかなければいけないのじゃないかなということでもあります。それで、組織の再編成、再機構とか、あるいはまた、その対応につきましても、自主財源の確保について、どういうふうな体制がとれるかと。

今回、24年度から行って、思っておところは、税務課に徴収体制の強化を図るという意味で対策室を設置し、そして対応していくと。さらには、行政サービスの制限措置条例を施行し、そして町民の方々の理解を得ながら進めてまいりたいということでもあります。それにおきましても、先ほども申しましたが、町単独補助等のカットの中身はございます。そのように町民の方々へも負担もかけていくことでもありますので、町民だけ我慢すればいいということじゃなくて、我々職員も含めて給与カットという体制とりながら、そしてお互いに痛みを分かち合いながら、今後の財政計画を、再建を目指していくということでもあります。

○12番（上木 勲君）

3月31日で財政、あれを締めて、そして単年度予算によいほうの趣旨を持っていくとか、あるいはまた、先ほど副町長もおっしゃったように、入札についても電子入札進めていくとかいったような一定の前進はあるわけですが、そこで、伊仙町行財政調査会というのも町にはあるわけですが、そういう、その会の会議なんかを開催されたのか、そのことについてお尋ねします。

○総務課長（稲 隆仁君）

議員ご指摘の行財政改革推進会という形になりますけれども、議会の議員の皆さんが中心となつて行ったところでもありますけれども、残念ながら、有識者と申しますか、町民の方々への負託というのは、ご指摘のとおり今までやってはおりません。

そこで、24年度におきましては、今先ほどから申しましたとおり、何が問題なのか、どの事業がどう変化できるような、変わっていけるような体制を洗い出して、そして事業を見直しをした段階で審議会に諮り、5カ年計画、10カ年計画を早い段階で差し上げていくというふうな予定であります。

○12番（上木 勲君）

それでは、今の起債、今年で起債を起こすわけですが、これは何十年返済の起債であるか

ということですね。償還年限ですね。

それと、これは付随して、親の跡を受け継いで、子供に譲るまでの30年間で1世代だと言われると。されておりますが、町が30年間、借金30年間返済の起債だというふうに聞いておるんですけど、それと、行きつく世代は、今年30の人は、あと30年、それに借金支払われるということになると。だから、結局私は、自分たちの任期中に、町長任期があと2年あるわけですから、僕らの責任ある態度として、一応もう道筋をつけて、次やる人に、私らも次の議員にバトンを渡すのが、私はやるべきことやないかなと思っておるんですけど、そのようなことをお尋ねします。

○総務課長（稲 隆仁君）

起債につきましては、今、実際に2年から3年据え置きで8年ないし10年返還という事業、起債の計画になっておるわけでありますけども。

○12番（上木 勲君）

町長、終わりに1回。

○町長（大久保明君）

財政健全化に関しましては、何回も申し上げたとおり、また、12月のこの伊仙町行財政調査特別委員会の報告書を十分に参考にして今計画を立てているところでございますので、将来のために、今伊仙町がどうあるべきかということを、財政の面からも、また町のインフラ整備の面からも、これ以上人口が流出しないとか、農業生産額を上げていくとか、総合的な考えの中で財政再建を全力で取り組んでいかなければならないと。町のいろんな徴収体制も含めて考えていくのが私の現時点での責任であると思います。ただ単に節約、そして緊縮財政でやると、伊仙町はますます衰退していくわけですから、ですから、投資すべきところを今何の優先順位を決めてやっていくという、それが財政の本来のあるべき姿ではないかと思います。

基金も、これから25年度以降は、大きなインフラ整備の計画ないわけですから、今こそ職員の意識を変えて、職員も自ら身を切って、将来のためにやっていくということを理解してきたという状況でございます。

○12番（上木 勲君）

最後になりましたんですけど、町長、何か今まで、それは学校とか、ほ一らい館とか、あるいは闘牛場とかいうようなことで、あるいはそういうことで、結果、果実を、実になる、そういうふうなことでなしに、何かお金を使うようなことばかりずっと大久保町政が続いて、イベント、パフォーマンス政治のようなことで、非常に良識ある町民の間では非常に心配もされ、そして恐れとるんですよ。なことで、そういうことのないように、残り期間、また僕は非常に協力するわけですから、僕らも後いろいろ言われないうように考えたいなと思います。

これで一応質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで上木 勲君の一般質問を終了します。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

○5番（明石秀雄君）

5番、明石秀雄でございます。平成24年第1回伊仙町定例会において一般質問をいたします。

さきに通告をしてありますとおりで、答弁者の明瞭なる答弁をお願いいたします。

町長の24年度の施政方針に基づく問題について逐次質問いたしますが、最初に農政の問題、保育行政、高齢者福祉について、3点について、まず質問いたします。的確に、責任ある答弁を求めていると思います。

最初に、町長は過去2年間、農業生産額50億円の達成を合い言葉に訴え続けてまいりました。

私たち議会も同じ歩調で歩いてきました。しかし、いつまでも目標でいいのか、いつまでに50億円を達成するのか、具体的に示していただきたい。

町長は1期で4年間であります。その間で何ができるか、何をやるかで評価が決まってくるわけです。町長の見解をお伺いします。

また、農林水産業に加工販売を融合させた第6次産業の確立とおっしゃっておられますが、具体的に何を6次化するのか伺います。例えばバレイショとか、ショウガまたはゴマなど、同一的な農作物については逐次出てきて、名前は出てきておりますけれども、名前が出てるだけで、どのように、いつ、どれぐらい生産を見越しているのか、どれぐらいの面積をつくるのか、そしてそれをどのようにして販売するのか、具体的に示されておられません。具体性がなければ、ただの空論、話にすぎないわけであります。合理的にご説明をいただきたいと思います。

それから、保育行政について、平成27年度を目安に創設する総合こども園ができるようでありませうけれども、その対策は考えてるのか。また、待機児童はどれぐらいいるのかなど、延長保育等についても話し合いができているのかお伺いをいたします。その総合こども園のできるまでの対策等があればご説明をいただきます。

さらに、福祉行政でありますけれども、高齢者も楽しみにしている敬老祝い金がカットをされております。これは、先日の条例のところで否決されておりますので説明は要りませんけれども、その中で、町長の施政方針の中で、それから生みだされた額が子供支援に、子育て支援に回るという説明をおっしゃっております。その分にはどれぐらいなのかご説明をいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

明石議員の質問にお答えいたします。

施政方針の農政に関しましては、経済課長のほうから答弁をしていただきます。2番、3番に関しましても、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの農業生産額50億円達成の目標に対しまして、ご質問にお答えします。

平成22年3月に策定されました伊仙町農業振興計画の中で、今年度設定がされていませんでした。

その中で、この計画書の中に、営業累計の作成だとか、あるいは普及啓発に関してのものが主な内容でございましたけども、今年度に発足しました伊仙町農業生産額50億プロジェクト会議というのが今年の7月14日に発足しまして、この中で今2回ほど、10月の12日と2回ほど会議を開いてございます。

その中で検証作業、どれぐらい、どの作物がどれぐらいの生産額があるかという検証作業を年明けて、結局サトウキビが終わった後、あるいはバレイショの終わった後に検証作業を実施しますが、その検証作業と合わせまして、目標年度の設定も行っていきたいと考えております。

あと、これと同じような計画で、農業経営基盤強化促進に関する基本構想という計画があるんですけど、これに関しまして、平成23年度に募集をしまして、営業累計の作成という形で、どういふことをしたらどれぐらいの農業収入があるということで、それを書いてございまして、これを我々として普及啓発をしてまいりたいと思っております。

あと、2番目の6次産業化の確立とは、何をいつ商品にして販売するのかということでございましたけども、平成23年度に、先ほども申し上げましたけども、伊仙町6次産業化塾を開校いたしまして、販売表示、経営論、パッケージなどの各種研修を行ってきましたが、道筋として、現在、第1次産業として原料を生産してる方、農家の方、原料を生産してる方が加工を手がけるために必要な技術、考え方の習得を支援し、商品化を実現した段階で販売促進をどのようにとらえているのかを、手がけることに関して段階的に今実施をしているところでございます。

そのため、施設の新設、その資金調達など、一朝一夕ではいかない部分と、現在加工を行ってる業者に対しては、法人化を進めることで企業体としての信用と持続性を担保する必要があり、現段階では、それぞれの生産者、業者の要望に対応する個別支援を行ってる団体でございます。

今先ほどの質問の中で具体的に出てることに関して、町が何かをつくって販売するというのではなくて、農産物をつくって、それを加工して販売する人たちをつくり上げていきたいと、使用していきたいということが6次産業化の基本方針でございます。

あと3番目の新規就農者の支援とか、あるいは4番目の土づくり推進とか、たんかん農家の支援策は考えられないかというところは、そういうことでよろしくお願いします。

終わります。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

明石議員の保育所行政の待機児童は何人か、過去5年間の推移についてということで、あと一点、2013年度の総合こども園について対策、もう一点が、延長保育についてお答えをいたします。

まず初めに、過去5年間の待機児童ですが、資料のほうでお示しをしてありますが、今年度2月末現在で5名の待機児童がおります。今年度、23年度の当初では、待機児童がゼロでありましたが、年度の途中に転入、また出生等により、現在5名となっております。その5名のうち、全員がゼロ歳でございます。ゼロ歳児につきましては、給食施設のある私立保育所でしか入所できませんので、今現在のところ3つの私立保育所がいっぱいの状況となっております。

次に、総合こども園についてですが、政府のほうは2013年度から段階的に導入予定で、新子育て施策で、幼稚園と保育所の技能をあわせ持つ一体化施設を創設するということです。

これにつきましては、社会保障と税の一体化における現役世代の支援策の柱で、消費税率を引き上げの分を約7,000億円を活用するため、今国会に関連法案を提出するということです。今後注意深く状況を見てまいりたいと思っております。

また、延長保育については、私立保育所でそれぞれ6時まで実施している状況です。

幼稚園については、また教育委員会のほうで実施をされています。

以上でございます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

敬老祝い金を子育て支援ということの施政方針の中身ということでもありますけれども、現状を申し上げます。平成23年度で敬老祝い金904万8,000円、子育て支援金、補正がありまして、当初は400万だったのに対して、補正予算案を360万加えて、現在760万の予算で進めてきております。

合わせて1,664万8,000円が町単独事業として進めてきております。

以前に、高齢者の方からのご意見の中で、敬老祝い金を子育て支援に使ってほしいとの意見があり、平成21年度から支援策を拡充し、第1子からの支給として支援金を増額いたしました。

子育て支援金は、今までは60名前後だったんですけれども、ことしに入りまして70名を突破する予定、見込みがあります。今の予算の中での3月をもって締めないと、やっとなかなかというわからない瀬戸際に入っております。24年度当初予算としては530万予算計上してありますけれども、今の70名からいきますと、もちろん足りません。760万あたりが今後にも必要になるのではないかなということ認識しております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

敬老年金については、先ほども申し上げましたとおり、条例ができませんので、またカットされた分については、6月議会あたり等で補正をしていただきたいと思いますと思っております。

子育て支援については、伊仙町は子宝の町または長寿の町と標榜してのわけでありますので、他の町村よりも少しぐらい先んじた対策をとっていただきたい。高齢者についても、高齢者云々というだけ、長寿世界一が2人いたんだとかいうことだけでなくして、そういう人たちに敬意を払う意味でも、この祝い金は続けて支給していただきたいと、重ねてお願いをとりあえずしておきたいと思えます。

それから、子育て支援については、特に他の町よりも上積みして、伊仙町に少しでも子供を持つ親が安心して暮らせる町にしていいただければ、また人口もさらにふえてくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ町長のご努力をまず要望をしておきます。

そして、農政についてでありますけれども、6次化は、個人で作物をつくって、加工販売までするんだと。その支援をするということですが、なかなかそれでは農家所得の向上までには私は至ら

ないと思ってるんです。

少なくとも、沖永良部の先日の新聞を見ましたが、沖永良部では奄振で7,674万8,000円、奄振の予算で農産物の加工センターがつくれるような予算計上なされておるのを見ましたけれども、こういうものを町が何か作物を決めて、そしてみんなでそこに集中して管理をする、そこに雇用の場が生まれてくるわけです。

個人で家でやってるものには限度がある。50億を目標にするのであれば、農業所得の底上げをしていかないと、どうしてもできないと思うんですよ。そのために、私はどうしても加工センターが欲しい。できないのかと言っているんですが、今後検討される、またはもう今年度は間に合わないと思いますが、要望していく考えはないのか。

でないと、町長の任期はあと1年と何カ月ですよ。その間で50億円を達成します、やらないと、ただ言った、パフォーマンスにすぎないわけです。マニフェスト一つでもやって、町民に50億円がある程度超えましたとか、ここまできましたというのが言えるわけです。そういうお考えはないのかお伺いいたす。

○経済課長（樺山 誠君）

今質問なんですけども、加工センターに関して、今のところ計画はございません。

今我々としてやろうとしてることは、企業を誘致すると。サトウキビの関係でも、企業を誘致してやるという計画はありますけども、加工センターを町独自で別口につくって、何かを生産していくという計画はございません。

あと、我々伊仙町には、犬田布のほうに加工センターがあるわけなんですけども、そちらの有効活用ということでやってるわけなんですけども、その何かを加工するためにつくるという計画はありません。

あと、6次産業化では、今現在、6次産業化をしている方は、伊仙町内に約10社います。

この中で、この10社、代表的なものが、きゅらしま製糖だとか、福留果樹園だとか、そういうところがあるんですけども、ああいう方たちがふえてくることによって、農業所得ももちろん上がっていくんですけども、雇用の場が生まれるということを考えて、雇用の場をつくるための6次産業化ということで、これからは側面からの支援とか、あと国の6次産業化総合計画というのがあるんですけども、そういう総合計画とか、そういうものに書類を出す側面からの支援とか、その辺をやっていきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

私が去年の11月の臨時議会での質問の中で、経済課長が百菜での加工販売のことを言っておられます。野菜をそこで切って、病院とか、あらゆる施設等に持っていくんだというのを、それをうまく出るもの、つくるものしっかり議論して、ちゃんと理解もらわなきゃならないと思ってますということでしたるんですが、こういったものをもっと大きくして、百菜でできるのは、僕はもう限られてると思うんですよ。余り百菜が突出してきますと、伊仙町のこの真ん中の商店の皆さんが大変

困っているという話を聞いてるんです。

一方がよくなれば、一方がまた衰退をしていくと。私はそれよりも、町がもう少し規模を大きくして、加工センターなり、そういったものをつくって、島内で売るのではなくして、島外へ出して外貨を稼ぐという選択肢のほうが、町内のお店の方々またはつくるほうも安心をしてたくさんつくれる。それで、農業所得の底上げをしたらどうかと思ってるんですが、そういったことは考えられないのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

我々が百菜というのを21年度に設置をしてやってきたわけなんですけども、もちろん百菜のほうでは生活必需品というんでしょうか、そういうのとか、あと既製の食料品だとかいうのは販売をしておりません。その中で、百菜の部分で農家から委託販売という形で農業生産物を扱ってるということでございます。あと弁当だとか、手づくりの物をつくって販売してるという加工分野があるんですけども、今非常に僕らも百菜というのを設置して、今非常に躍起になってるところなんですけども、少しでも早く経営に乘せなきゃいけないということで、これが地元の商店街を圧迫してるというのをきょう初めて聞きましたけども、この辺もしっかりまた調査をしながら、百菜のあり方等も考えなきゃいけないのかなという、今思っとるところです。

あと、この町立の加工センターに関しましては、またこれからの研究課題として、また取り組むのか、あるいは取り組まないのか。あと他の我々としてこれからやっていかなきゃいけない営農センターという部分もあったりして、その辺もどれを優先していくのかを議論しながらいかなきゃいけないのかなと思っております。

○5番（明石秀雄君）

それでは、近隣のお店、すべて中小であります。そういったお店の方たちの経営を圧迫しないような形で町は事業をしなきゃいけないと思っておりますので、そういうところも十分調査するなり、しないような防護策を考えていただきたいと要望しておきます。

それから、ボタンボウフウ、コーヒーについてであります。栽培から実験栽培が移行していると言っている。実験栽培、ボタンボウフウの実験栽培をした、その実績について、そしてこれからの見通しについてご説明をいただきたい。

○経済課長（樺山 誠君）

ボタンボウフウに関しまして、まず報告をしたいと思います。今、ボタンボウフウの農家さんが、数的に、農家戸数25軒から30軒という農家戸数なんですけども、この人たちに、少ない人で1畝ぐらいから、多い人でも1反以内ぐらいという形でつくっていただいているんですけども、今24年度の生産の予定が年間4t、これ4tというのは、乾燥物で4tということで、もう出荷を見込んで今契約、ちゃんと契約書を交わしての契約じゃなくて、4tだけをつくっていただきたいということで、今、長寿食材研究所のほうと打ち合わせをして、年間4tを生産するということで進めてるところでございます。

○5番（明石秀雄君）

この見通しについては、これから大丈夫ですか。

○経済課長（樺山 誠君）

見通しに関しまして、これからもちろんしっかりしていかなきゃいけないんですけども、今見通し、長寿食材研究所のほうとしては、ある企業との商品化が進んでおりまして、その部分に関しては大丈夫だと思ってます。あと他の企業との営業活動が入っておりますんで、そこがうまくまとまれば、また生産量をふやさなきゃいけないということになろうかなと思ってます。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

あとはマンゴー、またはたんかん、マンゴーはほぼ例年どおり栽培もできてると思ってんですが、たんかんについては伊仙町のミカン、果樹について絶滅だと僕は思って、認識してるんです。その対策をしなかったと言えましょうけど、やったんだろうけども、効果は出てないわけね。全部結果的に絶滅という形にまで来たわけだから。

そこで、ある農家さんがあの虫から守るために何かできないのかと聞かれたんです。一日座って、それを捕まえるのか。他に何かできないのか。私に質問したんですが、私は答えられなくて、後でまた勉強してみますとか言ったんですが、その農家さんいわく、ハウスに網があれば防げますよと言われたんです。網は細い目の、むしろある程度大きいので防げますよと言われた。そういったものを今後導入をして、徳之島に付加価値の高いこのたんかんを、もう一回復活させるお考えはないのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

今おっしゃったように、非常にたんかん、優良な品種でございまして、経済課として今たんかんに関しまして、消費者からリピート率の-highいかんきつ類だということで、生産量の確保するために、ゴマダラカミキリムシの買い上げだとか、そういうことをやってるんですけども、いかんせん、密度が、発生密度が非常に高いというのが今の現状でございます。

あと有効な農薬もないということでございますけども、その中でどうやっていくかということで、まずは買い上げをして、密度を本当に少なくして、密度を薄くしてから、こういうような栽培というんでしょうか、そういうのに取りかからなければ、また少し、幼木にもすぐ入ってくるものですから、その辺が非常に今は難しくて、考えあぐねてる場所なんですけども、今おっしゃったように、網を張るだとか、そういうのに関して、費用効果も研究しながら、そういうところも考えなきゃいけないのかなということで、その辺の費用効果を考えて、たんかんが今の価格で販売できて、それで合うのかどうか、その辺もちょっとやらなきゃいけないのかなということで、これからの研究課題ということでさせていただきたいと思えます。

○5番（明石秀雄君）

ぜひたんかん農家に対する手だて、支援などを早急に研究して進めていっていただきたいと思い

ます。さらに、奄振予算で本年度計画予定の徳之島地域情報発信施設、通称闘牛ドームですが、こういうのをするために、地元はもちろんでありますけれども、町民に対して広く説明したのかどうか。

農家、ある農家の方のお話ですが、農家所得に直結しない。今、最も必要なのは、伊仙町は農業立町であります。闘牛場の問題よりも、先ほどから私が提案をしたり、要望している、農家に対する支援策でないか、そういう話もちまたにあるわけであります。もちろん私もそうだ、こういう気持ちで、今ここに立ってるわけでありますけれども、こういった大事な事業をしてる、その前には必ず町民には説明をすべきだろうし、私はそうしてコンセンサスを得てやっていくとなれば、行政の進め方できたんだろうと思います。

町長は就任、1期目就任当時は集落座談会なるもの、行政説明会なるもの、繰り返し繰り返しやって、町民の声を聞き、それを町政に反映してきたと思っております。最近になって大きな事業をする、こういう時期になっても、何ら説明をしない、町民には。確かに一部の人たちは知ってますよ。それでは町民の声を広く聞いているとは言えないんじゃないか。なぜ説明しなかったのか。

それをつくるんだったら、農家支援に回してほしい。ハウスの1棟でもつくってあげて、たんかん、おいしいたんかんが食べられる、また都会にいる親戚の方に送ってあげれる。みんなが少しずつでもそういった気持ちにならないのかな、そう思いますが。それでは土づくりについて伺います。農政の中心は土づくり、施政方針の中にもちゃんとうたわれておりますが、どのようにして、先ほどもちょっとあります、同じ答弁する必要はありませんが、どのようにして土づくりを町として進めていこうとしているのか。先ほどのとは別に、他に対策はないのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

先ほど件数等に関しましてお答えをしましたけれども、この件数、非常に多い件数というふうに我々思ってませんでして、あと伊仙町の検査に関して、試験場のほうにも持ち込まれてるのがあるんですけども、その中で我々として、これから考えていかなきゃいけないのは植えつけ前、サトウキビの植えつけ前、あるいはゴマの植えつけ前、あるいは農作物の植えつけの前だとか、作物の植えつける前に、作物ごとの土壌検査を広報等を行いながら推進していくという方法を、まずとっていきたいというように思っております。

あと現在、非常に問題化してるのが、飼料作物の単収減というんでしょうか、ローズが5年、6年という形で、非常に長い期間、畑に植えられてる状況で、雑草等もはびこってる状況で、飼料作物の単収向上ということをやるために、堆肥舎が各農家、大体町内に100軒ぐらい、牛舎に堆肥舎を隣接してるんですけども、堆肥舎での堆肥の生産技術の講習会だとか、そういうのをこれから進めてまいりたいということで、課内での打ち合わせを実施しているところでございます。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、畜産をしながらやってる方たちは、土づくりは楽にできると思うんですけども、そうでない方たちには、今堆肥センター、それをどのように活用して、いい堆肥をつくってくださいって、

できるだけ多くの町民に販売して、肥料をつくらせる、いい土をつくらせるということに徹していただきたいと思います。

それから、12月の議会でも私は提案をしたんですけれども、新規就農者支援というのがありました。そのときも話をしてるんですが、そのときで20年度の当初予算で準備をしている、または新規就農事業の獲得に大変準備を進めているところでありますというふうに答えてるんですが、その後、どのようになってるのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

先ほども説明をいたしましたけども、この新規、青年就農給付金というんですけど、これをやるためには地域農業マスタープランというものを作成しなきゃいけないということになっておりまして、24年度の予算のほうにも計上してございますけども、地域農業マスタープラン作成事業という形で89万1,000円、予算的には正確に言いますと89万1,000円の事業費を計上してあります。

この中で伊仙の農業のあり方だとか、あるいは新規就農者がイメージ的にどういう方が新規就農していくのか、その名前を上げながらつくっていかなきゃいけないということで、このマスタープランをつくる前に集落説明会だとか、その実施をしまして、8月ごろまでにはこれを完成して、県、国と協議をしていかなきゃいけないということでございます。

○5番（明石秀雄君）

8月ということでありまして、私はなぜ12月にあれを質問したかということ、今年の4月に間に合わせてほしかったわけ。なぜかということ、徳之島に農業高校がなくなりました。

農業したいと思う子供はいるかもしれない。または高校出て就職の決まらない方がいるんですよ。

そういう人たちは、この制度があれば、鹿児島県の農業大学に行かせてほしい。それでも2年間の支援ができる。そうすると帰ってきて、2年後に大学行った人と同じように農業大学、もちろん程度は違いますけれども、農業に従事できる。だから、12月で私はやったんですよ。8月では間に合わなくなります。その人たちは全部出ていきます。

そして、杉並さんの答えでは、20年度、21年度、遡及して云々とか講習するとか言ってますが、もうやってる人はいいいんですよ、できる人は。ことしから新規に就農する人に10人入れてくださいよ。それぐらいのことをやったら、5年間ぐらいやれば50人の就農者が出るんですよ、若い人たちが、新規に。もうやってる人、そういう人は当てにしない。これからやる人を探せば、そしてこの中に補正でもいい、やりますから、今年農大へ行ってくださいと言えませんか。

そのために12月から僕はずっと訴え続けてる。これぐらいできませんか。

○経済課長（樺山 誠君）

これは12月、24年度からの新規事業でございます。その中で今年、農業大学校に行く方に関しては、この対象になります。結局は農業大学校というか、青年就農給付金では準備型と経営開始型というのがあるんです。準備型というのが農業大学校に行く方に年間150万円、2年間出るんです。

その方たちは就農した後に5年間出て、7年間のこの事業の対象者となるわけです。

先ほど僕は21年度からと言ったのは、21年度に就農した方は1年間対象なんです。5年間対象、事業が対象ですから、1年間対象で、23年で、22年した人たちは3年、あと2年しかもらえないというような状況でございますけども、これに関して4月から就農される方に関しては、さかのぼって支給しますというような状況でございますので、国の地域農業マスタープランというものの作成も、24年度の事業なんです。

ですから、23年度の12月とか、その辺でこういう話が国から出てきて、この事業、まだ固まっていない部分が結構あります。要件だとか、その辺がまだはっきりしない部分もありまして、その中で我々は地域農業マスタープランというのを24年度につくらないと、どの市町村も使えないということなんです。ですから、この事業の性質上、そういう形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

であるならば、今年農大等に行って、島に帰ってきて、2年後は帰ってきて、農業するという人はいるわけです。それに適用するということを、町民に知らさなきゃいけない。

また学校卒業生なり、親も知らないでしょ、今、だれも新規就農支援で年間150万円支援がありますよというのを知らない人は多いわけだ。それを皆さんが知ってるというだけ、つまみ食いしたらだめなんですよ。卒業生全部にこういう制度があります、島で農業してください、後継ぎをしてくださいと言わなきゃだめなんですよ。事業というもの、また特に国庫金を出す、県も既に予算をつけております。

手はついてます。国も出てる。伊仙町はマスタープランだけでしょ、作成でしょ。

そこまでするんだったら、今年から行く人に、4月から行く、年間150万円出しますよと。だから、4月から、後からじゃなく、出すからやってください。そういうこと言わなきゃだめですよ。

これが公平公正という。

だから、私はこの中で予算上でマスタープランしかなかったんで、しないのかなとか思ったりしたんで、こういうのを出して、これは予算書が出る前に既に私はやってました、それも出ましたけれども、ぜひ今年のそういった子供たち、若い人たちがおれば、二十歳になってもいいですよ。農大行きたいとか、広く募集をして、なるべく4月から行ってもらって、来年からじゃなくて、今年からぜひできるような対策を講じていただきたい。

以上で、あちこち要望しましたけど、やると言ったものは必ずやってくださいね。

次に、もう一回、またそれを検証するための一般質問行いますので、私は就任当初からしたものを全部拾い上げて、次々と一般質問で検証しますので、ぜひお願いなり要望して、一般質問終わります。

○議長（常 隆之君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

次に、佐藤隆志君の一般質問を許します。

○４番（佐藤隆志君）

４番、佐藤隆志でございます。平成24年第１回伊仙町議会の定例会で通告書に従い順次質問いたします。

まず質問する前に、西部の大先輩で、私、水の関係で質問しますが、詰まった水道管をどうしても執行部に見てもらいたいということで持ってきました。

第１点目に、町営住宅の管理について質問いたします。

今月完成する犬田布、亀戸団地の町営住宅も急ピッチで建築が進んでいるところで、入居者も既に決まったとのことですが、抽せん外れた方、また経済的な理由で入居できなかった人が住宅を望む声が多いのです。このようなことから、各地区に永年住んでいない町営住宅があるが、今後改修をして貸す計画があるのか伺います。

２点目に、一般住民が払い下げを希望してるが、可能なのか伺います。

３点目に、空き住宅では、ほとんどが手入れをしておらず、住民からも景観も悪いし、定期的に清掃するか、また取り壊してほしいとの要望があるが、どう考えてるか伺います。

次に、水道関係について質問いたします。

第１点目に、西部地区の水道水は、中部、東部地区に比較して石灰分が非常に多く、風呂のボイラーが１年ないし２年で故障、買い換えをしてる、異常な状態です。現状の地下水に頼るだけでなく、原水を引き込む考えはないか伺います。

２点目に、西部地区の浄水場に石灰を除去する機械、軟水器というのを取り付けることはできないのか伺います。

次に、地域防災計画の見直しについて質問いたします。

昨年度の東日本大震災、奄美地方を襲った集中豪雨を踏まえ、奄美の他市町村では、地域防災計画の見直す動きが広がっているが、我が町では海拔表示板の設置や防災マップの全戸数配布などの計画があるか伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

佐藤隆志議員の質問にお答えいたします。

町営住宅管理につきましては、建設課、企画課のほうで答弁をしていただきます。

水道関係については、課長のほうから答弁をしていただきます。地域防災計画の見直しについては、総務課長のほうから説明をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

佐藤議員の一般質問に対してお答えします。

まず、町営住宅管理についての①各地に長年住んでいない町営住宅があるが、今後改修して貸す計画は考えられないのかという質問に対してお答えします。

長年空き家になってる住宅は、用途の廃止処分してある住宅か、もしくは政策空き家として置い

である住宅であります。これは解体して、新しい住宅をつくりかえる準備の段階でもありますので、これは改修して貸す計画は考えてないです。

②一般住民が払い下げを希望してるが、可能なのかという質問に対してお答えします。

この建物は著しく老朽化が進んでおりますので、これを払い下げることは、不可能というか、危険が伴いますので、その住宅取り壊して、その土地自体を払い下げするかどうか、また財務のほうと、管財のほうと話し合っていたきたいと思います。

続きまして3番目、空き住宅はほとんど手入れしておらず景観が悪いので、定期的に清掃するか取り壊す考えはないのかという質問にお答えします。

先ほど1番目でも申しましたように、空き住宅は用途廃止もしくは政策空き家としてありますので、手入れをしておりませんが、今後、草を刈ったり、定期的に清掃活動を行っていきます。

以上です。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えします。

1と2と関連性がございまして、あわせて答えさせていただきます。現状を目の当たりにいたしまして、すごい深刻さがわかりました。西部地区に関しましては、コウソクまたソウジと言うんですけど、2カ所からの地下水に頼ってるのが現状でございまして。長期的な計画を立ててる原水、ヤクタ川の表流水でございまして、調査を実施いたしまして、水量を確実に把握いたしまして、原水だけの引き込みにも取り組んでまいりる考えでございまして。

また、2番目の軟水器の取り付けに関しまして、水量によっては値段が大きく違ってまいります。現在の西部地区の規模からいたしますと、建て屋、機械、その他の設備費で約3億円かかる見込みでございまして。これに維持管理費がかかってまいりますので、前述の原水の表流水だけを引き込むのと比較いたしまして、検討してまいります。

現在、水道課におきましては、石灰分の対策といたしまして、河内浄水場へ導水しておりますヤクタ川原水を途中から分岐いたしまして、糸木名浄水場で1時間当たり20t処理能力を持つろ過器がございまして、急速ろ過をいたしまして、地下水に混入する事業、ただいま実施しておりますのでございまして。これにより西部地区の水道水の硬度が幾らか下がるのを見込んでおります。

以上でございまして。

○総務課長（稲 隆仁君）

佐藤議員の地域防災計画の見直しについてというご質問にお答え申し上げます。

ご存じのとおり、昨年10月30日、3町で合同の防災訓練を行ったわけでありまして、その結果、検討会、何回か踏まえておりますけれども、その検討会の結果等を踏まえてお答え申し上げたいと思います。

まず第1点に、いざ災害となったときも、集合、避難、思ったときに、まずは第一、自ら避難すると。自助と申しますけれども、この意識、そしてプラス地域、隣近所あわせた地域、集落の共助

が、まずもっては一番必要ではないかということでありました。

それに幸いにして、私たち伊仙町には各集落、今自主防災というのを23年に立ち上げたわけでありますけども、しかし、今後、これらの自主防災がスムーズに運営できるように、活動できるような体制づくりというのが、今後必要になってくるのではないかなという思いがあります。

まず、そういう意味合いも持って、議員のご指摘のとおり、ご指摘ありました防災マップ等の配布ができないかということでありましたけれども、平成21年に作成しまして、たしか22年度4月、5月配布だったんじゃないかなと思いますけど、一応防災マップは避難場所等明記したもの、それから危険箇所等の指示、示した防災マップを配布したところでありますけども、しかし、今回新たに津波ということで、大きな被害があったということで、避難対策はどうするかというもろもろ含めたときに、高低差10m、20m、海拔地域の表示も必要かということで、今防災マップ作成にかかっているとあります。この防災マップがまたでき次第、各集落等に、各家庭に配布をし、そして防災の意識を高揚していきたいと思っております。

○4番（佐藤隆志君）

町営住宅の管理について、現在徳之島町に住んでいて、毎日犬田布小学校に送り迎えしてる保護者もいますので、できないところは仕方ないんですけど、改造して、改修して貸せるところだったらぜひ貸してほしいと思います。

2番目に、一般住民の払い下げについてなんですけど、どうしてこのような質問をしたかといいますと、おとどしの8月のことでした。ある住民が子供を親の近くに呼び寄せたいんだが、10年ぐらい住んでいない住宅があるが、払い下げはできないかという話でした。早速本人と一緒に建設課に行き、事情を話したら、そのときの担当者は、総務課とも関係があるから、もう少し時間がかかりますという答えでした。

それから、何回か本人、私も役場に行き、総務課に行けば、住宅を建設するときに県からのいろいろな助成も受けており、今話を進めてるところで、もう少し待っていただきたいという答えでした。それから1年7カ月の間、何も連絡がないということで、住民は今でも何らかの返事を待ってますが、そんないいかげんな執務に私は疑問に思います。職員は直接本人に会って、まずこうなりましたと説明ができるかどうか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

西部地区の住宅の件についてですけど、私も話を聞いております。多分あの位置の住宅だと思いますけれど、そのときに結果として報告したのじゃないかなと思いますけれども、住宅がそのまま建った状態での払い下げは不可能だというのは、人が住める状況であれば、町が整備して人を住居へ入居させるというのが筋であろうかということでありましたけれども、建設課との協議の結果、その住宅は年数的に住むことができないというふうな状態であったというんで、私、伝えたのかなという思いがありましたけど、もし伝えてなければ、非常に申しわけないことだと思います。

そういうことで住宅というのは、あちこちにある政策空き家ということでありますけども、とい

うのが伊仙町に住宅が約300戸数ぐらいありまして、マスタープランでの有効的な住宅数は280ということになっております。その300という戸数の中に、今言ったような、ただ人の入居してないという住宅等がございますので、これを随時取り壊しをし、そしてその土地に、跡地に民間の活用資金ができるものにつきましては、その資金を活用していただき、またさらには町で、町営でつくれるというふうな状況になりましたら、住宅建設をやっていききたいと、そういう計画で今進めているところであります。

先ほど申しました、住民の方々に説明がうまくいかなかったことに対しては、大変申しわけなかったことと思います。

○4番（佐藤隆志君）

総務課長は説明したと話をしていましたけど、本人は何の説明も受けてないということです。それから、町営住宅、その方はその住宅というか、住宅を改造してもいいし、改造がもしできそうになかった場合は、その土地だけでもいいということだったので、こういう質問しましたが、また解体に関しても、町としても多額の経費がかかりますし、できれば住民が払い下げを、その土地だけでも払い下げを希望するんだったら、払い下げたほうが私はいいんじゃないかと思います。そういう考えはないのか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

住宅跡地の払い下げにつきまして、町民の方々が望むものにおきましては払い下げもやぶさかではないと思います。

○4番（佐藤隆志君）

それから、取り壊しはできないのかということなんですけど、それも西部地区に15年ぐらい住んでない住宅もあるんです。その住宅は建物も何か傾いておって、シロアリやハブが入り込んだという事例もあります。また先日、一般の空き家に恐らく未成年者が入り込んだと思いますけど、たばこの吸い殻等も見つかったというような情報を聞いてますので、このようなことを考えても、青少年育成の点からでも、ぜひ取り壊すか、または取り壊して整地にするか清掃するか、ぜひ考えてほしいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

佐藤議員がおっしゃられたのはもっともだと思います。3月6日現在、用途廃止して解体したのが阿三で8戸、犬田布の亀戸で2戸、10戸は解体してますが、年度ごとに適正戸数の280までは徐々に壊して、解体して整地していく予定であります。そして民間活力等を利用できたら、可能な限り住宅をふやしていきたいと思っているところであります。

○4番（佐藤隆志君）

次に、水道問題についてですけど、何か今年になって、昨年度よりも石灰が多い感じがします。今ボイラーの管ですけど、それを見て、何か人間でしたら動脈硬化で一発、亡くなりそうな感じがですけど、どう思いますか。

○水道課長（芳田勇人君）

先ほど申し上げたように、すごい目の当たりにいたしまして、深刻さを痛感いたします。

かなり石で詰まってるような状況でございます。短期的には無理だといいたしましても、今ヤクタ川水源を原水だけの引き込みを検討いたしておりますので、あと中継タンクに大倉さんというお宅の裏山に中継タンクがございますけども、そこへ50 t以上100 t 弱ぐらいの水槽中継タンクを設置いたしまして、そこへ軟水を貯蓄するという計画もしていく考えでおります。

以上でございます。

○4 番（佐藤隆志君）

先ほど言いましたように、昨年よりも石灰分が多い感じがすると。また昨年、西部地区の水は地下水と原水といいますか、それと比率を変えとるような、比率が何対1か忘れましたが、現在の比率はどうなんですかね。

○水道課長（芳田勇人君）

確かに佐藤議員がおっしゃるとおり、以前は八重竿から約10 t ぐらいの原水を供給いたして、急速ろ過して地下水とまざっておりました。それがここ数カ月、停止いたしまして、その分を今回ヤクタ川の水源から10 t、導水をいたしてきました。比率といいたしましては、地下水が約80 t、今回の軟水が20 t、8対2の割合でございます。

○4 番（佐藤隆志君）

地下水が80 t、原水20 t といいますけど、その比率を変える考えはないのですか。

○水道課長（芳田勇人君）

今度犬田布の浄水場へヤクタ川原水を引き込む計画をいたしまして、この比率が確実に1対1になるぐらいの計画を立ててまいりたいと思います。

○4 番（佐藤隆志君）

西部ダムからの原水の引き込みとか考えたことないですかね。それとか西部ダムの水質検査などして、これはここがだめだったとか、そういったのはなかったですか。

○水道課長（芳田勇人君）

これから西部ダムとかに対しましても調査を進め、原水として利用できるのか、水質調査等を行いまして、またこちらのほうも検討してまいりたいと思います。

○4 番（佐藤隆志君）

次に、町長に伺います。町長は以前、西部地区の水はカルシウムが多く、健康に非常によいということを聞きましたが、何かこのまま飲み続けると、西部地区の水は胆石になって早死にするんじゃないかなという声がありますけど、医学的にはどうなんですか、伺います。

○町長（大久保明君）

以前八重竿からの水をミックスして、カルシウムが下がってましたけれども、増えてきたということでもあります。カルシウムを摂取しても人体への悪影響ということは、胆石は悪性ではありません

ので、となれば致命的なものではありません。実は胆石はコレステロールとビリルビンというので形成されて、ほとんどカルシウムには関係ありません。関係あるのは腎結石の一部がカルシウムに関係するだけですので、骨が強くなる分、今大きな影響はないと思います。

○４番（佐藤隆志君）

さっきの水道パイプのようにならないか、心配してるところなんです。

それから、西部地区の浄水場に軟水器をつけるとすれば３億円ぐらいかかって現状はどうしようもないと思いますけど、実際年金で生活している、年金で３から５万円ぐらいで生活している人は、ボイラー１台が今１５万から、いいのだったら２０万ぐらいするんです。それで１年、一、二年で、長くもっても３年ぐらいで故障と、買いかえというような状態になってますので、これは軟水器というのがもどかしかったら、高齢者本人でつけてもらって、気持ちだけでも幾らか助成するとか、そういうことは考えられないですか。

○町長（大久保明君）

先ほど水道課長が答弁したように、カルシウム除去のための軟水器を喜界町で導入したそうです。計画的な事業だったと思いますけど、今すぐ軟水器というのは、財政的に厳しい状況ですので、水道課と話をして、カルシウムが、他のカルシウムが少ない水系を導入してやっていくことが、今のところ最善の策じゃないかと思います。

○４番（佐藤隆志君）

水問題、石灰に関しては、ほとんどの住民が水道代２倍に上げても対策を検討してほしいという要望がありますので、ぜひ検討してほしいと思います。

災害については、その地域によっても、各地によっても異なりますので、今後対策に立ち上げた自主防犯組織を強化して、災害に強いまちづくりを希望して、一般質問終わります。

○議長（常 隆之君）

これで佐藤隆志君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 ２時５６分

再開 午後 ３時１３分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、琉 理人君の一般質問を許します。

○１１番（琉 理人君）

町民の皆様、こんにちは。１１番、琉 理人でございます。平成２４年第１回伊仙町議会定例会において一般質問を行います。答弁者の明快、明瞭なる答弁をお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして、財政、通信、水道、学校給食、インターネット配信、障害者福

祉について順次質問をいたします。

まず1点目に、自主財源の確保についてお伺いをいたします。

平成23年度においては、行政調査特別委員会を設置し、特に行財政運営の現状について、問題点と財政健全化についてあらゆる論議をいたしました。自主財源確保についても、平成23年度の納税状況と対応策はどのようにされてるのか、まずお伺いをいたします。

厳しい財政難の時代には、行政を進めていく上で予算の配分等については見直す点は見直し、十分に配慮していることだと思いますが、いつの時代にあっても切る、残すだけではなしに、育てるものがなければならないと思いますが、この厳しい時代にどう対応するか、その仕方がいかにによっては、5年後、10年後に大きな違いが生ずるのではないかと思います。

町長は農業立町の伊仙町において、農業所得向上案を提案いたして取り組んでおりますが、財政運営方針の基本的観点から、自主財源確保の向上には、具体的に1点上げるとしたら、農家所得向上が原則であります。その所得向上の指導対策は、どのようにしているのか質問をいたします。

次に、通信事業についてでございますが、これは前議員が質問いたし、答弁がありましたので、次に移りたいと思います。

3番目の水道事業についてお伺いをいたします。

町民のライフラインの最も重要な水道事業でございますので、安心・安全、おいしい水の提供が求められておりますが、年に数回、東部地区、また中部地区等で水質の濁り、異臭が発生いたしておりますが、その原因と対策はどうなっているのか、質問をいたします。

水道行政の2点目に、老朽化した布設管の取りかえ工事の設計に関しましては、西武地区の布設管取りかえ工事で、西部地区においては水圧の問題も解消し、水道事業の基本原則である公共の福祉と町民の安全・安心への取り組みについては、西部地区住民からも事業成果については大変評価が出ております。今後、財政の協力を仰ぎながら、町の中部地区、東部地区の老朽化した布設管の取りかえ工事の計画は、どのようになっているのか質問をいたします。

次に、大きな4点目に、学校給食費についてお伺いをいたします。

前回の議会にて、平成24年度から学校給食費の無償化についての質問に、財務と協議して、今後周知徹底、熟知、熟慮した中で、実施する方向でいいのではないかという結論に達しましたという答弁がございましたが、その後、どうなっているのか、お伺いをいたします。

次に、インターネット配信についてお伺いをいたします。

町のホームページや本日の議会中継等で、伊仙町の取り組みや議会の内容がわかりやすくなったという声が聞こえて、開かれた町の情報公開の時代に、町内、島内はもちろん、日本国中、ひいては世界へ発信することは、大変評価することです。

番組途中に、例えばこの議会中継は、休憩中には画面が砂嵐状態であります。この時間の有効活用は考えられないか。また、インターネットにて町内産業のPRはできないものか質問をいたします。

最後に、次に6番目に、障害者の福祉についてお伺いをいたします。

今議会を含めて、伊仙町は障害者に対する対策の中で、障害者を持つ子供の教育で、大島養護学校の分校、分教室については、伊仙町は大きく取り組んでおります。今後ともこの取り組みは期待をし、議会でも14名全員でとなり進めてまいりたいと思っております。

障害者福祉の中で、以前何回か質問いたしました、視覚障害者の対応について、視覚障害者のほーらい館のプール使用について可能なものかお伺いをいたします。

以上、財政、通信、水道事業、学校給食、インターネット配信、障害者福祉について、大久保町長初めに各職員、また課長一人一人が共通認識のもとに、町内の経済の活性化を図り、今後の地域力の強化と環境整備、それに福祉向上に取り組む上で、大久保町長はどのような対策を考えているのか質問をいたしまして、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

琉 理人議員の質問にお答えいたします。

自主財源確保に関しましては、税務課長、経済課長のほうから答弁していただきます。

光通信事業につきましては企画課長、水道事業に関しましては水道課長のほうから、学校給食費については教育委員会のほうから、インターネット事業に関しましては企画課から、障害者福祉に関しましては保健福祉課長のほうから答弁していただきます。

○税務課長（池田俊博君）

ただいまの琉議員の1番目、自主財源確保策についての質問にお答えいたします。

平成23年度の納税状況は、各税目ごとに、今現在と1年前との比較をいたしまして、町民税において現在徴収率72.30%、前年度比5.33%の増です。法人税に関しましては、現在79.18%、前年比9.91%減になっております。あと固定資産税に関しましては68.29%、前年比3.47%増額になっていきます。軽自動車税に関して82.78%、前年比1.69%の増です。たばこ税に関しまして92.44%、前年比7.08%減という状況であります。

町税全体といたしまして74.30%、前年比3.20%、現在の状況で徴収率としては徴収しております。また、徴収額においても、前年度比359万6,228円増額しております。これは2月末現在の月計表で、議会のほうにも配布して回っていくと思いますので、確認していただければよろしいかと思います。

あとこれからの対応策としてはですが、町長の施政方針にも記載してあるとおり、行政サービスの提言と条例の制定が、さきの本会議のほうで議決され、これを今までも条例はなかったんですが、こういうような一部納税額のほうをやっていたのを明文化し、さらに町民のほうに周知徹底していくようにしていきたいと思います。

さらに、平成24年度からには、国保税と町税のほうの機構改革ということで、先ほどの上木議員の質問に、総務課長のほうで答弁したとおり、平成20年度からは税の一体化ということで、調整室の確保に努めていきたいと思っております。

さらには、集落担当職員制度、これが4月から充実していく観点から、この制度を十二分に活用

し、全庁全課体制ということで徴収率確保のために全力を尽くしていきたいと思います。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

琉議員のご質問にお答えします。

自主財源確保には、農家所得向上が原則です。所得向上の指導対策はどのようにしてるかということでございますけども、近年、我々経済課のほうで新規作物、あるいは6次産業化というものをつたいながら、農政を進めてきているところでございますけども、この中であくまでも基本は、伊仙町の農業の基本は、基本品目というんでしょうか、基本はサトウキビ、野菜、畜産でございます。この基本品目を堅持しつつ、このサトウキビ、野菜、畜産によっても、基本的な栽培指針等を堅持しつつ進めてまいりたいということで、農家指導をやっております。

その中で、農家指導に対してどのような方法かということ、まずは農家の意見聴取ということで、農談会の実施を年2回しております。あと農談会の実施の後に何を伝えていくかと、農家に伝えることが必要なことなんですけども、伝える作業として経済課通信の発行を隔月、年6回発行してございます。その中でいろんな補助事業だとか、今の農政のあり方だとか、その辺を広報しているところです。

あと以前に認定農業者の所得申告率が非常に低迷してるということを調べた中でわかったことなんですけど、これに関してもこれも認定農家さんのほうに農家所得の、農業所得の申告をぜひお願いしますということと、きめ細やかにこれからもまたやってまいりたいと思います。

以上です。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、琉議員のご質問にお答えいたします。

現在、東部地区の一部と中部地区の水道水は、中部ダムの原水を急速ろ過、あるいは緩速ろ過し、供給いたしてあります。水道水の濁りに関しましては、集中豪雨等による土砂流出が一番の要因、原因だと考えます。また、異臭に関しましては、夏季や季節の変わり目で温度が上昇したときにダムで藻類が繁殖し、異臭を発しているものと思われます。

引き続き原因を究明してまいります。現在の対策といたしましては、ダム水の底の部分の泥を吸い上げないように、ポンプの取水口を表面水を取水できるような改善をいたしました。また、中部浄水場におきましては、緩速ろ過器の活性炭の計画的な交換と、原水の曝露点検回数をふやし対応しているところでございます。緩速ろ過器におきましても、ろ過砂の定期的入れかえと安定したろ過の水量の、安定した水量をろ過にも取り組んでいるところでございます。

今後の対策の一つとしましては、配水管の泥吐や配管に付着した物質を取り除く洗管作業を定期的の実施してまいります。

続きまして、2番目の老朽化した布設管の取りかえ工事の計画でございますが、平成20年度から西部地区の老朽管の布設がえを実施しているところでございますが、24年度も引き続き東目手久保

道拡幅工事に伴い、東目手久地区と崎原地区を予定いたしております。25年度といたしましては、気之香地区を予定しております。26年度から28年度までの3年の間に東部地区を重点に、中部地区の老朽管布設がえ工事を予定いたしております。

以上でございます。

○教育長（茂岡 勲君）

琉議員の質問にお答えします。

学校給食の無償化、これは子育て支援等の一環として、ぜひ、大久保町長が掲げる一つの施策でありました。そこで、給食無償化検討委員会というのが持たれまして、その中でも質問の内容を書いてございますが、その中でまだまだ無償化をするには早いんじゃないかと。なぜかといいますと、アンケートを各学校でしたわけです。そしたらその中の回収率が63%ということ、それからその中で賛成が64、反対が28、どちらでもというのが8ということで、もう少し各学校で給食指導の大切さ、意義、そしてそういうものを各学校で取り組む必要がある、それが一つ。

そしてもう一つ、子育て支援の一環としているわくわくクラブ、これを学童保育といいます、このわくわくクラブを月水金の3日間を、これを5日に4月からするわけですが、そちらのほうを充実したほうがいいんじゃないかという検討委員会の話で、この1年、様子を見ながら考えようということであります。

二つの理由、学校でもう少し学校給食についての指導といいますのは、また補足説明があるかもわかりませんが、残食が学校によって大きいとか、そういうのもございます。だから、もう少し学校給食の無償化に取り組む前に、学校現場での給食指導の意義、そういうものを取り組んでみたい。それと放課後学童保育のわくわくクラブをこじしは充実させようと、そういうことでもあります。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員のインターネット配信についてお答え申し上げます。

1番のホームページについては、毎回、毎回重視してまいりまして、各課にホームページの担当者を置いて、随時行事予定とか更新させるのに指導いたしておりますので、外部から大変うれしい声が上がっております。

また、議会中継においても、同じく与論町あたりでもユーストリームを使って、伊仙町みたいにこの前からやってるようなことを聞いております。これについては、今情報戦略室の皆さんがカメラ2台使って、議会から情報戦略室の職員が委託を受けた感じで実施しているわけですが、この前から質問者と答弁者の名前がわからないということで、例えばだれだれ議員とか、町長以下執行部の職名、氏名を表示しなさいということで、少々難しい操作をしながら、これを実行したようなことを聞いております。

それと休会中とか議会の空き時間に砂嵐状態を解消できないかということですが、これについては今議会から徳之島観光ビデオ、15分間のものですが、これを観光ビデオとして、徳之島観光連盟のものですが、これを流しておるわけですが、例えば映像等を流す場合は著作権とか肖像権

がございまして、いろいろ難しい問題があります。闘牛にしてもハッピー企画の許可を得ないといけなとかありますので、手っ取り早く資金的な状況といたしまして、徳之島の宣伝観光ビデオがありましたので、これを今議会のほうから見ればわかりますが、流しております。

さらに、現状では、今いろんなことをやっておりますが、できればこういったのを研究しながら、始まったばかりでございます。試験段階でございますので、今後をもっともっと充実させた議会中継に取り組んでまいりたいと思います。

あとホームページの中に町内産業のPRはできないかということですが、今伊仙町が取り組んでおります、まあざく（長命草）バナーを設けて、まあざくの育苗からそういった試験的なことをいろいろ載せたものを、下をずっと上げていけばわかりますが、バナーの中に載せてございますので、今後そういったのを町の産業ですので随時更新して、他の産業についても載せていけたらなああと今考えておるところでございます。

以上です。

○ほーらい館長（四本延宏君）

琉 理人議員の障害者福祉についてのプールの使用について可能かということでございますので、ほーらい館のほうでお答えしたいと思います。

結論からいいますと、現在、3名ほどの方がご利用いただいております。課題と申しますと、ヘルパーの方が来てプール利用したいと申し出が本人からあるという話が最初ありまして、困ったなというところもありましたが、実際その方たちを受け付けをするところから、お風呂の位置、着がえする場所、プールの場所を何回か案内します。あの子たちは勘はすごくいいです。

ですから、3回か4回ぐらい、1日で何回も行ったり来たりするんですが、わかったというようなことで、僕たちも最初、どうしたらいいかなと思ったんですが、それこそ案じるより何とかで、申し出があれば、本人たちの希望さえあれば、すぐ利用できるように、現在も3名ほどの方が利用しています。

着がえする場所、廊下の場所等はすぐなれますので、ご利用できますので、今後とも皆様の利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（琉 理人君）

2回目の質問につきましては、自席で行いますが、今の各課の回答いただきましたことは、1番の納税状況と対策については、全体的に3.2%、前年度に比べて2月現在では、全体的に徴収率が上がったということで評価するところですが、もっと上げようというような形で指摘をいただきましたので、今後も頑張ってください、まだまだ徴収率を上げていただきたいと思います。

対策といたしましての徴収対策室、また集落担当を決めてやるということでございますので、24年度においては、その効果、成果が見られるものと思いますが、一生懸命頑張ってお手伝いさせていただきます。

2番目の自主財源確保、農業所得の向上についても説明を伺ったところ、取り組んでいるということですので、これにつきましても来年度また結果を見てという形で終わりたいと思います。

光通信事業につきましては、前議員、明石議員の質疑で十分回答が得られてますので飛ばします。

水道事業についても、中部ダムの原水の質問に対する濁り、異臭に対しても、その原因が大体わかってきたということで、これも今年1年、実際に見て、その効果が出るか出ないか。

出ないことには、今までも質問してきて、対策にはこうして出ましたので、今年1年間、様子を見て、それでも出ない場合には対策をしていかないといけないということで、1年間の様子を見るということで、次の老朽管布設工事につきましても、24年、西部の一部、また25年には木之香、26年、27年以降に、中部と東部ということでもありますので、しかし、またこの順番的に行くのもいいんですが、同時に分けてでもできれば、また公平なことができると思いますので、25年以降の見直しも検討していただきたいと思います。

続きまして、学校給食につきましては、前回の給食センターの所長の答弁で、12月8日に教育委員会で協議をしたということでの回答に、今後の周知徹底、熟知、熟慮した中での実施するというところでございましたが、ただいまの教育長の答弁におきましては、完全な熟知、熟慮した事にはまだ結論に達してないというふうなことに伺いましたので、このことにつきましてもアンケートの調査の徹底とか、またこういった形の十分な論議をして、保護者の要望にこたえられるよう努力をしていただきたいと思います。

次に、インターネットの配信について、情報戦略室のほうで今中継をいたしておりますが、内容の充実ということで、また試験的にも今やっておるという答弁でございましたので、このことももっと中身を濃く、視聴しやすい、また飽きさせないような中身をつくっていただきたいと思います。

障害者福祉につきましては、今ほーらい館のプールの使用の件を前回、視覚障害者の代表の方からの声を聞いて、質問した段階では、該当ヘルパーが入り口まで連れてくるという形で、その中に關しては、ほーらい館のプール利用ですので、安全面がありますので、ほーらい館の担当指導員がちゃんと責任を持ってもらえるというところでもございましたが、今利用者が3名おって、安全にやっておるということでございますので、まだまだ視覚障害者の方々も大勢おりますので、そちらのほうにもまた案内をして、利用できるような形でしていただければよろしいのではないかと思います。

以上、質疑を質問いたしまして、大久保町長の施政方針を実行する上で、本当に職員が、またここにお集まりの各課長も含めて、ともに情報を共有し、お互いが各課ごとの問題でなくて、伊仙町全体の問題として取り組み、また議会も、またこれを論議し、ともに伊仙町が発展することをお願いをいたしまして、一般質問をこれで終わります。

○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

次の会議は、3月15日午前10時から開きます。日程は、当初予算審査特別委員会であります。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 3時49分

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成24年 3 月15日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年3月15日（木曜日） 午前10時23分開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 平成24年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会（質疑～討論～採決まで）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	8 番	清 水 喜 玖 男 君
9 番	伊 藤 一 弘 君	10 番	杉 並 廣 規 君
11 番	琉 理 人 君	12 番	上 木 勲 君
13 番	美 島 盛 秀 君		

1. 欠席議員（1名）

14 番 常 隆 之 君（議長を除く特別委員会の為、欠席）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柊 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	中 野 幸 次 君
総 務 課 長	稲 隆 仁 君	企 画 課 長	牧 徳 久 君
税 務 課 長	池 田 俊 博 君	町民生活課長	鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長	松 田 一 郎 君	経 済 課 長	樺 山 誠 君
建 設 課 長	中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長	大 山 秀 光 君
環 境 課 長	益 一 男 君	水 道 課 長	芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長	佐 平 浩 則 君	農 委 事 務 局 長	仲 武 美 君
教 育 委 員 長	豊 幸 一 郎 君	教 委 総 務 課 長	窪 田 良 治 君
社会教育課長	當 吉 郎 君	学給センター所長	平 山 栄 文 君
ほーらい館長	四 本 延 宏 君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

総務課長補佐（財務） 田 島 輝 久 君

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（午前）関 政樹君・喜納栄樹君・富岡俊樹君・町本勝也君

（午後）関 政樹君・喜納栄樹君・重村光作君

～平成24年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時23分

○予算特別委員長（琉 理人君）

ただいまから特別委員会に付託された平成24年度伊仙町一般会計予算及び6特別会計予算審査を行います。

日程は、本日15日、16日、19日を予定しております。なお、質疑は一問一答制で3回までとしますので、よろしくお願いをいたします。

各担当課長より詳細な説明をいただきますので、十分精査をいただき、質疑、討論をお願いいたします。

一般会計予算と特別会計をそれぞれ分けて審査いたします。

まず、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算を議題とします。

執行部からの詳細説明を許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

おはようございます。説明に入る前に、歳出のほうをちょっとあけてごらんをいただきたいと思います。25ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

予算書の25ページ、歳出、第1款議会費、第2款総務費とありますけれども、総務費の一般管理費、今年度というところの下に3億2,572万2,000円というところの下に、職場健診個人負担金と、その次が雇用保険料個人負担金と、各財源の内訳等を今回明記してございます。それぞれの歳出の分野でも、どの歳入が配分・配当されているかということの財源内訳等をお示ししてありますので、あわせて参考にしていただきたいと思います。

それでは、12ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入をご説明いたします。

歳入、1款町税、1項町民税、1目個人、本年度9,821万9,000円、前年度比98万7,000円の増額となっております。内訳といたしまして、現年度分課税が9,641万9,000円、滞納繰り越し分180万円。

2目法人税、本年度1,311万9,000円、前年度比88万7,000円の減となっております。

現年度課税分が1,301万9,000円、滞納繰り越し分10万円。

2項固定資産税、1目固定資産税1億826万8,000円、前年度比71万円の減となっておりますが、現年度課税分1億26万8,000円、滞納繰り越し分800万。

2目の国有資産等所在市町村交付金107万9,000円、前年度比35万6,000円の増額となっております。現年度課税分でございます。

1款町税の3項軽自動車税、1目軽自動車税でございますけれども、2,019万2,000円、前年度比40万円の増となっております。現年度課税分が1,939万2,000円、滞納繰り越し分が80万円を計上してあります。

同じく町税の4項市町村たばこ税、本年度3,879万1,000円、前年度比366万7,000円となっております。

ますが、たばこ税の増税による増を見込んでおります。

第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税、本年度2,015万9,000円、前年度比76万6,000円の減を見込んでおります。

12ページについて、以上でございます。

引き続き、13ページ、歳入について、通しでご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

13ページ、同じく2款地方譲与税の第2項自動車重量譲与税、本年度5,500万円、前年度比320万4,000円の減額を見込んでおります。

第3款利子割交付金、1目の利子割交付金、本年度60万、前年度比8万7,000円の減となっております。

第4款配当割交付金10万5,000円、前年度と同額でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金、これは科目設定でございます。

第6款地方消費税交付金4,158万円、前年度比170万9,000円の減額見込みで計上してございます。

第7款自動車取得税交付金874万9,000円、前年度比254万7,000円の減額でございます。

14ページをお願いいたします。

第8款地方特例交付金、本年度396万3,000円、前年度比651万5,000円の減を見込んでおります。子ども手当の税の減でございます。

第9款地方交付税28億1,159万8,000円、前年度比2,389万9,000円でございますけれども、普通交付税27億3,159万8,000円、特別交付税2,389万9,000円の減額は、特別交付税の減額を見込んでいるところであります。

第10款交通安全対策特別交付金180万円、前年度と同額でございます。

第11款分担金及び負担金、1目農林水産業費分担金でございますが、2,686万円、前年度比381万円の増額を見込んでおります。

同じく分担金負担金の1目民生費負担金3,600万1,000円でございますが、前年度比90万5,000円の増額を見込んでおります。

内容につきましては、老人保護措置費負担金642万3,000円、私立保育所保育費負担金として、3保育所並びに広域入所負担金として2,927万8,000円等の計上でございます。

2目衛生費負担金515万6,000円、前年度比7万3,000円の増額を見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

同じく第11款分担金負担金の3目教育費負担金、本年度231万円、前年度比66万円の減額となっております。

4目総務費負担金19万8,000円、これは職場健診個人負担金でございます。

第12款使用料及び手数料、1目農林水産業費使用料20万円、これは生活改善センター使用料を見込んでおります。

第2目土木費使用料3,950万円、前年度比300万円の増を見込んでおりますが、公営住宅使用料の増額分を見込んでおります。

第3目教育費使用料42万2,000円、前年度比2万1,000円の増を見込んでおります。

同じく使用料・手数料の第2項手数料でございます。1目総務費手数料631万5,000円、7万5,000円の前年度比減となっておりますが、臨時運行許可手数料及び戸籍簿抄本その他の手数料を見込んでおります。

第2目衛生費手数料25万5,000円、衛生費手数料として計上してございます。

第13款国庫支出金の第1項国庫負担金でございます。第1目民生費国庫負担金2億2,199万5,000円で、前年度比189万9,000円の減額を見込んでおります。社会福祉負担金4,900万8,000円、児童福祉負担金として8,271万1,000円、子ども手当負担金9,027万6,000円を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

同じく第13款国庫支出金の第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1,331万4,000円、前年度比39万2,000円の増額を見込んでおります。

第2目衛生費国庫補助金211万2,000円、前年度比492万7,000円の減でございますけれども、合併浄化槽設置補助金の減額を見込んでおります。

第3目農林水産業費国庫補助金560万円、前年度比395万2,000円の増額を見込んでおります。

漁港機能保全計画補助金でございます。

第4目土木費国庫補助金3億380万円、前年度比3,084万円の増額を見込んでおりますが、これは公営住宅等整備、都市公園等統合整備事業交付金の増を見込んでいるところであります。

第5目教育費国庫補助金523万1,000円、前年度比131万9,000円の減額を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金の第3項国庫委託金、目、総務費国庫委託金9万円、外国人登録事務委託金ですけれども、前年度と同額を計上してございます。

第2目民生費国庫委託金247万2,000円、7万2,000円の増額を見込んでおります。

第3目教育費国庫委託金777万5,000円、前年度比127万5,000円の増額を見込んでおります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金県負担金1億5,233万2,000円、前年度比448万8,000円の増額を見込んでおります。

社会福祉費負担金としまして6,254万7,000円、老人福祉費負担金3,104万7,000円、第3節児童福祉費負担金4,135万5,000円、子ども手当負担金1,738万3,000円等を計上してございます。

第2項の県補助金、第1目総務費県補助金1,734万8,000円、5,115万9,000円の減額でございますけれども、前年度、雇用緊急対策拠出補助事業と、それから重点分野補助事業等がございましたけれども、今年度、これらの事業が終了したということで5,115万9,000円の減となっております。

第2目民生費県補助金757万9,000円、前年度比14万5,000円の増を見込んでおります。

ページ18ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金867万9,000円、前年度比71万6,000円の減となっております。

第4目農林水産業費県補助金2,594万6,000円、前年度比417万円の減額となっております。

第5目商工費県補助金1億3,632万3,000円、前年度比1億2,219万9,000円の増でありますけれども、19ページをお願いいたします。徳之島地域文化情報発信施設整備費事業補助金の増額でございます。

第6目消防費県補助金3,600万円、皆増でございますけれども、これにつきましては、先だっでご説明いたしました奄美群島防災施設整備事業補助金、ほーらい館の発電施設の事業経費でございます。

第7目教育費県補助金49万2,000円、前年度と同額を計上してございます。

同じく県支出金の第3項県委託金、第1目総務費県委託金1,323万7,000円、前年度比113万円の増となっております。

第2目農林水産業費県委託金186万6,000円、前年度比39万6,000円の増を見込んでおります。

第3目教育費県委託金189万円、前年度比690万8,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、事業の完了によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

第15款財産収入、第1目財産貸付収入778万8,000円、前年度比68万4,000円の増額でございますけれども、教員宿舍貸付収入等の小・中学校の宿舍の家賃増によるものでございます。

第2目利子及び配当金11万、前年度比3万円の増を見込んでおります。

同じく財産収入の財産売り払い収入、それぞれ2,000円、物品売り払い収入1,000円、科目設定でございます。

第16款寄附金、第1目寄附金10万2,000円、前年度と同額を見込んでおります。きばらでえ伊仙応援寄附金でございます。

21ページをお願いいたします。

第17款繰入金につきましては、科目設定でございます。

第2項の基金繰入金、第1目基金繰入金2億7,039万円、第1節伊仙町光をそそぐ雇用創出基金繰入金が437万4,000円、これは、デイケア及び図書係員の賃金でございます。

第2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金700万円、財政調整基金繰入金1億9,601万6,000円でございます。

第18款繰越金、科目設定でございます。

第19款諸収入につきましては、科目設定でございます。

同じく諸収入の第3項雑入3,906万円、前年度比35万2,000円の増を見込んでおります。

22ページをお願いいたします。

同じく第19款の諸収入、第4項受託事業収入371万9,000円、前年度比5万6,000円の減となっております。

第5項の貸付金元利収入500万につきましては、「百菜」への貸付元金で、前年度と同額を計上してございます。

23ページをお願いいたします。

第20款町債、第1目過疎対策事業債2億9,690万円、前年度比1億8,430万円の増となっておりますが、徳之島地区消防組合無線設備事業と、先ほどの発電事業でありますけれども、奄美群島防災施設整備事業費の増によるものでございます。

第5目辺地対策事業債3,590万、前年度比1,810万円の減となっております。

第3目一般補助施設整備事業債6,630万円、前年度比6,130万円の増を見込んでおりますけれども、徳之島地域文化情報発信施設整備事業債の増によるものでございます。

第4目公営住宅施設整備事業債5,480万円、前年度比3,490万円でございますけれども、これは公営住宅の事業一部完了によるものでございます。

第5目臨時財政対策債1億6,000万円、前年度比1,200万円の減額を見込んでおります。

以上、歳入を説明いたしましたけれども、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○予算特別委員長（琉理人君）

ありがとうございました。今、稲総務課長から詳細説明がありましたが、新規計上予算及び平成23年度予算と比較して、増減の大きい予算のみを説明いたしました。もっと詳しく説明が欲しいければ、そういった詳細説明をもらいますが、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

それでは、質疑を行います。歳入についての質疑はございませんか。

○10番（杉並廣規君）

14ページの款11、分担金及び負担金の2の滞納繰り越し分、昨年が1,700万、今年300万ふえていますが、ことしの2月末の徴収率を見ると15%なんですね。1,700万の15%しか入っていない。2月末で。ここの数字でこの数字合わせでやったのか、絶対にこれだけをとるという、徴収するという気構えで300万もふやして2,000万にしたのかどうか、伺います。

○耕地課長（大山秀光君）

ただいまの質問にお答えいたします。

我々は2月から夜間徴収を実施しているわけですが、毎週月曜日の朝、夕方、毎日奔走いたしております。また、週2回程度、職員の3班で手分けして徴収している状況でございます。

ご承知のように、2月から雨が続いてバレイショが掘れない、サトウキビの進捗状況が悪いということで、3月になったら払うという約束はいただいておりますけれども、これもまた今後待つて夜間徴収する予定でございます。

ただ、300万をなぜ増えたかということは、これは、22年の補正分が23年度に繰り越しということで1,045万9,000円、3地区のほうであります。これを今現在徴収しているわけですが、今1,045万9,000円のうちの270万ほど徴収をしております。また、今後5月いっぱい、できるだけ多く徴収

するようにして滞納を少なくするような努力をしている状況でございます。

○10番（杉並廣規君）

5月の末まで待てないわけですよ。15%ですよ。町長。このような横着な財政状況で町がよくなる、そういうことは全く考えられない。数字合わせにしか過ぎない。まあいいでしょう。

21ページの基金繰入金、財政調整基金が1億9,001万6,000円、繰り入れられておりますけれども、財政調整基金を取り崩して、今後、町の財政が大丈夫なのかどうか。それと22年末が3億6,618万円、これは大丈夫なのか。来年もこうして取り崩していく考えなのかどうか、お伺いをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

今年度、初めて財政調整基金の取り崩しということでございますけれども、この取り崩しにつきましては、次年度、25年度に繰り越さないためにも、24年度のご指摘のありましたその財政調整特別委員会の意見等を踏まえて、事業の見直し、さらには機構で自主財源の確保等を含めて鋭意努力してまいりたいというところであります。

今回、財政調整基金を取り崩さなければならなかったという原因で、繰出金の増額ということもありますけれども、もろもろを含めて25年度に影響を及ぼさないように今後努力してまいりたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

特別委員会の意見等も踏まえてするということですが、財政計画はつくっていく考えがあるのかどうか。それと、23年度の現段階での決算見込み等を立ててやっているのか。24年度予算、現在額をまねたのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

財政計画につきましては、きのうも上木議員のほうからご指摘がありましたけれども、委員長報告の報告書の中にもありましたけれども、10カ年計画、5カ年計画を早急に作成して対応していくということでもありますけれども、今現在、それ以前にどの事業を見直していけばいいのかというところの洗いをしているところであります。

23年度の決算、現在のところ見込みというのは具体的には出しておりませんが、今年度の決算見込み等を踏まえて、来年度以降のきちとした財政計画を立ててまいりたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

それと、次が23ページの町債が1億8,060万円、これだけ上がっているわけですが、これ等について、昨年度当初よりも1億8,000万、町の財政は大丈夫なのか。公債比率等、そういう見込み等をつくって予算編成されているのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

過疎対策事業債1億8,430万の増となっておりますけれども、もろもろの要望等もある事業に対して施策として事業を行っていくわけでもありますけれども、辺地対策事業1,810万円の減額をするとい

うところを踏まえて、ご説明いたしたいと思います。

いわゆる運営費が、事業債、過疎債、7割交付金で返ってくるところでありますけれども、確かに公債比率は若干上がってくると思いますけれども、公債費で実質的には補助金というふうな形の事業になると思いますので、そういうような形で事業を進めさせていただいているところであります。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。まず、この24年度一般会計予算書と、伊仙町ということで、その次のページの予算総額で、1ページの予算総額の中の、これはあれなんですけれども、第3条で一時借入金10億円ということになっているんですけれども、これね、いつも10億円計上はしてあってあるんですけれども、その10億を必要ですか。ちょっとお尋ねします。

○総務課長（稲 隆仁君）

第3条の一時借入金の10億でございますけれども、これは、あくまでも現金が手元がないときに一時的に借りるということですが、年度末等におきまして、工事費の支払いもろもろのそういう支払いが重なった段階で、一時的に高額な借入れをしなければならないということがありますけれども、その限度額として10億を超えてはならないと。普段が1億2億、あるいは3億4億という形でありますけれども、総体的に一時的にトータル的に10億を超えてはならないという一つの足かせでございますけれども、必要であるかどうかということに含めましては、現在、大変財政的に社会面においても厳しい折でございます。業者の皆さんも現金の資金のやりくりには、大変四苦八苦しているところでありますけれども、今年度より伊仙町も、条例上はやりわりとうたわれておりましたけれども、以前は、一時前払い工事をする段階の住民資金としての前払い金は、一応4割をきちっと支給するという形で、やはり財政難に資金難に町民の方々が、業者の方々が陥らないというところの一つの対策でもございます。

○12番（上木 勲君）

予算書何かを見ても、一時借入金だからすぐまた返済したりしてね、そんなにあれもないんだから、あんまりむちゃくちゃ借金する話になるわけだから、僕は個人的にもその整備をしているわけなんですけれども、これは40億ぐらいの今の伊仙町こういうあれで今までそういう例もないから、5億円ちゅうか、ちょっと相当額でいいじゃないかと思うんだけど、それはそういうのはどんなもんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

特に年度末になりますと、きのうも年度会計の設定で出納閉鎖期間が4月5月とある関係上、補助金が支払いは3月いっぱい、行政の方々のいろんな工事をしたときの支払いは請求がくるわけがありますけれども、補助金と起債等は、4月5月になって受け入れというふうなことが多くありまして、その間に現金不足ということに一時期陥るわけでございますので、それをカバーするために一借りとして10億円を設定しているわけでありまして。多いときには5億、約10億近くになるときもあ

ります。しかし、それは短期間で済ませるような形で、より計画的な借入れを努力しているところであります。

○12番（上木 勲君）

役場は、みんないろんな使用料とかいろんな現金、どんどん入ったり出たり、国からもずっと入ってきたりするから、そんなに一時金も借入れするのは必要でないかと思うんですけど、それはそういうことがあったら、また現金不足があったりする場合があるだろうからあれですけども、これは、少なくともいいんじゃないかと思えますけれども、まあそれはそれでいいでしょう。

それでは、4ページに貸付金の元利収入ということで、これは500万あるんですけども、これは「百菜」でしょう。これは「百菜」は、利子はない。無利子でしょう。だったらこれは元利というのは必要ないんじゃない。元金は、ちょっと。

○総務課長（稲 隆仁君）

貸付金元金収入と元利金とありますけれども、これは、需用費とか役務費とか工事請負費とかいうその節の名称でありまして、必ずしも元金と利息ということではございません。

○12番（上木 勲君）

私は、「百菜」の500万の利子の問題だと思いました。

8ページ、それからそれを、これは語句の問題ですけどね、ちょっと前にもこのようなことは勉強したことがあるから思い出して、今ちょっと聞いているんですけどね、この証券を発行しているんですか。この1の過疎対策債のところに証書借入れ、または証券発行となっているんですよ。証書だけ、どこやらこの字句はもうこれは必要ないんじゃないかと思っています。

それと、それからこの5%以内ですけど、今利子が5%にならないから、これは3%、これも語句の問題で私は必要ないかというふうに思っているわけです。それはいいですが。

23ページのこれも歳出であれしますが、この辺地債に今このあれが、今一般会計補助のこのいわゆる町債で出て、徳之島消防基地発進事業でのあれが出ているんですけども、この事業費の一般財源のあれでいわゆる町債をあれするということなんですけれども、この辺地の辺地債の何というか、辺地事業というんですか、これは道とかそういうふうな、私はちょっとその辺は、いわゆるそういうふうな道とかいろんな民間資本とかそういうことができないあれで有利なあれだと思っているんですけども、今のような事業に該当するのに、その町道、道路整備とかそういうことに影響はないですか。

こういうふうな辺地債のあれで、他にこういうことにこの事業に入れるということは、今の。

だから、そのいわゆるそういう道路だけとか、道路とかそういうお金に影響はないかということを書いてるんですよ。

○総務課長（稲 隆仁君）

ちょっとご説明をいたします。

今現在の辺地対策事業の内訳としまして、地域活力基盤創造事業交付金事業というのは、義名山

線の道路のことです。その下の効果促進事業というのは、目手久ごみ捨て場の前の第二下線の道路の事業費です。

○12番（上木 勲君）

これで終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

1 ページずつ進むということでしたので、これはまだ大勢聞くことがありましたら、1 ページずつ。そしたら、歳入は1 ページずつ進めますので。歳入。はい。

○5番（明石秀雄君）

今、歳入のところの、滞納繰り越し分の件なんです、農林水産、先ほどもお話されて、保育所の保育料負担も合わせてなんです、14。実際は、どれくらい滞納繰り越しがあるのか、簡単にわかるだけでいいですが。全部全額として滞納繰り越しとして見ていないんでしょう。滞納とっていないでしょう。何%くらいをとっているのか。

○耕地課長（大山秀光君）

現在の2月末の滞納は、5,272万6,722円となっております。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

保育所の滞納繰り越し分ですが、この当初予算書をつくった時点では、30万でしたが、2月の子ども手当で分納誓約書の分が20万入りまして、今現在、滞納額として上がっている分が12万500円です。

○5番（明石秀雄君）

実際、農林水産のほうは、5,000万ぐらいは恐らく3月でも見込まれるわけですね。そのうちの2,000万が予算として計上されているわけですが、あとは、50%と見ても、さらにまた繰り越しをしなければならぬ、毎年積み上がっていくわけですが、もう少しやっぱり徴収率を上げないと、半分さえも予算計上されない現状であるということを、各徴収を担当する滞納のあるところ、他も建設課のところにも今ありますね、全体としてやっぱりこれくらい半分ぐらいは、せめて予算計上できるような状態にして、努力は私はできるのではないかなと思っておりますが、そういった件を今後どのような形で進めていくのか、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

まとめて総務課長でいいですか。各課で。

○総務課長（稲 隆仁君）

それぞれの課での努力はもちろんですけども、町全体として今取り組んでいこうとしているのが、徴収滞納の強化等を図っていくということ、また行政サービス制限条例等を適用して、そして町民の方々にご理解をいただいて、重点を置くといいますか、自主財源を確保しなければ今非常に厳しい財源ということを説明しながら、今後徴収に当たってまいりたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

これは、対策の一つどうなるかの問題なんですが、私も前回1年ぐらいおったんで、そのときが前半は、1年のうちの前半をできるだけ滞納に重点を置いて徴収をなさいと。

本来は納期があって云々だけれども、早く滞納を抑えておかないと、実際の現年度分の徴収になってくると、みんな現年のほうに入ってくる。そうすると滞納が置き去りにされてしまうわけです。

そして、町もすべて、町長もですが、現年度を幾ら徴収しているか、徴収率は幾らだ、これだけに重点を置かれて、滞納分の結局は積み残されていくと。そうすると、累積になってくるとい形もありますので、これが本当に対策なのかどうか分かりません。前半を重点的に滞納の徴収に当たるとか、固定資産などは、5月、6月ごろから大体出てきます。4月の間でも滞納の状態にあると。そういった対策は、皆が考えてみる一つの方法ではないかなと思いますが、そういったところにひとつ力を置いて一つ参考になれば努力していただきたいと思います。

終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

○6番（樺山 一君）

明石委員とちょっとダブるところがありますけれども、財調、そして職員の給与減等で苦しい予算編成だと思いますけど、この滞納分、町税の滞納分のこの予算化をしてありますけど、どういう基準でこの金額が出ているのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○税務課長（池田俊博君）

滞納繰り越し分の予算計上の基準ですけど、平成23年度に滞納分の徴収額と、またその平成現年度から滞納や繰り越す額とも関係して、あと25%を徴収するという計画で今計上はしてあります。

○6番（樺山 一君）

やはり町税に関しては、期限がくれば自動的に徴収できなくなるわけですので、ぜひそういうやっぱり滞納の徴収強化、条例等もできて24年度からは今まで以上の徴収対策がとれると思いますけれども、ぜひこういう予算が厳しいわけですので、その滞納の滞納繰り越し分の予算ももう少し計上できるような形で、それがやはりその職員の新年度の滞納の徴収の弾みになりますので、もう少し上げられるような形でやはり予算編成をしていただきたいと思います。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。歳入において。

○12番（上木 勲君）

これね、税務のあれですけど、伊仙町のあれだったら私はこう思うんですよ、住民にもっと啓発が必要じゃないかと。税金を払ったら仮に100万もらったら1,000万の仕事ができるんだといったことで、住民にもう金を借りてでも、国のお金をこれでも今貸しているわけだから、借りてでも税金をお支払いなさいという啓発活動はできないのか。極端な話はですね。

それと、それから税金の場合、その年度のものは、もうここはあれしたら何というか、税金の額が決まったら、それは全額もうすぐ支払っているところもあるんですよ。うちの身内にも入金ももうずっとそうして、他のものを置いてもその税金をもうぱんと全部支払うということをうちの身内のほうでもやっておって、私もこの二、三年、今までことしのものが来年の春以降ぐらいに、3月以降ぐらいにずっと決済したりしとったんですね。そうでなければここ3年前ぐらいから、それでここの町税、あれが皆、決まったら、確定したら、それはもう5月、6月ぐらいにもう何とか支払いしようと思って、もう3年ぐらいそういうふうにしております。

そういうことで、議員とか役場職員とかみんながこの厳しいあれだから、わずかちゅうたら言葉が悪いけどあれだから、そういうような啓発活動を、もう仮に前もってこれを全部払ったらその10倍20倍もの恩返しができるんだということをぜひ啓蒙していただいて、あるいはまたそういうふうにも前もってそういうのをぱんと支払いに優秀な人は、表彰するとか、何かそういうことがあってもいいんじゃないかとかいうふうに思います。

終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

歳入について質疑はございません。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、歳入については、これで質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、24ページからの歳出についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（柊山正二君）

議会費の説明をさせていただきます。ページ24ページ、平成23年度予算と比較して、大きく変わっている部分についてのみ説明いたします。

歳出予算書24ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費の議員共済費が、平成23年度は、標準報酬月額23万円に対しての掛け率が、「100分の88.5」だったものが、平成24年度は「100分の57.6」になったため、1,194万円の減額となっています。

また、節9の旅費に関しては、平成23年度の所管事務調査が、県外だったのに対して、平成24年度は県内を予定しているために172万円の減額となっております。

また、議員大会運営補助金、去年議員大会があったということで150万円計上されていた分が、ことしはないということでその150万が減額となっています。

議会中継を始めたことにより、節13委託料の中に、議会中継システム保守委託料として1万円を新しく計上してあります。

以上で、議会費の説明を終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

委員の皆さんにお諮りしますが、各項目、一枚ずつ説明をして、すぐ質疑に入りましょうか。

議会費についての質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、24ページから25ページの議会費につきましては、質疑を終わります。

25ページの消防費に関しまして、詳細説明を。

○総務課長（稲 隆仁君）

それでは、続きまして、総務費についてご説明いたします。

歳入歳出の事業費の明細書の27ページから総務のほうの説明が載っておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

そしてなお、先ほどもご説明いたしましたけれども、財源の内訳、例えば国庫支出金、地方債、その他特定財源等につきましては、今年度説明を記入してございますので、その歳入とも合わせてご質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、それについてご説明します。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目の一般管理費3億2,572万2,000円、前年度比2,331万9,000円でありますけれども、主なものといたしましては、人件費が主なものでございます。

一応、節もご説明いたします。

第1節報酬1,477万9,000円、第2節給料4,426万5,000円、第3節職員手当等3,215万円、第4節共済費2億340万6,000円。

26ページにいきまして、7節賃金136万1,000円、電話交換手賃金でございます。

第8節報償費8万2,000円、第9節旅費につきましては614万7,000円、費用弁償14万7,000円、普通旅費306万円、特別職旅費、町長・副町長264万円、移転料として30万円、これにつきましては、出向職員の帰庁費を計上してございます。

第10節公債費として50万円、第11節需用費1,238万6,000円、第12節役務費339万1,000円、委託料といたしまして260万7,000円。

27ページをお願いいたします。

第14節使用料及び賃借料、これはコピー機等のリースでございますけれども、91万6,000円。

第19節負担金補助及び交付金409万2,000円、各国・県・市町村等の負担金でございます。

なお、歳入につきましては、その他財源といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、職場健診個人負担金19万8,000円、雇用保険料等個人負担金が80万円、社会保険料個人負担金、臨時職員の負担金でございますけれども、823万1,000円、そして郵便保険手続手数料33万6,000円等を1億6,000万、これは臨時財政対策債でございます。以上の費用を充ててございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

ただいまの説明について、それから24ページから。24ページ。

○5番（明石秀雄君）

これは、郵便保険事務手数料というのは、どういうこの説明は。24ページのところ。

○総務課課長補佐（田島輝久君）

郵便保険事務手数料というのは、役場の職員が、郵便保険の団体保険のほうに入っておりまして、その分で事務手数料が郵便局のほうから入ってくるということになります。

以上でございます。

○総務課長（稲 隆仁君）

引き続きまして、27ページ、財産管理費、第2目財産管理をご説明いたします。

本年度1,144万円、前年度比141万5,000円の増を見込んでいるところでありますけれども、これにつきましては、11の需用費239万6,000円のうち、修繕費230万計上してございますけれども、庁舎のクーラー施設の修理代でございます。これが今年度、前年度に比べて比較して大きく増額になった理由でございます。

28ページをお願いいたします。

第3目交通安全対策費381万円、前年度比28万円の増でございます。

第14節の使用料及び賃借料、重機借り上げ料20万円の増が主なものでございますけれども、カーブミラー設置等に使用する重機でございます。

第4目電算システム費3,258万5,000円、前年度比1,552万3,000円でございますけれども、29ページの19節負担金補助及び交付金の新規システム導入負担金として1,650万円が計上されておりますけれども、住基ネット更新費でございます。この負担金増が主なものでございます。

第5目きばらでえ伊仙応援基金事業28万円、これにつきましては、全国各地から伊仙に、きばらでえ伊仙応援基金という形でふるさと納税をいたしていただいているところでありますけれども、その積み立てでございます。

第5目男女共同参画事業費39万円、前年度比3万8,000円、これは、旅費等の減によるものでございます。

第7目会計管理費2,241万1,000円、前年度比214万9,000円でございますけれども、主なものといましては人件費でございます。人件費の減によるものでございます。

一応ここで切ろうか。一応総務のほうは以上でございます。

○企画課長（牧 徳久君）

それでは、企画課の予算についてご説明を申し上げます。

30ページの文書広報費でございますが、今年度が88万6,000円、前年度比15万3,000円の減となっております。これは、主に町の広報紙の印刷とか印刷製本費を2ページ、各1の各月の広報の発行でございます。

9目の企画費については、今年度が6,858万8,000円に対しまして1,475万4,000円の増となっておりますが、負担金のところにありますとおり、町制施行50周年という形で550万円とか、また広域事務組合の負担金増とかによりまして増額となっております。

あと、11目の重点分野雇用創造事業費、これは外来種撲滅事業であります。これについても、2人ほどの雇用で、現在喜念浜では、世界自然遺産登録に向けた取り組みを行っておるわけですが、これについてギンネムやモクマオウという外来種があるという関係上、この撲滅に要する国・県の100%補助事業でございます。

それと、12目の重点分野雇用創造事業費の不法投棄撲滅事業、これは、昨年も行っている事業でございます。環境課のほうで現在やっておりますが、これについても世界自然遺産に向けての取り組みとして、町内の山林原野に不法投棄されているごみの撤去についての雇用の負担が主な事業でございます。

あと、13目の重点分野雇用創造事業費の健康増進事業費、これについては、ほーらい館のインストラクター2名の緊急雇用の事務経費でございます。

あと、ふるさと雇用再生事業費と緊急雇用の創出事業費は、ことはございません。

以上が企画費でございます。終わります。

○総務課長（稲 隆仁君）

31ページの第10目徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費についてでございますけれども、本年度6,047万7,000円、1,241万8,000円の減となっておりますけれども、23年度当初、人件費用、職員6名ということで一応人件費を計上していた関係上、今年度は、右のほうでご説明いたしました繰出金といたしまして、職員給与繰出金として4名分の職員の給与の繰り出しということで減額になっているわけであります。

さらに前年度、議員の皆さんからもご指摘がありまして、交流ひろばの運営をオープンにするということを踏まえて、職員の給与の人件費につきましても、総務で組むのではなく、一応わかりやすくオープンにするために一応計上して、繰出金としてほーらい館のほうに繰り出している次第でございます。

一応以上です。

○税務課長（池田俊博君）

2款総務費、2項徴税費についてご説明いたします。

次の明細書のほうがありましたら、32ページ、33ページのところを同時に参考にさせていただきたいと思います。

1目税務総務費について、前年比1,176万9,000円の増ですが、主なものとして24年度から機構改革があつて2名の職員がふえるということで、この職員分の給与のほうの増が大きく響いております。

あとに関しては、総務費に関してはそれほど前年度との変化はないんですが、あと19節のほうに、未成年喫煙防止キャンペーン負担金という項目が新しく出ております。これは、徳之島地区たばこ販売組合と協力をして、今樟南と徳之島高校ですか、その高校のほうに出向いていって、喫煙防止、喫煙は二十歳からというそのキャンペーンを警察官と協力してやっていこうということで、二十歳

から新しく入った事業でございます。

続いて、2目の賦課徴収費ですが、前年比24万7,000円の増額となっておりますが、主にふえたのはそれほどないんですが、事業費の組合債のほうの参考にして、そこで一つ、2目の賦課徴収費、9の旅費、4目の欄で、平成23年、今年度からも出張徴収費ということで、県の鹿児島市のほうに職員を派遣というか、出張があったついでに1週間ほど、鹿児島市内を巡回して徴収を行って、その関連で出張徴収旅費ということで一応少し増額してあります。皆さんの協力をよろしくお願いします。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費について、ご説明をいたします。

本年度予算が3,799万8,000円で516万円の減となっております。主なものといたしまして、13委託料の戸籍総合システム委託料と、14使用料及び賃借料のリース代が前年度より、13委託料が692万円の減となっております。そしてリース代が222万6,000円の減となっております。

この戸籍システムは、フジゼロックスと平成19年から委託契約を結んでおりますが、今年度の12月で委託期間が満了となるための減でございます。

次、2目人口動態調査及び外国人登録事務費でございますが、これは、今年度10万2,000円、前年度比3,000円の減でございます。

以上です。

○選管書記長（佐平浩則君）

選挙費について説明いたします。

2款の4項選挙費、1目選挙管理委員会費ですけれども、前年度比132万円の減ですけれども、これはもう職員給与の減でございます。その他は、前年並みの計上でございます。

続きまして、2目選挙啓発費、前年度並みの計上でございます。

続きまして、3目県知事選挙費、24年度は6月21日告示、7月8日投開票の予定でございますけれども、県知事選挙が行われます。県知事選挙の経費を計上しております。県の委託金でございます。

続きまして、4目、7月20日告示、29日投開票予定の海区漁業調整委員会委員選挙も予定されておりますので、24年度に新しく計上しております。これも県の委託金でございます。

それぞれ選挙費の必要経費、前回並みの経費を計上しております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

5項統計調査費について、ご説明を申し上げます。

1目の統計調査総務費については、職員1人分の人件費たぐいのものがございます。

事業費については、明細書については36ページをお願いします。新しく24年度に統計調査があり

ますのが、7目の就業構造基本調査というのがございまして、これと8目の住宅土地統計調査というのがございまして、この二つの行程が狂ったということでございます。

以上で終わります。

○総務課長（稲 隆仁君）

第2款総務費の第6項監査委員費についてご説明いたします。

本年度180万6,000円、前年度比41万7,000円の増額となっておりますけれども、第7節の賃金、事務賃金でございますけれども、55万7,000円の増等によるものでございます。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、ページは38ページの3款民生費でありますけれども、本年度が4億7,506万1,000円で、前年度比較すると1億2,891万9,000円増額になっておりますけれども、これは、次のページの39ページ、28節の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億7,526万6,000円、前年度5,000万だったんですけれども、国保会計の前期高齢者の納付金とかの精算に伴う減で繰出金が多くなったということであります。

次のページ40ページ、3目の老人福祉費であります。

これは、20節の扶助費の敬老祝い金、従来900万あった敬老祝い金が、施政方針の案とかでいろいろありましたけれども、祝い金として100歳以上ということで組んでありました。

その分の差額分の金額であります。

4目の後期高齢者医療費、これは28節の繰出金、後期高齢者医療特別会計基盤安定繰出金、前年度は3,673万8,000円でありました。その下の段の後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金、これは、従来、昨年度は8,684万6,000円であって、その差額分の増額であります。

次、どうでしょうか。障害のほうにいきますか。国民年金はまた別なんですけれども、じゃあ保健福祉のほうにいきます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目障害者福祉費、41ページなんですけれども、前年度比164万8,000円減っているということでありまして、障害者の中で扶助費の中が増減がありまして、いろいろふえているものもあるんですけれども、障害者の自立支援の医療給付費事業とかが、これが差額があるということで、この医療給付費事業については、これは生活保護者の透析関係が出た場合、これを充てるといったことだったんですけれども、実績に基づいて若干修正があったということでありまして。

42ページの8目と9目とありますけれども、9目の地域包括支援センター運営費、対前年度237万6,000円ふえておりますけれども、昨年度より、前23年度より、ケアマネージャーを2名体制にしておいて、7のケアマネージャー賃金等をふやしております。予防給付に向けた最前線といいましょうか、そういったことにつぎ込んでおります。財源的には、伊仙町の光をそそぐ雇用創出の基金繰入金を充てております。それと、新予防の支援費を充てております。

障害福祉を一応終えて、私の分を終えてから、また町民生活のほうに変わります。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

決算書のほうは、41ページをお願いします。

5目国民年金事務費でございますが、本年度702万9,000円を計上してございます。今年度も、国民年金受給権の確保と免除申請と年金に関する事務費でございます。

続きまして、7目福祉援護費でございますが、今年度も41万5,000円、前年度と同額でございます。中身につきましては、伊仙町戦没者遺族会議26万6,000円、負担金と、あと職員の研修旅費でございます。そして扶助費として10万円計上しております。

続きまして、43ページをお願いします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今年度1億4,181万8,000円で、前年度比で895万4,000円の増でございます。主な中身といたしましては、20扶助費の子ども手当給付費の増額でございます。

次に、2目へき地保育所費、今年度2,826万7,000円、前年度比で56万2,000円増額となっております。主なものといたしまして、7賃金のへき地保育所の保育士の賃金でございます。

続きまして、第3目私立保育所費、今年度1億9,470万円、前年度比445万2,000円の減でございます。これは、各、幸徳保育園、わかば保育所、いせん保育園、広域入所保育園の分の減でございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

44ページの4目子育て支援事業費、前年度に対して139万円の増でありますけれども、子育て支援扶助費ということで、23年度は400万を当初載せてありましたけれども、対象者がふえてきたということでもあります。

続きまして、3款の民生費、3項生活保護費、1目生活保護事務費ですけれども、これは、もう前年度と変わりはありません。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今年度は3,462万8,000円、前年度と比較いたしまして717万4,000円の増額となっております。

主なものといたしましては、特に人件費の増と、19節の負担金補助及び交付金の徳之島食肉センター特別会計負担金の増でございます。

続きまして、2目の環境衛生費、今年度は1,970万3,000円を前年度比較として399万円減となっております。主なものとしましては、ハブ買上げ料の減と合併浄化槽の負担金が減となっております。

続きまして、3目清掃費であります。2,690万4,000円、対前年、比較いたしまして585万2,000円の減となっております。

続きまして、4目美しい村づくり総合整備事業237万2,000円、前年度比較としまして35万8,000円の減となっております。大向けに大きな数字ではございませんが、クリーンセンター協力報償費というのを今年度は省いてございます。

以上であります。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、46ページの5目保健センター運営費4,436万8,000円の増でありますけれども、次のページの47ページの13の委託料、健康診断委託料から、生活保護者の健康診査委託料、すべからく増額になっている分でもあります。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

48ページの第4款衛生費、第2項水道事業費でございますけれども、上水道事業費、それから簡易水道事業費に対する繰出金でございます。上水道6,222万4,000円、400万円の減となっております。

簡易水道の5,961万1,000円、918万9,000円の増でございますけれども、これは、事業費の起債償還金の増額に伴う繰出金の増でございます。

以上です。

○農委事務局長（仲 武美君）

49ページをお願いいたします。

第5款農林水産事業費、第1項農業費、第1目農業委員会費ですが、1の報酬については、会長・委員の報酬12カ月分、8の報償費については、農地調査費、また農地紛争和解仲介費で、期の12回分です。

次に、第2目の農業者年金事務費ですが、農業者年金事務費の7の事務賃金については、45日分の賃金です。

また、19の負担金補助及び交付金ですが、農業者年金基金のほうから、活性化組織手数料として7万2,000円が補助金として入りますので、その分を町農業者年金受給者会のほうに助成金として交付するものであります。

次に、第3目農地制度実施円滑化事業費の7の事務賃金については、12カ月分の賃金です。

8の報償費の農業委員会協力委員報償費、または農地相談員報償費については、10カ月分の報償費となっております。

9の旅費の費用弁償については、県内17名分の旅費と普通旅費については県内5回分の旅費等です。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時04分

○予算特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

保健福祉課長より、先ほどの説明漏れがありましたので、説明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉課のほうから、先ほどの保健センター運営費についての説明漏れがありましたので、再度、説明申し上げます。

46ページなんですけれども、5目の保健センター運営費4,436万8,000円の増額になっておりますけれども、これは48ページお開きください。廃目になっているのがあります。3目ですけども、48ページの真ん中にあります、すすく親子推進事業費、健康増進事業費、予防費、この3目を統合して、保健センターの運営費の中に入れるというもので、この3目の合計が4,397万7,000円ということで、保健センターの運営費がこれだけ上がっているということになりました。説明不足で大変申しわけなく、おわび申し上げます。

○環境課長（益 一男君）

環境課。説明不足がございましたので、説明をいたしたいと思います。

4款、予算書の45ページをお開きください。一番下の3目清掃費です。前年度対比が585万2,000円の減額となっております。この理由としましては、19節の負担金の徳之島愛ランド広域事務組合負担金の減額でございます。

続きまして、48ページをごらんください。4款の一番最後の欄でございますが、地域ニューディール基金事業費が23年度をもって完了いたしましたので、廃目となっております。

以上でございます。

○経済課長（樺山 誠君）

50ページをお願いいたします。第4目農業総務費、本年度8,150万6,000円に対しまして、昨年度比207万5,000円減になってございますけれども、内容といたしましては、直売所百菜への運営負担金の減でございます。

51ページをお願いいたします。第5目特殊病虫害防除対策費に関しまして、本年度187万6,000円、前年度比40万1,000円増となっておりますけれども、事務賃金が入った理由でございます。

その下の第6目糖業振興費、本年度1,082万円に対しまして、66万3,000円増となっておりますけれども、これに関しましてはメイチュウ防除対策費の増設ということでございます。

第7目単収向上対策費、本年度予算210万4,000円でございますけれども、比較しまして68万8,000円減となっておりますけれども、事業量の減ということでございます。

第8目有機物供給センターに関しましては、昨年度と同額の予算となっております。

第9目園芸振興費に関しましては、昨年比299万2,000円となっておりますけれども、青果物安定化

協会負担金の科目設定ということになっておりますので、減額となっております。

第10目、昨年比較しますと713万円の減となっておりますけれども、これに関しましては次ページお願いいたします。53ページの第19節負担金の段の畜産基盤再編総合整備事業費の減によるものでございます。

第11目生活改善センターの運営費に関しましては、昨年比3万4,000円の減となっております。

第12目めぐる命のキョラジマ創造事業に関しましては、補正対応、昨年度23年度に補正対応いたしまして、比較しますと、当初が入っていない、観点から比較しますと、237万6,000円の増となっております。

第13目地域農業マスタープラン作成事業に関しましては、新規事業ということで計上してございます。

第14目シンポジウム助成事業に関しましては、新規事業という形で予算措置をしてございます。

以上で、経済課の説明を終わります。

○耕地課長（大山秀光君）

54ページをお願いします。5款農林水産業費1目の農地総務費ですけれども、昨年度より2,343万7,000円減額になりますけれども、これは委託料が昨年度は1,926万、それを計上しておりましたけれども、ことしは72万4,000円ということで、昨年、主に喜念地区の設計委託料でございました。

それから、負担金の一番最後の56ページの負担金、徳之島用水土地改良区負担金、これは昨年298万でしたけれども、ことし373万円ということで減額の理由でございます。

2目の担い手育成畑地帯総合整備事業6,560万ほど増となっておりますけれども、これは畑総工事分の町の負担分でございます。

19の第一面縄2期地区については測量設計関係、目手久地区については農道が約900mほどでございます。上晴から第二面縄1期地区までは区画整理が中心でございます。

3目農業農村活性化施設整備事業費については、工事費の減額分でございます。3,901万ほど減額になっています。

4目経営体育成促進事業費については、4地区が、今年度4地区が3地区に1地区減った分の減額分でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。5目のダム管理費でございますけれども、ダムに関する通常経費でございますけれども、委託料の一番下の無線免許更新申請委託料というのがあります。今の無線のほうは24年11月で有効期限が切れる関係上、更新手数料、委託料ということで19万2,000円ほど計上しております。

以上でございます。

○総務課長（稲 隆仁君）

第5款農林水産業費の目の6地籍調査事業費についてご説明いたします。本年度2,700万8,000円、前年度比115万8,000円の減額となっておりますけれども、主な原因といたしましては給料の人件費

の削減、さらに職員手当等の扶養手当の減によるものでございます。なお、本年度地籍の調査地区におきましては、伊仙、耳付地区と木之香、目手久の一部0.3km²を地籍業務委託する予定でございます。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

58ページお願いいたします。第5款農林水産業費、第3項林業費、第1目林業振興費、本年度予算256万3,000円に對しまして、昨年度と比較しまして8万円の増となっております。これは普通旅費の担当者会への出会の旅費でございます。

59ページお願いします。第4項水産業費、第1目水産振興費に關しましては、離島漁業再生交付金補助金ということで、昨年同様の予算措置となっております。

第2項離島漁業再生支援推進事業も昨年と同様の予算措置となっております。よろしくお願ひいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

同じく59ページ、今の経済課の続きであります、3目漁港管理費、本年度予算が712万、昨年と比べまして684万1,000円の増額でございますが、これは漁港長寿命化策定業務委託の予算が計上されているからであります。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

6款商工費1項商工費1目商工振興費についてご説明申し上げます。需用費については明細書の55ページにございます。主なものとしましては、伊仙町商工会に對します育成補助金、プレミアムつき商品券発行事業負担金などがございます。

続きまして、2目観光費、需用費明細書につきましては、同じく56ページをお願いします。これにつきましては、本年度が786万3,000円に對しまして、219万5,000円の増となっております。19節の一番下にありますが、奄美郡島観光物産協会負担金というのがありますが、これについては、現在あります奄美群島観光連盟を4月に解散いたしまして、奄美群島の12市町村が負担します一般社団法人奄美群島観光物産協会というものを設立いたしまして、奄美群の観光物産を一元的に組織した組織をつくりまして、これの振興発展に資するものでございます。それと、その上の欄の徳之島地区自然保護協議会負担金というのがございますが、これについても徳之島3町において、以前、希少動植物の盗掘などがございまして、3町で条例を制定しまして、これに法的規制に当たろうということで、自然保護協議会を設立して、3町で組織化するというものでございます。

3目消費者行政推進費、本年度が298万1,000円、33万9,000円の減額となっておりますが、これについては報償費とか旅費の減であります、この事業については、国の100%補助事業でございます。あと、商工費の徳之島地域文化情報発信施設整備事業については、建設課が所管しまして工事に当たります関係上、建設課のほうで説明をいただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

続けて説明いたします。事業明細書の57ページから建設課説明に入っていきますけど、見ながら説明を聞いていただきたいと思います。

今の6款1項4目徳之島地域文化情報発信施設整備事業費、本年度予算が2億2,103万7,000円、前年度比較、そのまま事業費の、この事業を行うということで増額になっています。

続きまして、7款土木費1項土木管理費、目1土木総務費、本年度予算が4,546万2,000円、前年度と比べまして526万6,000円の増になっていますが、これは職員給料の増加によるものであります。

続きまして、7款土木費2項道路橋梁費、目1過疎対策事業費及び2の辺地対策事業費は、科目設定となっています。

目3道路維持費、本年度予算が572万8,000円、ほぼ前年同額であります。

目4地域活力基盤創造交付金事業、本年度予算が5,210万6,000円、前年度と比べますと1億989万9,000円の減額になっていますが、この減額は職員1人分の給与の減額と、測量委託費の減額、それに工事請負費並びに公有財産土地購入費、それに補償費、工作物等の補償費の減額による減であります。

続きまして63ページをお願いします。同じく5目効果促進事業費、本年度予算が7,070万円、これは第二西下線の工事による増額であります。

款7、3目港湾費、1目港湾管理費、本年度予算が261万2,000円で、前年度と比べますと60万円の減額であります。港湾長寿命化計画策定委託料の減額であります。

続きまして、4項住宅費、目1住宅管理費、本年度が1,870万4,000円、前年度と比べまして286万2,000円の増額であります。職員給料の増額によるものであります。

続きまして、2目住宅建設費、本年度予算が9,761万4,000円、前年度と比べまして7,340万5,000円の減額であります。これは事業量の減額によるものであります。

続きまして5項公園費1目都市公園統合事業費、本年度予算が3億4,469万4,000円、前年度と比べまして1億8,447万円の増であります。これは工事費による増額であります。

○総務課長（稲 隆仁君）

65ページの款8消防費についてご説明いたします。事業費明細書につきましては60ページに計上してございます。消防費、1目常備消防費1億4,261万2,000円、本年度計上してございますけども、前年度比2,615万3,000円の増となっておりますけれども、19節の負担金補助及び交付金の徳之島地区消防組合無線設備整備事業負担金、これは消防本部の消防指令台の更新事業でありますけども、3,237万6,000円の増によるものでございます。

2目非常勤消防費953万8,000円、前年度比161万4,000円が増額となっておりますけれども、主なものといたしまして、9節の旅費、本年度大島地区消防操法大会が沖永良部で開催されることによる費用弁償の増によるものでございます。

66ページをお願いいたします。3目防災まちづくり事業費6,537万9,000円、前年度比6,209万5,000

円の増となっておりますけれども、これは奄美群島防災設備事業費でございまして、災害避難施設のはーらい館の非常用発電機の整備事業でございます。委託料に設計監理委託料100万円、そして工事請負費に5,900万円。それから19節の負担金補助及び交付金の鹿児島県防災行政無線再整備事業負担金として、これは平成24年度、25年度の2カ年による整備でありますけれども、194万等の増額によるものでございます。

以上です。

○教委総務課長（窪田良治君）

67ページをお開きください。事業明細書につきましては62ページから掲載されております。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、本年度予算計上額211万1,000円、昨年度と比較対象いたしますと、20万4,000円の減になります。主に旅費、昨年度は喜界町におきまして、大島地区の協議会、研修会がございました。今年度につきましては、和泊町という形で旅費の軽減という形になっております。

2目事務局費5,337万9,000円の予算を計上してございます。昨年度比較710万7,000円の減でございます。これにつきましては、昨年度と対象いたしまして、職員の減、一般職給料6名という形で、なっております。

続きまして、68ページをごらんください。3目外国人青年招致事業費、これにつきましては昨年と同様の額でございますけれども、旅費のところにつきまして、本年度7月におきまして、いっぱいにおきまして、E L Tの切りかえという形で、これについては本人旅費を設けてございます。

次ページをお開きください。9款の教育費2項小学校費1目から8目につきましては、各学校における配当予算でございます。各本年度と前年度の対象比較が三角になってございます。そこにつきましては、主に備品購入費のところを、次に説明申し上げます学校予算関係、学校管理費の中に統合した結果でございます。備品管理費につきましては、教育委員会総務のほうで管理をしていくという形でございますので、三角になっております。

続きまして、70ページ9目学校管理費、本年度3,433万7,000円の予算を計上してございます。

昨年に比較してみますと383万4,000円の減となっております。主に人件費でございます。あと、11節の需用費の中にございます教師用教科書、指導書等の需用費でございます。これにつきましては小学校につきましては23年度において、教師用教科書の増設してございます。そこで整備をしていく関係上、24年については減になっている状況でございます。

続きまして、71ページをお開きいただきます。3項中学校費1目伊仙、これにつきましても、1目から3目につきましては、中学校の配分予算でございます。ここにつきましても本年度予算と比較いたしますと、三角になってございます。先ほどもご説明いたしましたように、各学校の備品管理につきまして、購入等要望に応じて学校に購入して配置をするという形になってございますので、次の4目のところに計上してございます。

4目学校管理費72ページです。ここにつきましては、増額してございます。先ほど申し上げまし

たとおり、備品の問題、そこらについて、あと8節報償費、ここについては特別支援学級の支援員の謝金の増額、あと需用費につきましては、本年度中学校におきましては教科用図書の増設という形で増額になってございます。

続きまして、73ページの5目教育振興費、本年度542万5,000円計上してございます。昨年比較いたしますと248万2,000円の減になってございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、中学校におきましても理科、数学等の備品の購入費と、減と、あと高度へき地補助費の高度へき地修学旅行費、これにつきましては、対象児童の減という形で減額になってございます。

4項幼稚園費1目から3目につきましても、同じく備品購入費の統合という形で管理費のほうに設置をしてございます。

4目幼稚園管理費の中では、特に人件費、幼稚園職員の退職等に伴う、昨年度比較いたしまして1,622万8,000円の減になっております。

以上が教育委員会関係の予算説明でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○社会教育課長（當 吉郎君）

続きまして、社会教育課の予算のほうを説明させていただきます。まず、9款の教育費、5項社会教育費1目社会教育総務費の件につきまして、本年度予算4,930万2,000円で前年度比507万3,000円の増額になっておりますけれども、主に人件費の増と、昨年度は一般職員が6名という予算計上で、本年度7名と組まれてる関係上、予算が増額になっております。

続きまして、76ページ、2項公民館費、本年度1,746万1,000円、昨年度と比べまして237万1,000円増額になっておりますけれども、これは人件費の増プラス、あけていただきますと、77ページ、需用費のほうで修繕費が164万9,000円という形で組まれておりますけれども、東西公民館のほうの火災報知器のほうが機能していないということで、消防のほうから指摘がありましたので、東西公民館の火災報知器の修繕をする関係上、増額となっております。

続きまして、3項文化費、文化費は昨年度と同額でございます。

続きまして、4項図書室運営費、392万7,000円、昨年度と比べまして12万8,000円の増でございしますが、これは光をそそぐ雇用創出基金等による図書司書の増額分でございます。

続きまして、5項歴史民俗資料館費、本年度225万2,000円、昨年度比67万8,000円の減額になっております。こちらのほうは事務賃金の減と、あと昨年度まで使用しておりましたコピー機のリース契約が終了したということで、その分の減でございます。

続きまして、6目社会体育費、社会体育費ではほとんど昨年同額でございます。

続きまして、7目79ページ7目の生涯学習振興費です。生涯学習振興費のほうは53万4,000円で、昨年度と比べまして3万4,000円の増額になっております。これは本年度生涯学習推進大会がある関係上、増になっております。

それから、8目義名山公園管理費、ほぼ昨年同額の予算になっておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、町内遺跡確認調査事業、こちらのほうも国県の委託を受けまして、昨年同様の事業を行います。これは主に面縄貝塚の調査をするものでございます。

続きまして、10目カムイヤキ陶器窯跡事業費、こちらのほうは本年度36万6,000円で、昨年度と比べまして31万円の増になっておりますけれども、国のほうからも義名山公園のほうとか、ミョウガンの森あたりはそろそろ国の指定の文化財に指定してはどうかということ等がありまして、そちらに関する旅費等が増額をしてある分でございます。

続きまして、11目地域伝統文化総合活性化事業費、本年度807万6,000円、昨年度比133万2,000円、この事業は本年度で終了するわけなんです、最終年度ということで、事業費の増額によるものでございます。

あけていただきまして81ページ、12目中ノ当遺跡確認調査事業費、こちらのほうは県の委託事業でございますけれども、来年度、今から土地改良事業をする前の調査ということで、中ノ当は、面縄貝塚の上の地区の確認調査事業でございます。本年度、新しく予算計上してありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、伊仙親子チャレンジ教室運営費並びに恩納城跡確認調査事業費は、本年度は予算計上してございませんけれども、伊仙親子チャレンジ教室のほうは、国の子育て支援等の事業費がとれるという見込みで予算を計上してございます。それと、恩納城跡確認調査事業は、昨年度で終わりますので、23年度で終わりますので、本年度は予算計上してございません。

以上、よろしくをお願いいたします。

○教委総務課長（窪田良治君）

続きまして、81ページ、6項保健体育費1目保健体育総務費のご説明をいたします。本年度373万6,000円計上してございます。前年対象45万6,000円の減になってございます。これは主に扶助費の20につきまして、要保護及び準要保護児童生徒の医療費につきましてですが、対象児童の減という形で、医療費の減によるものでございます。

以上でございます。

○学給センター所長（平山栄文君）

続きまして、給食センターの予算について説明申し上げます。款9教育費、項6保健体育費、目2給食センター運営費並びに目3パン工場運営費について説明いたします。

まず、目2の給食センター運営費につきましては、前年度比335万2,000円の減となっておりますが、内訳といたしましては、人件費及び旅費並びに原材料費等が減となっております。

目3のパン工場運営費につきましては、前年度より16万1,000円の減となっておりますが、内訳はこちらも給料等の人件費の減でございます。

以上でございます。

○耕地課長（大山秀光君）

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、1農林水産災害査定費でございますけれども、前

年比28万6,000円増でございますけど、これは人夫賃金と借上料の増でございます。これは災害が発生した場合における費用でございます。災害が発生してから予算計上しても間に合わないので予算計上しております。あとについては、2、3については科目設定でございます。

以上でございます。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほどは失礼しました。10款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害査定費、本年度予算が51万6,000円、前年度も同額であります。

続きまして、85ページをお願いします。2 目道路河川等災害復旧費、これ科目設定であります。

3 目港湾災害査定費、本年度予算が28万6,000円、昨年同額であります。

4 目港湾施設災害復旧費も科目設定のみであります。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

11款の公債費についてご説明いたします。事業費明細書につきましては、79ページに計上してございますので、ごらんいただきたいと思います。公債費 1 目元金 7 億6,228万円、前年度比7,641万3,000円の増となっておりますけれども、まちづくり交付金、過疎債の償還の増によるものでございます。

2 目の利子 1 億3,636万5,000円、前年度比498万9,000円の減となっておりますけれども、これは借入金の金利の減によるものでございます。

款12諸支出金につきましては、科目設定でございます。

款13予備費、前年度と同様500万を計上してございます。

以上、歳入歳出51億8,159万7,000円と計上してございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

ただいま、各課より詳細説明がございましたが、それでは歳出の質疑につきましては、議会費は先ほど質疑が終わりましたので、これから各担当科目ごとに予算書のページ数の若いページから行ってまいります。

27ページの総務費、27ページから32ページまでの質疑を許可します。27ページの総務費、27ページ、28ページにかけては、質疑は25ページも総務費ですね。25ページから。

○5 番（明石秀雄君）

29ページの19節、新規システム導入負担金とありますが、このシステムの新しくしたものの内容をご説明。

○総務課課長補佐（田島輝久君）

新規システム導入負担金というものは、今現在、役場のほうにニュートライシステムといいまして、住民基本台帳、税務情報台帳、あと国保関係、介護関係の負担金関係、滞納徴収関係のシステ

ムが入っていますが、これは6年前に導入されていまして、今、現在、部品等がなくなるような状態になりまして、今度は県の情報センターのほうで共同により調達に入ります。これが、これに伴うサーバの導入負担金でございます。本来のこのクライアントに関しては、26年度に今導入予定をしております。

以上でございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

○13番（美島盛秀君）

これ31ページまでの総務費ということで、それでは26ページの13の委託料、法律相談顧問弁護士委託料72万円、これ月額で6万円なんですけれども、この顧問弁護士の名前を公表することはできないのか。それからまた、どういう内容の相談等を行っているのか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

今、ちょっと名前をど忘れして、後ほどもってお知らせいたしますけれども、内容等につきましては、住宅問題とか、土地問題、いろいろトラブル等があったときの相談と、町からの相談ということで、一応お願いしているところであります。松下とかいう、松下何とかですけど、後でもって。

○13番（美島盛秀君）

28ページ、使用料及び賃貸料の205万円、この駐車場は隣の個人の駐車場を職員が1人500円だったですか、その内訳をお願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

一時、個人負担ということにしておりましたけれども、基準があいまいで、駐車場にとめずに正面にとめればいいのか、いろいろちょっと小さなトラブル等が起きましたので、それは抜きにして、町150万円、町のほうで借り上げているという状況であります。職員個人負担は今現在行っておりません。

○13番（美島盛秀君）

31ページ、款の12、重点分野雇用創造事業費の不法投棄撲滅について質疑をいたします。緊急雇用賃金でやっているということなんですけれども、各集落のごみステーションへの収集が少ないのではないかと思います。といいますのは、不法投棄が多いのではないかなという気がいたします。私の家の近くにもありますけれども、週に2回、水曜日と土曜日なんですけれども、水曜日、土曜日、毎回出すときに、その地域、集落の戸数、戸数の10分の1も出てないというような感じがいたします。そうしますと、残りはもう全部不法投棄になっているのではないかなということなんですけれども、こういう不法投棄場所等の調査、そういうこと等は行われているのか、まず伺います。

○環境課長（益 一男君）

現在、職員の、臨時職員のほうでも重点分野の事業を行っておりますが、また、人の行き通るところの見やすいところのあれば、すぐ把握できるんですが、山手とか人の見にくい、通りにくいところ

ころ、箇所は、順次パトロール等を行ってやっています。今年度もこうした重点分野の事業ができましたので、さらに徹底して不法投棄等の箇所を点検、また処置をしていきたいと思います。

以上であります。

○13番（美島盛秀君）

これは不法投棄のごみ処理をこの雇用賃金でやるということなんですから、去年に比べて278万8,000円の減になっています。こういう大事な、世界自然遺産へ向けての環境整備ということですので、お年寄りにはごみ袋を買うお金も、本当に大事な支出になると思います。そういうことで、ごみ袋の無料化、あるいはこの対策事業を使って、ごみステーションの管理と言ってはおかしいですけども、何か監督、こういうようなことが検討できないのか、伺います。

○環境課長（益 一男君）

ただいまのご質問ですが、ごみ袋等の援助等ということですが、各団体におけるボランティア的なことは、ボランティア袋を発行しておりますので、そういうときにはぜひご利用いただければと思います。各個人でのごみ処理等は、今までどおりとさせていただきます。いろいろございましたが、検討の余地はあるかと思しますので、よろしく願いをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

先ほどの美島議員のご質問でありましたけれど、弁護士は、鹿児島市山下町の松下良成さんという弁護士でございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に32ページまでの質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、引き続きまして、32ページの税務課から33ページ、町民生活課、34ページ、選挙管理委員会関係、36ページまで質疑を許します。32から36ページまで。それでは質疑、十分質疑をしてください。

○5番（明石秀雄君）

36ページの知事選のところですか。まず、これは選挙のポスター掲示板設置費のところ、全額県から出てくるから、別に自己財源じゃないものでいいかなとは思いますが、毎回選挙のときにポスターの掲示板がつくられているんです。買われている。これを大事に保管すれば、何年かは、何回かは使えると思うんですが、こういうところをまず検討を、今後は検討される必要があるんじゃない。これをまた直しとけば、次の町に関係するものなどにほとんどいろんな看板用には使えると思いますので、そういった節約のほうをまずお願いをしておきたいと思います。

○選管書記長（佐平治則君）

ご指摘のとおりでございます。保管場所が確保できれば、そのような努力をいたしたいと思っております。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんでしょうか。36ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、質疑ないということで、次に進みます。

37ページの企画課から38ページ、40ページまで。37ページから40ページまで、ございませんか。

○13番（美島盛秀君）

39ページ、19の負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金の402万8,000円、私はさつき弁護士、顧問弁護士の件を聞きましたけれども、職員や議員、あるいは公職の身にある人が補助金を出している団体に対して職を兼ねることができるのかどうか、兼職、兼業、そういうことを私たちがそういう顧問弁護士を使って聞くことができるのかどうか伺います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

調べてから、後で。

○13番（美島盛秀君）

40ページ、19の負担金補助及び交付金、町老人クラブ補助金の160万円、ゲートボール協会補助金が25万円となっておりますけれども、町長は福祉の町、もてなしの町、いろいろ標榜しているわけなんですけれども、お年寄り是我たちのこの伊仙町を築き上げてきたお年寄りでありまして、いつまでも元気で過ごしていただきたいという意味で、私はこの老人クラブの補助金、倍ぐらいに、3倍ぐらいにしてもいいぐらい老人はクラブを活性化させなければいけないと思うんですけれども、増額の見込みはできないのか。それから、ゲートボール協会の補助金もなんですけれども、非常に伊仙町は盛んに行われております。そういう観点から、25万というのは非常に少ない額ではないかなと思いますので、この増額が、両方の増額ができないのか、伺います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

老人クラブの補助金160万ということでありまして、2年ほど前まで180万で推移してきたわけですが、大島郡内の状況を見ながら、おおよそこの数字に近いので運営しているということがあります。増については、多ければ多いほど高齢者の生きがいくつと、そういったものに関連してはよろしいかと思っておりますけれども、これは財務の方針でもありますし、また、考え方によっては、今後検討しなければいけないとは思っております。ゲートボール協会の補助金についても、23年度は36万で、また財政が苦しいということで、11万減額になっておりますけれども、この老人クラブとゲートボール協会の運営のあり方についても、今後、組織の統一性を求めながら、中身の運営について、その協会自体がやっぱりスリム化をしながらやっていくのも一つの方法だと思いますけれども、今の町独自の財源の中で、また今後の検討課題になろうかと思っております。私の立場からは以上報告いたします。

○13番（美島盛秀君）

財源が厳しいことはよく承知をいたしております。私はいつも優先順位があると、こういうことを言うわけでありますけれども、いろんな事業に対しては起債をつけて、何千万、何億の起債をつけてもやる。こういう老人とか、こういう盛んにやっているお年寄りや青年、若者のこういうスポーツ少年団とか、いろんなこういうしっかりと組織、あるいは地盤を築いていかなければならないような大事な活動に対しては、減額をしていく。私は、これは財政計画、予算計上で間違った判断だと思いますので、ぜひ増額するようにお願いをいたします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑がないので、次へ進みます。

次は41ページから町民生活課、また43ページ、44ページ、44ページまで。

○13番（美島盛秀君）

43ページの子ども手当給付費、段階的、年齢的な補助金の国県や町の説明は説明資料をいただきましたけれども、その段階的なそれぞれの人数と、それから1人当たりの額がわかってたらお示しください。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

先ほどの事業費の明細で製本ミスについておわびをするのを忘れましたので、ここでおわびを申し上げます。

子ども手当の給付費の人数ということですが、3歳未満で被用者で述べ人数で申し上げます。1,054名、3歳未満の非被用者で1,012名、3歳以上小学校修了前で第1子から第2子が454名、3歳以上小学校修了前が第3子以降で1,617名、小学校終了後中学校までが2,440名。述べ6,577名となります。

23年度の子ども手当におきましては、4月から9月まではつなぎ法案ということで支給をいたしました。10月2月まで、3月までは特例法によって支給をされます。来年度からは、今、きょうのネット情報によりますと、また名称が児童手当と決まるような感じなんです。来年度はまた支給額に対してもゼロから3歳までは一律1万5,000円、3歳から12歳までの第1子と第2子は1万円、3子以降は1万5,000円、中学生は一律1万円ということでございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

美島委員はもういいですか。

○5番（明石秀雄君）

41ページの6障害者のほう、13地域活動支援センター機能強化事業というのは、どういうことですか。ちょっと説明してください。

○保健福祉課長（松田一郎君）

3町で、今、自立支援センターということで、障害者の方たちの活動を支援をしているわけなんですけれども、3町足並をそろえて、共同作業所の助成金をするということでもあります。23年度までこの事業が県からの補助があったわけなんですけれども、これが切られたということで、名称あけぼの会といいますけれども、ここにいる子供たちの作業所の運営補助ということで委託をさせるということのものであります。24年度から始まった新規事業であります。

○5番（明石秀雄君）

43ページ、児童福祉総務費です。そのところで、本年度のところに、ちょっと小さく民間児童更生施設等活動推進事業補助金というのがあるようですが、今、こちらで民間で児童更生施設なるものがございますか。児童館でやっているということで、そういうことですか。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

これは、県の補助金でございまして、120万円県のほうから歳入がございます。これと放課後児童対策事業補助金として60万、県の補助金でございます。これを伊仙町社会福祉協議会へ西伊仙の児童館の管理運営を委託するものであります。

○5番（明石秀雄君）

44ページ、子育て支援事業です。530万円子育て支援事業補助金として計上されておりますが、町長の施政方針の中で、高齢者の年金、これをカットしてこれに充てるというふうなことでございましたけれども、この530万の中にカット分がどれぐらい含まれているのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

子育て支援事業、敬老祝い金も予算の子育てのほうに回すということ、施政方針等でありましたけれども、そのときもご説明いたしましたけれども、特定財源というわけではございませんので、一般財源等であらゆる、そういう学童保育、幼稚園の延長等を含めて、若者支援、子育て支援というところに重点を置くというふうなことであり、その金額自体がどこに直接的に動くというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

子育て支援事業は、去年と同額じゃないんですか。特に重点的にしたところが見えないので、ちょっと聞いてるんですが、いかがでしょうか。少しでも、去年よりも少しいいか、何か突出して子育てに支援をしますよというのがあれば、施政方針とこれが合ってくるんだけど、そうでなければ、施政方針は、ただ言った。実際の予算は何も変わらなかったということであれば、おかしいんじゃないかなと思ったりしてるんですが。

○保健福祉課長（松田一郎君）

事業費の推移について、ご参考にお知らせします。子育て支援金は平成21年度には395万、平成22年度には440万、23年度においては400万プラス370万の760万補正を含めて来ているわけでありまして、子育て支援、24年度においては52名という件数を計上して、530万ということでもありますけれども、

23年度の実績において、子供さんが70名前後生まれたということで、これもこの推移でいきますと、760万ぐらい24年度には事業にかかるのではないかなということで、これはすべからず一般財源、町単事業ということになっております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

子宝の町、伊仙町として、全国内外に訴えているわけでありますので、思い切って、もう去年も私はこれを言ってるんですが、小さいことをいろいろしないで、保育料の無償化、きのうは給食費の無償化をという話も出ておりましたが、保育料の無償化、そういうのを打ち出してみたら、やはり子育て支援をやってるなというのが目に見えてくるんじゃないかなと思うんですが、そういうふうな方針の展開などはできないのでしょうか。

○総務課長（稲 隆仁君）

前回もこの件につきまして、ご指摘いただいてたと思いますけれど、確かに非常に財政等厳しい中でということでありますけども、やはり子育て等において、若者定住においては、やはり重点を置くべきだろうということでありまして、今後、検討して、実現に向けていけるような財政づくりをしてまいりたいと思います。

なお、給食費の無料化ということもありましたけども、その前の優先順位というか、アンケート等によって、子供たちを預かる場所がとにかく欲しいということで、まず第1段階やりましたけども、今後、やはりそういう政策等も重点的に採用できるように頑張っていきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

前からずっと言ってるんですが、予算というのにメリハリをつけて、国民なら国民、町民なら町民に訴えるぐらいの、やっぱり予算配分が必要だろうと。そうすれば、「ああ、大久保町長は頑張ってるな」とみんなが認めるところであり、人口増も見込まれる。ぜひ、6月あたりに期待をしたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（稲 隆仁君）

今後に向けて検討課題として持っていきたいと思いますが、6月は敬老年金の財源を今度また捻出しなければいけないので、まずもってその対応後に検討してまいりたいと思います。

前向きに進んでいきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

ぜひお願いいたします。終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑は。

○6番（樺山 一君）

明石議員ほど大きいことではないんですけど、私立保育所の44ページ、400万減になっているのは、入所児童の減ということでしたが、何人ぐらい減になっているのでしょうか。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

何人ぐらいかということですが、この措置費につきましては、ゼロ歳から5歳までの年齢層によって額が変わってきます。今年度、人数については、また後ほど聞いてお答えいたします。

○6番（樺山 一君）

予算措置で減になっているということは、もう平成23年度ゼロ歳児の待機児童が5名という報告を受けましたが、もうこれで待機児童はゼロということですか。お伺いします。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

今年度待機児童が5名ということでしたが、24年度はこの前判定会を行いまして、すべて解消されました。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんでしょうか。

○4番（佐藤隆志君）

44ページなんですけど、私立保育所の件で、この幸徳保育所とかわかば保育所とかいせん保育所、これ負担金が違うのは、やっぱり園児の数ですか。この負担金の決め方は1人幾らって決めるんですか。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

ただいま樺山委員にお答えしましたように、この措置費は年齢階層によってそれぞれ違います。ゼロ歳は何人で幾らと。1歳児は幾らというふうな計算です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

ないようですので、それでは次に移ります。

45ページの保健衛生費、45ページから48ページまで、質疑を許可します。

○13番（美島盛秀君）

45ページの款2環境衛生費、ハブ買い上げ代が735万円になっておりますけれども、ちなみに23年度、今日現在、何匹で代金が幾らになっているのか伺います。

○環境課長（益 一男君）

その数字は今持ち合わせていませんが、後に調べてきます。

○13番（美島盛秀君）

なぜ私がそういう質疑をしたかといいますと、この前、二、三日前の新聞に瀬戸内町はもうハブを買う金もないと。何か借用書、何か証書を引き渡し書みたいのを渡して、24年度の予算で措置したいというような報道が載っておりました。瀬戸内、あるいは大島本島では、仕事が少ないということで、もう若い女性までがハブをとって、それを売って、生計を立てようというような内容で

新聞に載ってました。もちろん徳之島でも専門にハブをとっている、とって生計をしている人も何人かいるように聞いております。ですから、こういうハブの駆除というような意味からも、予算を増額、あるいは予算が足りないとかいうようなことにならないように、十分財政面を検討していただきたいと思います。

次に、3の清掃費、先ほどもちよっとごみ収集の件で言いましたけれども、委託料が1,702万6,000円、現在の収集業者、何軒で、もう契約で何年になっているのか伺います。

○環境課長（益 一男君）

現在、6業者がおるかと思えます。この契約期間、年数、過去何年ですかちゅうのは、現在、今、私は持ち合わせておりませんが、後ほどご連絡をしたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

この収集に関しては、多くの人から、そういう公共事業であり、みんなに平等にさせるべきだということで、何人か私にも同じような人にさせないで、2年ないし3年ぐらいをめどにして、あるいは5年ぐらいをめどにして、切りかえるということをしてもらえるようなことはできないかというようなことの相談等もありました。しかし、そういうことをすれば、3年から5年となれば、設備、車、そういうような面で個人負担が大きくなるんじゃないのというような話等をしましたら、もっとその業者の数をふやして、例えば西部地区に3業者とか、中部地区に3業者とか、東部に3業者とかいうふうにして、その設備を余りしないようにというような方法もあるのではないかなと。例えば、大きい集落になれば、大きい集落なりに、そこで、その集落でやってもらうというような方法等もあるんじゃないかなという話等もあったわけなんですけれども、これが不法投棄にも関係があると思います。といいますのは、8時半までかな、9時までですか。搬入が。そうすると、お年寄りなどはもうちょっと忘れてたりして、人が出しているのを見て思い出して持って行って、そのまま置いていけないもんですから、持って帰って、そのまま不法投棄するというようなこと等もあるようです。ですから、きめ細かに、この収集の方法をもっと検討する必要があると、こう思うんですけれども、どういう、検討の余地はあるのかどうか伺います。

○環境課長（益 一男君）

私、環境課長に拝命されて、今、3カ月そこらですが、こういう事態は本当に各集落とか、関係者、個人でも、そうあるべきだなと思っているところだと思います。せっかくですので、清掃審議委員会等もありますので、そういう会に諮ってみて、こういう解決の道をぜひ検討していく余地があると思います。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

町長、何かないですか。

○町長（大久保明君）

時間が早いんで、高齢者が間に合わなくて不法投棄しているという、それはいろいろ調査をして

みなければわかりませんが、今は阿権ですか、世帯数と袋が全然違うというのは、なるほどそういう方法があるなと思いましたが、その時間が1日2回というのは、また難しいと思うし、集落で時間が違うわけです。車が移動してきているわけですから。その辺の調整などがあると思います。確かに不法投棄を防ぐ方法は、細やかにやっていけばあるかもしれません。

それと、業者をふやしていくことは、多くの人にチャンスを与えるというふうにはなりますけど、それと不法投棄の量は、余り関係ないような気がいたしますけれども、今でも課題は多いんではないかなとは思っていますし、車の購入とか、そういうことなどもあるわけですから、検討する余地はあると思います。

○13番（美島盛秀君）

私がふやしたほうがいいというのは、監視の目が、収集をするついでに見る目が広く広がっていくという点があるんじゃないかなと思うわけです。もう今の収集をしているのを見ると、もう何か早く終わらせて、投げ込んで、もう帰ればいいというような感じなんですけど、やはりそういう細かな、そういう地域的なそういうことがあれば、あ、だれだれさんがごみの回収に、きょうは来る日だ。きちんとやらなければいけないという、そういう緊張感というんですか、そういう精神的な、そういう面もあると思うんです。ですから、ぜひ今後、審議会等などで審議をして、進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○12番（上木 勲君）

これ、あれと思ったんですけども、ここでちょっと45ページの徳之島食肉センターの特別会計の負担金というのが19節にのっとるんですけど、衛生費の款4の衛生費の中に19節にのっておりますけれども、もちろんこの食肉センターが運営できるように、向こうの中で自主運営ができるように、またできるような、そういうことがなっていって、畜産に振興して、そういうことがなってきたらいいと思うんですけども、これは何か近いうちに、25日かですか、落成式とかを言ってるんですけども、何かこういうあれを、新しい施設はできた。そしたら、その運営していく、そういうことは今は大体めどがついているんでございましょうか。負担金は出とるんですけど、一応それが負担金に、この運営の計画というんですか、結局、何か落成式とかされるようにあるように聞くんで。

（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

規模が大きくなるわけです。広域連合で今管理してるわけですので、専門家の方が屠殺、そういう資格を持っている方が今までもいらったわけですから、今度は加工センターができて、豚の頭数がふえていったりした場合は、雇用する人をふやす可能性はあると思います。今までと全く同じような形態だと思います。

○12番（上木 勲君）

十分論議もこれからはなされるんじゃないかなと思ったりはしとったんですけども、一応、負担金が出ているもんですから、肉屋さんとか、そういう何かそういった人で、この手数料とか、いろいろそういうもろもろのことが、もう積算、そういうあれ決められて、そしてこういう負担金が出るのかなと思ったりするんですけども、そのようなことはわかりましたら、ちょっと聞きたいなと思ったりしたんです。

○総務課長（稲 隆仁君）

食肉センターにおきましては、愛ランドの広域連合が管理しているわけでありますけども、もちろん3町で負担をいたしております。負担の方法が、均等割を2割、そして実績割という形で、町負担金を算出はしてございます。

さらに、事業運営といいますか、事業収入も食肉センターによって、豚、牛、ヤギでそれぞれの量掛ける使用料という形で歳入も見込んでいるところであります。（発言する者あり）

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○8番（清水喜玖男君）

清掃費の先ほどの美島議員が質問したんですけども、13の委託料、ごみ収集委託料、これは6業者と委託を契約しているということなんですけども、これは契約は何年間ですか。

○環境課長（益 一男君）

毎年、契約でやってございます。

○8番（清水喜玖男君）

契約してすぐにはごみを落とさないようにネットを張ってるんですけども、たまに県道にごみが落ちてるんです。だから、そういうところをちょっと注意してほしいんですけども、業者です。

その辺のところをよろしく願いいたします。指導を徹底するように、お願いします。

○環境課長（益 一男君）

23年度も今月いっぱいですので、24年度に向けての契約に関しまして、一応、全業者さんを集めて、そのように注意方を、ご協力方をお伝えをしたいと思います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

次は、農林水産費の49ページから52ページまで、1回とめますので、49ページから52ページまで。

○13番（美島盛秀君）

50ページから51ページに関連しますので、51ページの節の21貸付金、百菜の貸付金500万ですけど

も、この返済と貸し付けの方法について、例えば、去年も500万貸し付けてあるわけなんですけれども、その500万を現金で返済をして、そしてまた新たに500万を出資しているのかどうか。

ただ、書類上のやりとりなのか、その区別を説明をお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

貸し付けの状況は、まず、3月31日でお金を回収いたします。回収した後に4月にまた貸し付けているということです。書類上ではなくて、お金のやりとりが発生しているということでございます。

○13番（美島盛秀君）

次に、52ページ、糖業振興費の節13、委託料、サトウキビ原種補助委託料220万、天城町、徳之島町では年間を通してメリクロン苗の補助をやっているそうです。で、私と友達と天城の農業センターへ買いに行きましたら、伊仙町は12月にもう切れてると。補助事業は切れてるということで、10円のを30円で買ってきたわけなんですけども、こういうところにやはりサトウキビを振興していくというようなことがあれば、やはりこういうところにきちんとした補助金、助成金を出すべきだと私は思うんですけれども、ちなみに、今、メリクロン苗の原価、今の販売額と、それから、ここでは220万の補助が委託料として出ているわけなんですけど、ことしの予定として、もっと増額をして、メリクロン苗を10円程度で1年間、利用者に助成できないものか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

この部分、52ページの糖業振興に関してなんですけど、まず、13節の220万、サトウキビ原苗圃の委託料というのは、これは種子島のほうで国の機関があるんですけれども、そちらのほうで種苗、無病菌というんですけれども、いろんな病気が入ってない菌の増殖をしてございまして、この苗を全体的に持っていったるんですけど、この苗を購入しまして、まず1次増殖として夏植え1.1ha、春植え1.1haということで、一律増殖をして、農家にその苗を配布しているというものが、この13節に載っている原苗圃の確保事業というものでございます。

あと、19節の中で、メリクロンに関して2つ、メリクロン2芽の負担金ということで、現在、こういう負担金が入っていて30円、メリクロン1本の単価が30円になっております。

で、各町でそれぞれ補正予算等を組んでメリクロンの推進ということで、糖業振興会等から30円のうちの20円分だとか、10円分だとか補助をしまして、期間的に10円になったり、20円になったりということを実施しております。ですから、本町の糖業振興会のほうでも、そのような事業を実施をしているところでございます。

あと、この下のメリクロン苗の推進機構の運営負担金というのは、天城町にあるメリクロン苗の推進機構3町と、あと2農協で運営してございます、2農協と南西糖業で運営しておりまして、その負担金でございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

この原苗圃の委託料、これは県からの補助金でありますけども、どこに、だれに植えさせるのか、全農家に配付するわけにはいかないわけなんですけども、その苗をふやして農家に支給するわけなんですけど、このふやして、後は売るのはどうか、伺います。

それと、天城町、徳之島町では、この30円のものが10円補助しているということだったんですけども、伊仙町でももっともつとふやして、新しい苗を植えさせるような、菌のないような種苗を助成して植えさせれば、メイチュウとかなんじやないかなと思います。

実は、私は、もう古いキビを切って夏植えにしたら、もう相当メイチュウにやられてますので、そういうような農家の声を聞いて、今後増産に向けていく努力をぜひしてほしいと思います。で、その30円を20円補助して10円でできるかどうか、伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

現在も臨時的にやっているという状況で、ずっと30円を20円、10円にするということは、今のところ考えてございません。

その中で、我々、この間の協議の中でも言いましたように、まずは、いい種の確保、優良種苗の確保ということで、今年度の春植えというか、来年の春植えの種苗としてメリクロン苗を農家の方に植えていただくと。そこで1次増殖をして、現在は、いろんな圃場からいい種苗を買い上げて、種苗対策をしているんですけども、今回少しでもメリクロンで対応できないかということで、6月あたりにメリクロン苗を植えて、来年の春植えに対応していくような形で、今、糖業部会のほうで話し合いをしているところでございます。

○13番（美島盛秀君）

その助成を、30円のものをもっと助成をして、そのメリクロン苗、あるいは、その品種のいい種苗を植えかえるときに助成ができないかということです。

○経済課長（樺山 誠君）

今、町として考えているものに関しては、メリクロン苗を10円にすることよりも、まずは、メリクロン苗をそれぞれの農家さんに植えていただいて、それを種苗として出す方法が効果的ではないかという話し合いを糖業部会のほうでも議論してまして、その糖業部会というのは、南西糖業、共済、農協、徳之島普及センター、町という形での構成員でやっておりまして、その中で、そういうふうな議論を進めているというところでございますので、メリクロン苗を10円にすることにはこだわらずに、メリクロン苗を一時的に増殖をして農家に販売していくという方法を、今、考えております。

○13番（美島盛秀君）

わかりますけど、農家としても専業農家、サトウキビ農家は、自分でメリクロンを買ってきて植えて、それで自分でふやしていくと、人の、糖業振興会から、役場から補助金をもらって反当たり1万5,000円で買うよりも、自分でやって、自分のところから切ったほうが安心してできるという人がいるわけなんです。そういう人たちの便宜も図りながら、メリクロン苗の補助はできないか、助

成はできないかということです。

○経済課長（樺山 誠君）

今の話なんですけども、そういう方たちの便宜を図りながら、定期的に、臨時的に10円にしてることはしますと。ずっと10円にすることはしませんよということです。

メリクロン苗ができるときに、定期的に10円にしますよと。しかし、ずっと10円ということじゃないんですよということをご理解いただきたいと思います。

天城町でやってるのも、承知しています。その中で、ずっと天城町、徳之島町やってるわけじゃなくて、ただ、そのときに多分予算的に切れていく状況でということになると思います。

ですから、昨年度も30円を20円にしたりとか、10円にしたりとか、そういうふうなことをやってきておりますので、我々サトウキビ関係者、徳之島の中のサトウキビ生産対策本部というのがあるんですけども、その中の企画委員会の中で、毎月会議を開いているんですけど、その中で情報交換等進めて徳之島全体のサトウキビ農家に公平に情報が行き届くような形でやっておりまして、このようご理解いただきたいと思います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

次は、53ページから54ページ。

○13番（美島盛秀君）

54ページの目13、地域農業マスタープラン作成事業費。きのうの一般質問の中でも説明がありましたけれども、私も個人的に県で勉強しましたけれども、確かにそうです。そういう内容でした。

そこで、きのうの答弁で8月ごろまでに目途をつけるということだったんですけども、大体この予算の総額は159億円ぐらい。その中で、伊仙町がそのプランの中に入れられる該当者は何名ぐらい大体予想できるのか。あるいは、募集方法はどういうふうにしてやるのか、まず伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

昨日にも答弁しましたが、21年度から24年度までの中で、伊仙町としては、一応10名という形で県のほうに報告をしてございます。

その中で、地域マスタープランの作成事業に関しましては、我々が卓上の上でいろいろ計画書をつくって、はい、出しますという形じゃなくて、我々伊仙町においては、マスタープランをつくるときに、伊仙町として一つでつくと。ある市町村では、東部、中部、西部、3つに分かれてつくるだとか、10地区でつくるだとか、いろんな地域の振り割りの仕方をしてるんですけども、伊仙町においては、一地域としてつくっていきますというような話をしてございます。

その中で、まずは集落の説明会をしていきたいと。集落の説明会をした中で、そのような方のターゲットというか、この対象になる方がどれぐらいいらっしゃるのかということ、集落座談会の中

でお話をさしていただきたいと思っております。

ですから、この指とまれという募集はしません。ですから、集落座談会のほうで、集落にちゃんと説明をしてまいりたいというように思っております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、これからの後継者、農業振興、また、50億達成という大きな計画がありますので、徹底した説明、集落説明ということなんですけれども、余り、こう言ったら失礼ですけれども、集落座談会には出てこない、人が少ない。何回か言うと、説明をしたけれども、人が集まらないということなんですけれども、そういう45歳までの新規就農したい、この事業を考えている人、そういう人が10名と言わなくて、もう何十名いるかもしれません。

ですから、この資料をわかりやすく、さらに、これに資料をつけ加えて説明ができて、理解ができるような方法で、早くから集落説明会で理解ができるようにしていただきたいと思います。

そして、伊仙町で10名、そして、伊仙町で一つと、伊仙町全体で10名ということですから、10名がそういう事業を受けれて、あと外れた人は何か支援が、事業が受けれないということになると、あともってまたいろんな問題等も出るかと思います。そういうことがないように平等に人選をして、この事業がスムーズにできて、伊仙町の農業発展のために、そしてまた後継者が出て、50億達成に向けてできるように、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんでしょうか。

○10番（杉並廣規君）

目14のシンポジウム助成事業費ですが、もう少しちょっと詳しく、どういう方が、どういうシンポジウムをするのか、ご説明を求めます。

○経済課長（樺山 誠君）

まず初めに、我々伊仙町ではダイエットアイランドということで、構想を今練っているところでございますけれども、この構想ができ上がった暁には、この伊仙町としては、ダイエットアイランドで産業に結びつけていくということを重点的に、町内外へお知らせしていくためのシンポジウムだというふうにとらえてございます。

まず、今現在申請をしてあるものに関しましては、1部、2部、3部構成になっておりまして、米国のダイエット事情とダイエットシティというのがあるんですけども、ここの取り組みに関しましての基調講演が1部に入っております。

その後、第2部としてパネルディスカッションという形で、徳之島の現状と生活習慣病予防のためのダイエットのあり方ということ。

あと、第3部として、もちろんこれもパネルディスカッションになるんですけども、ダイエットアイランド、徳之島から広がる新しい地域産業という形で、町内外へアピールしてまいりたいと

思っております。

これは、総務省の自治総合センターの公募事業でございまして、この公募事業に我々これから伊仙がやろうということに関して、内外にアピールするためにはどうやったらいいかということで相談をしました結果、採択になった事業でございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

よろしいですか。他にありませんか。

○8番（清水喜玖男君）

畜産振興費の19の優良素牛保留補助金があるんですけども、この事業をちょっと詳しく説明をお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

優良素牛保留補助金というものの成り立ちは、町内の若い畜産農家から、やはりまず畜産振興を掲げるに当たっては、まず第1点が、いい牛を残していかなきゃいけないということで、自家保留した牛に関しまして、その中から毎年5頭、で、年間60頭の牛に対して5万円の奨励金というんでしょうか、補助金を差し上げるという事業でございます。

ですから、4月のセリ市で10人の方が、例えば10人の方が自家保留したとしたら、その中で上位の5頭に関して、血統だとか、あるいは、測尺をしたりとかいうことで、上位の5頭に関して差し上げるという事業でございます。

ですから、いい牛を残すというものに努めていきたいということで、若い農家から上がってきて、去年からやっている事業でございます。

○8番（清水喜玖男君）

このいい牛というのは種牛次第なんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

血統だけでなく、その牛、残した状態の生育の仕方だとか、その辺も含めて総合的に判定するような基準をつくってやっているところでございます。

で、詳細、年間2頭までしか支給しないだとか、ある一人の方が5頭残して、やっぱりいい牛が5頭残っても、その2頭までしかしないとか、そんないろんな規約がございまして、自家保留したときには、やっぱりその自家保留したセリ市の名簿で調査に行くようにやっております。

○8番（清水喜玖男君）

自家保留をする場合、セリ市に出さないときがあるんです。そういうときはどうなるんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

これに関しては、セリ市に出さない部分、自家保留した部分です。

○8番（清水喜玖男君）

だから、競りに出さなくて、そのまま保留するわけ。

○経済課長（樺山 誠君）

その部分です。その部分をチェックして、その部分でまず書類審査をして、測尺をしていくということです。まず、書類審査の方法が、血統からまず始めるんです。その後、血統で振り分けて残った部分に関して、今度また測尺に行くというようなことをやっています。

もし、こういうふうにやっぱり我々伊仙の経済課通信だとか、そういうのを流していったるんですけれども、あと、農談会だとか、そういうので連絡はしてるんですけども、まだまだ広報不足の面がありますので、またその辺も広報しながら進めていかなきゃいけないかなと思っております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

それでは、休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時17分

○予算特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして委員会を始めます。

54ページの耕地課から59ページまで、59ページの商工費の前までお願いします。

○13番（美島盛秀君）

57ページ、農地費、目の地籍調査事業費についてでございます。

今現在の地籍の進捗状況は何%になっているのか。

それと、今、基盤整備が、土地改良が進んでいるわけなんですけれども、ことし法律が制定されて、他人名義のものがあるところは、同意書がもらえないと基盤整備ができないということで、今、非常に難儀をしております。それぞれの土地の中に何人持ちとか、生存者のわからないようなのがあって、鹿児島へ行ったり、大阪へ行ったり、連絡をとったり、非常に苦勞をしているところです。

ですから、もっともっと、これ地籍調査で、そういう土地改良をする、そこらあたりをもっと地籍調査を進めていかないと、今後、土地改良がスムーズに進まないと思うんですけれども、増額をして、この地籍調査を進めていく考えがあるのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

地籍調査につきましては、予算並びにまた進捗状況が非常に遅い状況でありまして、22年の決算の段階では、調査面積が57.17km²に対しまして、実施済みが3.54km²というふうな現状であります。

事業をするところを先行的に調査を実施するという方法をとって、今現在対応をしているわけがあります。

同意の件につきましてですけども、同意方法が、今、耕作人の方々の同意とかじゃなくて、子や孫といろいろ複雑というか煩雑になっているような状況でございまして、同意を取得するのに、今、耕地課も含めて大変苦勞しているところでありますけども、やはり籍を含めて、そういうようなもろもろを調査をしていかなければ前に進まないわけでありまして、何とかできる限りの予算なり、

また、対応をとっていかねばいけないんじゃないかなと思っていますところでもあります。

○13番（美島盛秀君）

この地籍調査においては非常に気の遠くなるような話だと思います。57.17km²に対して、3.5。1%にも満たないわけです。こういうような状況の中で、今、基盤整備を、圃場整備をしているわけなんですけれども、個人でこれを今、自己取得制度を利用してやっているわけなんですけれども、中にもまだトラブルがあるんです。で、個人負担が10万程度かかります。その地域によっては、面積によっては30万、40万かかりますので、ですから、1人7万から10万円を出して、やるというようなことで、今、非常に取り組んでいるところなんですけれども、こういうところを考えたら、今後、この地籍をそういう事業の先行順を選んで進めていかないと土地改良ができないと。もう面倒くさいからやめたいと。もういろんな人が出てきています。現在、私の第2阿権地区でも出ておりますので、ぜひ増額をして、基盤整備がスムーズにできるように、その基盤整備が入っているところから順に進めていただいて、スムーズに事業が進むようにお願いをしたいと思います。

今、私たちの第2阿権地区でも、この同意がとれなければ、できるか、できないか、ここに次の予算も出ているわけなんですけれども、できるか、できないかという状況まで来ておりますので、ぜひふやして地籍調査を進めていただきたいと思いますけれども、町長、そこらあたりふやす考えがあるのかどうか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

地籍の調査に関しましては、関連するところ、耕地課、それから事業課とも関連してまいりますので、お互いに課を連絡を密にとりながら、事業の先行する個所を優先的にと、といいますか、先行して調査に入るというふうな対応を今後ともとってまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

耕地課のほうがよく理解していると思います。ですから、ぜひ耕地課のほうでもこの予算増額獲得を目指して頑張って、そして、事業がスムーズにいけるように、計画をしている事業がスムーズに完工できるようにお願いをしたいと思います。

ことし、来年あたり、第2阿権もう終わる予定なんですけれども、最後になって、できないというような状況になれば大変ですので、最後まで完成ができるようにお願いをします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

今の件じゃなくて、次の件ね。

○13番（美島盛秀君）

58ページ、目の農地・水・環境向上対策事業、本年度の予算がゼロになっておりますけれども、これはちなみに、緑ネット事業だと思います。今、基盤整備が進んでいる、土地改良の進んでいる地区を含めて、沈砂池や、あるいは道路の清掃作業、ボランティア作業、これを手助けする事業だと思いますけれども、本年度の予算に計上をされておられません。この件に関しては、本年度も継続してあると。20年度から5年の時限立法で制定されていたと思いますけれども、今年度も事業を継

続するというふうに聞いておりますけれども、廃目じゃなくて予算措置をして残すべきと思いますけれども、どうなっているのか、伺います。

○耕地課長（大山秀光君）

この件につきましては、昨年の12月でも一般質問がありまして、その段階で、国のほうもまた24年度以降もするかということがわからなかったということで、答弁を申し上げておりますけれども、1月の末、24年度以降から28年度まで続けていくようなことで、国、県、それから町でもやっております。

その中で、今、7組織ほどありますけれども、そのうちの2組織のほうが来年度以降やるかやらないかということで検討いたしまして、2月の13日に24年度以降もするというので、その予算編成の段階でこの事業費がわからなかったもんですか、計上しなかったということでもあります。

それで、6月補正で一応全7地区、7地区補正をしていく予定でございます。その中で6年目以降の地区については75%が上限でございます。今、1町歩当たり2万8,000円ですけども、これが2万1,000円程度になるということで、また事業が継続ということになっております。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○12番（上木 勲君）

この5款5目のこれはダム関連、これは馬根のダムのところですか。57ページ。ここにちょっと関連するのであれなんですけど、やっぱり何か今のダムからして、キビの夏に水の散水がなかなか体制が整っていないようなんですけれども、これをやっぱりちょっと力を入れてやらなきゃならないかなと思っております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

上木議員、予算書内の質疑をお願いします。

○12番（上木 勲君）

そういうことで、それはちょっと予算はこのようになっている状況で、問題ないと思っておりますので、この水の配水、前は管理の問題でしたかたんですけど、これはこれで置いときます。

続けて、その次の地籍のことで、これ地籍は、あるいは、さっき美島議員からもいろいろあったんですけど、これ本当に力をいれてやる必要があると思うんです。非常に国、県の補助率もあるし、それで、この地籍調査に対しては、何かこの辺までという割り当てとか、そういうものはあるんですか、ちょっとそれをお聞きします。そこが申請すれば、もう全部認められるんですか、これは。

○総務課長（稲 隆仁君）

地籍事業の申請の上限枠というのは、今のところちょっと私のほうではわかりませんが、ちょっと後ほど聞いてお知らせしたいと思っておりますけど。

○12番（上木 勲君）

ついでに、今、補助率をちょっとあれしている、国、県。

○総務課長（稲 隆仁君）

補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1で、町が4分の1の負担となります。

○12番（上木 勲君）

これ非常にいい補助率のあれですから活用して、非常に地籍のあれをされてるところが少ないわけですから、もうぜひそういう補助率の高いのはないわけだから、町として力を入れて進めていただきたいと希望しております。

それでは、今この59ページの農林水産業費、4項の3目の漁港長寿命化策定業務委託というのは、これはどこのあれですか、この工事個所。

○建設課長（中熊俊也君）

この事業は前泊です。伊仙町で漁港と言われても、前泊だけが漁港と言われています。後は港湾です。

○12番（上木 勲君）

私が前にも建設課長にもちょっと話もとったんですけど、鹿浦の港と思う。それは、ちょっとコンクリでも入れたら何かもちそうだけど、半分とか穴があいてです。そこを建設課長に私は何回か行ってみて、ちゃんとあれ対応したら、今のうちだったら、倒れてからじゃないかと言ったわけですけども、多分そうかなと今聞いたんですけども、これであれば、また鹿浦のほうも何とか事業をあれして、今半分倒れかかるとるから、そういうことをまたぜひそこを見て、対応もしていただきたいと思います。

次に、これ今、61ページもいいわけですか。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんでしょうか。

○7番（永岡良一君）

56ページの耕地課の伊仙町土地改良区の補助金の200万なんですけども、これの明細書を見てみますと、伊仙町の土地改良区の効率的な運営を図るということになっているんですけど、今どのような運営状況になっているのか、お願いします。

○耕地課長（大山秀光君）

この200万の補助金というのは、ほとんど人件費でございます。中の運営というのは、私どもはまだ把握をしておりませんけども。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんでしょうか。

○7番（永岡良一君）

運営を図るということは、これは人件費だけですか、この200万というのは2名ですか。

○耕地課長（大山秀光君）

いや、この200万を充てているのは人件費のことです。

○7番（永岡良一君）

伊仙町の土地改良区のこの受益者というんですか、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○耕地課長（大山秀光君）

420名であると把握しております。

○7番（永岡良一君）

これで、この土地改良のスプリンクラーなんですけども、この運営状況、特に水のかん水等うまく順調にいつているわけですか。

○耕地課長（大山秀光君）

水関係については、地区によって順調にいつているところがあります。ですが、まだ2年ぐらい前から中部の2工区、4工区あたりについては、まだ水の管理組合が確立されておるということで、運営がうまくいつてないような状況であります。

○7番（永岡良一君）

そういうふううまくいつてないところは、やはり耕地課サイドで、ちゃんとして総会等を持って、やっぱりちゃんとできるような体制づくりはできないんですか。

○耕地課長（大山秀光君）

これは前からかなり指摘されていますけども、われわれは施設をつくるわけです。その運営は土地改良区の組合員でやるわけです。われわれは理事会等に参加しますけども、オブザーバーですので、問われたら答えますけども、こちらからの発言権はありませんので、後は、その土地改良区の中で話し合っていくというシステムです。

○7番（永岡良一君）

オブザーバー的なんですけども、やはり耕地課等はいろんな面になりますと受益者等も言ってくるので、そこのところをオブザーバー的な点では、やはり一言というんですか、助言等をぜひやっていただいて、あの土地改良区がスムーズにいくようにお願いしたいと思います。終わります。

○予算特別委員長（琉理人君）

他に。

○13番（美島盛秀君）

58ページの8の報償費の有害鳥獣捕獲出動報償費と、次のページの町猟友会育成助成金を一緒にしてちょっと質疑をしたいと思いますが、鳥獣害駆除で50万円、猟友会の助成金で5万円ということなんですけども、今非常にイノシシの被害、カラスの被害が多いわけです。

そうすると、この鳥獣駆除の50万で足りるのか。あるいはまた、この猟友会への助成金5万なんですけれども、猟友会の会員じゃないととれない。一般の人はとれないという規約があるみたいなんですけれども、この猟友会の人たちからの強い要望で、燃料代も出ないと。だから、余り行きたくないというような話等も聞いております。

それで、しょっちゅう僕らも知り合いの人に、猟友会の人に連絡をして、あっ、こっちにイノシシがおったよ、あそこにイノシシが出ておったよというような情報を提供します。しかし、来てもなかなかとれないと。いろんな暇をつぶしたり、あるいは燃料代を使うということなどがあって、なかなかボランティアみたいにはできないというような言い方をする方もいらっしゃいます。

ですから、ぜひこの猟友会の助成金をもうちょっとふやして、燃料代ぐらいの足しにはなるぐらいにしてあげて、鳥獣害駆除をしてもらえば被害もある程度抑えられるのではないかなと思うわけなんですけれども、ぜひこの助成金をふやして、猟友会の皆さんに活発な活動をしていただく、あるいは、イノシシを捕獲するかご等をつくる予算等とか、こういうのもつくっていただいて、一般の人たちと住民の人たちと関係、連携を持ちながらやるということになれば、非常に助かるのではないかなと思います。非常にことはイノシシがジャガイモまで、里に下りてきて、今までは食べなかったらしいんですけど、非常にジャガイモも食べられている。それで、ハーベスターでとった後ただ食うんじゃないくて、その根っこを全部掘り起こしています。こういう現状等を把握して、ぜひ猟友会の皆さんが活発に活動できるような助成金を出していただきたいと思いますけれども、できるかどうか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

例年、猟友会の総会を11月ごろにもってるんですけども、これはなぜかという、猟期が始まる前に持ってるんですけども、あと、3月末で猟期も終わります、今度4月の当初に猟友会の総会等臨時的な総会等を持って、猟友会の皆さんとしっかり話し合いを進めながら、そういうことが本当に起こってるのかどうか、ちゃんと協議をして進めてまいりたいと思います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、59ページの商工費から65ページの土木費まで質疑を許します。ございませんか。

○13番（美島盛秀君）

60ページの観光費、奄美群島観光物産協会負担金229万5,000円、これが4月1日からこの協会が発足するようでありますけれども、どのような協会、内容、それから、それぞれ島々からのコーディネーターが選ばれているようでありますけれども、このそれぞれの島のコーディネーターは、もうボランティアだと。そういう費用も出ないという話を聞いておりますけれども、その内容について、どういう活動をするのか、伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

奄美群島物産協会について説明申し上げます。

この法人は、事務所は奄美市に置くようになっておりまして、将来的には、各島々に物産の支所を、支店という形で置くようになるということを聞いておりますが、目的といたしましては、奄美

群島における観光事業、物産事業を指導・育成し、その健全な発達を図り、文化民生の向上、産業経済の振興を期し、あわせて奄美群島地域全体の観光交流推進に寄与することを目的としておりまして、以下、21項目の事業をするようになっておりますが、1番目に、観光概念の普及向上、2番目に、観光地及び観光資源の調査、紹介と保存、利用、3番目に観光施設等の管理運営の受託に関する事業、次に4番目、国内外の会議等の誘致及び支援、5番目に、来訪者に対する接遇の改善・向上と、外国人観光客の受け入れ体制整備、6番目に、一般旅行業に関する事業、7番目に物産品の商品開発、市場開拓、販路拡大及びその取り引き斡旋に関する事、いろいろありまして、これが21項目にわたりましてあるということです。

観光を含めて、物産を一元的に奄美市において管理し、奄美群島の観光と物産をよりよいものに発展させるということが目的のようであります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

美島議員の質疑中ですが、先ほど65ページまでと言いましたが、66ページの消防費まで含めてお願いをいたします。次の教育委員会はまた別にしますけど、お願いします。

○13番（美島盛秀君）

島々にそれぞれ支所を置くということなんですけども、ちなみに、徳之島は伊仙に置くのか、亀津に置くのか、天城に置くのか。

それと、観光物産協会ですからもちろん負担金を出しているわけですが、町独自の観光協会、これとの連携も深く進めながらやっていかなければならないと思うんですけれども、この補助金が15万。そうすると活動がしっかりできるのかなという思いもするわけなんですけれども、その中で、そういう物産展、いろんな観光あるいは物産、そういう面において観光マップなどができているのかどうか、伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

観光マップということですが、徳之島3町には各町の観光協会の上に徳之島観光連盟というのがありまして、これで、徳之島観光3町を1つにした観光パンフレットはできております。

伊仙町の観光協会の補助金ですが、以前は5万円でしたが、昨年よりその3倍の15万円に上げたところでございます。

支所については、例えば、与論島、喜界島あたりは一島でございまして、例えば徳之島、沖永良部、奄美群島の本島あたりは複数の町からなっておりますので、この町の各島々の、徳之島の場合観光協会は3つあるんですが、この徳之島での話し合いによって決定するという事になっております。

○13番（美島盛秀君）

わかりました。では、次の61ページ、徳之島地域文化情報発信施設整備事業費について伺います。

国、県が1億3,261万8,000円、地方債6,630万、一般財源が2,211万9,000円、この補助率が国、県が60%、地方債、それから一般財源で40%と考えられますが、これは交付税措置があるのか、どう

か。

それと、今、駐車場の造成工事が進んでおりますけども、どれぐらいの進捗率なのか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

この補助率については、今おっしゃいました本体部分については10分の6と町がやるんですが、今始まっております効果促進事業については70%の補助という形で工事は始まっているわけですが、大体年明けに入札をいたしました、非常にことは、おわかりのとおり雨が多ということで、今大体30%から40%の進捗率ではないかと思います。6月の中旬あたりまでには駐車場は完成するものと思っております。

○13番（美島盛秀君）

きのうの上木議員の一般質問の中でもあったんですけれども、町長は住民にしっかり説明をしたということで、地域・文化・伝承発信基地として素晴らしい事業だという内容でありましたけれども、確かに島の闘牛文化といいましょうか、予算も承認されています。

ですから、この工事を終えて完成して、その後の管理運営についてなんですけれども、やはりこういう大きな事業をするに当たっては、しっかりと管理、運営、計画、そういうものがあってしかるべきだと思うんですけれども、その準備委員会あるいは計画等はできてるのかどうか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

国への申請段階において、管理は一応一年ないし二年は町で管理するというので申請をしておりますが、将来的には民間委託という形になると思います。これができるようになりますと、施政方針にも書いてありますとおり、闘牛と島唄、踊り等をミックスした形で開催ということになります、昨夜もJALの皆さんとの意見交換会の中でもお話がありましたが、闘牛だけでは物足りない、こういうふうに島の自然、世界自然遺産に向けた自然とか、薬草関係のアピール、こういったものを含めた形で定期的開催すれば、この誘客も可能じゃないかということで、一応5月からはJALのほうでも試験的に闘牛ツアーなるものを募集するということを聞いております。

○13番（美島盛秀君）

私も納得いきませんが、聞いております。事業を計画している課が聞いておりますじゃ話になりません。こんな大きな事業等をやるのに、計画をして、準備をして、きちんと住民に公開する、情報を提供する、それを一つの計画書あるいは目的、そういうものをした公表できる文書等、そういう計画書がありますか。

○企画課長（牧 徳久君）

国に申請した段階の計画書はございます。

○13番（美島盛秀君）

ぜひこの議会中、配付してください。

そして、住民に説明したということでありますけれども、全町で説明をして、あるいは、これが

行きわたっているのかどうか。どこで、こういう説明をしたのか、伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

闘牛協会を含めまして全島の若手有志青年層、これに付随する文化協会とか、こういったさまざまな分野の皆さんを集めて3回から4回ほどの会合を開いております。

○13番（美島盛秀君）

計画書、住民等で話し合われたそういう内容もまとめて報告をしていただきたいと思います。

○企画課長（牧 徳久君）

先ほどお話ししましたとおり、国に申請した当時の計画書を含めて、三、四回開いた会議録等がございますので、こういったのを示して説明してまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

じゃ、続きまして63ページ、効果促進事業費、これは焼却場への入り口からの道路工事だと思いますけれども、節の17公有財産購入費の500万、どのあたりの土地なのか。それから、㎡当たり幾らなのか、畑なのか、山林なのか。

22の補償補てん及び賠償金、工作物なんですけれども、どのような工作物なのか、500万計上されておりますけれども、説明をお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この具体的な土地とかは、まだ手元に資料がございませんので、後ほどまた連絡したいと思います。

○予算特別委員長（琉 理人君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時12分

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

本日はこれで会議を閉じて、3月16日午前10時から平成24年度当初予算審査特別委員会を続開いたします。

これで本日は延会とします。

延 会 午後 4時13分

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成24年 3 月16日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（5号）

平成24年3月16日（金曜日） 午前11時11分開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 平成24年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会（質疑～討論～採決まで）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	8 番	清 水 喜 玖 男 君
9 番	伊 藤 一 弘 君	10 番	杉 並 廣 規 君
11 番	琉 理 人 君	12 番	上 木 勲 君
13 番	美 島 盛 秀 君		

1. 欠席議員（1名）

14 番 常 隆 之 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柊 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	中 野 幸 次 君
総 務 課 長	稲 隆 仁 君	企 画 課 長	牧 徳 久 君
税 務 課 長	池 田 俊 博 君	町民生活課長	鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長	松 田 一 郎 君	経 済 課 長	樺 山 誠 君
建 設 課 長	中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長	大 山 秀 光 君
環 境 課 長	益 一 男 君	水 道 課 長	芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長	佐 平 浩 則 君	農 委 事 務 局 長	仲 武 美 君
教 育 長	茂 岡 勲 君	教 委 総 務 課 長	窪 田 良 治 君
社会教育課長	當 吉 郎 君	学給センター所長	平 山 栄 文 君
ほーらい館長	四 本 延 宏 君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

総務課長補佐（財務） 田 島 輝 久 君

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（午前）松岡由紀君・元岡裕太君・南祐太郎君

（午後）関 政樹君・元岡裕太君・南祐太郎君

～平成24年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 1 1 時 1 1 分

○予算特別委員長（琉 理人君）

ただいまから昨日に引き続きまして、平成24年度伊仙町一般会計予算及び各特別会計予算審査を行います。

○建設課長（中熊俊也君）

昨日の美島議員の質問に対しまして、お答えいたします。西下線の買収工事地の購入面積は幾らかという質問ですが、3,330m²、所有者が2人で4筆になっています。

○13番（美島盛秀君）

きのうに引き続いて質疑をいたします。

先ほど全員協議会で説明をいただきましたけれども、公有財産購入の500万、この内訳なんですけれども、m²当たり1,500円になってるわけですね。今土地改良をされた土地、その換地委員会委託なるものがありますけれども、その中では300円から400円と土地改良されたところ、そういう申し合わせ事項があるわけなんです、換地する場合はね。ですから、昨日土地評価委員も決まったわけですので、今後は土地改良したm²300円とか、あるいは400円とかいうことも勘案していただいて、町が買うとそれ相当の値段で買ってくれるからというような、そういう地上げ等につながらないような平等性を持って今後検討をしていただきたい。評価のあり方についても今後検討をしていただきたいと思います。

次、64ページ、13の委託料、公営住宅空け渡し訴訟弁護士委託料60万計上されておりますけれども、空け渡しその住宅、滞納が幾らあって、あるいは何件あるのか伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

トータルで3,200万ほどだったと思います。3,250万ですか、はい。

この裁判費用はまだ、今回は使ってありませんので、今回そういう可能性があるということで計上してあります。

○13番（美島盛秀君）

この滞納者については、徴収が見込めるのか。また、なるべくだったら町民と争う、そういうことは避けていけないのか、再度検討をしていただきたいと思うわけですが、今後滞納が増えて財政にも逼迫しますので、訴訟を起こすとなれば、60万また計上してありますけれども、顧問弁護士が72万という予算が上がってましたけれども、この顧問弁護士を使ってやる方法とか、別に顧問弁護士料60万、この関係関連をちょっとお伺いいたしたいと思います。

○総務課長（稲 隆仁君）

弁護士と町で契約委託しているわけでありまして、事象、事件等が発生したときには報酬は別途に支払うということで、1件当たり30万、一応2件あればということで計上してる次第でござ

ざいます。

同じ弁護士がやることはやるんです。

○13番（美島盛秀君）

この滞納者の最高額幾らですか。

○建設課長（中熊俊也君）

ちょっと資料を昨日もらったんですけど、ここ持ってきてなくて、とりあえずまた早急に報告します。

○予算特別委員長（琉 理人君）

じゃ、後で美島議員のほうに提示をしてください。

他に質疑はございませんでしょうか。

○3番（前 徹志君）

60ページ、観光費、節の19に闘牛協会負担金5万円とありますが、これをもっと増額できないのか。

○企画課長（牧 徳久君）

闘牛協会の負担金5万円を増額できないかということですが、議員の質問に観光協会の負担金、美島委員だったですかね、これも5万円だったわけですか、昨年から15万円と3倍にしたわけですが。これから目手久のドーム闘牛場の宣伝して全国にアピールするわけでございますので、今後闘牛協会のより強固に補正しなければなりませんので、今後財政等と協議しながら、余裕があれば検討してまいりたいと思います。

○3番（前 徹志君）

目手久のドーム闘牛場も大久保町長就任以来念願の夢というか実現に向かっていきますので、また今年は完成しますので、闘牛大会するには多額の資金もかかり、また300万、500万という金を3カ月から5カ月遊ばせて苦勞して闘牛大会を行ってるようですから、町のほうも若い青年たちが余り内容を知らないで闘牛大会が催して、闘牛協会の盛り上がりなくしてはドームのつくった意味がございませんので、何とか闘牛協会にも補助金といったらおかしいですけど、なるべく財政も厳しいんですけど、協力をお願いいたしまして終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。今の話あるんですけどね、まず、この事業はこれが60、61の徳之島地域文化情報発信施設整備事業という、これは事業なんですけどれども、これ、この間こういうふうないわゆるドーム闘牛場の写真が全戸配られて、それでうちの場合にも電話があって、全然全く住民には寝耳に水だと、何でこれ幾らぐらい金がかかって、どんなもんだとか物すごい金聞いているけど、何億という金かかるとかいう話はないかとか。それだったら今はキビが今年は何回、7万tで

すよね。あれしても大変、住民は大変だと。

何かキビの動作に何か町民が所得向上にことをしない、やりなさいよと私に。

それで、こういうような途上のものを持たせて、これは伊仙町百年の計、伊仙町民の情緒豊かな人間教育に問題があるんじゃないかといったことで、そういう話があった。また東京、大阪からもそういうふうな話がありました。

そこで、町長、町長の夢だったという話ことの話他あったり、今の話も聞いとるわけですけども。大久保町長のお父さんと私は非常に尊敬してる方で、何か温厚で、物すごいとにかく人格者であった。そこで、町長を優しい、弱い人々の立場に立って、一生懸命養護教育の問題取り上げたりして、あるいは人に迷惑をおかけして、非常にそういうふうな立場に今しておるんで、（「委員に申し上げます」と呼ぶ者あり）町長の尊敬しているインドのネール首相、ガンジーとか動物愛護とか動物同情とか、そういうようなことまでして、マハトマ・ガンジーもそうなんですけどその調査は……この説明対応求めます。

○企画課長（牧 徳久君）

住民に説明会をしたかということではありますが、設計の段階では先ほど委員会のほうでお配りしたように、検討委員会なるものを2回ほどもっております。これは全体、全島から伊仙町の各種団体の長やら呼んで説明してるわけですが、これは設計の段階でありまして、これから4月中旬ごろになりますと、座談会を各集落で予定しておりますので、こういった場合を利用して十分理解を得られるよう説明してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○12番（上木 勲君）

これは何億という事業だから、希望とか要望とか、いろんな聞いて、そうしてやっぱり事業は策定すべきじゃないですか。そういうことが全然住民の一部のあれでやったというようなことで、これからできて、もう改修して、外じゃ、それから説明するいうたら、全く地方自治としては、手順、手順でやってないじゃないか。ちょっと、もう一回説明してください。

○町長（大久保明君）

ほーらい館のときもいろいろ、住民からいろいろ反論もありました。今回はいろいろ決定するまでに、かなり時間がかかったことはありますけども、約1年、おととしの12月に、これは国交省との交渉が始まって、最終的に結論が出たのはもうつい最近でございます。その間、国の予算で通過するかどうかといろいろな問題などがあったわけですから、それが出る前に全町民に集落説明会でこういうことをやりたいんですけども、これまた国が申請で今交渉中なんですということの段階で説明をして、住民全員のアンケートをとって、これをするかどうかということであれば、政治、行政というのは何のためにあるのだろうかということにもなります。

私は町民の付託を得て、今3期目の町政を行っております。いろんな公約をいたしたわけでありますので、3億5,000万の事業です。例えば、学校の事業はもっとその3倍、2.5倍の事業です。

そのことは推進委員会とかいう地区校区のことがあって、推進してきて出たわけでありましてけど

も、この前も議論して意見の見解の相違ということもありましたけれども、ちょっと話長くなりますけれども。

一昨日は、JALの全国の幹部の方々が島に来て、闘牛協会、観光協会、3町の役員と初めて交流をいたしまして、全国から徳之島にパックで闘牛観戦ツアー、そして33カ所を含めたバスツアーの計画をつくりたいということなど申し上げております。

そうしてまた、国・県も、この徳之島の観光資源として、いろいろ全国に発信をしていくと。

そこに外貨が来るということになるわけです、多くの人が島に来れば。それは確かに今キビが厳しいから、こんなことするよりも、農家のいろんな各家に助成金を出したりとか、そういうことが大事でないかという議論は常にあるわけですね。それは常時、いつでもあるわけです。けれども、この施設をつくるということは、今回だけのことであります。これから50年間もないわけですから。

ですから、そういうことを投資する時代、チャンスというのは滅多にないわけですから。

今まで過去2回、このことをいろんな形で申請して、うまくいかなかったという経緯もありますけれども、今回は何が何でも、まずこの事業を国に認めていただくということで全力で取り組んでおりました。そういうことですので、私は島に多くの人たちが来て、外貨が落ちて、交流が生まれて、この地域が魅力ある島だと言われるようにすることが大事だと思います。もちろん農業生産額を伸ばしていくために常に議会と議論しながら、やってるわけありますので、今後4月以降各集落説明会を行いますので、その中でもこのことの意義を全町民から、伊仙町だけの問題ではありません。

全島的な形での説明をしっかりとしていけば、大多数の方が理解していけると、理解していただくと私は確信をしております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

上木委員、しばらくお待ちください。

各委員に申し上げますが、この予算書の質疑については、議案審議が遅れますので簡潔に質疑をしてください。

○12番（上木 勲君）

町長この問題でもっと具体的な説明をして、住民投票でもしてやるぐらいのことは考えられませんか。

それから、教育委員会には、これから豊かな伊仙町民の教育の立場から、この角を研ぎ、そして闘牛場で真剣勝負をさせる。こういうことに何か規制をするような、そういうようなことは考えてないか。これについて質問して終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

答えられますか。じゃ、簡潔に。

○町長（大久保明君）

このことで住民投票をするつもりはございません。

○教育長（茂岡 勲君）

上木委員の質問に答えます。

昨日も答弁したとおり、闘牛は徳之島の立派な文化でございます。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○5番（明石秀雄君）

土木費、都市公園等統合事業ですか、の中で工事請負費の3億3,500万円の件についてですが、体育館の今補修が行われております。それと今回の片一方の増築される3億3,000万、合わせると大体5億円ぐらいなと思います。話によりますと新築、新たにそれぐらいの大きさのものつくと6億から7億ぐらいだろうと、造れるんじゃないかなという建設課の担当の方も。

これは概略ですよ、細かいこと言っておりませんが。これの整備するための公園等審議会とか検討会がもたれているようですが、そういう中で新築をするとか、そういった検討はなされなかったのか。改修する、また増築することによるリスク、新築する場合のリスク、これは新築だからリスクはありませんけれども、新しくつくるメリット等両方を検討した結果、こういうものになったのか。

説明によれば、都市公園の再整備だということで新築はされなかったということですが、これだけのお金をつぎ込んでやるのであれば、私は新築のほうに切りかえたほうが、より予算上のと申しますか、リスクはよかったんじゃないのかなと考えるんですが、全協の中でも私ちょっと言いましたけども、今からでも遅くないと。

今進捗率20%ぐらいということですので、止めて新たにやり直すことはできないのか。

またはできないのであれば、この新築の部分しばらく保留をして、他のものを先にやって、新たに立派な体育館ができる、やっぱり名称変えれば、再編成できれば、日本中この手の体育館つくるところ大きく出てくるわけですので、そういったものに切りかえてみてはどうかと思うんですが。

ご検討いただきたいと思います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今明石委員より提案されました今回の義名山総合体育館の建設に当たり、その検討委員会のほうで、新築したらというような検討がなされたかということなんですが、あくまでも今の事業の性質上、都市整備の再整備の事業であるということで、新たに新しく体育館をつくりかえるとか検討はなされておられません。

そしてまた、今後例えば24年度に今の体育館の増築をとりやめて、次に回して、他のところを先に整備して、新たに体育館の建設のほうを考えたかどうかということなんですが、既に事業等の決定等はなされているかと思います。とりあえず、事業の実施段階で建設課のほうに工事のほうお願いしておりますので、詳しくはちょっと申し上げられませんが、24年度の予算計上までしていると

いうことでありますので、今年度それを取りやめて、例えばグラウンドの整備等テニスコートの整備等の計画をしてるわけなんです、そちらのほうに取りかえたらどうかというのは難しいことではないかと考えられます。

○5番（明石秀雄君）

こういう事例は今後も出てくると思います、学校とか。例えば、この庁舎も入ってくると思いますが、やはり大改修になると、新しく造ったほうがいいのか。それを改修して、つなぎ、つなぎで使っていくのか。どちらが有利なのかということをやはり検討して計画を立ててみる、そういう選択肢も私は十分考えていいと思うんですよ。ただ事業の名前にね、再編整備だから増改築ぐらいしかできませんよということではなくして、新しく造るためにはどれだけ効果があるのか、経済的な効果ももちろんですが。

今全国では耐震化云々も出てきているわけです。それで義名山のほうは20数年たっております。つくった当時から雨漏りはするし、シロアリ、床等に多分ひどい、これは十分消臭した上で、やはりこれは私は造りかえたほうがいいと思う。だから、どうしてもこの事業で途中でそれができないのであれば、今後の課題として、こういう改修、大改修なるもの、審議会等にも募って、後世で、後で無駄な仕事やってるなど言われないようにやっていただきたい。そういう提案をして質問を終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、66ページまで一応。他にございませんか。

○10番（杉並廣規君）

61ページ、徳之島地域文化情報発信施設整備事業についてお尋ねいたします。

歳入歳出事業費の明細書6ページ、性質別内訳は、これを見ますと、職員の給料を削っての建設費と、積み立てもない、将来の夢もない、このようなことになってる。闘牛場つくと闘牛で金持ちになったという話は聞いたことない。

町制施行50年という記念すべき節目の年に、私は庁舎建設のために、例え、町長、500万円でも積み立て、将来のまちづくりに資するという考え等があれば、ましだけど残念であります。

そこで工事費が含まれているんですが、土地は町へいつごろ行かれるようにしたのか。

喜念浜のあの整備事業みたいに、できてなかったら大変ですので、なっているのかお伺いをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

地籍調査並びに登記は完全に終わっております。

○10番（杉並廣規君）

終わってるということですが、信用なりませんので、年月何日に登記済みなのかお伺います。

それと62ページ、過疎対策事業、辺地対策事業、科目設定はされたようですが、これは今年は県のほうに過疎債、辺地債の申請はされないの、するのか。するのであれば、ある程度決まっておれ

ば、道路だったら何件ぐらい、どういふのを申請されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今年は過疎債、辺地債ともに、申請しない予定であります。

○10番（杉並廣規君）

今私が聞いているのは、喜念浜の整備事業みたいに登記がなっていないんだから、心配するから、いつ何月何日に登記済みなのか、それを聞いているんですよ。

それと、総務課長、下の過疎債、辺地債は、総務課の管轄だと思うんだけど、申請をするのかしないのか、そのことを聞いているんですよ。建設課長はしないと言ったんだけど、そうですか。

1件もしないということですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

62ページの7款土木債の道路橋梁費でありますけれども、道路橋梁費としての単独での過疎債、辺地債についての事業申請は今年度計画はしておりません。

○10番（杉並廣規君）

申請はしないということですね。残念ですね。こういう過疎債、辺地債は、こういう措置があるものはしないで、他のものはして、こういう一般単独事業債とは、制限措置があるかもわかりませんよ、18%以上になったら。どういう理由でしないんですか。交付税措置があるものについて、なぜしないんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

詳細について、昨日いろいろ説明したところでありますけれども、過疎債、辺地債につきましては、その他、生活交通路線維持事業費として880万、子育て支援事業費、ソフト事業として520万、県営畑総事業負担金の5,220万、そして消防費5,630万、さらに土木債として1億7,440万、都市公園事業でございますけれども一応行っております。補助事業の裏として申請しておるところであります。

なお、辺地債につきましても3,590万の申請をしているところでございます。

○建設課長（中熊俊也君）

登記済みかどうかということで質問がありましたが、24年3月7日に完了しております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○建設課長（中熊俊也君）

滞納額の正確な数値がわかりましたんで、トータルで3,376万6,460円です。最高額が368万2,020円です。85人の滞納者。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○ 9 番（伊藤一弘君）

65ページの消防費、節の19、負担金補助及び交付金の県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の説明をお願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

これは県の運営している防災ヘリコプターの運航連絡協議会の負担金ということで全市町村での負担をしてる補助金であります。

○ 9 番（伊藤一弘君）

ということは、昨年議会と町長と阿三のヘリポートの再計画というか、できないかということで、昨年議会、町長と現地視察をしたことがあります。今後このヘリポートを整備をする計画などはないか、お尋ねします。

○総務課長（稲 隆仁君）

今のヘリポートの使用につきましては、定期的な整備もしてるところでありますけれども、訓練も昨年行われたところあります。防災ヘリコプターの運行につきまして、いつでもできるような状態であることはあります。ただし、防災あるいは緊急搬送等において使用されないのが見越したことはないという思いでありますけれども、施設整備については照明等含めてやっておられます。

○ 9 番（伊藤一弘君）

ヘリポートの入り口の道路整備とか、また重ねてそのポート内の整備ということで、一応現場視察をしたと思いますが、これから道路整備とか現場をもう一つしっかりした整備ができるような計画があるのか、ないのか、お伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの件につきましては、県道からの入り口のところの両サイドの民家の移転とか、常議員のほうからも昨年質問があったと思いますけれども、道路についてはそういうような対応と計画とすることができるかどうか難しいところでもありますけれども、通行に支障のないような形で、下のほうからの道路整備はいかなものかということで検討しているところはしております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、66ページまでは終わりました、次に、67ページから教育委員会関係から85ページ最後まで、質疑を行います。

○ 4 番（佐藤隆志君）

70ページに学校管理、節12に役務費にピアノ調律の金額が載ってますけれど、73ページに中学校も載ってますけど、何かどうも小学校と中学校と調律費の価格が違うような感じがするんですけど、詳しくはないんですけど、アップライトピアノとかグランドピアノとかありますけど、そのピアノ

の種類によって違うのか。それからまた1台ずつ学校1校に対して幾らなのかをお願いします。

○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまの佐藤委員の質問にお答えいたします。

ピアノ調律につきましては、各ピアノ、グランドピアノ等いろいろ種類がございます。

大きさによって調律の度合が違いますので、値段については違います。この小学校費並びに中学校費の中でのピアノ調律費というのは、小学校においては8校、8校の中でも1校につき2つ持っている学校もございます。それが大体1万前後だと、ちょっと手持ちがございませんので、大体1万円前後だと把握をしております。

以上でございます。

○4番（佐藤隆志君）

これは年次的毎年やっているのか。普通私のところにもありますけど、普通は1万3,000円ぐらいですね。

○教委総務課長（窪田良治君）

調律師におきましては、毎年実施をしているところでございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○13番（美島盛秀君）

67ページ、事務局費の節の8、教育委員会外部評価委員謝金というのがありますけれども、私も本町の評価委員というのになっているんですけども、教育長もなっておりましたけれども、私はこの評価委員自体やるべきものかどうか。我々がその先生方を評価するというのは、どうも心苦しいと言いましょうか、相手に対して失礼に当たるような気がして、私も引き受けはしたんですけども何か疑問点があるものですから、この辺について伺いたいと思いますけれども、これ必要性があるのか。あるいは県下からの、教育委員会からの指令なのか。あるいは町独自のこういう制度は廃止できるのかどうか伺います。

○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまの美島委員の質問にお答えいたします。

今取り上げてます報償費の中の教育委員会外部評価委員謝金というの、毎年議会のほうに9月の決算議会で報告をしています外部評価委員、4名でございますけども、4名の方の協定委員会の中の事業において評価していただくと、その評価によって協議が提出をして教育委員会のほうで、まとめをして報告をしているものでございます。

今美島委員のほうからご質問の内容であったものについては、学校評価の評価委員のことだと思いますので、学校評価制度については国、県の中で、学校教育が教職員の評価をしていくことは基準づけられておりますので、そこについては必要性があるものだと思っております。また、質問の内容にについては、この教育委員会の外部評価委員というのは、教育委員会全体の事務・事業そこら辺に

ついて外部評価の設置をして評価していただくものでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

各学校の評価委員というのは、義務づけられた評価委員制度というふうに受けとめていいわけですね。

○教委総務課長（窪田良治君）

お答えいたしましたように、学校教育法の中に、各学校における学校評価という形で義務づけをされております。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○13番（美島盛秀君）

70ページ、学校管理費の中に売電収入というのが48万入っているんですけども、この内容について、どこでどう電気を売するのか。説明をお願いいたします。

○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度の予算の中で、売電収入としてその他の中で48万円ございます。昨年、伊仙小学校の建築に伴って太陽光の発電システムを導入した関係、伊仙小学校の蓄電されたものについて、九電工さんに売電しているものでございます。若干年間の天気によって違いますけども、年間してこれくらいだと思っております。

○13番（美島盛秀君）

78ページ、歴史民俗資料館費の中の、この件について農高跡地に移転を計画してるというような話と聞いておりてますけれども、ドーム闘牛場が完成したら、ドーム闘牛場の近くにあるいはそれは集客力もあるし、また駐車場関係もよくとられているんですけど、そういう今後の検討などはないか伺います。

○教委総務課長（窪田良治君）

24年度の計画の中で教育委員会全体を農業高校跡地に移転をして、教育環境の整備と統一化を図ることで、歴民館のほうも、今計画しているのは2階段と3階に展示スペースを設けて町民の皆様にご覧いただくと、計画をしていただくスペースを設けるということでございます。そういう関係で歴民館の資料、そこらについて各町民の皆様に、ご覧頂きますけど、美島委員からのご提案ありましたように、文化・情報施設でございますので、そういう面積とそこら辺が設けられましたら、そういう形にできると思いますので、検討していく必要があると思います。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時01分

○予算特別委員長（琉 理人君）

それでは、休憩前に続きまして、委員会を開きます。

○13番（美島盛秀君）

80ページの目8、義名山公園、7の賃金の167万5,000円なんですけれども、明許繰越で8,600万の改修工事がやっているといるんですけども、それと今回の20年度の増築、改築に当たって、工事中であって賃金は、どこにどういうふうにして使われる賃金ですか伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

ご存じのように体育館のほうは今改修で、平成23年度の今から24年度にかけて、使われるのは去年ですが、日ごろ社会教育関係あるいは同好会の皆さんが義名山体育館あたりを使ってたわけなんです、総合体育館のほうを使用していた皆さんには、農高の体育館を使っただくようにして、特に農高の体育館の事務所に職員をおいて、その体育館使用の管理、それと運動公園との管理をしていただく予定になっております。

○13番（美島盛秀君）

続きまして、80ページの地域伝統文化総合活性化事業費、これ工事があって、この賃金502万2,000円、この賃金というのは工事内容含まれるものじゃないですかね。なぜ502万2,000円の賃金が組まれているのか説明をお願いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

こちらの地域伝統文化総合活性化事業というのは、今年度目手久にできる情報発信システムと全く別の事業でありまして、今年度3年目に入るわけなんです、伊仙町の伝統文化であったり、文化財であったり、いろんな生活様式であったりとか、そういった伝統文化に関するもろもろのものを、いろいろなデータベース化いたしまして、今後各市町村のほう義務づけられるわけなんです、町の伝統文化の基本構想というのを策定しなければいけなくなってございまして、その下準備ということで、伊仙町のほうでは伝統文化総合活性化事業を導入いたしまして、今後策定予定になっております歴史文化基本構想の下準備ということでいろんな文化財であったり、歴史であったり、あるいはいろんな遊具であったり、生活様式であったりというのを整理をして、25年度以降には歴史文化基本構想並びに歴史文化の保存計画というのを作成しないと文化庁のほうからは予算がおりてこないということの流れになっておりますので、その準備のための事業であります。

○13番（美島盛秀君）

よくわかりました。

次に、82ページ、目2の給食センター運営費の賃金、運転手、調理員賃金1,222万円、これは何人で、運転手何人。調理員何人で。また勤務時間体系、どういうふうになっているのか伺います。

○学給センター所長（平山栄文君）

今調理員が7人、運転手が3人でございます。調理員の場合は1日5,900円、運転手の場合は1日6,200円でやっております。勤務時間は朝8時から早くは7時半から入ってますんで、一応4時半で終わっております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

終わります。

○予算特別委員長（琉理人君）

他に。

○5番（明石秀雄君）

教育委員会全体なんですけど、18の備品購入、社会教育課にもあるし、幼稚園とかそういうのがありますけれども、平成の23年度において備品監査が行われているんです。23年度の7月29日の監査委員報告の中で、備品台帳と備品原告との適正に管理されているか。監査しているところを管理常任台帳の整備が不十分であるといふふうに多くの監査で指摘されていると思いますが、その後学校教育委員会ではそれに対する指導または独自の監査というか調査でもしたのかどうか、お尋ねいたします。

○教委総務課長（窪田良治君）

昨年度監査の中において、学校における備品等の整備について指摘がございました。

これは12月の定例会においても答弁をしておりますが、犬田布中学校の校舎建築に伴って備品も移動等した関係、そこまで備品も所在がわからなかったところで、監査委員のほうから指摘がありました。

その後、学校においてもどちらも再度備品監査、委員会で担当などいたしまして、備品の所在がわかりましたので、備品台帳についての台帳と備品については適合性あるという形で、調査をし、また指導を行っております。

後、予算面においての備品において、69ページ、教育費の中の小学校費、（1）から（7）、（8）に小学校がございまして。こちら辺で当初の先般の予算説明の中でも行っておりますけれども、本年度の予算と昨年度の予算のほうの比較でマイナスが出ております。そこについて説明をいたしましたように、学校管理費の中で、備品購入費を全部統合いたしまして、71ページでございまして。71ページの18備品購入費の中に全部学校の備品購入については入れてございます。

後、先ほど指摘がございましたように、学校に配分予算としておくと。学校において、これは使わなきゃならない予算だという形になりますので、それについては申請をしていただいて教育委員会で把握をし、優先順位を決めて学校に備品購入をしていただくという形で今年度は設けてございます。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

学校では、その後の指導が徹底されてるということでもありますので、この辺で終わりますが、教育委員会じゃなくして全庁的に、これは指摘されてることでもありますので、他のところに全庁的に町長部局も一緒になって、今後取り組んでいただきたい。

備品として購入するのはいいけども、後の管理が大事でありますので、ぜひ備品の監査を毎年1回ずつは必ず点検をするという習慣づけでもしていただいて、適正な管理をなされるようお願いを、要望をしておきたいと思います。

終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○4番（佐藤隆志君）

73ページの中学校費で、6教育振興費の節20の扶助費といえますか、要保護及び準要保護の生徒114万円ですかね、生徒援助費に114万円ですかね。小学校も中学校も含まれてますけど、現在小学校何人、中学校何人ぐらい現在対象者がおられますか。

○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまの高度へき地修学旅行費要保護及び準要保護の73ページの扶助費のことについてお答えをいたします。

小学校における対象としては78名、これは準要保護、要保護及という形で申請をしていただきまして、それが対象になるかならないかによっては若干変動がございます。今の当初予算の編成の中においては、予定としては78名、入れてございます。今小学校においては今の説明、中学校においては67名でございます。

以上です。

○4番（佐藤隆志君）

最初には教育費が教育この欄該当で、何か学用品を援助しとるとか書いてありますが、学用品ですか。

○教委総務課長（窪田良治君）

明細書の68ページ、扶助費の中に教育費、負担が困難な児童に学用品とございます。

これにつきましては先ほど言いましたように、要保護、準要保護という形でございますが、要保護の中において特別に、特に生活困難な家庭という形ではございますが、現状では生活保護世帯という生活保護の支給、そこにおいてこれは、いままではございません。

一応形として、こういうものと僻地における修学旅行における補助という形でございます。なっておりますけれども、申請によってそこについては取り扱い、今後も検討する必要があるというふうに思っております。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第22号について討論を行います。

○10番（杉並廣規君）

議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計に対し、反対の立場で討論をいたします。

予算案につきましては、不満の至すところとする事がありますが、その主なものについて申し上げ、議員各位の賛同をお願いするものであります。

基金の繰入金2億739万円の繰り入れを見込んでおりますが、基金は我々の家族における貯金であります。我々一般住民は苦しい家計の中からやりくりをして、なぜ貯金するのか。それは家族がいつ病気になるのかもわからない、将来子どもの教育にお金がかかるからであります。町においても大丈夫、非常の場合に備えて基金を積み立てているのでありますけれども、国家財政の影響を受けて基金の繰り入れをすることを余儀なくされるのはやむを得ませんが、通常的生活をするために貯金を食いつぶす家庭は健全だとは言えません。

同様にこの予算案について、健全な予算案だと評価するわけにはまいりません。また、支出の内訳を見ると、問題は人件費職員の生活圏をおびやかす、職に対する意欲が削がれることになる。

また、物件費や扶助費を削減し、普通建設事業や対前年4億円もの増がある、当初予算の5分の1は普通建設費になっている。

一方公債費、借金だけは着実に増加し、今後も増加の一途をたどることはあきらかであります。このため公債比率は年々変動しておりますが、繰り上げ償還の措置をするなどの配慮もされていないのであります。

以上主なものについて、何点か指摘いたしました。住民の負託にこたえるような、こたえようとする指標を欠き、無能無策の予算であると談じ得ません。主な点について申し上げ反対討論いたします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○10番（杉並廣規君）

会議規則第76条の規定によって少数意見の留保をしていただきたく、第41条の規定において少数意見報告書を委員長から議長のほうに提出をお願いします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

少数意見報告書を議長のほうに提出いたしておきます。

引き続きまして、議案第23号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。

執行部からの補足説明をいただきます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、国民健康保険について再度ご説明申し上げます。

9 ページの最後をお開けいただきたいと思っております。1 款国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税費、対前年度比19.3%の減であります。主なものについては4 節の介護寄附金滞納繰り越し分の77.3%の減であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、対前年度比26.1%の減であります。主なものは2 節の医療給付費の滞納繰越分97%の減であります。同じく4 節の介護給付金分、滞納繰り越し分、96.3%の減であります。

2 款分担金及び負担金 1 目の特定健診負担金8.3%の減であります。

次のページをお願いします。3 款使用料及び手数料 1 目督促手数料50%の減となっております。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目療養給付費等負担金、対前年比48.3%の増であります。

主なものは1 節の現年度分療養給付金負担金。これが67.4%の上昇であります。給付費の増加に伴う歳入の増であります。3 節の特定健診負担金213.9%の増であります。特定健診の受診者が増えているというあらわれでございます。

3 目、高額医療費共同事業負担金17.5%の上昇であります。

4 款国庫支出金 2 項国民健康保険助成費、1 目財政調整交付金17.9%の減であります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目高額医療費共同事業負担金、対前年度比17.5%の上昇であります。

2 目特定健診負担金、同じく先ほどの国庫のほうと同じであります。

5 款県支出金 2 項県補助金 1 目県調整交付金、対前年度比32.6%の減であります。

6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金、これは対前年度比30.1%の減となっております。

7 款前期高齢者交付金 1 目前期高齢者交付金、対前年度比45.5%、従来1 億4,000万ほど必要でありましたけども、2 年前の精算に伴う減であります。

8 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金で22.7%の上昇になっております。

2 目保険財政安定化事業交付金、対前年度比13.7%の上昇となっております。

12ページお願いします。10款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節の一般会計繰入金の中で、一般会計繰り入れからの金額は大幅に増えているということでもあります。

繰入金として250.5%の上昇であります。

以上歳入終わりました、次、歳出のほうをお願いします。

14ページ。歳出、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費22.2%の減であります。

大きなものは需用費の51.7%が上昇しておりますけれども、19節の負担金補助及び交付金の中で鹿児島県国民健康保険団体連合会負担金が34.9%の減となっております。

1 款総務費に 2 項町税費 1 目賦課徴収費として26.4%、対前年比減になっております。

通信運搬費の減であります。

1 款総務費 3 項運営協議会費 1 目運営協議会費、対前年度比50.9%の増であります。

委員報酬と普通旅費について上昇があります。費用弁償については変わりありません。

次のページ、お願いします。1 款総務費の 4 項収納向上特別対策事業費として前年度とそれほど変わりはありません。

1 款総務費の 5 項医療費適正化特別対策事業費、1 目医療費適正化特別対策事業、対前年度比23.8%の上昇であります。これは賃金の事務費賃金と看護師賃金の上昇、39.9%、それと授業費の消耗品が上がっているのは主な理由であります。

次のページ、2 款保険給付費 1 項療養諸費、1 目一般保険者療養給付費 7 %上昇であります。

2 目の退職被保険者等療養給付費、これは対前年比37.7%の減となっております。

3 目一般保険者療養費、68.2%、対前年度比増加であります。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費23%対前年度上昇しております。

2 目の退職被保険者等高額療養費、退職者の減により対前年比55.4%の減であります。

次ページお願いします。2 款の保険給付費、2 項高額療養費、3 目一般被保険者高額介護合算療養費、対前年比72.7%の減となっております。保険給付トータルで15.3%の上昇にはなっております。

款 2 保険給付費 4 項の出産育児費でありますけれども、1 目出産育児一時金これも 2 %ほどの増加であります。

次のページ、3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金、対前年比4.1%の上昇であります。

次のページお願いします。19ページ。7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金、主なものを申しあげます。4 目保険財政共同安定化事業拠出金、対前年度比3.2%の減であります。保険財政安定化事業の拠出金であります。

7 款の 1 項のトータルで対前年度比2.7%の減であります。

8 款保健事業費 1 項保健事業費、主なものを申し上げます。国保、2 目の国保ヘルスアップ推進事業ということで16.2%のアップであります。これは補助事業でありまして、ヘルスアップに基づく

健康管理ということの原因調査とそういったもののもろもろであります。

大きな増減の分については、賃金の看護師賃金80%の上昇と管理栄養士の賃金、栄養士賃金の上昇であります。需用費の消耗品が43.1%の増加となっております。

次のページ、11款諸支出金、1項償還金利子及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、対前年度比240%の減となっております。保険税、過護納付還付金あります。

以上で国保会計の説明を終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第23号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。

したがって、第23号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第24号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。

執行部からの詳細説明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、介護保険の当初予算についてご説明申し上げます。

まず、4ページの事項別明細書、これは当初のほうで補足説明いたしましたけれども、歳入合計としては前年度比7.17%の上昇であります。

主なものは保険料の上昇ということで、第5期介護保険計画の中で審議させていただきました。町としても保険料を払うということは大変申しわけなく思っておりますけれども、今後広報紙等また集落座談会の中でまた、さらに町民の皆さんにご説明したいと思っております。

歳出のほうの総務費の13.62%の上昇、これは事務賃金の上昇でありますけれども、あと保険給付費8.3%の上昇であります。

歳入のほうからいきます。6ページのほうお開きください。歳入、款1保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料15.6%の上昇でありまして、第1号は被保険者保険料現年度分特別徴収ということで4%の上昇他であります。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金、1 目の介護給付費負担金ということで、施設介護サービスと居宅介護サービス、施設介護サービスについては、仙寿の里の16床の増床と居宅介護のサービスが年々増えてきております。介護の3以上の方の増加があるということでもあります。

国庫支出金については前年度比6.8の増であります。これは歳出増に伴う補助金であります。

2 款の国庫支出金、2 項の国庫補助金、1 目調整交付金、これは8.2%の上昇であります。
給付に伴う調整金であります。

3 款支払い基金交付金 1 項支払い基金交付金 1 目介護給付交付金、これは8.2%上昇で、1 節の介護給付費交付金現年度分の8.2%の上昇であります。

次のページをお願いします。4 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金9.6%対前年度比上昇であります。

先ほど国庫のほうと同じく仙寿の里の増床と他の施設のサービスの上昇ですね。

できるだけ介護サービスについても2.5%の上昇に伴うものであります。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金ということで、1 目介護給付費繰入金対前年度比8.2%の上昇であります。繰入金としてトータルで7.5%の対前年度アップであります。

以上で歳入の大方を説明申し上げました。

歳出のほうをお願いします。9 ページであります。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、対前年度比75%の上昇でありますけれども、11節の印刷製本費、この分の上昇であります。

前年度は予算がなかったんですけれども、印刷費がかかるということでこの分の大きな上昇がありました。

2 款の保険給付費 1 項介護サービス等諸費、対前年度比2.8%の増加であります。これは居宅介護サービス費の2.8%の上昇分であります。

次のページをお願いします。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費であります。13.3%のアップであります。これも白寿苑とか施設の新築に伴うものであります。13.3%アップであります。

5 目施設介護サービス給付費、これは対前年度に6.6%の上昇であります。介護の予算に関してはすべからく上昇しておりまして、運営が厳しい状況もこの中で上がってくると思っております。

8 目の居宅介護住宅改修費、改修費についても年々増加して、毎月居宅介護の手すり等とか風呂場の改築とか結構ありまして、これも毎月あるということになります。115.7%の上昇であります。

9 目居宅介護サービス計画給付費3.3%の上昇であります。

保険給付費のトータルで8.3%の上昇であります。

次のページ。2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費。1 目介護予防サービス給付費、対前年度比6.6%の上昇であります。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費70.8%の上昇であります。

保険給付費の介護予防サービスについては、全体的に7.2%の上昇であります。

次のページお開きください。2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費1目高額介護サービス費であります。対前年度比17.9%のアップであります。高額サービス給付費、前年度が1,950万に対して今年度2,300万ということであります。

2款保険給付費の5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費25%の減であります。いろんな包括の介護予防に伴う予防効果も徐々にあらわれてきているということにもなります。

6項特定入所者介護サービス費1目特定入所者介護サービス費として、16.7%対前年度比増加してきております。保険給付費の6項の特定入所者介護サービスの全体で見ますと、64.5%の対前年度比増加であります。

次のページ、3款地域支援事業費1項介護予防事業費については、前年度並みであります。

次のページお願いします。2項包括的支援事業費1目包括的支援事業費、対前年度比17.2%の減であります。賃金の20.5%の減が主な理由であります。

3款地域支援事業費の3項任意事業費1目家族介護継続支援事業費、対前年度比41.7%の減であります。介護用品の扶助費ということでもありますけども減少がありました。

2目地域生活支援事業費、対前年比12.5%。これは昼食とか朝食、まあ弁当なんかですけども、これがうなぎ上に上っております。1,000万を超える事態になりました。最初の人についてもいろいろ制約を設けなければいけないのかなと思いつつも、やっぱりサービスについては拡充をしていっております。これは福祉協議会のほうで、仙寿の里のほうで弁当を支給しているということでもあります。

以上で、介護保険当初予算の説明を終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第24号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第24号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算については、

原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第25号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。
執行部からの詳細説明を求めます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、後期高齢者医療特別会計の予算をご説明申し上げます。

4 ページですけれども、提案理由の中で申し上げましたけども、歳入として、後期高齢者医療保険料が5.52%の上昇ということであります。後期高齢者についても、保険料を上げずに県の安定化基金を入れて極力抑えているということであります。鹿児島県と後期高齢者連合のほうでそういったふうに取り決めをして説明がありました。

繰入金として、対前年度比5.5%の上昇であります。保険基盤安定繰入金ということで、465万8,000円の繰り入れということで上昇であります。トータルで5.23%の上昇であります。

歳出のページですね。大方説明したら中に入りたいと思っております。総務費のほうで18.2%の上昇、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金ということで5.15%の上昇、これは保険基盤安定負担金465万8,000円と、被保険者保険料特別徴収分292万4,000円の増加等に伴うものであります。

トータルで5.28%ということであります。

歳入について、6 ページお開きください。歳入 1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料、これは年金等から振り込まれる特別徴収の分であります。

12.5%の上昇であります。

普通徴収料保険料、2 目であります。これが18.1%の減であります。普通徴収保険料で16.8%の減、滞納繰越分で54.3%の減であります。トータルで5.5%の上昇になっております。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目の保険基盤安定繰入金、対前年度比12.7%の上昇であります。3 目療養給付費繰入金2.3%の上昇になっております。トータルで繰入金としては5.5%の上昇であります。

4 款繰越金 1 項繰越金、同じく 1 目の繰越金でありますけれども、42.3%の減であります。

前年度徴収保険料繰越金の部分であります。

歳入、一応これで終わって、あと歳出のほうをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費25万4,000円の上昇になっております。

賦課徴収費、1 目賦課徴収費については、前年度と一緒にあります。

2 款後期高齢者広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ということで、対前年度比797万というものの増加であります。

3 款保険事業費 1 項健康保持増進事業費 1 目健康診査事業費ということで、対前年度比同額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第25号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第25号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第26号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題とします。執行部からの詳細説明を許可します。

○ほーらい館長（四本延宏君）

それでは、「ほーらい館」の特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入のほうからですが、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料でございますが、本年度は対前年度比365万5,000円の増額の4,355万3,000円を見込んでおります。手数料については1,000円のままです。繰入金につきましては、対前年比2,547万7,000円の増額の6,047万7,000円となっておりますが、せんだっても申し上げましたとおり、職員の給与関係をここに繰り入れて人件費を、「ほーらい館」全体の人件費を明らかにすべきだというお話を言いましたので、そのようにさせていただいております。繰越金は1,000円を見込んでおります。

続きまして諸収入ですが、諸収入のほうも対前年度比427万2,000円の増額になっておりますが、この主なものにつきましては、社会保険料の個人の負担分を見込んだ額が主な増額分となっております。諸収入の事業収入の目1受託事業収入が、対前年度比52万円アップの100万円となっておりますが、保健センター、また包括支援センターあたりからの保険事業の受託分でございます。

またこれを今年度もこれ以上超えの実績が出ていますので増額してございます。

歳入については、以上で終わります。

次、8ページの歳出のほうをお願いしたいと思います。

歳出のほうも、ほとんど対前年度並みなんですけれども、施設の給料、2節、3節職員手当、4節共済費等の増額分がここに伸びている対前年度比の3,152万9,000円の増額分となっております。

款1総務費、項2の放課後わくわくクラブ推進事業でございますが、こちら今年度新設といいますか、今まで国の補助事業をもちまして、今年度は月、水、金と実施していたものを、子育て支援等の意味から週5日をかけて実施するということで、今こういうふうに予算措置をいたしております。

あと健康増進事業費が、対前年度比の130万4,000円のアップの2,325万6,000円を見込んでおります。文化事業費につきましては、68万6,000円を減額しまして40万円を見込んでおります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第26号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

町長にお伺いをいたします。ほーらい館におけるバイオマスエネルギー利活用推進プロジェクトの説明等が前にあったんですが、その後どうなったのか、予算計上等ないわけですが、ご説明を求めます。

○ほーらい館長（四本延宏君）

その事業等につきまして、太陽光だとかそういったものを取り入れて事業を行うということで応募しましたけれども、応募に至ることができませんでした。

以上です。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に。

○12番（上木 勲君）

12番。何かわくわくクラブですか、子供たちの、それが今年からあれだということですけども、これはもう子供たちに無料であれで、こういうことで、会費とかそういう問題はないわけですね。

○ほーらい館長（四本延宏君）

会費、月会費につきましては、週5日間毎日面倒を見るわけでございますので、会費につきましては5,000円を設定して、今当該6年生のほうに学校のほうを通じまして申込書を配布してございます。

○12番（上木 勲君）

それは今経費のほうが大変だからあれだと思うんですけど、こういう子供たちのそういうふうなあれは皆無料でできるぐらいのほうがいいんじゃないかと私は思うんですけどね。

それから今のその会員ね。私はいつも言っているように、ほーらい館はいい施設だから、それはみんなが盛り上がって、私も足がちょこっと痛くなってきたりしたら、あそこのあれに頼るのが一番いいんじゃないかなと思って、うちのあれらにもすすめた。すすめとるんですけどね、だから結構な人でも、あれを盛り立てて、私はそういうことでずっと初めからいつも1人年会員に入っとるんですけどね。これからはちょっと暇がなかなかなくて、行けなくて、困っておるんですけども、

そういうことでもっと何かあれをあれするより役場職員等がもう何かこう議員の皆さんとかが、そういうあれはもっとあれしたらどうですか。

○予算特別委員長（琉 理人君）

あれはあれで答えられますか。

○ほーらい館長（四本延宏君）

せんだっての一般質問でもご指摘受けましたように、これが足りるということはありませんで、要するに足りないということにしかありませんけども、もっともっと営業活動等を徹底していきたいと思っております。つい先ほども町長のほうからも、もっと頑張れと叱咤激励を受けたところでございます。今後とも一生懸命頑張ります。

以上です。

○12番（上木 勲君）

昨日、実はちょっと私、そこらの委員長と今の何というか、これ運営委員長のところで会ってちょっと話を聞きまして、ちょっと何とかしてくれと頼まれたからこう質問したりするわけですけども。今これは今保健所とかいろんなところでこの前レジオネラ菌ですか、あの問題があれして、いろいろとこれ取り上げて、いろいろあるようにあるから、それで、ですからちょっとそれをあんたらの責任に結びつき、そこをそれ委員会でちゃんとやってくださいね。そうしませんとあれは大変なことになる、うん。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○5番（明石秀雄君）

予算についてとやかく言うつもりはございませんが、この施設は、ほーらい館は、厚生労働省から健康増進施設で認定も受けております。今問題になっているようなことが起きないような形で、ぜひ適切な管理をやっていただくようにまず要望して終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第26号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第26号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、議題とします。

執行部からの詳細説明を許可します。

○水道課長（芳田勇人君）

平成24年度簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。まず歳入についてから、歳入についてご説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料及び手数料 1 目水道使用量4,775万4,000円、前年度と比較いたしまして35万円の増額を見込んでおります。2 目手数料は科目設定でございます。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目国庫補助金7,500万円、前年度と同額で、西部地区老朽管更新事業費 1 億5,000万円の2分の1補助でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金5,961万1,000円、前年度比918万9,000円の増額でございます。これは償還金の元金と利子の増額で、一般会計からの繰り入れでございます。

4 款繰越金と5 款諸収入は科目の設定でございます。

6 款町債 1 項町債 1 目辺地対策事業債、簡易水道事業債、西部地区老朽管更新事業債といたしまして、3,750万円前年度と同額でございます。2 目公営企業債といたしましては5,800万円、前年度と同額でございます。これは辺地事業債と同額の3,750万円と給水管引き込み2,050万円を加算した額でございます。

歳入に関しましては以上でございます。

続きまして8 ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費3,210万2,000円、前年度比49万8,000円の減額で、これは職員給料等手当等の減額でございます。

続きまして9 ページをお願いします。2 項原水浄水費 1 目原水浄水費2,753万8,000円、前年度比193万9,000円の増額を見込んでおります。これは需用費の増額と修繕費が新たに追加されております。3 項配水給水費 1 目配水給水費482万9,000円、前年度比11万3,000円の額で、原材料費の増額でございます。

10ページをお願いします。2 目基幹改良事業費 1 億7,054万4,000円、前年度比 1 万9,000円の増額でございます。

2 款公債費 1 項公債費 1 目元金3,155万8,000円、前年度比623万8,000円の増額でございます。

これは償還金元金の増額でございます。

11ページをお願いします。2 目利子1,129万8,000円、前年度比172万8,000円の増額で償還金利子の増額でございます。

以上でございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第27号について質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

10ページの目2基幹改良事業費の賃金なのですが、説明の中で工事事務賃金と書いてありますが、職員は工事事務ができる方はいないのでしょうか。賃金でないと。

○水道課長（芳田勇人君）

これは事務賃金、臨時職員の賃金の誤りでございます。工事事務でございませぬ。賃金でございませぬ。事務賃金でございませぬ。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に。

○12番（上木 勲君）

それではですけどね、ここにこれは何ページ、7ページの3款の繰入金ですね、繰入金。

5,900万等の、ああして、これは浄水費でもずっと繰り入れが続いて、1億余り続いているんですけども、今水道としては全部で起債は幾らありますか。

○水道課長（芳田勇人君）

お答えいたします。

23年度、24年度3月末現在で、見込みとして5億6,947万円が残っている額でございませぬ。

○12番（上木 勲君）

それで、今大体西部地区で老朽管等、その上の2款のほうで補助金も出でずっとやってるわけですけども、やっぱ今までのやった後にはやっぱりその効果はどういうようなものですか。出てやっぱり何かいい方向にこの借金、起債を返して、ちゃんとその採算ライン乗って何かいい方向へ行つとるかどうか、その辺のことをちょっとあんだ、今までの結果を見てどういうふうな総括しております。

○水道課長（芳田勇人君）

上木議員のご質問にお答えいたします。

現在、西部地区の老朽管布設がえ工事を行っておりますけども、20年度から始めまして、西部地区の町民の皆様方には、水圧が強くなったとか、今まで出なかったような水が、お風呂もすごい入りやすくなったとか、ただカルキの問題がございませぬけども、徴収等をこちらのほうからも積極的にすることができるようになりました。

○12番（上木 勲君）

水道代なんかの徴収も大分よくなっていると、効果出ているということでもいいんですね。

○水道課長（芳田勇人君）

はい、そういうことです。

○12番（上木 勲君）

終わります。

○予算特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算について議題とします。

執行部からの詳細説明を許可します。

○水道課長（芳田勇人君）

平成24年度上水道事業会計予算についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。まず収入のほうから説明いたします。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益5,286万3,000円、2 目受託工事収益10万5,000円、3 目その他営業収益2,893万円、合計8,189万8,000円を見込んでおります。

2 項営業外収益 1 目受取収益 2 万6,000円、2 目補助金514万3,000円、3 目雑収益は科目設定でございます。営業収益と営業外収益、合計が8,706万8,000円でございます。

続きまして、収益的支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費 1 項営業費用 1 目原水浄水費2,304万5,000円、2 目配水給水費584万5,000円、3 目総係費3,004万1,000円、4 目減価償却費2,274万8,000円でございます。2 項営業外費用 1 目支払い利息423万5,000円、2 目消費税115万3,000円、3 目雑支出費は科目設定でございます。

営業費用と営業外費用の合計が8,706万8,000円でございます。

続きまして、4ページお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入のほうからご説明いたします。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債、これは企業債1,000円、借換債1,000円の科目設定でござ

います。2 項他会計出資金 1 目他会計出資金3,315万1,000円を見込んでおります。資本的収入の合計が、3,315万3,000円を見込んでおります。

続きまして、資本的支出についてご説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目原水施設費450万1,000円、2 目配水施設費926万7,000円を見込んでおります。2 項企業債償還金 1 目企業債償還金2,815万円でございます。資本的支出に関しましては4,191万8,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

これから議案第28号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第28号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○予算特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

予定の議案は、すべて終了しました。平成24年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計予算等審査特別委員会を閉じます。

閉 会 午後 2 時 1 4 分

平成24年第 1 回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成24年 3 月19日

平成24年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

平成24年3月19日（月曜日） 午後1時19分開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第22号 平成24年度伊仙町一般会計予算
- 日程第2 議案第23号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第24号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 平成24年度伊仙町上水道事業会計予算
- 日程第8 請願第1号 伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書
- 日程第9 議員の派遣について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	永 田 誠 君	2 番	福 留 達 也 君
3 番	前 徹 志 君	4 番	佐 藤 隆 志 君
5 番	明 石 秀 雄 君	6 番	樺 山 一 君
7 番	永 岡 良 一 君	8 番	清 水 喜 玖 男 君
9 番	伊 藤 一 弘 君	10 番	杉 並 廣 規 君
11 番	琉 理 人 君	12 番	上 木 勲 君
13 番	美 島 盛 秀 君	14 番	常 隆 之 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 樺 山 正 二 君 事務局書記 佐 平 勝 秀 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名氏名	職名氏名
町 長 大久保 明 君	副 町 長 中 野 幸 次 君
総 務 課 長 稲 隆 仁 君	企 画 課 長 牧 徳 久 君
税 務 課 長 池 田 俊 博 君	町民生活課長 鶴 永 宏 造 君
保健福祉課長 松 田 一 郎 君	経 済 課 長 樺 山 誠 君
建 設 課 長 中 熊 俊 也 君	耕 地 課 長 大 山 秀 光 君
環 境 課 長 益 一 男 君	水 道 課 長 芳 田 勇 人 君
選 管 書 記 長 佐 平 浩 則 君	農 委 事 務 局 長 仲 武 美 君
教 育 長 茂 岡 勲 君	教 委 総 務 課 長 窪 田 良 治 君
社会教育課長 當 吉 郎 君	学給センター所長 平 山 栄 文 君
ほーらい館長 四 本 延 宏 君	

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（午後）町本勝也君・伊藤晋吾君・上木雄太君

△開 会（開議） 午後 1 時 1 9 分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 議案第22号 平成24年度伊仙町一般会計予算

△ 日程第 2 議案第23号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算

△ 日程第 3 議案第24号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算

△ 日程第 4 議案第25号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算

△ 日程第 5 議案第26号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算

△ 日程第 6 議案第27号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算

△ 日程第 7 議案第28号 平成24年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（常 隆之君）

日程第 1、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算から日程第 7、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算までの 7 件を一括議題とします。

本議案の 7 件については、平成24年度伊仙町一般会計予算及び各特別会計予算審査特別委員会に付託し、審査が行われておりますので、その結果について特別委員長の報告を求めます。

○予算特別委員長（琉 理人君）

ご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会に付託されました平成24年度伊仙町一般会計及び 6 特別会計予算について、去る 3 月 15 日、16 日に予算審査特別委員会を開きました。その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、執行部より予算書の内容について詳細説明を求め、それを受けての審査会の報告です。

一般会計当初予算について、各委員よりあらゆる質疑があり、財政難の中にあつて予算が有効かつ適正に計画されているか答弁を求め、審査を行いました。

それを集約すると、滞納徴収率向上に対しての質疑があり、徴収体制の強化、法的措置の実施、サービス制限条例の活用等で徴収率向上に努めていきますとの答弁であつた。

また、年度前半を滞納徴収に、後半は現年度分徴収に重点を置いた徴収計画を立てて、滞納徴収にもっと力を入れるようにとの提言がありました。

また、財政計画を立てる予定はあるかとの質疑に対して、来年度以降、早急に 5 カ年、10 カ年計画を立てますとの答弁であつた。

歳出においては、地域農業マスタープラン作成事業の新規就農者について、より詳しい資料等を準備して広く知らしめる必要があるのではないかと提言がありました。

また、有害鳥獣、イノシシ被害が多発して農作物に多大な被害が出ているが、町猟友会等の予算を増額して対応できないかとの質疑に対して、4 月に町猟友会臨時総会を開催して協議しますとの

答弁であった。

また、基金の繰り入れによる財政の不安定化、普通建設費の割合が当初予算の5分の1を占めるなど、平成24年度伊仙町一般会計当初予算について反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

また、特別会計においては、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算審議の際に、衛生面の管理徹底を図るよう要望がありました。

議案第23号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第25号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算の6件については、それぞれ起立採決の結果、全議案、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算については、杉並廣規君から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見の報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

○10番（杉並廣規君）

少数意見のご報告を申し上げます。

伊仙町議会議長、常 隆之殿。当初予算審査特別委員、杉並廣規、美島盛秀、明石秀雄、上木 勲。

少数意見報告書。3月16日の平成24年度当初予算審査特別委員会において留保した少数意見を、次のとおり会議規則第41条の規定により報告します。

記。1、議案番号、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算について。2、意見の要旨、イ、基金の繰り入れによる財政の不安定化、ロ、当初予算総額の5分の1が普通建設費で、借金だらけになり破綻する。

以上、報告いたします。

○議長（常 隆之君）

これから、少数意見報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第22号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第22号、平成24年度伊仙町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第23号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第23号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第24号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第24号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第24号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第25号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第25号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第25号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第26号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第26号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第26号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第27号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決します。この表決は起立によって行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第28号、平成24年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△ 日程第 8 請願第 1 号 伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書

○議長（常 隆之君）

日程第 8、請願第 1 号、伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願についてを議題とします。

この請願について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会報告します。

経済建設常任委員会に付託されました請願第 1 号、伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書は、3 月 19 日、議会委員会室において経済建設常任委員 7 名、紹介議員 2 名の出席のもと、建設課職員から道路整備状況について意見を聴取し調査しました。

伊仙町中央通り会道路は、伊仙町の核となる中心道路であり、車の往来も特に多く、両サイドの歩道も安全面から絶対に必要であり、要望書を県知事へ提出することとなりました。

したがって、請願第 1 号、伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願書は、採択すべきものと決定しました。

以上、ご報告します。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号伊仙町中央通り会道路拡幅に関する請願について採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、この請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第9 議員の派遣について

○議長（常 隆之君）

日程第9、議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第11、総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査の申し出について議題とします。

会議規則第75条の規定によって、各常任委員長からお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成24年度第1回伊仙町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後 1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 樺 山 一

